

# 健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年7月15日開催分)

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
福祉部	1	令和7年度 福祉部事業概要	27	山浦 福祉管理課長
	2	令和7年度 民生委員児童委員の一斉改選に係る候補者の推薦について	28	黄木 福祉支援調整担当課長
	3	(仮称) 特別養護老人ホーム大森東整備計画の変更について	29	松田 介護サービス推進担当課長
健康政策部	4	令和7年度 健康政策部・保健所事業概要	30	小西 健康医療政策課長

健康福祉委員会
令和7年7月15日
福祉部 資料27番
所管 福祉管理課

令和7年度

# 福祉部事業概要

大田区福祉部

令和7年7月

## 本事業概要の構成について

### 【令和 7 年度 福祉部目標】

### 【大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて】

### 【令和 7 年度 主な取組み】

内容は「大田区実施計画(令和7年3月発行)」の事業を掲載しています。

### 【事業一覧】

福祉部内各課の事業を掲載しています。

概要欄は、令和 7 年度の事業概要について掲載しています。

実績欄は、主に令和 6 年度の実績について掲載しています。

### 【資料】

組織、分掌事務、高齢福祉関係資料(高齢者人口・高齢者関係施設)、障がい福祉関係資料(手帳保持者数、区立障害者(児)施設一覧)、生活保護の状況等、令和 7 年度予算の概要等について掲載しています。

## 目 次

【令和7年度 福祉部目標】 .....	1
【大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて】 .....	3
【令和7年度 主な取組み】	
1 高齢者の見守り体制の充実・連携強化 .....	8
2 高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備 .....	8
3 高齢者の社会参加支援 .....	8
4 介護予防・フレイル予防の推進 .....	9
5 地域密着型サービスの整備支援 .....	9
6 介護人材の定着・育成（資質向上）に向けた取組 .....	9
7 権利擁護の正しい理解と周知啓発 .....	10
8 地域の担い手の育成と相談体制の拡充 .....	10
9 相談支援体制の充実・強化 .....	10
10 地域生活支援拠点等の充実 .....	10
11 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業 .....	11
12 フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業） ..	11
13 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 .....	11
14 JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた（重層的支援体制整備事業） .....	12
15 大田区福祉人材育成・交流センターの運営 .....	12
【事業一覧】	
【福祉管理課】	
ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり .....	13
福祉有償運送に係る運営協議会等 .....	13
重層的支援体制整備事業 .....	14
社会福祉協議会に対する助成事業等 .....	15
社会福祉協議会の運営（成年後見センター事業への補助事業） .....	15
民生委員児童委員 .....	16
貸付事業（応急小口資金、奨学金） .....	16
高校等進学準備給付型奨学金 .....	17
大学等進学準備給付型奨学金（大学等進学応援基金） .....	18
行旅病人・死亡人取扱 .....	18
成年後見制度利用促進・支援事業 .....	18

地域福祉計画推進会議	19
福祉人材の確保・育成・定着	20
特別永住者等特別給付金事業	20
社会福祉法人の認可・指導監査等事務	21
障害福祉サービス事業者等の指導等	21
介護保険サービス事業者等の指導等	21
福祉システムの運用開発に関する事業	22
社会福祉センター維持管理経費	22
中国帰国者等地域生活支援事業	23
災害時における要支援者対策の推進(福祉管理課分)	23
旧軍人等に対する援護事務	24
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	25
定額減税補足給付金(調整給付)給付事業	25

### 【高齢福祉課・地域福祉課】

地域包括ケアシステムの深化・推進	26
災害時における要支援者対策の推進	26
福祉サービス普及事業	26
シニアクラブ運営助成(単位クラブ助成、シニアクラブ連合会助成)	27
公益社団法人大田区シルバー人材センター助成	27
高齢者就労支援事業	28
いきいき高齢者入浴事業	28
高齢者支援施設整備事業	28
おた介護予防応援事業	29
要介護高齢者支援事業	29
(高齢者出張理髪・美容サービス、高齢者寝台自動車利用助成事業、高齢者健康回復事業)	
ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	29
高齢者補聴器購入費助成事業	30
高齢者自立支援住宅改修助成事業	30
要介護等高齢者紙おむつ等支給	31
高齢者救急代理通報システム	32
家族介護者支援事業	32
(家族介護者支援ホームヘルプサービス事業、家族介護者交流事業、裁判員制度在宅要介護者家族支援事業)	
ひとり暮らし高齢者支援事業	33
高齢者支え合いネットワークの普及啓発(高齢者見守り体制の充実)	33
ふれあいサロン支援事業	33
高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	33
在宅高齢者等訪問相談事業	34

地域包括支援センター運営推進	34
地域包括支援センター新設・移転	35
高齢福祉施設維持管理	35
百歳以上長寿者祝金等の贈呈	35
米寿お祝いメッセージカード贈呈事業	36
認知機能検診	36
地域介護予防活動支援事業	36
地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）	36
高齢者虐待防止事業	37
老人いこいの家の管理運営	37
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	38
おおたフレイル予防事業	38
リモート型介護予防事業	39
地域支援事業 包括的支援事業（認知症総合支援事業）	39
高齢者夜間・休日電話相談	40
介護サービス相談員派遣等事業	40

#### 【介護保険課・地域福祉課】

介護保険料収納等の状況	41
低所得世帯に対する介護保険料減額制度	41
介護保険の広報	42
介護認定審査会合議体連絡会	42
介護認定審査会運営	42
介護サービス給付費・介護予防サービス給付費	43
高額介護サービス等費	44
特定入所者介護サービス等費	45
高額医療合算介護サービス等費	46
認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	47
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業	47
福祉サービス第三者評価（介護サービス評価）	48
特別養護老人ホームの整備（特別養護老人ホームサービス推進事業）	48
特別養護老人ホームの整備（民営化施設への大規模修繕工事費補助）	48
地域密着型サービス施設の整備（地域密着型サービス施設への施設整備費補助、 小規模多機能型居宅介護事業所等の開設・運営支援事業）	48
既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助	49
都市型軽費老人ホームの整備	49
介護保険事業者の指定等	49
区立特別養護老人ホーム等民営化検討	49
物価高騰等における介護サービス事業所・施設に対する支援	50

大田区介護助手導入支援事業	50
介護サービス適正実施指導（介護サービス研修・普及）	50
介護サービス適正実施指導（福祉サービス従事者の育成）	52
特別養護老人ホーム入所事務	52
介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業	52
大田区介護保険サービス利用者負担額軽減事業	52
大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業	52
認知症高齢者グループホーム利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業	54
高額介護サービス費等資金貸付	54
大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議	55
区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業	55
おおもり園指定管理者管理代行	55
介護福祉施設サービス事業	56
短期入所生活介護事業	56
通所介護事業	57
通所介護事業（若年性認知症デイサービス）	57
高齢福祉施設維持管理	57

### 【障害福祉課・地域福祉課】

社会福祉協議会の運営（障害福祉関係費の補助事業）	58
災害時における要支援者対策の推進	58
原子爆弾被爆者見舞金支給	58
福祉サービス第三者評価（障がい者福祉サービス評価）	58
障害児通所支援福祉サービス評価	59
障害支援区分認定等に係る経費	59
障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費	59
障がい者支援に関する会議体運営	59
理解促進啓発事業	60
グループホームの整備促進	60
障害福祉課事務費	61
介護給付費・訓練等給付費	61
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス等給付費、やむを得ない事由による措置）	
自立支援医療費等（自立支援医療費（更生医療）、療養介護医療費）	64
補装具費	64
障害福祉サービス等に係る支援事業	65
物価高騰等における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援	65

地域生活支援事業	65
(日常生活用具の給付、心身障害者(児)訪問入浴サービス、身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター)	
心身障害者(児)緊急一時保護事業	67
(家庭委託、重症心身障害児(者)在宅レスパイト・就労等支援事業、特別介護人派遣)	
心身障害者(児)福祉電話設置	68
重度心身障害者(児)電話等使用料補助	68
重度身体障害者(児)等住宅改造助成事業	69
重度心身障害者(児)寝具乾燥	69
重度心身障害者出張理髪サービス	69
心身障害者(児)移送サービス事業 福祉タクシー及び自動車燃料費助成	70
重度身体障害者等救急代理通報システム事業	70
重度身体障害者ガイドヘルパー事業	70
重度脳性麻痺者介護支援	70
中等度難聴児補聴器購入費助成事業	71
障害者日中活動系サービス推進事業補助	71
心身障害者福祉手当	71
特別障害者手当等支給	72
東京都心身障害者医療費助成事務(都進達事務)	73
東京都重度心身障害者手当事務(都進達事務)	73
東京都心身障害者扶養共済事務(都進達事務)	74
障害児支援体制整備促進事業	74
障害児通所給付費	74
重症心身障害児通所事業	75

### 【地域福祉課】

老人保護措置費(蒲田地域福祉課のみ)	76
緊急ショートステイ事業	76
社会福祉法人助成(社会福祉法人池上長寿園に対する補助)(蒲田地域福祉課のみ)	76
各地域福祉課における相談件数	77
各地域福祉課における精神・難病医療費助成等の申請件数	78

### 【生活福祉課】

中国残留邦人等支援給付	79
就労準備支援事業プログラム	79
被保護者金銭管理支援事業	79
健康管理支援事業	79
生活保護世帯に対する給付金援護	80
入浴券支給事業	80

緊急援護対策費支給	81
生活援助金支給	81
被保護者メンタルケア支援事業 (生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援護、育成、支援事業)	81
生活保護	82
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	82
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	83
母子・父子自立支援員による相談事業	83
助産施設への入院措置	83
東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	84
婦人保護事業	84
家庭相談員による相談事業	84
生活困窮者自立支援事業(生活再建・就労サポートセンターJOBOTA)	85
生活困窮者自立支援事業(ひきこもり支援室SAPOTA)	85
生活困窮者自立支援事業(こどもの学習支援事業)	86

#### 【志茂田福祉センター】

福祉サービス第三者評価(障害者福祉サービス評価)	87
自立訓練(機能訓練)事業	87
就労継続支援B型事業	88
特定相談支援事業	88
作業所等経営ネットワーク支援事業	88

#### 【上池台障害者福祉会館】

福祉サービス第三者評価(障害者福祉サービス評価)	89
就労継続支援B型(主たる対象者を身体障がい者とする)事業	89
就労継続支援B型(主たる対象者を知的障がい者とする)事業	89
福祉の店「レインボー」の運営	89
特定相談支援事業	89
施設の貸出事業	90
車いすの貸出事業	90
講座講習会の開催事業	90
生活介護事業(重症心身障害者通所事業)	90

#### 【障がい者総合サポートセンター】

障がい者総合サポートセンター管理運営費 施設管理費	91
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費	91

(自立支援協議会の運営、高次脳機能障がい者支援事業、ケアマネジメント能力向上のための研修)

の実施、身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員活動推進事業、障害者虐待防止の体制整備の推進、意思疎通支援事業、手話講習会、中途失聴・難聴者向け手話講習会、聴覚障がい者理解啓発講座、視覚障害者支援事業〔声の図書室〕、障害者就労支援事業、青少年健全育成事業(若草青年学級))

障がい者総合サポートセンター管理運営費	事業運営費(短期入所事業)	96
障がい者総合サポートセンター管理運営費	事業運営費(発達障がい児支援事業)	96
発達障がい支援事業		96
こども発達センターわかばの家の管理運営	通所施設事業運営費	97

## 【 資 料 】

福祉部組織		98
福祉部の分掌事務		99
高齢福祉関係資料(1 高齢者人口 ・ 2 高齢者関係施設)		107
障がい福祉関係資料(1 手帳保持者数 ・ 2 区立障害者(児)施設等一覧)		110
生活保護(1 生活保護の状況 ・ 2 被保護世帯の労働類型別世帯数)		112
令和7年度 一般会計 歳出予算		113
令和7年度 介護保険特別会計 歳出予算		113

# 令和7年度 福祉部目標

令和7年度は新たな基本構想で掲げる将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するために策定した、基本計画・実施計画の初年度「新たなスタートライン」となります。喫緊の課題への柔軟かつ迅速な対応に加え、未来志向の取組を戦略的かつ積極果敢に進める必要があります。

一方で、少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、地域コミュニティの希薄化など、区を取り巻く社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、区民が抱える課題やニーズも多様化・複雑化しています。

このような認識のもと、誰一人取り残さないソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の理念に基づき、こどもから高齢者までのすべての区民がともに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の形成に向けた施策を、力強く推進しなければなりません。

福祉部では、笑顔とあたたかさあふれる大田区らしい「地域共生社会」の実現をめざし、以下の4点を目標とします。

## I 未来を見据えた「企画・立案・実践」

区民が将来にわたり、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、充実した生活を送れるよう、区の総合計画である基本構想・基本計画・実施計画に加え、大田区地域福祉計画をはじめとした各個別計画の基本理念で示すまちの姿の実現を念頭に置いて、施策を企画・立案、そして実践することが重要です。

前例に捉われない柔軟な発想とEBPMの視点から施策を企画・立案するとともに、実効性が確保されたロードマップに沿ってスピード感をもった実践を心がけましょう。また、区民目線と現場感覚を施策として具現化できる人材をめざし、政策立案能力の向上に努めましょう。

## II 区民の暮らしを支える施策の推進

誰もが生きがいと尊厳をもって暮らすことのできる包摂的な地域社会を実現するためには、区民の権利擁護を図り、自立した生活を切れ目なく支えることが求められます。

「重層的支援体制整備事業」は、包括的支援体制を構築することを目的としています。区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、部内・関係部局はもとより、大田区社会福祉協議会をはじめ、区内の社会福祉法人や事業者等と緊密な連携・協働を図りましょう。多職種・他機関連携にあたっては、役割分担の明確化と支援方針の共有を図ることでチーム支援を強化するとともに、多様な主体と連携した地域づくりと参加支援を進めましょう。

### Ⅲ 持続可能な自治体経営の実現に向けた取組の強化

行財政運営の持続可能性を高めるためには、内部統制機能の一層の強化と最少の経費で最大の効果を挙げる体制の確立が不可欠です。

文書、財務、会計、契約、情報管理など、日々の業務の中で職員一人ひとりが適正な遂行を意識するとともに、業務手順の標準化やチェック体制の整備など、組織的なコンプライアンス遵守とリスク管理を徹底しましょう。また、区民ニーズを的確に把握し、施策・事務事業評価のもと、区民生活の充実への貢献度を十分検証して、施策の新陳代謝を図るとともに、DX推進による業務プロセスの改革を積極的に進め、事務事業の効率化と区民満足度の向上を図りましょう。

### Ⅳ 風通しの良い、助け合い・支え合う職場づくり

職員の誰もがやりがいや充実感を感じながら職責を果たしつつ、家庭や地域において健康で豊かな生活が送れるよう、スマートワークを積極的に実践しましょう。上司や先輩は、組織のミッションと一つひとつの業務目的を共有しながら職員の職務遂行に伴走するとともに、組織にイノベーションを生み出す新たなチャレンジを後押ししましょう。あわせて、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、職員一人ひとりの「職員力」の向上を組織でバックアップし、お互いを高め合い、部の目標達成に一丸となって取り組む職場風土を醸成していきましょう。

# 大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて

区は、福祉分野の主要3計画、「大田区地域福祉計画（大田区成年後見制度等利用促進基本計画）」、「おおた高齢者施策推進プラン」、「おおた障がい施策推進プラン」を策定し、こどもから高齢者までのすべての区民に寄り添い、誰もが安心して地域で暮らすことのできるあたたかさあふれる大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて、主要3計画で将来ビジョンを描きました。

大田区地域福祉計画では、大田区らしい地域共生社会のイメージを次のようにイラスト化しました。



このイメージイラストは、区民のみなさんとの意見交換会の話を元に制作しています。

また、主要3計画の共通の方向性として次の3つの方向性を示しております。

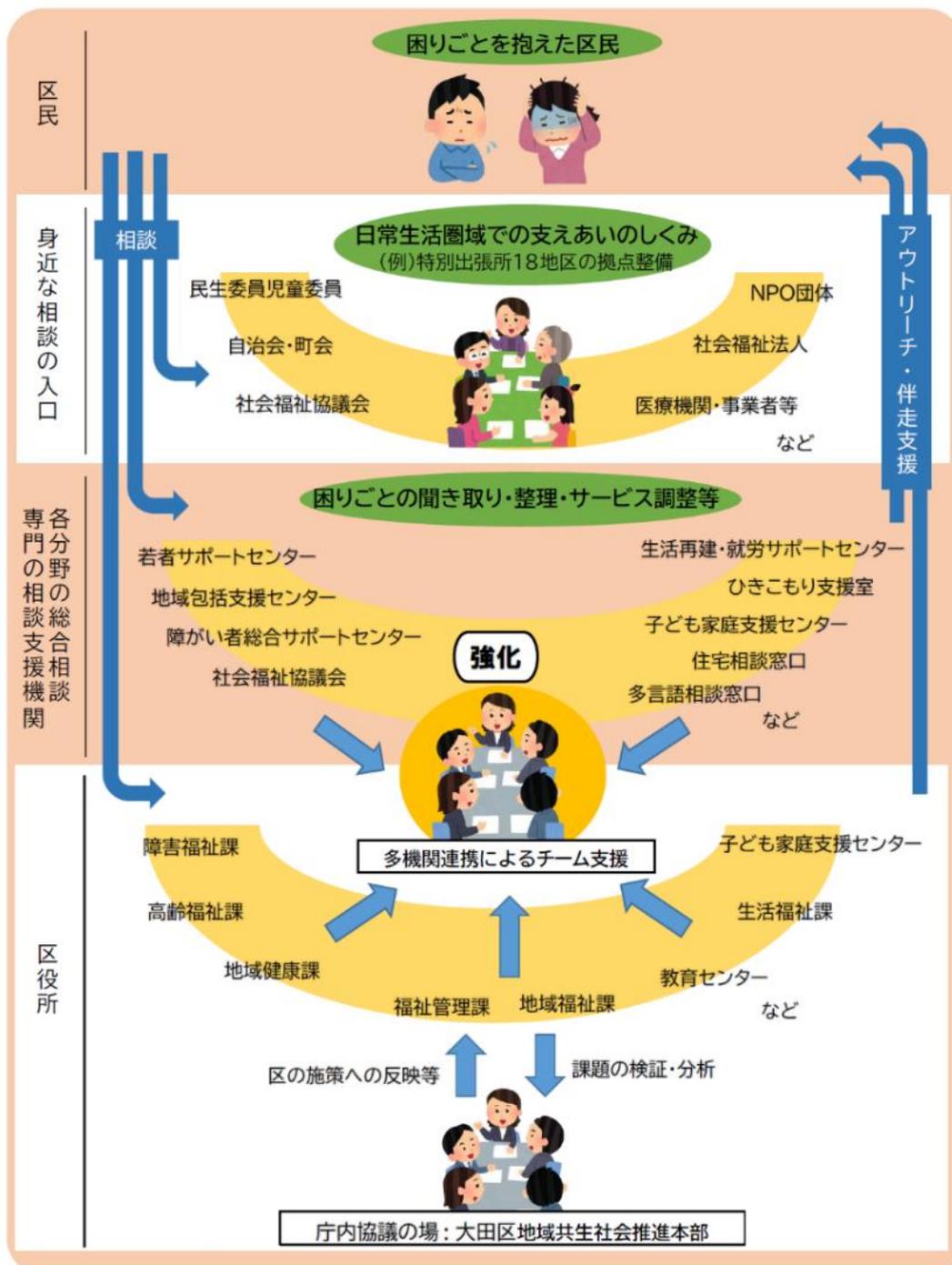
- 方向性1 孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり
- 方向性2 地域の多様な主体の参加の推進
- 方向性3 分野横断の包括的支援体制の強化

## ■ 大田区地域共生社会推進本部を設置

区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、地域共生社会の実現に向けた適切な支援を実施するため、区長を本部長、副区長を副本部長として、庁内の横の連携体制を整備・構築する「大田区地域共生社会推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置しました。

### ● 推進本部の役割

- ①地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の総合調整及び連携方針に関すること。
- ②区民の新たな支援ニーズに対する解決策や関係部局の連携方針に関すること。
- ③関係部署相互の情報交換及び状況把握に関すること。



## ■ 令和7年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画を策定

区は、分野横断的に包括的な支援体制を整備するための具体的な事業として、令和5年度から社会福祉法（以下「法」という。）で新たに創設された「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

その実施内容等について、法第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しています。

区は、本計画により、具体的な区の考えや、事業内容等を見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。

### ● 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

#### ①包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

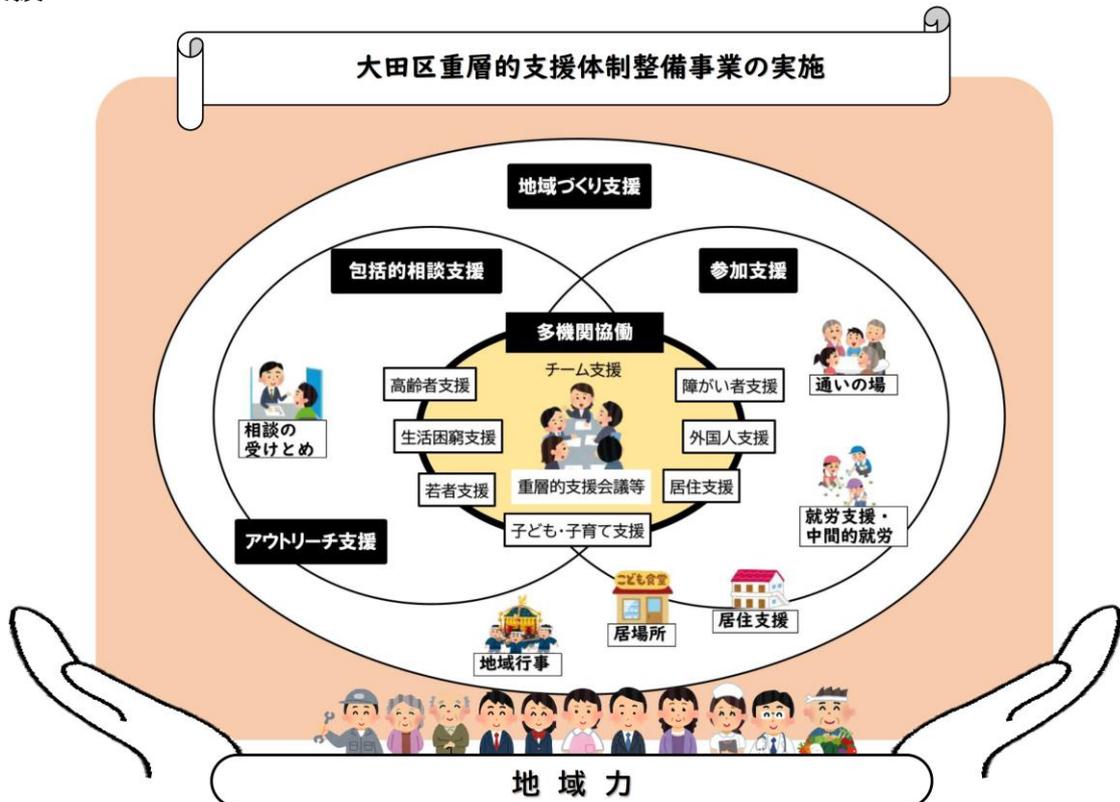
本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

#### ②参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

#### ③地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援



● 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理して実施します。

区民からの相談は、区の各相談機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチーム支援力を高めるには、職員一人ひとりの連携の意識をさらに高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。

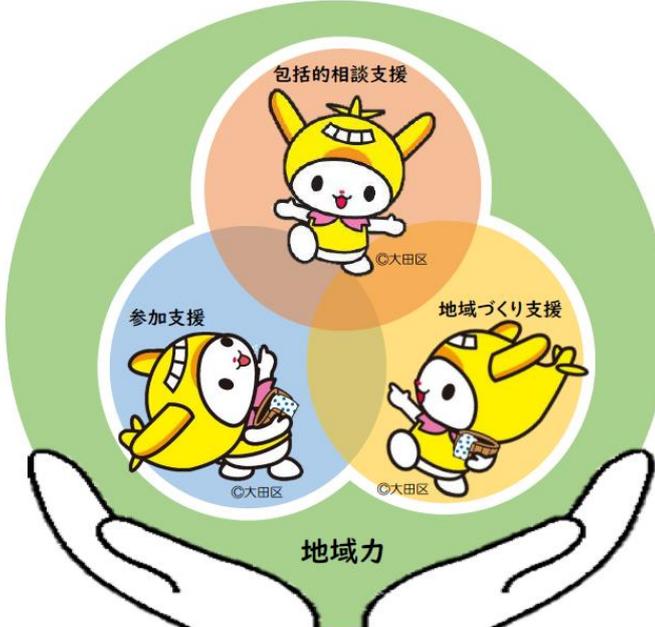
詳細については、ホームページで公表している「令和7年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画」をご覧ください。



心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

— 令和7年度 —

# 大田区 重層的支援体制整備事業 実施計画



包括的相談支援  
参加支援  
地域づくり支援  
地域力

令和7年4月更新

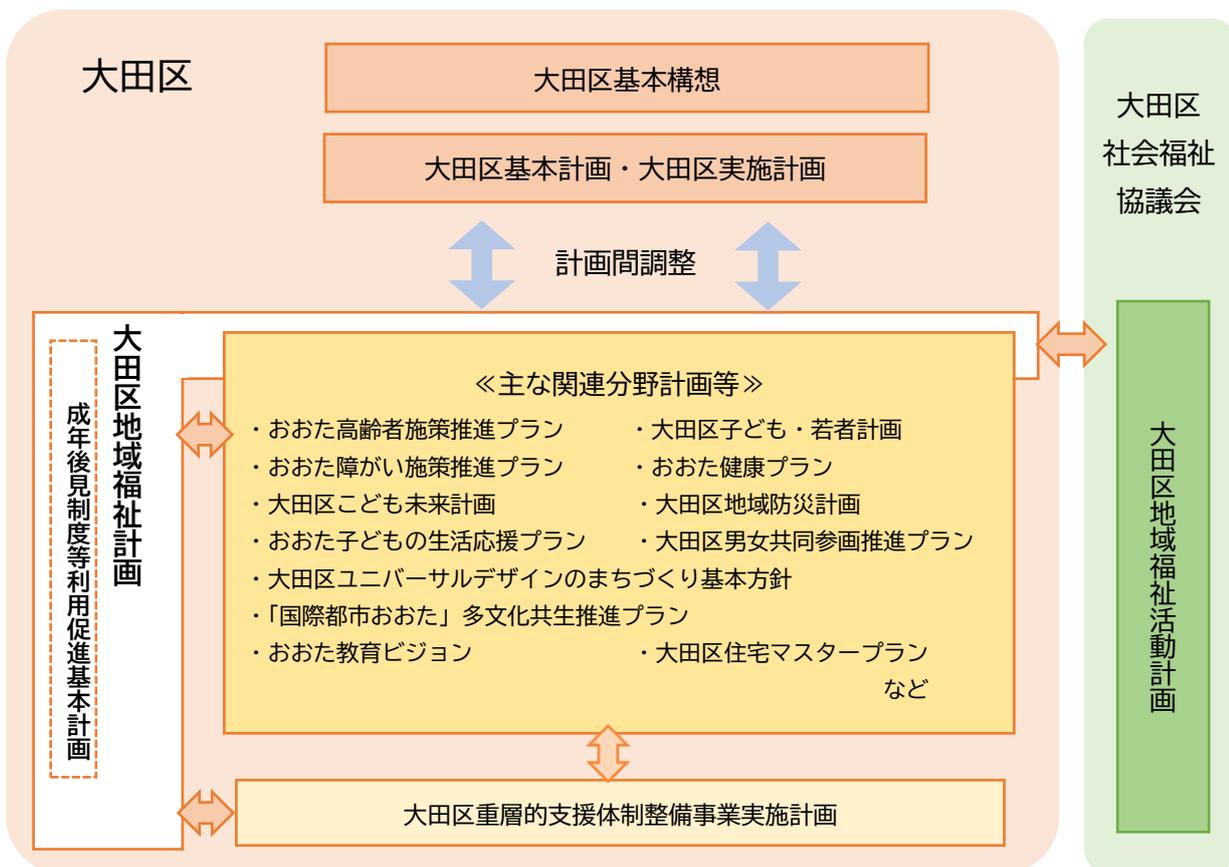
## ■ 福祉部各計画について

令和6年3月、大田区は2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のめざすべき将来像として「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げ、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針となる「大田区基本構想」を策定しました。

令和7年度は新たな基本構想で掲げる将来像を実現するために策定した、基本計画・実施計画の初年度「新たなスタートライン」となります。

福祉部の各計画においても、基本構想で示されたこの基本理念等に基づき、笑顔とあたたかさあふれる大田区らしい地域共生社会の実現をめざします。

### 概念図



# 令和7年度 主な取組み

©内容は「大田区実施計画（令和7年3月発行）」の事業を掲載しています。

## **1 高齢者の見守り体制の充実・連携強化** (高齢福祉課)

区内に住所を有する65歳以上の高齢者に対して、高齢者見守りキーホルダーの登録を促すとともに、地域の民間事業者がその事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進することで、見守り体制の支援と強化を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支援します。

### **【取組内容】**

- ・ 高齢者見守りキーホルダー登録事業の推進
- ・ 見守り推進事業者との連携
- ・ ひとり暮らし高齢者の支援

## **2 高齢者の認知症予防・共生に向けた体制整備** (高齢福祉課)

認知症の人やその家族、地域住民等、地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催をはじめ、認知症予防としてシニアステーションの利用を促し、高齢者の元気維持・介護予防のための事業を、地域包括支援センターと一体的に実施することにより、切れ目のない支援を提供します。また、シニアステーションで行われるプログラムの参加状況を把握し、利用者のニーズに応じた事業展開を検討します。

### **【取組内容】**

- ・ 認知症カフェの運営支援
- ・ シニアステーションの開設運営・利用促進
- ・ シニアステーションの利用者ニーズを踏まえたプログラムの充実

## **3 高齢者の社会参加支援** (高齢福祉課)

大田区シルバー人材センターにおいては、高齢者が持つ豊富な経験や知識、技能を活かし、就業及び様々な地域貢献活動に参加できるよう支援します。大田区いきいきしごとステーション及びシニアステーション糀谷においては、プレシニア世代からの就労の機会を拡充するために、きめ細かな支援を継続し就業者の増強に努めます。

### **【取組内容】**

- ・ 大田区シルバー人材センターにおける就業・社会貢献活動等支援
- ・ 大田区いきいきしごとステーション及びシニアステーション糀谷におけるプレシニアからの就労活動支援

#### **4 介護予防・フレイル予防の推進** (高齢福祉課)

高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発や介護予防事業を実施します。また、フレイル予防の取組の重要性を普及啓発するとともに、フレイル予防講座を開催し、予防活動を支える地域の担い手の拡充に取り組みます。

##### **【取組内容】**

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ おおたフレイル予防事業

#### **5 地域密着型サービスの整備支援** (介護保険課)

認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所及び(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、公募を実施し、地域密着型サービス事業所の開設をめざす事業者に対して、補助金を活用して施設整備に要する経費の一部を支援します。

##### **【取組内容】**

- ・ 認知症高齢者グループホームの整備支援
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備支援
- ・ (看護)小規模多機能型居宅介護の整備支援

#### **6 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組** (介護保険課)

区内の介護サービス従業者に対して、介護に係るスキルアップや能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修を実施します。また、ICTの導入等、生産性の向上に向けた事業者の積極的な取り組みを支援します。

##### **【取組内容】**

- ・ 人材育成・定着に向けた研修の実施
- ・ ICTの導入等、生産性の向上に向けた情報提供や取組の検討

## **7 権利擁護の正しい理解と周知啓発** (福祉管理課)

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など権利擁護支援の周知や正しい理解促進を図るとともに、本人の意思に寄り添う支援の浸透に向けた取り組みを実施します。また、老いじたくについては、元気なうちに自分の意思で備える大切さと、高齢者等の身近な相談窓口の周知を図るために、老いじたくパンフレットの配布や、地域包括支援センターと連携した老いじたくセミナーや老いじたく講演会を開催します。

### **【取組内容】**

- ・ 権利擁護支援や老いじたくに関する広報活動

## **8 地域の担い手の育成と相談体制の拡充** (福祉管理課)

社会貢献型後見人(市民後見人)を養成するとともに、地域活動への参加や身近な地域の気づきを関係機関等へつなぐ役割を担う、権利擁護サポーターの養成講習を実施します。また、相談につなげる仕組みを検討するために、大田区成年後見制度等利用促進協議会において関係団体等と連携を強化し取り組んでいきます。

### **【取組内容】**

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口の充実

## **9 相談支援体制の充実・強化** (障がい者総合サポートセンター)

個別の相談業務を行いながら、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化や各事業者への専門的な助言・支援等に取り組めます。地域の相談支援事業者等の適切な役割分担を行いながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

### **【取組内容】**

- ・ 基幹相談支援センターにおける相談支援

## **10 地域生活支援拠点等の充実** (障害福祉課)

障がい者一人ひとりが自分らしく地域で生活するための支援体制の充実を図るため、日中活動の場となる生活介護施設等の確保を目的とした区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備の支援、グループホームの整備促進を行います。また、新たな区立短期入所事業所を開設し、利用枠の増加を図ります。

### **【取組内容】**

- ・ 日中活動の場の整備
- ・ 短期入所施設の充実
- ・ 障がい者グループホームの整備・運営支援

## 11 障がい理解及び合理的配慮の普及促進事業 (障害福祉課)

障がいを理由とする差別の解消や障がいについての区民の関心と理解を深めるため、障がい者の日常生活を写したパネルや障がい者が創作した作品の展示、障がい理解を取り入れた地域活動の表彰事業、障がい者施設の施設まつり等での障がい理解啓発活動、障害者週間での総括イベント等に取り組みます。

### 【取組内容】

- ・障がい理解学習の支援
- ・おおた みんなのつどいプロジェクトの実施
- ・障がい者巡回パネル展の実施
- ・障がい者文化展の実施

## 12 フード支援、参加支援・地域づくり支援（重層的支援体制整備事業） (福祉管理課)

区民や企業などの多様な主体の協力のもと、集めた食品を子ども食堂をはじめとした居場所で提供するフード支援を通じて、困っている方を福祉サービスにつなげるネットワークを構築しています。

大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けた地域の自助力及び互助力の強化推進のための参加支援や地域づくり支援に取り組んでいます。

### 【取組内容】

- ・フード支援ネットワーク体制の拡充
- ・参加支援及び地域づくり支援の強化

## 13 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉管理課)

「おもいやり」や「気づき」の心を育み、安全・安心なまちづくりに参加・参画し、貢献できる人材を育てるため、区内障がい者関係団体が主体となり、区立小中学校を対象に、学校教育の中でユニバーサルデザインや心のバリアフリーを学び、体験できるよう総合学習の支援を実施します。

### 【取組内容】

- ・障がい理解学習の支援

## **14 JOBOTA/SAPOTA/フラットおおた（重層的支援体制整備事業）**

**（蒲田生活福祉課）**

重層的支援体制整備事業の13の事業の一つである「大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA」と「大田区ひきこもり支援室 SAPOTA」、「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の3事業の支援機関が同一の建物内で、連携して支援する体制を構築します。また、大森の本部機能のほかに蒲田に分室機能を設置します。

### **【取組内容】**

- ・JOBOTA/SAPOTA/フラットおおたの一体的運営及び蒲田分室の設置

## **15 大田区福祉人材育成・交流センターの運営**

**（福祉管理課）**

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められる中、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後の課題となっていくため、福祉人材の確保・育成・定着に取り組めます。

### **【取組内容】**

- ・人材育成・定着に向けた研修会・セミナーの実施
- ・多様な福祉人材の確保に向けた取組の強化
- ・カスタマーハラスメント対策事業の実施

# 事業一覧

## ※ 事業一覧記載事項説明

- 1 事業名の右側は、事業の種類と( )内は財源の種別について、次の区分で記載しています。

(1)事業の分類	(2)特定財源の種別
○区・・・・・・・・区の単独事業	○(国直、定額)・・・国庫支出金の直接事業による定額補助
○国補助・・・・国庫補助事業	○(国○/○)・・・国庫支出金の補助割合による補助
○都補助・・・・都補助事業	○(国間、定額)・・・国庫支出金の間接事業による定額補助
○都条例・・・・都条例に基づく事業	○(国間○/○)・・・国庫支出金の間接補助割合による補助
○法定1・・・・国の法定受託事務	○(都、定額)・・・・都支出金の定額補助
○法定2・・・・都の法定受託事務	○(都○/○)・・・・都支出金の補助割合による補助
- 2 概要欄は、令和7年度の事業概要について記載しています。
- 3 実績欄は、主に令和6年度の実績について記載しています。

## 福祉管理課 事業一覧

事業名	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり <span style="float: right;">一部都補助 (都 1/2、区 1/2)</span>										
概要	<p>平成 23 年 3 月に策定した「おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づくまちづくりに取り組んでいます。令和 6 年度からは、改定したアクションプランの中で掲げた以下の取り組みを進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 UDパートナーによる、道路や区施設に対するユニバーサルデザイン合同点検を実施します。</li> <li>2 小中学校での障がい者理解をテーマとした総合学習を支援します。</li> <li>3 ユニバーサルデザインの更なる普及・啓発に取り組みます。</li> <li>4 地域住民を対象に「地域におけるユニバーサルデザイン実践講座」を開催します。</li> <li>5 ユニバーサルデザインの視点による窓口サービスの改善に取り組みます。</li> </ol>										
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、公園、区施設等のユニバーサルデザイン合同点検活動             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 古径公園（整備前）</li> <li>(2) 補助線街路 38 号線（整備前）</li> <li>(3) 旧羽田旭小学校跡地（整備前）</li> <li>(4) 旭橋（整備前）</li> <li>(5) 田園調布せせらぎ館体育施設（整備後）</li> <li>(6) 大田区立入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設（整備後）</li> </ol> </li> <li>2 小中学校総合学習支援 50 校※実施校重複有り             <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;">25 校</td> <td style="text-align: center;">15 校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: center;">7 校</td> <td style="text-align: center;">3 校</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>3 ユニバーサルデザインの普及・啓発に向けた事業              おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議 2 回開催（7 月、2 月）              UDパートナーの登録（41 人）</li> <li>4 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座              池上地区の自治会連合会、民生委員を対象に開催（3 月）14 名参加</li> <li>5 窓口サービスのユニバーサルデザイン合同点検活動              鵜の木特別出張所にて実施（1 月）</li> </ol>			身体障がい	知的障がい	小学校	25 校	15 校	中学校	7 校	3 校
	身体障がい	知的障がい									
小学校	25 校	15 校									
中学校	7 校	3 校									

事業名	福祉有償運送に係る運営協議会等 <span style="float: right;">都補助・区</span>	
概要	<p>区内の移動困難な方に対して、NPO法人等が提供する移送サービスの円滑な運営を図る上で必要な事項を協議するため、運営協議会を開催します。あわせて、運行する団体を支援するための助成を行います。</p>	
実績	<p>協議会開催 2 回    運行団体数 3 団体    助成総額 1,124,630 円</p>	

事業名	重層的支援体制整備事業
概 要	<p>大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を実施します。</p> <p>1 多機関協働事業 複合的な個別課題に対する多機関連携の調整のための相談を各地域福祉課で行うとともに重層的支援会議を実施し、スーパーバイザーを専門の学識者に依頼します。</p> <p>2 地域福祉コーディネート事業 高齢、障がい、こども、生活困窮等の分野を問わず、地域社会とのつながりを回復する参加支援と、地域力を高める地域づくり支援について、地域福祉コーディネーターを配置する大田区社会福祉協議会に委託して実施します。</p> <p>3 フード支援ネットワーク事業 区と大田区社会福祉協議会が一体となり、食料支援の取組を通じて、子育て家庭等を中心に、生活に困難を抱える世帯を地域全体で支えるためのネットワークづくりを推進します。</p> <p>※社会福祉法に定められている重層的支援体制整備事業の対象 13 事業のうち、福祉管理課が所管する事業のみを掲載しております。</p>
実 績	<p>1 多機関協働事業 多機関連携の調整のための相談 年間 171 件 重層的支援会議等 年間 153 回（うち支援プラン 114 件作成） スーパーバイザー派遣 年間 76 件</p> <p>2 地域福祉コーディネート事業 (1) 参加支援 延べ利用者数 456 件実施（なお、支援内容は、複数の支援に涉ることがあり、資源開発 342 件、活動参加支援 306 件、就労支援 30 件、居住支援 30 件、定着支援 54 件実施）</p> <p>(2) 地域づくり支援 延べ 912 件実施（うち団体支援は 133 件、協力者の発掘は 117 件、つなぎ支援は 70 件、プラットフォームづくりの推進は 89 件、居場所整備は 60 件、資源開拓 90 件、機能拡充 83 件、関係機関とのネットワークづくりは 209 件、活動内容の普及啓発は 54 件、その他は 7 件）</p> <p>3 フード支援ネットワーク事業 地域における「食料支援」に関する取組みを行う企業・団体数 196 フードドライブ等への住民ボランティアの参加者数 4,210 名</p>

事業名	社会福祉協議会に対する助成事業等	都補助・区														
概要	社会福祉協議会がボランティア活動の推進や地域での交流の場づくりなどを通じて、より一層の住民福祉の向上を図る目的で行う事業などに対し、区が助成を行います。															
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 人件費等</td> <td>145,685,232円</td> </tr> <tr> <td>(1) 職員人件費(26人)</td> <td>144,623,645円</td> </tr> <tr> <td>(2) 事務費</td> <td>1,051,587円</td> </tr> <tr> <td>(3) 会費</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2 各種事業</td> <td>3,680,128円</td> </tr> <tr> <td>(1) 食事サービスボランティア助成</td> <td>延 8,348食 3,622,488円</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域協議会の運営</td> <td>57,640円</td> </tr> </table>		1 人件費等	145,685,232円	(1) 職員人件費(26人)	144,623,645円	(2) 事務費	1,051,587円	(3) 会費	10,000円	2 各種事業	3,680,128円	(1) 食事サービスボランティア助成	延 8,348食 3,622,488円	(2) 地域協議会の運営	57,640円
1 人件費等	145,685,232円															
(1) 職員人件費(26人)	144,623,645円															
(2) 事務費	1,051,587円															
(3) 会費	10,000円															
2 各種事業	3,680,128円															
(1) 食事サービスボランティア助成	延 8,348食 3,622,488円															
(2) 地域協議会の運営	57,640円															

事業名	社会福祉協議会の運営 (成年後見センター事業への補助事業)	都補助(都1/2、区1/2)																																																																				
概要	<p>社会福祉協議会「おおた成年後見センター」が行っている福祉サービス総合支援事業、成年後見あんしん生活創造事業への助成を通じて、成年後見制度等の広報や相談事業、法人後見活動等を支援し、高齢者等の権利擁護を支える基盤を強化します。</p> <p>親族以外の第三者による後見の担い手不足を解消するため、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・支援に取り組んでいます。</p>																																																																					
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 福祉サービス総合支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 利用者サポート事業</td> <td>相談件数 7,193件</td> </tr> <tr> <td>(相談内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>228件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(法定後見)</td> <td>5,075件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(任意後見)</td> <td>115件</td> </tr> <tr> <td>その他(老いじたく関連554件)</td> <td>1,775件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉法律相談等</td> <td>相談件数 125件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>2 成年後見センターあんしん生活創造事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 専門相談</td> <td>相談件数 63件</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域講演会等</td> <td>開催回数 19回</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人後見</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 定 後 見</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>後 見 監 督</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>任 意 後 見 ( 契 約 数 )</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>任意後見人として活動した件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>		1 福祉サービス総合支援事業		(1) 利用者サポート事業	相談件数 7,193件	(相談内訳)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>228件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(法定後見)</td> <td>5,075件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(任意後見)</td> <td>115件</td> </tr> <tr> <td>その他(老いじたく関連554件)</td> <td>1,775件</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	件 数	地域福祉権利擁護事業	228件	証書等預かりサービス	0件	支払い代行サービス	0件	成年後見制度(法定後見)	5,075件	成年後見制度(任意後見)	115件	その他(老いじたく関連554件)	1,775件	(2) 福祉法律相談等	相談件数 125件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>			新規	終了	R7.3月末現在	証書等預かりサービス	0件	0件	0件	支払い代行サービス	0件	1件	2件	2 成年後見センターあんしん生活創造事業		(1) 専門相談	相談件数 63件	(2) 地域講演会等	開催回数 19回	(3) 法人後見		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 定 後 見</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>後 見 監 督</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>任 意 後 見 ( 契 約 数 )</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>任意後見人として活動した件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>		種 目	新規	終了	R7.3月末現在	法 定 後 見	2件	3件	16件	後 見 監 督	0件	1件	4件	任 意 後 見 ( 契 約 数 )	0件	0件	6件	任意後見人として活動した件数	1件	0件	4件
1 福祉サービス総合支援事業																																																																						
(1) 利用者サポート事業	相談件数 7,193件																																																																					
(相談内訳)																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>228件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(法定後見)</td> <td>5,075件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度(任意後見)</td> <td>115件</td> </tr> <tr> <td>その他(老いじたく関連554件)</td> <td>1,775件</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	件 数	地域福祉権利擁護事業	228件	証書等預かりサービス	0件	支払い代行サービス	0件	成年後見制度(法定後見)	5,075件	成年後見制度(任意後見)	115件	その他(老いじたく関連554件)	1,775件																																																							
内 容	件 数																																																																					
地域福祉権利擁護事業	228件																																																																					
証書等預かりサービス	0件																																																																					
支払い代行サービス	0件																																																																					
成年後見制度(法定後見)	5,075件																																																																					
成年後見制度(任意後見)	115件																																																																					
その他(老いじたく関連554件)	1,775件																																																																					
(2) 福祉法律相談等	相談件数 125件																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>			新規	終了	R7.3月末現在	証書等預かりサービス	0件	0件	0件	支払い代行サービス	0件	1件	2件																																																									
	新規	終了	R7.3月末現在																																																																			
証書等預かりサービス	0件	0件	0件																																																																			
支払い代行サービス	0件	1件	2件																																																																			
2 成年後見センターあんしん生活創造事業																																																																						
(1) 専門相談	相談件数 63件																																																																					
(2) 地域講演会等	開催回数 19回																																																																					
(3) 法人後見																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R7.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 定 後 見</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>後 見 監 督</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>任 意 後 見 ( 契 約 数 )</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>任意後見人として活動した件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>		種 目	新規	終了	R7.3月末現在	法 定 後 見	2件	3件	16件	後 見 監 督	0件	1件	4件	任 意 後 見 ( 契 約 数 )	0件	0件	6件	任意後見人として活動した件数	1件	0件	4件																																																	
種 目	新規	終了	R7.3月末現在																																																																			
法 定 後 見	2件	3件	16件																																																																			
後 見 監 督	0件	1件	4件																																																																			
任 意 後 見 ( 契 約 数 )	0件	0件	6件																																																																			
任意後見人として活動した件数	1件	0件	4件																																																																			

事業名	民生委員児童委員	都補助・区
概要	<p>民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親家庭等で問題を抱えている人々に対して、相談援助にあたっています。また、児童や妊産婦に対しても、必要に応じ援助支援を行い、児童の健全育成にも努める民間の奉仕者です。</p> <p>従って、人格、識見が高く社会福祉の増進に熱意のある人の中から都知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。</p> <p>また、平成6年1月1日からは児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図っています。</p>	
実績	<p>1 人数（令和7年3月31日現在） 定数 507 人（うち主任児童委員 39 人を含む） 現員数 482 人（うち主任児童委員 38 人を含む） 大田区会長 1 人、大田区会長代理 2 人、地区会長 18 人、地区副会長 44 人</p> <p>2 活動状況 (1) 相談件数 5,224 件 (3) 訪問回数 40,303 回 (2) 活動日数 64,154 日 (4) 調査書発行件数 593 件</p> <p>3 各種会議 (1) 会長協議会 11 回開催 (2) 地区協議会 ①定例 182 回開催 ②自主 150 回開催</p> <p>4 事項別部会（児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉・子育て支援・主任児童委員） 18 回開催</p> <p>5 研修 (1) 全体研修 1 回開催 (3) 新任研修 3 回開催 (2) 会長研修 1 回開催 (4) 専門研修 0 回開催</p> <p>6 民生委員推薦会 (1) 推薦会 委員定数 12 人 4 回開催 委員出席数 42 人 推薦人数 6 人 (2) 推薦準備会 6 回開催 委員出席数 67 人 推薦人数 6 人</p> <p>7 その他 おおた区報 5 月 11 日号にて民生委員活動を PR</p>	

事業名	貸付事業(1)応急小口資金	区									
概要	<p>目的 応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、小口資金を貸付けることによりその生活の安定と生活意欲の増進を図ります。</p> <p>内容 1 貸付額 一般 18 万円以内、特認 45 万円以内 2 利子 無利子 3 返還方法 貸付を受けた月の翌々月から月賦償還 18 万円以内 20 か月 18 万円を超え 45 万円以内 36 か月</p> <p>対象 1 区内に 3 か月以上引き続き居住していること 2 世帯の収入が生活保護基準の 1.5 倍以下であること 3 災害・疾病その他の応急に必要資金の調達が困難なこと</p> <p>申込受付 相談・申し込みは随時</p>										
実績	<table> <tr> <td>一般貸付</td> <td>5 件</td> <td>430,000 円</td> </tr> <tr> <td>特認貸付</td> <td>1 件</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 件</td> <td>690,000 円</td> </tr> </table>		一般貸付	5 件	430,000 円	特認貸付	1 件	260,000 円	計	6 件	690,000 円
一般貸付	5 件	430,000 円									
特認貸付	1 件	260,000 円									
計	6 件	690,000 円									

事業名	貸付事業(2)奨学金 <span style="float: right;">区</span>
概要	<p>目的 大学・短大・専修学校専門課程に就学するための費用を支払うことが困難な者に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。</p> <p>内容 1 貸付額 大学・短大・専修学校専門課程 国公立月額 35,000 円以内、私立月額 44,000 円以内</p> <p>2 利子 無利子</p> <p>3 返還方法 卒業月の翌月から 1 年間据置後、20 年以内に年賦、半年賦又は月賦で返還。</p> <p>対象 1 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている者</p> <p>2 経済的な理由により就学が困難な者</p> <p>3 大学・短大及び専修学校専門課程に進学予定又は在学中の者</p> <p>4 大田区身体障害者奨学生でない者</p> <p>申込書配付及び申込受付開始</p> <p>1 在學生は 4 月下旬</p> <p>2 進学予定者は 9 月上旬</p> <p>福祉人材確保奨学金制度</p> <p>貸付終了後、区内に居住し、区内福祉関連事業所等に所定の要件で 3 年間勤務した場合は、区奨学金の返還額を最大半額(上限額 105 万 6 千円)、5 年間の場合は最大全額(上限額 211 万 2 千円)を減免します。</p>
実績	<p>1 貸付額 262,311,000 円</p> <p>2 貸付人数 523 人(129 人) ※ ( ) 内の数字は新規貸付分 内訳： 大学・専修専門課程 国公立 17 人(3 人)、私立 506 人(126 人)</p> <p>3 減免(福祉人材確保奨学金制度) 3 人 2,560,172 円</p>

事業名	高校等進学準備給付型奨学金 <span style="float: right;">区</span>
概要	<p>目的 高校等に進学する住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学準備費用として、入学前の 3 月に一人 8 万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。</p> <p>内容 1 給付額 一人 80,000 円(入学準備金として)</p> <p>2 支給人数 50 人程度</p> <p>対象 1 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている者。</p> <p>2 令和 8 年度に高校等に進学する生徒。</p> <p>3 住民税非課税世帯の生徒(同一世帯の方すべてが非課税であること)。</p> <p>4 学業成績が平均 3.0 以上であること(5 段階評定)。</p> <p>5 生活保護受給世帯の生徒でないこと。</p> <p>申込書配付及び申込受付開始 11 月上旬</p>
実績	支給人数 35 人

事業名	大学等進学準備給付型奨学金（大学等進学応援基金）	区
概要	<p>目的 経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志がある学生に一定額を給付し、以て社会に貢献し得る有用な人材を育成します。</p> <p>内容 1 給付額 一人 150,000 円（入学準備金として） 2 支給人数 45 人程度</p> <p>対象 1 大田区奨学金の申込資格を満たした令和 8 年 4 月に大学等に入学予定の者 2 大田区奨学金申込者のうち経済的に困窮し、かつ学業優秀な者 1～2 の条件をすべて満たしている者</p> <p>申込書配付及び申込受付開始 9 月上旬（大田区奨学金（貸付型）申込みと同時に申込むこと。給付型奨学金単独の申込みは不可）</p>	
実績	支給人数 36 人	

事業名	行旅病人・死亡人取扱	都補助・区
概要	<p>目的 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人の援護及び費用の弁償、行旅死亡人の埋火葬を行います。</p> <p>内容 行旅病人が医療機関に搬送され区に通報があった場合に実態調査を行い、東京都福祉保健局に協議し、医療費、日用品費、被服費の負担をします。また、行旅死亡人の葬祭、官報掲載を行います。</p> <p>対象 1 行旅病人 区内に行旅中に病気等で入院治療を要する状態に陥りながら療養の費用等を有しない者 2 行旅死亡人 区内で死亡し、身元が判明せず、引取人のいない者</p>	
実績	行旅病人 0 件 行旅死亡人 173 件	

事業名	成年後見制度利用促進・支援事業	一部都補助（都 1/2、区 1/2）
概要	<p>大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、区は権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークをコーディネートする「成年後見制度利用促進中核機関」を令和 2 年 4 月に設置しました。中核機関として、支援関係者が対応に悩む事例等に対して、多角的な視点で支援方針を検討する「権利擁護支援検討会議」を令和 2 年 8 月より開催しています。また、権利擁護支援にあたる関係各者との情報共有、地域に共通する課題の抽出、地域での連携の仕組み作りを図る「成年後見制度等利用促進協議会」を令和 3 年 8 月に設置しました。</p> <p>判断能力が不十分な状態にあり成年後見制度を利用する必要性の高い方が、単身、親族関係が疎遠等の事情により制度利用の手続きを進められないとき、区長が申立人となり、家庭裁判所に「後見等開始の審判」を申し立てます。</p> <p>また、低所得等の事情があり、後見報酬等を負担することが難しい方に、報酬等の一部または全額を助成します。</p> <p>人生 100 年時代といわれる今日において、区民が生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから老いじたくを進めるために、老いじたくに関する相談会や複数の専門職の方が相談に応じる合同相談会、セミナー、講習会を開催し、さらに令和 5 年度より地域力推進部と連携し、各特別出張所にてセミナーを年 6 回開催しています。なお、令和 6 年度より老いじたくに関する情報を区に登録し、病気や死亡などにより意思表示ができなくなったときに、本人の意思を伝えられるように、必要な機関に情報提供を行う「老いじたく情報登録事業」を開始しました。</p>	

実 績	<p>1 家庭裁判所申立件数 54 件  (内 訳) 高齢者 47 件  知的障がい者 4 件  精神障がい者 3 件</p> <p>2 成年後見制度利用支援（後見報酬助成） 74 件</p> <p>3 老いじたく推進事業  (1) 相談会の実施  ア 実施回数・相談者数 全 46回・ 86組  イ 相談内容（相談件数合計 265件）  相続・遺言119件 死後事務23件 成年後見37件 不動産・登記26件  財産管理17件 お墓12件 身元保証7件 施設・住まい3件 その他21件</p> <p>(2) 合同相談会の実施  ア 実施回数・相談者数 全2回・21組  イ 実施内容 老いじたくに関する多岐にわたる悩みに対して、複数の専門職からの助言を行いました。</p> <p>(3) セミナーの実施  ア 実施回数・参加者数 全6回・206人  イ 実施内容 老いじたくに必要な知識等について弁護士による講義を行いました。</p> <p>(4) 講演会の実施  ア 実施回数・参加者数 全1回・178人  イ 実施内容 これから老いじたくを始める方へ向けて、人生を前向きに考えるための機会として、弁護士による講義を行いました。</p> <p>(5) 周知・啓発  ア 老いじたくパンフレット等の配布  区の窓口や福祉関係機関の窓口に配布した他、金融機関（信用金庫）や医療機関にも配架を協力いただき、広く周知・啓発しました。  また、地域のイベントや各団体活動などでも活用しました。</p> <p>4 老いじたく情報登録事業  (1) 相談件数 116 件  (2) 登録件数 4 件</p>
-----	--

事業名	地域福祉計画推進会議	区
概 要	令和6年度からの5か年計画である「大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画」について、地域での支えあいを広め、誰もが地域社会から孤立することなく、生きがいと役割を持って暮らしていくために、地域の皆様と一緒に大田区らしい「地域共生社会」の実現に向けて計画の進行管理を行います。	
実 績	<p>1 推進会議開催 2回（7月、1月）</p> <p>2 地域福祉推進のための意見交換会開催 2回  テーマ①：地域の居場所について  テーマ②：包括的な相談支援に向けて、支援者が孤立しないために</p>	

事業名	福祉人材の確保・育成・定着	一部都補助・区
概要	一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められるなか、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足に対応するため、大田区福祉人材育成・交流センターを運営し、福祉人材の確保・育成・定着に取り組みます。	
実績	1 複合課題対応研修 全6回実施 参加者数合計 644人 2 福祉人材コミュニケーションスキル向上研修 全2回実施 参加者数合計 73人 3 福祉従事者フォローアップセミナー(福祉従事者交流事業) 全3回実施 参加者数合計 110人 4 人材育成スキルアップセミナー 全3回実施 参加者数合計 103人 5 人材定着支援セミナー 全3回実施 参加者数合計 101人 6 介護人材確保促進セミナー 全2回実施 参加者数合計 10人 7 大田区福祉人材育成・交流センターeラーニング研修システム 研修動画コンテンツ 全32コンテンツ 登録アカウント 1,151アカウント(令和7年3月31日現在) 8 介護の日本語講座 全12回 参加者数 24人	

事業名	特別永住者等特別給付金事業	区
概要	目的 日本国籍を有していなかったため国民年金に加入することができなかった高齢者、又は重度心身障がい者の方で日本国籍を有していなかったため障害基礎年金を受けられなかった方に給付金を支給します。 内容 1 特別永住者等特別給付金 月額 10,000円 2 重度心身障害者特別給付金 月額 30,000円 支給時期：8月、12月、4月に前4か月分を支給 対象 1 特別永住者等特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 大正15年4月1日以前に生まれた方 (2) 生活保護を受けていない方 (3) 公的年金を受給していない方 (4) 重度心身障害者特別給付金を受給していない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方 2 重度心身障害者特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 昭和57年1月1日前に満20歳に達している方 (2) 昭和57年1月1日前に重度心身障がい者であった方又は同日以降に重度心身障がい者となった方で、その障害の発生原因となった傷病の初診日が同日前の方 (3) 生活保護を受けていない方 (4) 公的年金を受給していない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方	
実績	1 特別永住者等特別給付金 1人 2 重度心身障害者特別給付金 0人	

事業名	社会福祉法人の認可・指導監査等事務	一部国補助(国1/2、区1/2)
概要	<p>目的 社会福祉法人の認可及び指導監査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。</p> <p>内容 法人の設立認可、定款変更の認可及び指導監査等を行います。また、法人の社会福祉充実計画の審査・承認、財務諸表等電子開示システムの確認事務及び制度の周知等のために社会福祉法人指導連絡会を開催しています。</p> <p>対象 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人(主たる事務所が大田区内にあり、かつ事業も大田区内でのみ実施する法人(19法人))</p>	
実績	<p>1 社会福祉法人の定款変更認可 2件</p> <p>2 社会福祉充実計画の承認 0件</p> <p>3 社会福祉法人の指導監査 6法人</p> <p>4 社会福祉法人指導連絡会(集団指導) 2回開催</p>	

事業名	障害福祉サービス事業者等の指導等	区
概要	<p>目的 障害福祉サービス事業者等の指導検査を実施し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を図ります。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集団指導 事業者連絡会等を活用し、若しくは事業種別毎の個別開催により、当該年度の実施方針、重点項目及び指導結果概要等について、講習等の方法により実施します。</li> <li>2 実地指導 障害福祉サービス事業者等が運営する事業所において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況等について講評を行います。</li> </ol> <p>対象 区内の障害福祉サービス事業者等。</p>	
実績	<p>1 集団指導 1回開催(動画配信)</p> <p>2 実地指導 45事業所</p>	

事業名	介護保険サービス事業者等の指導等	区
概要	<p>目的 介護保険サービス事業者等に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ります。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集団指導 事業者連絡会等を活用し、若しくは事業種別毎の個別開催により、当該年度の実施方針、重点項目及び指導結果概要等について、講習等の方法により実施します。</li> <li>2 実地指導 介護保険サービス事業者等が運営する事業所において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況等について講評を行います。</li> </ol> <p>対象 区内の介護サービス事業者等。</p>	
実績	<p>1 集団指導 1回開催(動画配信)</p> <p>2 実地指導 97事業所</p>	

事業名	福祉システムの運用開発に関する事業	区																												
概要	<p>目的・内容 福祉部内の高齢障害システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、重層的支援情報共有システムを利用する業務の効率的かつ正確な執行を担保するために、法改正等による対象事務の業務要件変更などのシステムを取り巻く様々な状況の変化に適切な対応を実施し、安全で適正なシステムの運用・開発を行います。</p>																													
実績	<p>各システムにおける主な対象事業、利用部門と事業実績額は以下のとおりです。</p> <p>○高齢障害システム</p> <table border="0"> <tr> <td>高齢福祉事業</td> <td>13 事業</td> <td>障害者福祉事業</td> <td>27 事業</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業</td> <td>1 事業</td> <td>医療費助成事業</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>共通事業</td> <td>3 事業</td> <td>自立支援給付事業</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>46 事業</td> </tr> </table> <p>(利用部門：20 課) 福祉管理課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、各地域福祉課、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、健康づくり課、各地域健康課、子ども家庭支援センター、各子ども家庭センター(計 516 ユーザ)</p> <p>○生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム 生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する相談、給付事業等 9 事業 (利用部門：5 課) 各生活福祉課、福祉管理課(計 285 ユーザ)</p> <p>○重層的支援情報共有システム 包括的相談支援のため福祉部内のサービス支給情報や窓口相談情報の共有等 (利用部門：15 課と 23 拠点) 福祉管理課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、各地域福祉課、各生活福祉課、志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、地域包括支援センター(計 889 ユーザ)</p> <p>○実績額内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>・区民情報系システム基盤更改対応等</td> <td>120,632,820 円</td> </tr> <tr> <td>・重層的支援情報共有システム 1.5 次開発</td> <td>86,427,264 円</td> </tr> <tr> <td>・各システムの保守運用委託等</td> <td>48,952,464 円</td> </tr> <tr> <td>・システム標準化対応作業委託</td> <td>43,535,800 円</td> </tr> <tr> <td>・重層的支援情報共有システム機器類の賃貸借等</td> <td>37,772,647 円</td> </tr> <tr> <td>・各システムの制度改正対応改修委託等</td> <td>21,784,873 円</td> </tr> </table>		高齢福祉事業	13 事業	障害者福祉事業	27 事業	地域生活支援事業	1 事業	医療費助成事業	1 事業	共通事業	3 事業	自立支援給付事業	1 事業			合計	46 事業	・区民情報系システム基盤更改対応等	120,632,820 円	・重層的支援情報共有システム 1.5 次開発	86,427,264 円	・各システムの保守運用委託等	48,952,464 円	・システム標準化対応作業委託	43,535,800 円	・重層的支援情報共有システム機器類の賃貸借等	37,772,647 円	・各システムの制度改正対応改修委託等	21,784,873 円
高齢福祉事業	13 事業	障害者福祉事業	27 事業																											
地域生活支援事業	1 事業	医療費助成事業	1 事業																											
共通事業	3 事業	自立支援給付事業	1 事業																											
		合計	46 事業																											
・区民情報系システム基盤更改対応等	120,632,820 円																													
・重層的支援情報共有システム 1.5 次開発	86,427,264 円																													
・各システムの保守運用委託等	48,952,464 円																													
・システム標準化対応作業委託	43,535,800 円																													
・重層的支援情報共有システム機器類の賃貸借等	37,772,647 円																													
・各システムの制度改正対応改修委託等	21,784,873 円																													

事業名	社会福祉センター維持管理経費	区						
概要	<p>区民の福祉活動に参加する意欲と機会を活かす場として、また、区内の福祉関係機関(団体)や各種福祉施設が一体となって福祉事業を進めていく拠点として整備されました。</p>							
実績	<p>1 名称 大田区社会福祉センター(大田区・山口共同ビル)</p> <p>2 所在地 大田区西蒲田七丁目 49 番 2 号</p> <p>3 建物規模等 地下 1 階 地上 9 階 全体延面積 2,966.904 m<sup>2</sup> 大田区専有部分 1,397.38 m<sup>2</sup></p> <p>4 経費</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 賃借料</td> <td>51,580,828 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 共益費等</td> <td>5,355,825 円</td> </tr> <tr> <td>(3) ビル管理業務委託費等</td> <td>11,851,320 円</td> </tr> </table>		(1) 賃借料	51,580,828 円	(2) 共益費等	5,355,825 円	(3) ビル管理業務委託費等	11,851,320 円
(1) 賃借料	51,580,828 円							
(2) 共益費等	5,355,825 円							
(3) ビル管理業務委託費等	11,851,320 円							

事業名	中国帰国者等地域生活支援事業	国補助 (国 10/10)																								
概要	<p>目的 中国残留邦人等が地域においていきいきと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習の支援、通訳派遣等の生活支援を行うことにより地域支援を促進します。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国帰国者等支援ネットワーク事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語交流事業</li> </ol> </li> <li>2 地域での日本語教育支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語教室</li> </ol> </li> <li>3 自立支援通訳等派遣 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立支援通訳員派遣</li> <li>(2) 自立指導員派遣</li> </ol> </li> <li>4 地域生活支援プログラム事業</li> </ol> <p>対象 生活保護又は支援給付を受けている中国帰国者、配偶者及び二世等</p>																									
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国帰国者等支援ネットワーク事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語交流事業 開催：76回</li> </ol> </li> <li>2 地域での日本語教育支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語教室 開催：86回</li> </ol> </li> <li>3 自立支援通訳等派遣 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立支援通訳員派遣 派遣回数：382回</li> <li>(2) 自立指導員派遣 派遣回数：11回</li> </ol> </li> <li>4 地域生活支援プログラム事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語教室に通学する交通費等の支給 支給延人数：135人</li> <li>(2) 生活相談 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>就労</td><td>0件</td><td>日本語学習</td><td>0件</td><td>医療・健康</td><td>234件</td><td>介護</td><td>29件</td></tr> <tr> <td>家族関係</td><td>6件</td><td>人間関係</td><td>0件</td><td>在留資格</td><td>0件</td><td>金銭</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>通訳・翻訳</td><td>16件</td><td>制度手続</td><td>83件</td><td>その他</td><td>29件</td><td></td><td></td></tr> </table> </li> </ol> </li> </ol>		就労	0件	日本語学習	0件	医療・健康	234件	介護	29件	家族関係	6件	人間関係	0件	在留資格	0件	金銭	0件	通訳・翻訳	16件	制度手続	83件	その他	29件		
就労	0件	日本語学習	0件	医療・健康	234件	介護	29件																			
家族関係	6件	人間関係	0件	在留資格	0件	金銭	0件																			
通訳・翻訳	16件	制度手続	83件	その他	29件																					

事業名	災害時における要支援者対策の推進 (福祉管理課分)	一部都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者名簿 <p>災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づいて避難支援等関係者に配布します。</p> <p>(名簿登録対象者)</p> <p>区内居住者のうち、次のいずれかに該当する方 (施設入所者等を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 65歳以上で要介護3～5</li> <li>イ 視覚障がい1・2級</li> <li>ウ 下肢障がい又は体幹機能障がい1～3級</li> <li>エ 移動機能障がい1～4級</li> <li>オ 聴覚障がい2・3級</li> <li>カ 愛の手帳1～4度</li> <li>キ 65歳以上のひとり暮らしで避難行動に支援が必要な方</li> <li>ク その他、避難行動に支援が必要な方</li> </ul> </li> </ol>	

	<p>(避難支援等関係者) 警察署、消防署、民生委員、自治会・町会、地域包括支援センター</p> <p>2 避難行動要支援者の個別避難計画 災害対策基本法に基づき避難行動要支援者に対して個別避難計画の作成を進めます。個別避難計画は、ご本人やご家族の方が作成する「本人・地域記入の計画づくり」と区職員又は福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援事業所等）が作成する「区が優先的に支援する計画づくり」のいずれかの方法で作成を進めます。</p> <p>3 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画 災害時に特に避難支援が必要とされる在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、訪問看護ステーションに委託して災害時の個別支援計画を作成します。また、個別支援計画作成より原則2年を経過した方を対象に、計画の更新を行います。</p> <p>4 高齢者・障がい者向けマイ・タイムライン講習会 自ら避難行動をとることが困難な要配慮者（高齢者・障がい者）、家族及び介護事業者等支援者が、避難行動計画であるマイ・タイムラインの必要性について理解を深め、作成することで、要配慮者が適切な避難行動ができ、風水害時における防災意識の向上を図ることを目的として開催します。</p>
実績	<p>1 避難行動要支援者名簿の更新 1回</p> <p>2 避難行動要支援者の個別避難計画 作成件数 237件</p> <p>3 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 新規作成 8件 計画更新 27件</p> <p>4 要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会 要配慮者と家族向け 開催 4回 参加人数 80人 介護事業者等向け 開催 2回 参加団体 33団体</p>

事業名	旧軍人等に対する援護事務	都補助（都10/10）
概要	<p>(目的)</p> <p>1 特別弔慰金関係 公務等のために殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に対し、国として弔慰の意を表することを目的とします。</p> <p>2 国債買上貸付事務 毎年定期的に償還している国債を、例外として生活保護受給者に対し国が買い上げによる一括償還並びに個人事業資金の担保貸付を行います。</p> <p>(内容)</p> <p>1 特別弔慰金関係</p> <p>(1) 特別弔慰金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の遺族のうち基準日において公務扶助料等の受給権者のいない遺族に国債が支給される。</p> <p>(2) 戦没妻特別給付金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の妻や父母等であって、基準日において公務扶助料を受ける権利のある者に国債が支給される。</p> <p>(3) 戦傷妻特別給付金 基準日において傷病年金等の給付を受けていた戦傷病者と婚姻関係にある妻に国債が支給される。</p> <p>2 国債買上貸付事務</p> <p>(1) 特別買上償還 毎年定期的に償還している国債を一括して買い上げる。</p> <p>(2) 担保貸付 国債記名者が事業資金を必要とする場合、国債を担保に金融公庫等から貸付を受けることができる。</p>	

	(対象)
	1 特別弔慰金関係 戦没者等の遺族及び戦没者等の妻、戦傷病者の妻
	2 国債買上貸付事務 生活保護受給者及び低所得世帯
実績	1 特別弔慰金関係 特別弔慰金進達 0件 特別弔慰金国債交付 1件 戦没妻特別給付金進達 0件 戦没妻特別給付金国債交付 1件 戦傷妻特別給付金進達 0件 戦傷妻特別給付金国債交付 0件
	2 国債買上貸付事務 買上償還証明書発行 0件 担保貸付 0件

事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業（新規）
概要	<p>【目的】 本給付金は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、物価高の克服対策として低所得世帯に対する生活支援を行うことを目的に「令和6年度大田区物価高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分・こども加算分）」を実施します。</p> <p>【支給対象者】 令和6年12月13日（基準日）において、市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されている者で以下に該当する世帯。 1 住民税非課税世帯（令和7年5月30日受付終了） 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯 2 こども加算分（令和7年5月30日受付終了） 令和6年度住民税非課税世帯の当該支給対象のうち、基準日において、同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）が属する世帯</p> <p>【支給額】 1 住民税非課税世帯分 1世帯あたり3万円 2 こども加算分 児童一人あたり2万円</p>
事業規模	<p>【支給想定世帯数】</p> <p>1 住民税非課税世帯分 82,000世帯 2 こども加算分 7,872人</p>

事業名	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業（新規）	【執行委任先：区民部】
概要	<p>【目的】 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による個人住民税の定額減税の実施に伴い、定額減税しきれないと見込まれる者に対し、定額減税を補足する給付（当初調整給付）を令和6年度に行ったが、令和6年度調整給付額に不足が生じる対象者等に令和7年度不足額給付金として給付を実施する。</p> <p>【支給対象者】 1 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者等 2 その他、定額減税対象外であり、かつ非課税世帯等給付金事業の非該当者</p> <p>【支給額】 1 既に支給した当初調整給付額が、令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額より定額減税可能額を差し引いた額に満たない場合、その不足額（1万円単位で切り上げ） 2 原則4万円（一部対象者は3万円）</p>	
事業規模	【支給想定者数】約76,000人	

## 高齢福祉課・地域福祉課 事業一覧

<b>事業名</b>	地域包括ケアシステムの深化・推進 <span style="float: right;">区</span>																								
<b>概要</b>	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターを核として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を着実に実行します。</p> <p>実行に当たっては、特別出張所を単位とした18地域ごとの日常生活圏域を中心に、地域力を活かした地域包括ケアシステムを構築していきます。</p> <p>(主な内容) 1 地域ケア会議の開催 2 生活支援サービスの体制整備 3 在宅医療・介護連携の推進</p>																								
<b>実績</b>	<p>地域ケア会議の開催</p> <p>1 個別レベル会議</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td>支援困難ケース</td> <td>自立支援ケース</td> <td>ケアマネ支援</td> <td>その他</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>検討件数</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> </table> <p>2 日常生活圏域レベル会議 (18 地区で実施、4 基本圏域で集計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td>大 森</td> <td>調 布</td> <td>蒲 田</td> <td>糎谷・羽田</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </table> <p>3 区レベル会議 1回</p> <p>・地域ケア会議は、個別レベルから区レベルにかけて連続性を持って実施しており、区レベル会議では、各地域包括支援センターから報告された日常生活圏域レベル地域ケア会議のうち、「コロナウイルスで希薄となった見守り活動について」や「羽田地区におけるひとり暮らし高齢者等の防災（風水害）支援について」など、様々な分野から4つの事例を取り上げました。</p>		支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合計	検討件数	44	50	1	1	96		大 森	調 布	蒲 田	糎谷・羽田	合計	実施回数	8	14	7	7	36
	支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合計																				
検討件数	44	50	1	1	96																				
	大 森	調 布	蒲 田	糎谷・羽田	合計																				
実施回数	8	14	7	7	36																				

<b>事業名</b>	災害時における要支援者対策の推進 <span style="float: right;">区</span>
<b>概要</b>	<p>1 避難行動要支援者名簿 要介護3以上に認定された高齢者等で、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>◎詳細は、P23「災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 福祉避難所の整備 学校避難所での避難生活が困難な要配慮者の安全確保を図っていくため、福祉避難所の整備を進めています。</p>
<b>実績</b>	<p>1 福祉避難所 31 施設</p> <p>2 補完福祉避難所 5 施設 <span style="float: right;">（令和7年3月末現在）</span></p>

<b>事業名</b>	福祉サービス普及事業 <span style="float: right;">区</span>
<b>概要</b>	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド (目的) 保健福祉サービスに関する施策などを区民にわかりやすく説明したサービスガイドを作成し、保健福祉施策の周知を図ります。</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック (目的) 高齢者に関する諸制度、施策等をわかりやすく説明した冊子を作成し、区民からの相談・助言の手引き書とします。</p> <p>(内容) 「高齢者保健福祉のハンドブック」を関係職員及び民生委員、関係機関等に配布します。</p>
<b>実績</b>	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド 10,000 部</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック 1,550 冊</p>

事業名	シニアクラブ運営助成 (1) 単位クラブ助成 都補助 (都 2/3、区 1/3)
概要	(目的) ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動を行っているシニアクラブに対し、その運営費を助成し、高齢者福祉の増進に資します。 (対象) 「大田区シニアクラブ運営要綱」に準拠して運営されるシニアクラブで、設立後3か月以上活動を続けているクラブが対象となります。
実績	登録クラブ数：154 クラブ (助成クラブ数：151 クラブ/休会：3クラブ) 会員数：12,503 人 (令和7年4月1日現在) 1 社会奉仕活動 (防犯防災活動・地域のボランティア・地域交流活動) 5,241 回 (令和6年度件数) 2 健康を進める活動 (心身の健康増進や介護予防に関する運動等) 10,080 回 (令和6年度件数) 3 生きがいを高める活動 (学習会・教養講座・文化伝承活動等の各種活動) 6,838 回 (令和6年度件数) 4 その他社会活動 (総会・役員会・定例会・会報、資料印刷等) 3,757 回 (令和6年度件数)

事業名	シニアクラブ運営助成 (2) シニアクラブ連合会助成 都補助 (都 2/3、区 1/3)
概要	(目的) 会員の福祉の向上とシニアクラブの発展のために、シニアクラブ連合会が実施する事業に対して助成します。
実績	(主な実施事業) 1 連合会定例理事会 (月1回) 2 連合会事業 ①シニア連だより発行 (1月、8月) ②演芸のつどい (6月) ③東老連輪投げ大会 (6月) ④輪投げ競技大会 (9月) ⑤囲碁将棋親善大会 (9月) ⑥カラオケコンクール大会 (10月) ⑦ゲートボール大会 (11月) ⑧文芸作品展 (11月) ⑨いきいきクラブ体操活動 (月1回) ⑩女性部活動 (通年) 3 その他 ・活動別研修 (全老連各種研修会・東老連会議、各種研修会・健康づくり大学校受講等) ・OTAふれあいフェスタ・高齢者交通安全のつどい・赤い羽根共同募金等

事業名	公益社団法人大田区シルバー人材センター助成 都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	(目的) 自らの能力や経験を生かして働きたい高齢者や短時間労働を希望する高齢者などを会員として登録し、働く機会を確保するとともに、地域社会の発展に貢献することを目的としている公益社団法人大田区シルバー人材センターが、円滑な事業運営を図るために助成します。

実績	<p>会員数 3,160人 就業率 53.42%</p> <p>受託件数 17,051件</p> <p>1 安全就業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入会時研修（年67回 出張開催を含む）</li> <li>・自転車交通安全教室</li> <li>・安全パトロール（毎月実施）</li> <li>・体力測定会、健康運動教室、AED 使用法講習会</li> </ul> <p>2 適正就業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注時現場訪問 ・就業訪問</li> </ul> <p>3 就業開拓提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業開拓員による周知活動</li> <li>・ホームページ掲載</li> <li>・イベント時の広報活動、ボランティア、社会奉仕活動事業</li> </ul>
----	---

事業名	高齢者就労支援事業	都補助（都1/2、区1/2）															
概要	<p>（目的） 高齢者が経験や知識、技能や能力を生かし、就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくりを進めます。</p> <p>（内容） 「大田区 いきいき しごと ステーション」の次の事業運営経費を補助します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者に対する無料職業紹介事業</li> <li>2 高齢者に対する就業促進事業</li> <li>3 高齢者に対する地域における多様な働き方に対する支援事業</li> </ol> <p>（対象） おおむね55歳以上</p>																
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">求職者数</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">1,589人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>就職者数</td> <td style="text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>求人開拓件数</td> <td style="text-align: right;">2,845件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）</td> <td style="text-align: right;">3,839人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>社会参加等に関する相談者数</td> <td style="text-align: right;">543人（33件）</td> </tr> </table>		1	求職者数	1,589人	2	就職者数	99人	3	求人開拓件数	2,845件	4	就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）	3,839人	5	社会参加等に関する相談者数	543人（33件）
1	求職者数	1,589人															
2	就職者数	99人															
3	求人開拓件数	2,845件															
4	就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）	3,839人															
5	社会参加等に関する相談者数	543人（33件）															

事業名	いきいき高齢者入浴事業	区
概要	<p>（目的） 入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。</p> <p>（内容） 入浴証は、ご本人負担200円で年間36回、ご本人負担0円で年間1回、公衆浴場で利用できます。</p> <p>（対象） 70歳以上の方</p>	
実績	入浴証発行人数：20,840人      利用回数：延388,315回	

事業名	高齢者支援施設整備事業	都補助（都1/2）
概要	<p>（目的） プレシニア世代（概ね55歳）からの社会参加、健康増進、多世代交流等の推進を目的にシニアステーション糀谷で事業を実施します。</p> <p>（主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動支援事業 コミュニティスペースの設置、社会参加相談</li> <li>2 介護予防・健康増進事業 介護予防事業の実施、フレイル予防講座の企画・実施</li> <li>3 社会参加及び交流事業 各種講座の実施、多世代交流、ボランティア紹介、無料職業紹介</li> </ol>	

実績	1 年間利用者数 2 就労支援事業相談実績	延8,964人 延297人
----	--------------------------	------------------

事業名	おおた介護予防応援事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	<p>（目的）利用者本人とサービス提供事業者が一体となって利用者自らが日常生活で「できる」ことを増やしていくための取組を評価することで、事業者の取組意欲の向上を促し、より質の高いケアの提供を図り、大田区における介護予防の取組のより一層の推進をめざします。</p> <p>（内容）第3期事業の評価作業及び優秀事例について表彰及び広報等を行います。</p>	
実績	<p>1 第3期事業の広報・エントリー受付(区HP等で周知)</p> <p>2 第2期及び第1期事業優秀事例の普及啓発 （おおた福祉フェスや地域包括支援センター等に事例集を配布）</p> <p>3 第3期事業以降の事業展開についての検討</p>	

事業名	要介護高齢者支援事業（1）高齢者出張理髪・美容サービス	区
概要	<p>（目的）ねたきりの状態にあつて日常生活に支障のある高齢者に対して、理髪・美容を行うことにより、高齢者の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>（内容）理髪（調髪及び顔そり）・美容（カットのみ）を対象者宅において行います。希望者に利用券を年間4枚（10月1日以降は2枚）配布します。</p> <p>（対象）65歳以上の常時ねたきりで、理・美容店に行くことが困難な方</p>	
実績	出張理容利用件数 延 879件 出張美容利用件数 延 786件	

事業名	要介護高齢者支援事業（2）高齢者寝台自動車利用助成事業	区
概要	<p>（目的）ねたきり状態にある高齢者が、老人福祉施設・老人保健施設・ショートステイへの入所、転院、入退院、通院等で寝台自動車を利用するとき、利用料金の一部を助成し、利用者及びその家族の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>（内容）希望者に5,000円の補助券を年間6枚（10月1日以降は3枚）配布します。</p> <p>（対象）65歳以上の常時ねたきりで、寝台車による以外に移動の手段をもたない方</p>	
実績	利用件数 延 1,039件	

事業名	要介護高齢者支援事業（3）高齢者健康回復事業	区
概要	<p>（目的）ねたきりの状態にあつて、日常生活に支障のある高齢者及び介護者に対し、マッサージ等を行うことにより、疲労回復、健康増進を図ります。</p> <p>（内容）はり・きゅう・マッサージを、対象者の居宅又は区が指定する治療院において行います。</p> <p>希望者に利用券を年間4枚（10月1日以降は2枚）配布します。</p> <p>（対象）65歳以上の常時ねたきりの方及びその方を在宅で介護している家族</p>	
実績	利用件数 延 308件	

事業名	ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	区
概要	<p>（目的）歯科医療機関への通院が困難なねたきり高齢者に対し、歯科衛生士による事前確認後、必要に応じ、歯科医師の訪問による歯科健康診査や摂食嚥下機能健診を行い、心身機能の低下防止、健康の保持・向上を図ります。</p> <p>（対象）原則として区内に居住する、おおむね65歳以上の在宅でねたきりの状態等にある高齢者</p>	

実績	(件数)			
	受付件数	歯科医師会依頼件数	歯科健康診査	摂食嚥下機能健診
	65件	65件	61件	延52件
	(歯科健康診査結果)			
	治療 不要	経過 観察	要治療	
	2人	7人	52人	
	指導の必要性		摂食嚥下機能健診の必要性	
	要指導		不要	
	52人		9人	
	問題なし	経過観察	機能健診	その他
	25人	5人	28人	3人

事業名	高齢者補聴器購入費助成事業					都補助 (都1/2、区1/2)
概要	<p>(内容) 聴力機能の低下により家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用として、35,000円を限度に助成します。一人1回限りで、修理代は対象外です。</p> <p>(対象) 住民税非課税世帯の65歳以上で耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めている方。ただし、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は、除きます。(各地域福祉課で実施)</p>					
実績		大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	合計
	助成人数	79人	44人	57人	37人	217人
	助成金額	2,720,000円	1,540,000円	1,965,000円	1,274,000円	7,499,000円

事業名	高齢者自立支援住宅改修助成事業					都補助 (都1/2、区1/2)
概要	<p>(目的) 日常生活に支障のある高齢者がいる世帯に対し、住宅の改修に要する費用を助成することにより、高齢者の在宅での生活を支援し、その生活の質の向上を図るとともに介護者の負担を軽減します。</p> <p>(内容) 改修費の助成 各種目の基準額の範囲内での助成 自己負担 介護保険の負担割合に準じて1割、2割又は3割の負担 (生活保護法による被保護者等を除く)</p> <p>(対象) 区内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定され身体状況等により住宅の改修が必要と認められる方</p>					
	認定結果	改修種目			助成対象限度額	
	要介護 要支援	① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事			379,000円	
		② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事			156,000円	
		③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事			106,000円	
	(各地域福祉課で実施)					
実績	総件数 30件					
		大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	合計
	浴槽の取替え	7	4	5	2	18
	流し・洗面台の取替え	1	0	0	0	1
	便器の洋式化	4	3	3	1	11

事業名	要介護等高齢者紙おむつ等支給					区																																																																																																																																				
概要	<p>(目的) 1 要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、当該高齢者及び介助者の経済的・精神的負担を軽減します。</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策を普及啓発することにより、高齢者が紙おむつ等に頼らない生活を継続できるよう支援します。</p> <p>(内容) 1-1 カタログの中から希望する商品を選び、毎月500点まで区が負担します。</p> <p>1-2 区が支給する紙おむつを使用できない病院に入院している方に対しては、1か月につき金額5,000円を限度におむつ代を助成します(令和7年度から支給限度額を450点から500点に、4,500円から5,000円に引き上げ)。</p> <p>2-1 介護予防教室や尿もれ予防教室で講義や実技指導を行います。</p> <p>2-2 窓口来庁者に、資料等を活用して指導します。</p> <p>(対象) 1 区内に住所を有し、かつ、現住する方(生活保護法による被保護者、中国残留邦人等支援法受給者並びに介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に入所している方を除く。)で、</p> <p>(1) 要介護3~5と認定された方</p> <p>(2) 要介護1、2と認定され、傷病による失禁のため、医師が紙おむつを必要と認めた方</p> <p>(3) 要介護に相当する状態にあり、医療機関に入院中で、傷病による失禁のため医師が紙おむつを必要と認めた65歳以上の方</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策に関心のある方 (各地域福祉課で実施)</p>																																																																																																																																									
実績	<p>1-1 紙おむつ現物給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数</td> <td>26,312</td> <td>21,380</td> <td>25,410</td> <td>12,461</td> <td>85,563</td> </tr> <tr> <td>月平均人数</td> <td>2,193</td> <td>1,782</td> <td>2,117</td> <td>1,038</td> <td>7,130</td> </tr> </tbody> </table> <p>カタログ方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">パンツタイプ</th> <th>96,971 個</th> <th colspan="2">尿取りパット (パンツ用含む)</th> <th>110,434 個</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳</td> <td>大森</td> <td>29,989 個</td> <td>内訳</td> <td>大森</td> <td>34,064 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布</td> <td>24,241 個</td> <td></td> <td>調布</td> <td>28,688 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田</td> <td>28,960 個</td> <td></td> <td>蒲田</td> <td>32,107 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>13,781 個</td> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>15,575 個</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テープ止めタイプ</td> <td>16,831 個</td> <td colspan="2">フラットタイプ (シート含む)</td> <td>2,398 個</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>大森</td> <td>4,920 個</td> <td>内訳</td> <td>大森</td> <td>881 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布</td> <td>4,025 個</td> <td></td> <td>調布</td> <td>551 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田</td> <td>5,424 個</td> <td></td> <td>蒲田</td> <td>659 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>2,462 個</td> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>307 個</td> </tr> <tr> <td colspan="2">パット用ホルダー</td> <td>1,201 個</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>大森</td> <td>214 個</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布</td> <td>301 個</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田</td> <td>510 個</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>176 個</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2 紙おむつ代金給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数</td> <td>710</td> <td>995</td> <td>1,113</td> <td>467</td> <td>3,285</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 尿もれ予防・改善対策の普及啓発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域福祉課</th> <th>地域包括支援センター</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団指導</td> <td>381</td> <td>2,152</td> <td>2,533</td> </tr> <tr> <td>個別指導</td> <td>0</td> <td>1,143</td> <td>1,143</td> </tr> </tbody> </table>							大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計	延人数	26,312	21,380	25,410	12,461	85,563	月平均人数	2,193	1,782	2,117	1,038	7,130	パンツタイプ		96,971 個	尿取りパット (パンツ用含む)		110,434 個	内訳	大森	29,989 個	内訳	大森	34,064 個		調布	24,241 個		調布	28,688 個		蒲田	28,960 個		蒲田	32,107 個		糀谷・羽田	13,781 個		糀谷・羽田	15,575 個	テープ止めタイプ		16,831 個	フラットタイプ (シート含む)		2,398 個	内訳	大森	4,920 個	内訳	大森	881 個		調布	4,025 個		調布	551 個		蒲田	5,424 個		蒲田	659 個		糀谷・羽田	2,462 個		糀谷・羽田	307 個	パット用ホルダー		1,201 個				内訳	大森	214 個					調布	301 個					蒲田	510 個					糀谷・羽田	176 個					大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計	延人数	710	995	1,113	467	3,285		地域福祉課	地域包括支援センター	合計	集団指導	381	2,152	2,533	個別指導	0	1,143	1,143
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計																																																																																																																																					
延人数	26,312	21,380	25,410	12,461	85,563																																																																																																																																					
月平均人数	2,193	1,782	2,117	1,038	7,130																																																																																																																																					
パンツタイプ		96,971 個	尿取りパット (パンツ用含む)		110,434 個																																																																																																																																					
内訳	大森	29,989 個	内訳	大森	34,064 個																																																																																																																																					
	調布	24,241 個		調布	28,688 個																																																																																																																																					
	蒲田	28,960 個		蒲田	32,107 個																																																																																																																																					
	糀谷・羽田	13,781 個		糀谷・羽田	15,575 個																																																																																																																																					
テープ止めタイプ		16,831 個	フラットタイプ (シート含む)		2,398 個																																																																																																																																					
内訳	大森	4,920 個	内訳	大森	881 個																																																																																																																																					
	調布	4,025 個		調布	551 個																																																																																																																																					
	蒲田	5,424 個		蒲田	659 個																																																																																																																																					
	糀谷・羽田	2,462 個		糀谷・羽田	307 個																																																																																																																																					
パット用ホルダー		1,201 個																																																																																																																																								
内訳	大森	214 個																																																																																																																																								
	調布	301 個																																																																																																																																								
	蒲田	510 個																																																																																																																																								
	糀谷・羽田	176 個																																																																																																																																								
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計																																																																																																																																					
延人数	710	995	1,113	467	3,285																																																																																																																																					
	地域福祉課	地域包括支援センター	合計																																																																																																																																							
集団指導	381	2,152	2,533																																																																																																																																							
個別指導	0	1,143	1,143																																																																																																																																							

事業名	高齢者救急代理通報システム					都補助 (都 1/2、区 1/2)																								
概要	<p>(目的) 在宅高齢者の緊急事態における安全を確保し、その不安を解消するため、高齢者救急代理通報システムを設置します。</p> <p>(内容) 高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。</p> <p>火災監視については、選択により設置ができます。</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、病弱等により日常生活を営むうえで常時注意を要する方</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>																													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利用世帯数</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>2 新規利用世帯数</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>3 廃止世帯数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和7年3月末現在)</p>							大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計	1 利用世帯数	22	14	14	25	75	2 新規利用世帯数	2	5	5	1	13	3 廃止世帯数	4	1	4	2	11
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計																									
1 利用世帯数	22	14	14	25	75																									
2 新規利用世帯数	2	5	5	1	13																									
3 廃止世帯数	4	1	4	2	11																									

事業名	家族介護者支援事業					都補助 (都 1/2・区 1/2)																								
	(1) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業																													
概要	<p>(目的) 要介護状態区分3～5の認定を受け、在宅で家族による介護を受けている方に、ホームヘルパーを派遣することにより、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 身体介護 (見守り、排泄、食事や服薬の介助、入浴や清拭など) 生活援助 (掃除、洗濯、調理・配膳・片付け、生活必需品の買物など) 自己負担 1割自己負担 (生活保護受給者等を除く)</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、かつ、大田区に居住する、要介護状態区分3～5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>																													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用決定者数</td> <td>339</td> <td>254</td> <td>310</td> <td>141</td> <td>1,044</td> </tr> <tr> <td>実利用者数</td> <td>220</td> <td>177</td> <td>213</td> <td>87</td> <td>697</td> </tr> <tr> <td>延利用時間数</td> <td>2,510</td> <td>2,282</td> <td>2,268</td> <td>964</td> <td>8,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和7年3月末現在)</p>							大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計	利用決定者数	339	254	310	141	1,044	実利用者数	220	177	213	87	697	延利用時間数	2,510	2,282	2,268	964	8,024
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計																									
利用決定者数	339	254	310	141	1,044																									
実利用者数	220	177	213	87	697																									
延利用時間数	2,510	2,282	2,268	964	8,024																									

事業名	家族介護者支援事業 (2) 家族介護者交流事業					都補助 (都 1/2・区 1/2)
概要	<p>(目的) 介護者の孤立防止と介護知識の習得を図り、介護者の精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 1 介護家族会の支援 (活動場所の提供等) 2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行 (年4回)</p>					
実績	<p>1 介護家族会の支援 (活動場所の提供等)</p> <p>2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行 (年4回) 各回3,000部 計12,000部</p>					

事業名	家族介護者支援事業 (3) 裁判員制度在宅要介護者家族支援事業					区
概要	高齢者を在宅で介護している区民が、裁判員候補者及び裁判員として従事した際に、介護サービス費の自己負担分等を助成します。					
実績	0人					

事業名	ひとり暮らし高齢者支援事業	区
概要	<p>(目的) ひとり暮らしの高齢者を、申請に基づき区に登録することにより、生活状況を把握し、平時の見守りに活用することで、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を図ります。</p> <p>(内容) 1 緊急連絡先等の登録 2 ふれあい理美容補助券の配布 (70 歳以上の全登録者) 年 2 枚 (自己負担額 1 枚につき 1,200 円 普通調髪の場合)</p> <p>(対象) 65 歳以上でひとり暮らしをしている方</p>	
実績	<p>1 登録者数 13,756 人 (令和 7 年 3 月末現在)</p> <p>2 ふれあい理美容補助券 (配布枚数) 25,580 枚 (利用枚数) 6,600 枚 (理容 4,464 枚 美容 2,136 枚)</p>	

事業名	高齢者支え合いネットワークの普及啓発 (高齢者見守り体制の充実)	都補助 (都 1/2・区 1/2)
概要	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターを核として、地域の方と区が連携し、地域力を活用した見守り体制を推進します。</p> <p>(内容) 高齢者見守りキーホルダー登録事業 高齢者見守り推進事業者の登録</p>	
実績	<p>1 高齢者見守りキーホルダー新規登録者数 4,689 人 (うち電子申請 57 人) (実登録者 39,831 人)</p> <p>2 高齢者見守り推進事業者の登録 48 社</p>	

事業名	ふれあいサロン支援事業	区
概要	<p>(目的) 高齢者の活動、交流の場の確保のため、ふれあいサロンを支援します。</p> <p>(内容) 1 区内を中心としたサロン活動の調査 2 サロン活動の周知や普及啓発 3 区民住宅を活用し本羽田ふれあいサロンを実施</p> <p>(対象) 主に 65 歳以上の高齢者を対象としたサロン活動を行っている団体</p>	
実績	サロン活動団体の情報収集及び普及啓発	

事業名	高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	都補助 (都 1/2・区 1/2)
概要	<p>(目的) 在宅高齢者や地域に対して、熱中症に関する情報提供を円滑かつ効果的に行うとともに、見守り体制の充実を図ります。</p> <p>(内容)</p> <p>1 訪問指導 (1) 民生委員の協力による、ひとり暮らし高齢者への啓発グッズの配布及び声掛け (2) 地域福祉課職員及び地域包括支援センター職員による訪問指導及び経口補水液等の摂取の勧奨</p> <p>2 老人いこいの家等を活用したセミナーの開催</p> <p>3 街なかの涼み処の開設</p> <p>(対象) 主に 65 歳以上の在宅高齢者</p>	
実績	<p>熱中症啓発うちわの配布 30,000 枚</p> <p>熱中症啓発チラシの配布 15,000 枚</p>	

経口補水液の配布	10,704 本
麦茶の配布	552 本
地域福祉課及び地域包括支援センター訪問等対応数	3,803 人
涼み処開設	計 304 か所
(うち区施設 83 か所、民間事業所 221 か所)	

事業名	在宅高齢者等訪問相談事業	区												
概要	<p>(目的) 在宅で心身の虚弱な高齢者及びその介護家族に対し、日常生活上の保健福祉に関する専門的な指導等を行い、心身機能の低下防止、健康の保持向上及び福祉の増進を図ります。</p> <p>(対象) 在宅で心身が虚弱状態にある高齢者及びその方を在宅で介護している家族 (訪問指導職種) 保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士 (各地域福祉課で実施)</p>													
実績	<p>常勤及び委託指導員により訪問を実施 655 回</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保健師</td> <td>307</td> <td>理学療法士</td> <td>120</td> <td>作業療法士</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>1</td> <td>管理栄養士</td> <td>22</td> <td>歯科衛生士</td> <td>195</td> </tr> </table>		保健師	307	理学療法士	120	作業療法士	10	言語聴覚士	1	管理栄養士	22	歯科衛生士	195
保健師	307	理学療法士	120	作業療法士	10									
言語聴覚士	1	管理栄養士	22	歯科衛生士	195									

事業名	地域包括支援センター運営推進	国補助 (国 38.5%、都 19.25% 区 19.25%、1号保険料 23.0%)				
概要	<p>(目的) 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。要支援1・2の方の介護予防サービス等を適切に行うことができるよう、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として介護予防ケアプラン作成に係る業務を行います。また、大田区は、地域包括支援センターの運営が円滑に実施されるよう、地域包括支援センターの職員研修等を行います。</p> <p>(地域包括支援センターの主な業務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防ケアマネジメント</li> <li>2 総合相談支援</li> <li>3 権利擁護支援</li> <li>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援(介護支援専門員に対する支援)</li> <li>5 サービス申請代行</li> </ol> <p>(実施場所) 地域包括支援センター23か所(令和7年4月1日現在) (名称) 大森、平和島、入新井、馬込、南馬込、徳持、新井宿(大森医師会)、嶺町、田園調布、たまがわ、久が原、上池台、千束(田園調布医師会)、六郷、西六郷、やぐち、西蒲田、新蒲田、蒲田、蒲田東、大森東、糎谷、羽田</p> <p>(機能強化)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業評価を通じて地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。</li> <li>2 地域包括支援センター案内用リーフレットを作成します。</li> </ol>					
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談(個別)台帳数 52,547 件</li> <li>2 相談件数 (新規相談 8,876 件、継続相談 191,672 件) 200,548 件</li> <li>3 権利擁護件数(総合相談の再掲) 7,480 件</li> <li>4 介護支援専門員支援件数 16,302 件</li> <li>5 地域包括支援センター運営協議会 3回開催</li> <li>6 地域包括支援センター職員研修 3回実施</li> <li>7 法務支援 25件実施</li> <li>8 介護予防ケアプラン(要支援1・2)の作成             <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新規作成件数</td> <td>1,481 件</td> </tr> <tr> <td>給付管理件数</td> <td>延 35,750 件</td> </tr> </table> </li> </ol>		新規作成件数	1,481 件	給付管理件数	延 35,750 件
新規作成件数	1,481 件					
給付管理件数	延 35,750 件					

事業名	地域包括支援センター新設・移転	国補助（国 38.5%、都 19.25% 区 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	<p>地域包括支援センターの新設及び移転事業</p> <p>（目的）地域包括支援センターが有する所管地域の地域包括ケアシステムの中核としての拠点機能を強化するため、大田区公共施設等総合管理計画に基づき、地域包括支援センター及びシニアステーションの新設及び移転を行います。</p> <p>（内容）新設・移転に伴い、地域包括支援センター及びシニアステーションの運営を委託する法人の選定、準備・引継委託、新設・移転先施設の改修工事等を実施します。</p>	
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年11月の地域包括支援センター糀谷の仮移転</li> <li>・令和6年12月の地域包括支援センター入新井の移転及びシニアステーション入新井の新設</li> <li>・地域包括支援センター大森の仮移転及び地域包括支援センター西蒲田及びシニアステーション西蒲田の新設に向けた準備</li> </ul>	

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概要	<p>高齢福祉課所管施設の維持管理</p> <p>（目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、シニアステーションの維持管理を行います。</li> <li>・シルバー人材センター大森西作業所（区民活動施設こらぼ大森内）の管理代行委託及び同施設の維持修繕を行います。</li> </ul> <p>（対象施設）令和7年4月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター大森西作業所</li> <li>・地域包括支援センター23か所</li> <li>・シニアステーション9か所</li> </ul>	
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター千束等の照明増設及び取替工事、地域包括支援センター千束掲示板取付工事、シニアステーション千束等のサイン設置工事、地域包括支援センター田園調布インターホン設置工事、地域包括支援センター大森蛍光灯安定器取替工事、地域包括支援センター糀谷インターホン取付工事、地域包括支援センター糀谷床変更工事、地域包括支援センター入新井ビジネスホン撤去工事、地域包括支援センター南馬込鳩小屋補強工事、地域包括支援センター千束空調補修工事</li> </ul>	

事業名	百歳以上長寿者祝金等の贈呈	区
概要	<p>（目的） 多年にわたり社会の進展に寄与した百歳以上の長寿者に祝金を贈呈することにより、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の増進を図ります。</p> <p>（内容） 満100歳に祝金30,000円、男女最高齢に祝金50,000円を贈呈（書留郵送または訪問により贈呈）</p> <p>（対象） 8月15日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年度内に満100歳を迎える方</li> <li>2 大田区内男女最高齢の方</li> </ol>	
実績	<p>祝金贈呈者 224人（郵送贈呈 218人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 100歳 222人</li> <li>2 最高齢者 男女各1人</li> </ol>	

事業名	米寿お祝いメッセージカード贈呈事業	区												
概要	<p>(目的) 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者に対し、お祝いメッセージカードを贈呈することにより、敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 区長からの米寿お祝いメッセージカードを贈呈</p> <p>(対象) 8月15日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で、年度内に満88歳を迎える方</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>													
実績	<p>贈呈人数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>1,053</td> <td>907</td> <td>1,036</td> <td>469</td> <td>3,465</td> </tr> </table>			大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計	88歳	1,053	907	1,036	469	3,465
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	合計									
88歳	1,053	907	1,036	469	3,465									

事業名	認知機能検診	都補助 (都10/10)
概要	<p>(目的) 認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検診で認知症の疑いのある人を発見し、専門医療機関等につなげることで、認知症の早期発見・早期対応を推進します。また、受診者全員に地域包括支援センター等を案内し、今後の生活支援につなげます。</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知機能検診のポスター等の作成・関係機関等への配布。</li> <li>2 認知機能検診を受診した方の情報を地域包括支援センター等へ提供し、適切なサービスを案内。</li> </ol>	
実績	<p>もの忘れ検診案内パンフレット、受診券の送付人数 15,379人</p> <p>検診受診者数 418人</p> <p>※検診業務と受診券送付については、令和7年度から健康づくり課に事務移管</p>	

事業名	地域介護予防活動支援事業	国補助 (国25%、都12.5%、 支払基金交付金27% 区繰出金12.5%、1号保険料23%)
概要	<p>重層的支援体制整備事業で実施するよう定められている「地域づくり事業」のうち、地域支援事業に定められる地域介護予防活動支援事業として次の4事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアステーション事業 高齢者の元気維持や介護予防に関する取り組みを地域包括支援センターと一体的に行います。 実施場所 (令和7年4月1日現在) 馬込、南馬込、東嶺町、田園調布、田園調布西、千束、新蒲田、羽田、入新井</li> <li>・ボランティアポイント制度</li> <li>・いきいき公園体操地域指導員サポート講座</li> <li>・認知症予防朗読講座自主グループ支援</li> </ul>	
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアステーション事業 年間利用者数 延132,835人</li> <li>・ボランティアポイント制度等 延1,915人参加</li> </ul>	

事業名	地域支え合い推進事業 (生活支援体制整備事業)	国補助 (国38.5%、都19.25%、 区19.25%、1号保険料23.0%)
概要	<p>(目的) 高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターに配置した見守りささえあいコーディネーターを中心に、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による生活支援サービスが提供される体制を整備します。</p> <p>(内容) 1 専門研修を通じてコーディネーターのスキルアップを図ります。 2 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し活動します。 3 地域ケア情報見える化サイト (ミルモネット) の運営を通じて地域資源の把握、活用を進めます。</p>	

実績	1 区内の社会資源をミルモネットに集約し、区内の活動・通いの場の状況を把握 2 見守りささえあいコーディネーターの情報交換及びスキルアップ研修等を実施 ・ミルモネット操作活用研修の実施 2回 ・第2回見守りささえあいコーディネーター全体会の実施
----	---

事業名	高齢者虐待防止事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	高齢者虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援していきます。	
実績	1 高齢者虐待に係る相談・通報件数 (内 訳) 養護者による虐待 養介護施設従事者等による虐待 2 高齢者虐待防止対応研修の開催 3 高齢者虐待に係る周知用パンフレットの作成・配布 (内 訳) 養護者による虐待防止パンフ 配布先	442 件 390 件 52 件 5 回 10,000 部 311 か所

事業名	老人いこいの家の管理運営	区																								
実績	<p>(目的)</p> <p>高齢者に教養の向上、レクリエーション及び介護予防等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的としています。広間・静養室・娯楽室等があり、昼間は高齢者の施設として利用ができ、夜間は会合等のため一般にも開放しています。また、大森東・仲池上・東糞谷・東六郷・仲六郷・山王高齢者センターの6館には集会室が併設されており、午前中から夜間まで有料で一般に開放を行っています。</p> <p>元気アップ教室等で使用する部屋のフローリング化に伴い、テーブルや椅子を順次新調するなど、より多くの高齢者に健康増進の場を提供できるよう、利用環境の改善を行っています。</p> <p>(対象)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 無料利用 (午前9時から午後5時) 60歳以上の区内在住または在勤者 (付添い人含む)</li> <li>2 有料利用 (夜間利用・集会室) 区内在住または在勤者 (年齢不問) *シニアクラブが利用する場合は無料</li> </ol> <p>(主な事業)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>元気アップ教室</td> <td>月～金の午前中・二期制</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>毎日健康体操 (自由参加)</td> <td>各施設によって時間が異なります。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>敬老マッサージ (予約制)</td> <td>原則毎月3回、1日10人定員</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入浴事業 ※休止中</td> <td>火・木・金の午後 (久が原は、除く。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>敬老行事</td> <td>9月 各施設によって日時は異なります。</td> </tr> </table>		1	元気アップ教室	月～金の午前中・二期制	2	毎日健康体操 (自由参加)	各施設によって時間が異なります。	3	敬老マッサージ (予約制)	原則毎月3回、1日10人定員	4	入浴事業 ※休止中	火・木・金の午後 (久が原は、除く。)	5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。									
1	元気アップ教室	月～金の午前中・二期制																								
2	毎日健康体操 (自由参加)	各施設によって時間が異なります。																								
3	敬老マッサージ (予約制)	原則毎月3回、1日10人定員																								
4	入浴事業 ※休止中	火・木・金の午後 (久が原は、除く。)																								
5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。																								
実績	<p>(老人いこいの家)</p> <table> <tr> <td>(1) 総館数 14 館 (入新井は11月で閉館)</td> <td>(2) 年間利用者数 延</td> <td>147,650 人</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用登録者数 (新規・再発行) 539 人</td> <td>(4) 有料施設利用件数</td> <td>2,295 件</td> </tr> <tr> <td>(5) 1日平均利用者数 1館当たり 33 人</td> <td>(6) 開館日数</td> <td>平均 300 日</td> </tr> </table> <p>(事業)</p> <table> <tr> <td>敬老マッサージ</td> <td>15 館で毎月3回実施</td> <td>利用者</td> <td>延</td> <td>4,248 人</td> </tr> <tr> <td>元気アップ教室</td> <td>14 館で70 講座実施</td> <td>参加者</td> <td>延</td> <td>35,521 人</td> </tr> <tr> <td>毎日健康体操</td> <td>15 館で8 講座実施</td> <td>受講者数</td> <td>延</td> <td>18,870 人</td> </tr> </table>		(1) 総館数 14 館 (入新井は11月で閉館)	(2) 年間利用者数 延	147,650 人	(3) 利用登録者数 (新規・再発行) 539 人	(4) 有料施設利用件数	2,295 件	(5) 1日平均利用者数 1館当たり 33 人	(6) 開館日数	平均 300 日	敬老マッサージ	15 館で毎月3回実施	利用者	延	4,248 人	元気アップ教室	14 館で70 講座実施	参加者	延	35,521 人	毎日健康体操	15 館で8 講座実施	受講者数	延	18,870 人
(1) 総館数 14 館 (入新井は11月で閉館)	(2) 年間利用者数 延	147,650 人																								
(3) 利用登録者数 (新規・再発行) 539 人	(4) 有料施設利用件数	2,295 件																								
(5) 1日平均利用者数 1館当たり 33 人	(6) 開館日数	平均 300 日																								
敬老マッサージ	15 館で毎月3回実施	利用者	延	4,248 人																						
元気アップ教室	14 館で70 講座実施	参加者	延	35,521 人																						
毎日健康体操	15 館で8 講座実施	受講者数	延	18,870 人																						

## 【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業	国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27%、 区繰出金 12.5%、1号保険料 23%）
概要	<p>（目的）高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体による介護予防や生活支援の体制づくりを進めます。</p> <p>（内容）1 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）では、本人の自助の取り組みをサポートします。</p> <p>2 一般介護予防事業では、高齢者の元気維持のための介護予防事業の拡充及び住民主体の介護予防の取り組みを推進します。</p> <p>3 地域の介護予防や支え合いの担い手を育成します。</p>	
実績	<p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>（1）通所型サービス（専門職による生活・運動機能訓練） 延利用数 25,777人 150,763回</p> <p>（2）訪問型サービス（専門職による生活支援） 延利用数 9,588人 48,742回</p> <p>（3）絆サポート（住民主体による生活支援） 延利用数 1,949人 7,279回</p> <p>（4）元気アップリハ（訪問型短期機能訓練） 延利用数 172人 858回</p> <p>2 一般介護予防事業（元気度がアップする事業）</p> <p>（1）介護予防普及啓発事業（いきいき公園体操等） 延 53,669人参加（内いきいき公園体操 5か所 103回 延 1,746人参加）</p> <p>（2）地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職派遣件数 58件</p> <p>（3）一般介護予防事業評価事業（体力測定会等） 延 2,154人参加</p>	

## 【介護保険特別会計事業】

事業名	おおたフレイル予防事業	国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27%、区繰出金 12.5% 1号保険料 23%）
概要	<p>（目的）高齢者のフレイルを予防し、健康寿命を延伸するため、フレイル予防の3要素「運動」「栄養」「社会参加」に地域で取り組み、元気な高齢者を増やすことを目指します。</p> <p>（内容）1 フレイル予防の啓発活動を実施します。</p> <p>2 フレイル予防リーダー養成、実践、専門職養成、個別支援事業者・団体向け養成の各講座を実施します。</p>	
実績	<p>1 フレイル予防取り組みの普及・啓発</p> <p>（1）区報やホームページ、区設掲示板等を使い、自宅でできるフレイル予防の取り組みなど、高齢者の心身の健康維持のための情報発信を行いました。</p> <p>（2）10月6日に消費者生活センターで、3月21日～3月27日にグランデュオ蒲田でフレイル予防のパネル展を実施し、フレイル予防の取り組みについて普及啓発を行いました。</p> <p>2 地域の担い手の育成</p> <p>（1）「フレイル予防リーダー養成講座（4日制）」を実施。 第1回 9月～12月 28人参加</p> <p>（2）リーダー養成講座修了者のフォローアップとして「フレイル予防実践講座」を実施。 第1回 6月 12人参加 第2回 3月 16人参加</p> <p>（3）「フレイル予防専門職養成講座」を実施。 第1回 5月 33人参加</p>	

	<p>第2回 11月 21人参加  (4) 「フレイル予防個別支援事業者、団体向け養成講座」を実施。  第1回 1月 13人参加  第2回 1月 3人参加  第3回 1月 19人参加  第4回 2月 8人参加</p>
--	--

【介護保険特別会計事業】

事業名	リモート型介護予防事業	国補助(国25%、都12.5%、 支払基金交付金27%、 区繰出金12.5%、1号保険料23%)
概要	(目的) 高齢者のデジタルデバイドを是正し、ICTを活用した新たなフレイル予防及び社会参加の機会を設けることで、高齢者の心身の健康維持と地域のつながりの維持・継続を支援します。 (実施事業) 1 リモート型フレイル予防教室事業 2 オンライン環境を活用した地域間交流事業 (実施場所) 老人いこいの家14館、シニアステーション糎谷 (内容) 1 リモート型フレイル予防教室事業は、各会場をオンラインで繋ぎ、フレイル予防の体操をおこないます(定員を10名から15名に増員)。 2 オンライン交流促進事業は、認知症予防や季節のイベントを取り入れたレクリエーションを行います。	
実績	1 リモート型フレイル予防教室事業 計144回配信 延6,141人参加 2 オンライン環境を活用した地域間交流事業 計8回実施 延383人参加	

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業	国補助(国38.5%、都19.25%、 区繰出金19.25%、1号保険料 23.0%)
概要	(目的) 認知症についての普及啓発に係る広報の実施、認知症高齢者やその家族を日常生活場面において、できる範囲での支援をする「認知症サポーター」の育成、地域包括支援センターと医療機関との連携により、認知症高齢者の早期診断・対応に取り組む等、認知症高齢者が安心して住み続けることができる地域づくりを目指します。	
実績	1 「大田区認知症サポートガイド」の配布 2 認知症サポーター養成講座の開催 63回 受講者1,488人(累計38,291人) 3 認知症サポーターステップアップ講座の開催 13回 受講者281人 4 認知症支援コーディネーター配置 1人 5 認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの配置による、認知症の早期診断・早期対応及び医療介護連携の推進 6 認知症カフェの運営支援 26か所 7 若年性認知症支援相談窓口の運営 8 高齢者見守りアイコンシール及び見守りシール、介護マークの配布 (地域包括支援センター全23か所で実施) 9 大田区行方不明高齢者等搜索依頼 7件(内 高齢者見守りメール 配信3件)	

【介護保険特別会計事業】

事業名	高齢者夜間・休日電話相談	国補助（国 38.5%、都 19.25%、 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	<p>（目的）高齢福祉課相談窓口と連携することで、高齢者や家族が24時間いつでも相談でき、迅速で的確なサービス利用に結び付く総合相談及びサービス提供体制を整備します。</p> <p>（内容）区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護サービスの利用、福祉全般に関する相談を受付けます。相談は、介護支援専門員や看護師など保健福祉の専門資格を持つ相談員があたります。</p> <p>（対象）原則として、区内在住の65歳以上の高齢者とその家族、関係者</p> <p>（相談時間） 月～金曜は、午後5時から翌日午前8時30分 土・日曜日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）は、24時間</p>	
実績	高齢者ほっとテレフォン	相談件数 915件

【介護保険特別会計事業】

事業名	介護サービス相談員派遣等事業	国補助（国 38.5%、都 19.25%、 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	<p>区内介護事業所等のサービスの質の向上、利用者の自立した日常生活の実現、苦情の未然防止などを目的として、介護サービス相談員を区内介護事業所等に派遣します。</p>	
実績	<p>1 介護サービス相談員 5名 派遣事業所 10事業所</p> <p>2 派遣実績 派遣回数 47回 面談をした高齢者 延137人</p>	

介護保険課・地域福祉課 事業一覧

事業名	介護保険料収納等の状況	区																																																
概要	<p>1 第1号被保険者数 165,440人(令和7年4月1日現在)</p> <p>2 第1号被保険者の保険料(令和7年度 年額)</p> <table border="0"> <tr> <td>第1段階</td> <td>19,800円</td> <td>第10段階</td> <td>142,560円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>31,680円</td> <td>第11段階</td> <td>150,480円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>51,480円</td> <td>第12段階</td> <td>158,400円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>63,360円</td> <td>第13段階</td> <td>186,120円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>79,200円</td> <td>第14段階</td> <td>217,800円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>87,120円</td> <td>第15段階</td> <td>241,560円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>99,000円</td> <td>第16段階</td> <td>265,320円</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>118,800円</td> <td>第17段階</td> <td>289,080円</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>126,720円</td> <td>第18段階</td> <td>312,840円</td> </tr> </table> <p>※公費による低所得者負担軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。</p> <table border="0"> <tr> <td>第1段階</td> <td>第5段階(基準額)×0.25</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>第5段階(基準額)×0.40</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>第5段階(基準額)×0.65</td> </tr> </table>	第1段階	19,800円	第10段階	142,560円	第2段階	31,680円	第11段階	150,480円	第3段階	51,480円	第12段階	158,400円	第4段階	63,360円	第13段階	186,120円	第5段階	79,200円	第14段階	217,800円	第6段階	87,120円	第15段階	241,560円	第7段階	99,000円	第16段階	265,320円	第8段階	118,800円	第17段階	289,080円	第9段階	126,720円	第18段階	312,840円	第1段階	第5段階(基準額)×0.25	第2段階	第5段階(基準額)×0.40	第3段階	第5段階(基準額)×0.65							
第1段階	19,800円	第10段階	142,560円																																															
第2段階	31,680円	第11段階	150,480円																																															
第3段階	51,480円	第12段階	158,400円																																															
第4段階	63,360円	第13段階	186,120円																																															
第5段階	79,200円	第14段階	217,800円																																															
第6段階	87,120円	第15段階	241,560円																																															
第7段階	99,000円	第16段階	265,320円																																															
第8段階	118,800円	第17段階	289,080円																																															
第9段階	126,720円	第18段階	312,840円																																															
第1段階	第5段階(基準額)×0.25																																																	
第2段階	第5段階(基準額)×0.40																																																	
第3段階	第5段階(基準額)×0.65																																																	
実績	<p>保険料収納額 &lt;令和6年度&gt; (還付未済額を除いた額)</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終調定額</th> <th>純収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収</td> <td>11,914,530,840円</td> <td>11,914,530,840円</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  現年度分</td> <td>2,129,857,260円</td> <td>1,956,691,455円</td> <td>91.87%</td> </tr> <tr> <td>  滞納繰越分</td> <td>354,286,076円</td> <td>53,118,017円</td> <td>14.99%</td> </tr> <tr> <td>令和6年度計</td> <td>14,398,674,176円</td> <td>13,924,340,312円</td> <td>96.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料収納額 &lt;令和5年度&gt; (還付未済額を除いた額)</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終調定額</th> <th>純収入額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収</td> <td>10,640,596,460円</td> <td>10,640,596,460円</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  現年度分</td> <td>1,777,393,540円</td> <td>1,618,203,840円</td> <td>91.04%</td> </tr> <tr> <td>  滞納繰越分</td> <td>380,638,729円</td> <td>57,380,007円</td> <td>15.07%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度計</td> <td>12,798,628,729円</td> <td>12,316,180,307円</td> <td>96.23%</td> </tr> </tbody> </table>		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	11,914,530,840円	11,914,530,840円	100.00%	普通徴収				現年度分	2,129,857,260円	1,956,691,455円	91.87%	滞納繰越分	354,286,076円	53,118,017円	14.99%	令和6年度計	14,398,674,176円	13,924,340,312円	96.71%		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	10,640,596,460円	10,640,596,460円	100.00%	普通徴収				現年度分	1,777,393,540円	1,618,203,840円	91.04%	滞納繰越分	380,638,729円	57,380,007円	15.07%	令和5年度計	12,798,628,729円	12,316,180,307円	96.23%	
	最終調定額	純収入額	収納率																																															
特別徴収	11,914,530,840円	11,914,530,840円	100.00%																																															
普通徴収																																																		
現年度分	2,129,857,260円	1,956,691,455円	91.87%																																															
滞納繰越分	354,286,076円	53,118,017円	14.99%																																															
令和6年度計	14,398,674,176円	13,924,340,312円	96.71%																																															
	最終調定額	純収入額	収納率																																															
特別徴収	10,640,596,460円	10,640,596,460円	100.00%																																															
普通徴収																																																		
現年度分	1,777,393,540円	1,618,203,840円	91.04%																																															
滞納繰越分	380,638,729円	57,380,007円	15.07%																																															
令和5年度計	12,798,628,729円	12,316,180,307円	96.23%																																															

事業名	低所得世帯に対する介護保険料減額制度	区
概要	<p>1 内容 所得が低い世帯の経済的負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。</p> <p>2 対象者 保険料段階第3段階以下で生活保護基準に準じる程度に困窮している方</p> <p>3 減額内容 第3段階、第2段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を1/2の金額に減額</p>	
実績	<p>31人 (第1段階 15人、第2段階 13人、第3段階 3人)</p>	

事業名	介護保険の広報	区
概要	パンフレットの配布、大田区報掲載等により、介護保険制度について区民へのPRを行います。	
実績	パンフレット等作成 みんなの介護保険 32,000部 3,168,000円 介護保険のしおり 10,000部 913,550円 納入通知書等一斉発送用チラシ 298,100部 2,094,565円	

事業名	介護認定審査会合議体連絡会	区
概要	合議体の審査・判定業務の統一性と公平性を確保するために開催します。	
実績	開催回数 1回(11月)	

事業名	介護認定審査会運営 (審査会の開催は介護保険課・各地域福祉課で実施)	区																																																																				
概要	保健・医療・福祉の各分野の学識経験者をもって構成する介護認定審査会の運営																																																																					
実績	<p>1 各種実績          介護認定審査会 委員数 延 305人</p> <p>介護認定審査会 合議体数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>61合議体</td> <td>21合議体</td> <td>17合議体</td> <td>23合議体</td> </tr> </table> <p>合議体延開催回数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>610回</td> <td>202回</td> <td>148回</td> <td>260回</td> </tr> </table> <p>要介護認定申請件数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>28,327件</td> <td>9,458件</td> <td>6,934件</td> <td>11,935件</td> </tr> </table> <p>要介護認定件数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>26,852件</td> <td>8,966件</td> <td>6,662件</td> <td>11,224件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(要介護度別内訳)</td> </tr> <tr> <td>自立 193件</td> <td>31件</td> <td>37件</td> <td>125件</td> </tr> <tr> <td>要支援1 2,967件</td> <td>987件</td> <td>660件</td> <td>1,320件</td> </tr> <tr> <td>要支援2 2,958件</td> <td>966件</td> <td>714件</td> <td>1,278件</td> </tr> <tr> <td>要介護1 5,688件</td> <td>1,902件</td> <td>1,540件</td> <td>2,246件</td> </tr> <tr> <td>要介護2 4,784件</td> <td>1,568件</td> <td>1,219件</td> <td>1,997件</td> </tr> <tr> <td>要介護3 3,445件</td> <td>1,221件</td> <td>833件</td> <td>1,391件</td> </tr> <tr> <td>要介護4 3,586件</td> <td>1,226件</td> <td>854件</td> <td>1,506件</td> </tr> <tr> <td>要介護5 3,231件</td> <td>1,065件</td> <td>805件</td> <td>1,361件</td> </tr> </table> <p>2 研修、連絡会について          委員現任研修の実施(都主催) 1回</p>		大田区全体	大森	調布	介護	61合議体	21合議体	17合議体	23合議体	大田区全体	大森	調布	介護	610回	202回	148回	260回	大田区全体	大森	調布	介護	28,327件	9,458件	6,934件	11,935件	大田区全体	大森	調布	介護	26,852件	8,966件	6,662件	11,224件	(要介護度別内訳)				自立 193件	31件	37件	125件	要支援1 2,967件	987件	660件	1,320件	要支援2 2,958件	966件	714件	1,278件	要介護1 5,688件	1,902件	1,540件	2,246件	要介護2 4,784件	1,568件	1,219件	1,997件	要介護3 3,445件	1,221件	833件	1,391件	要介護4 3,586件	1,226件	854件	1,506件	要介護5 3,231件	1,065件	805件	1,361件
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
61合議体	21合議体	17合議体	23合議体																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
610回	202回	148回	260回																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
28,327件	9,458件	6,934件	11,935件																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
26,852件	8,966件	6,662件	11,224件																																																																			
(要介護度別内訳)																																																																						
自立 193件	31件	37件	125件																																																																			
要支援1 2,967件	987件	660件	1,320件																																																																			
要支援2 2,958件	966件	714件	1,278件																																																																			
要介護1 5,688件	1,902件	1,540件	2,246件																																																																			
要介護2 4,784件	1,568件	1,219件	1,997件																																																																			
要介護3 3,445件	1,221件	833件	1,391件																																																																			
要介護4 3,586件	1,226件	854件	1,506件																																																																			
要介護5 3,231件	1,065件	805件	1,361件																																																																			

事業名	介護サービス給付費・介護予防サービス給付費 区 介護給付費・施設分 (国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100) 介護給付費・その他分 (国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100)																																										
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 要支援認定・要介護認定者に対する介護サービス等の提供に係る保険給付を行います。</p> <p>2 介護サービス等の種類</p> <p>(1) 居宅サービス (要支援及び要介護者) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与 短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護、福祉用具購入費、住宅改修費 居宅介護サービス計画費</p> <p>(2) 施設サービス (要介護者) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 (老人保健施設) 介護療養型医療施設 (療養病床等) 介護医療院</p> <p>(3) 地域密着型サービス (一部要支援者及び要介護者) 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設生活介護、複合型サービス</p>																																										
実績	<p>1 居宅サービス</p> <table border="1" data-bbox="395 1099 1334 1308"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス</td> <td>934,628 件</td> <td>35,482,130,145 円</td> </tr> <tr> <td>予防サービス</td> <td>98,944 件</td> <td>1,169,061,052 円</td> </tr> <tr> <td>居宅サービス合計</td> <td>1,033,572 件</td> <td>36,651,191,197 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設サービス</p> <table border="1" data-bbox="395 1408 1334 1727"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>25,241 件</td> <td>7,204,325,119 円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>7,340 件</td> <td>2,262,957,373 円</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>3 件</td> <td>968,072 円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>2,827 件</td> <td>1,080,019,651 円</td> </tr> <tr> <td>施設サービス合計</td> <td>35,411 件</td> <td>10,548,270,215 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 地域密着型サービス</p> <table border="1" data-bbox="395 1821 1334 2029"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス</td> <td>63,855 件</td> <td>6,964,533,546 円</td> </tr> <tr> <td>予防サービス</td> <td>138 件</td> <td>9,935,517 円</td> </tr> <tr> <td>地域密着型サービス合計</td> <td>63,993 件</td> <td>6,974,469,063 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	件数	金額	介護サービス	934,628 件	35,482,130,145 円	予防サービス	98,944 件	1,169,061,052 円	居宅サービス合計	1,033,572 件	36,651,191,197 円	名称	件数	金額	介護老人福祉施設	25,241 件	7,204,325,119 円	介護老人保健施設	7,340 件	2,262,957,373 円	介護療養型医療施設	3 件	968,072 円	介護医療院	2,827 件	1,080,019,651 円	施設サービス合計	35,411 件	10,548,270,215 円	名称	件数	金額	介護サービス	63,855 件	6,964,533,546 円	予防サービス	138 件	9,935,517 円	地域密着型サービス合計	63,993 件	6,974,469,063 円
名称	件数	金額																																									
介護サービス	934,628 件	35,482,130,145 円																																									
予防サービス	98,944 件	1,169,061,052 円																																									
居宅サービス合計	1,033,572 件	36,651,191,197 円																																									
名称	件数	金額																																									
介護老人福祉施設	25,241 件	7,204,325,119 円																																									
介護老人保健施設	7,340 件	2,262,957,373 円																																									
介護療養型医療施設	3 件	968,072 円																																									
介護医療院	2,827 件	1,080,019,651 円																																									
施設サービス合計	35,411 件	10,548,270,215 円																																									
名称	件数	金額																																									
介護サービス	63,855 件	6,964,533,546 円																																									
予防サービス	138 件	9,935,517 円																																									
地域密着型サービス合計	63,993 件	6,974,469,063 円																																									

事業名	高額介護サービス等費 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）																								
概要	<p>1 内容（介護保険特別会計）          利用者が1か月に受けたサービスの自己負担額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯で合計した額）が高額になり、上限額を超えた場合に高額介護サービス等費を支給します。</p> <p>2 世帯要件及び自己負担額の上限額</p> <table border="1" data-bbox="365 456 1329 1180"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 456 472 528">所得段階</th> <th data-bbox="472 456 1082 528">所得区分</th> <th data-bbox="1082 456 1329 528">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 528 472 819" rowspan="3">第1段階</td> <td data-bbox="472 528 1082 629">① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者</td> <td data-bbox="1082 528 1329 629">個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 629 1082 730">② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合</td> <td data-bbox="1082 629 1329 730">世帯 15,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 730 1082 819">③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者</td> <td data-bbox="1082 730 1329 819">世帯 24,600 円 個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 819 472 898">第2段階</td> <td data-bbox="472 819 1082 898">特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の場合</td> <td data-bbox="1082 819 1329 898">世帯 24,600 円 個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 898 472 999">第3段階</td> <td data-bbox="472 898 1082 999">特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合</td> <td data-bbox="1082 898 1329 999">世帯 24,600 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 999 472 1180" rowspan="3">第4段階</td> <td data-bbox="472 999 1082 1077">① 特別区民税課税世帯 課税所得 380 万円未満</td> <td data-bbox="1082 999 1329 1077">世帯 44,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1077 1082 1122">② 課税所得 380 万円以上同 690 万円未満</td> <td data-bbox="1082 1077 1329 1122">世帯 93,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1122 1082 1180">③ 課税所得 690 万円以上</td> <td data-bbox="1082 1122 1329 1180">世帯 140,100 円</td> </tr> </tbody> </table>		所得段階	所得区分	上限額	第1段階	① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者	個人 15,000 円	② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 15,000 円	③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円	第2段階	特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円	第3段階	特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600 円	第4段階	① 特別区民税課税世帯 課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円	② 課税所得 380 万円以上同 690 万円未満	世帯 93,000 円	③ 課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
所得段階	所得区分	上限額																							
第1段階	① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者	個人 15,000 円																							
	② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 15,000 円																							
	③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円																							
第2段階	特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円																							
第3段階	特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600 円																							
第4段階	① 特別区民税課税世帯 課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円																							
	② 課税所得 380 万円以上同 690 万円未満	世帯 93,000 円																							
	③ 課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円																							
実績	119,832 件    1,651,119,355 円																								

事業名	特定入所者介護サービス等費 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）																																																																											
概要	<p>1 内容（介護保険特別会計）</p> <p>介護保険施設等における食費・居住費は、利用者世帯が低所得者であり（本人、配偶者（別世帯を含む）及び世帯全員が特別区民税非課税）、資産が一定以下である場合は、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額との差額を支給します。</p> <p>令和6年度介護報酬改定による基準費用額の見直しに伴い、令和6年8月から居住費の負担限度額が1日あたり60円引き上げとなりました。（第1段階の多床室は除く）</p> <table border="1" data-bbox="391 542 1316 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階 ※2</th> <th colspan="4">居住費の負担限度額（令和6年7月まで）</th> </tr> <tr> <th>ユニット型 個室</th> <th>ユニット型個室的 多床室</th> <th>従来型個室 ※1</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>820円</td> <td>490円</td> <td>490円 (320円)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>820円</td> <td>490円</td> <td>490円 (420円)</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円 (820円)</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円 (820円)</td> <td>370円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="391 1102 1316 1646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階 ※2</th> <th colspan="4">居住費の負担限度額（令和6年8月から）</th> </tr> <tr> <th>ユニット型 個室</th> <th>ユニット型個室的 多床室</th> <th>従来型個室 ※1</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>880円</td> <td>550円</td> <td>550円 (380円)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>880円</td> <td>550円</td> <td>550円 (480円)</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>1,370円</td> <td>1,370円</td> <td>1,370円 (880円)</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,370円</td> <td>1,370円</td> <td>1,370円 (880円)</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度は、（ ）内の金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="383 1751 1273 2078"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階※2</th> <th colspan="2">食費の負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入所・入院</th> <th>ショートステイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>390円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>650円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,360円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担段階 ※2	居住費の負担限度額（令和6年7月まで）				ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室	第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	利用者負担段階 ※2	居住費の負担限度額（令和6年8月から）				ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室	第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	利用者負担段階※2	食費の負担限度額		入所・入院	ショートステイ	第1段階	300円	300円	第2段階	390円	600円	第3段階①	650円	1,000円	第3段階②	1,360円	1,300円
利用者負担段階 ※2	居住費の負担限度額（令和6年7月まで）																																																																											
	ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室																																																																								
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円																																																																								
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円																																																																								
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円																																																																								
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円																																																																								
利用者負担段階 ※2	居住費の負担限度額（令和6年8月から）																																																																											
	ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室																																																																								
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円																																																																								
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円																																																																								
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円																																																																								
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円																																																																								
利用者負担段階※2	食費の負担限度額																																																																											
	入所・入院	ショートステイ																																																																										
第1段階	300円	300円																																																																										
第2段階	390円	600円																																																																										
第3段階①	650円	1,000円																																																																										
第3段階②	1,360円	1,300円																																																																										

	<p>※2 利用者負担段階</p> <p>第1段階－生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者または老齢福祉年金受給者</p> <p>第2段階－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下で預貯金等の資産が650万円以下の人（夫婦の場合の資産合計は1,650万円以下）</p> <p>第3段階①－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下で預貯金等の資産が550万円以下の人（夫婦の場合の資産合計は1,550万円以下）</p> <p>第3段階②－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超で預貯金等の資産が500万円以下の人（夫婦の場合の資産合計は1,500万円以下）</p> <p>○第2号被保険者、老齢福祉年金受給者については、いずれの段階の場合も、預貯金等の資産は1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）</p>
実績	35,388件 514,409,575円

事業名	高額医療合算介護サービス等費 介護給付費・施設分（国直20/100、都17.5/100、区12.5/100） 介護給付費・その他分（国直25/100、都12.5/100、区12.5/100）																								
概要	<p>1 内容（介護保険特別会計） 医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（申請年度の前年8月～7月）に支払った両保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額（500円を超えた場合対象）を支給します。</p> <p>2 基準額と支給の考え方 （1）70歳以上の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①課税所得690万円以上</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>②課税所得380万円以上</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>③課税所得145万円以上</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>④一般</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td>⑤住民税非課税世帯</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）70歳未満の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)</th> <th>70歳未満 (医療保険+介護保険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>②600万円超901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>③210万円超600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>④210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)	①課税所得690万円以上	212万円	②課税所得380万円以上	141万円	③課税所得145万円以上	67万円	④一般	56万円	⑤住民税非課税世帯	31万円	⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合	19万円	所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満 (医療保険+介護保険)	①901万円超	212万円	②600万円超901万円以下	141万円	③210万円超600万円以下	67万円	④210万円以下	60万円
所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険) 75歳以上(後期高齢+介護保険)																								
①課税所得690万円以上	212万円																								
②課税所得380万円以上	141万円																								
③課税所得145万円以上	67万円																								
④一般	56万円																								
⑤住民税非課税世帯	31万円																								
⑥⑤のうち、所得が一定基準以下の場合	19万円																								
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満 (医療保険+介護保険)																								
①901万円超	212万円																								
②600万円超901万円以下	141万円																								
③210万円超600万円以下	67万円																								
④210万円以下	60万円																								

	⑤住民税非課税世帯	34万円
	※申請年度の7月31日時点で加入している医療保険が申請窓口となります。医療保険側で医療保険と介護保険の自己負担額を按分して支給額を計算します。	
実績	6,769件	282,620,990円

事業名	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業 (国2/5、都1/5、区2/5)
概要	<p>内容 (介護保険特別会計) 認知症高齢者グループホームを利用する低所得者に対して、家賃等の利用者負担額の軽減を行った事業者に対して区が助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる経費 家賃、食費、光熱水費</li> <li>2 対象事業者 大田区内に所在地があり、軽減する旨の申出を行った事業者</li> <li>3 助成する額 1人1か月につき7,000円とする。</li> <li>4 対象者 大田区介護保険の被保険者のうち特別区民税世帯非課税であって、下記要件を全て満たす、生計が困難である者。 (1)世帯の年間収入が基準収入額(ひとり世帯の場合は、220万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額)以下であること。 (2)世帯の預貯金が基準貯蓄額(ひとり世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額)以下であること。 (3)世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 (4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5)介護保険料を滞納していないこと。 (6)生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給していないこと。</li> </ol>
実績	対象者数 延べ38人 266,000円

事業名	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業 国補助 (国間1/2、都1/4、区1/4)
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内容 障がい者施策によるホームヘルプサービスは、所得に応じた費用負担となっていることから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得者の障がい者であって、介護保険制度の適用を受けることになった方等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図ります。</li> <li>2 対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号)によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が0円となっている要介護または要支援と認定された者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方。 (1)65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた方が65歳に到達したことで介護保険の対象となった場合 (2)法に規定する特定疾病により要介護状態または要支援状態となった40歳から64歳までの方 ※一度、本軽減措置事業の対象外となった方については、再度対象となることはできません。</li> </ol>

	<p>3 対象サービス 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>4 助成内容 介護サービス利用者負担（1割負担）を全額免除します。</p>
実績	大田区に対象者なし

事業名	福祉サービス第三者評価 介護サービス評価	1 都補助（都 10/10） 2～7 （都 1/2・区 1/2）																					
概要	福祉サービス利用者がサービスの選択の際の情報を提供するとともに、事業者自らのサービス向上を促すため、第三者評価制度の普及定着を図ります。																						
実績	<p>補助金交付</p> <table border="0"> <tr> <td>1 認知症対応型共同生活介護事業所</td> <td>37 事業所</td> <td>14,065,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>0 事業所</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>3 民間在宅系サービス事業所</td> <td>18 事業所</td> <td>2,696,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 民間施設系サービス事業所</td> <td>2 事業所</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>0 事業所</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>6 都市型軽費老人ホーム</td> <td>0 事業所</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>7 看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>0 事業所</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		1 認知症対応型共同生活介護事業所	37 事業所	14,065,000 円	2 小規模多機能型居宅介護事業所	0 事業所	0 円	3 民間在宅系サービス事業所	18 事業所	2,696,000 円	4 民間施設系サービス事業所	2 事業所	600,000 円	5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 事業所	0 円	6 都市型軽費老人ホーム	0 事業所	0 円	7 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 事業所	0 円
1 認知症対応型共同生活介護事業所	37 事業所	14,065,000 円																					
2 小規模多機能型居宅介護事業所	0 事業所	0 円																					
3 民間在宅系サービス事業所	18 事業所	2,696,000 円																					
4 民間施設系サービス事業所	2 事業所	600,000 円																					
5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 事業所	0 円																					
6 都市型軽費老人ホーム	0 事業所	0 円																					
7 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 事業所	0 円																					

事業名	特別養護老人ホームの整備 特別養護老人ホームサービス推進事業	区
概要	民営化した特別養護老人ホーム（運営法人）が、一層の法人経営、施設運営の基盤となる経常的な財務の安定を確保し、今後のニーズの多様化や高度化に主体的に取り組む、地域特性を活かし、創意工夫されたサービスを安定的、継続的に提供することを目的に、補助金を交付します。	
実績	運営費補助 12,017,000 円	

事業名	特別養護老人ホームの整備 民営化施設への大規模修繕工事費補助	区
概要	平成 27 年度に民営化した羽田、池上及び大森の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの大規模修繕工事について、建物所有者であり工事実施主体となる池上長寿園に対し、工事費の一部を補助します。また、当該工事の実施に伴い影響による利用料金収入に含まれる介護報酬等の減収分の一部を補助します。	
実績	<p>特別養護老人ホーム池上（本体工事） 93,096,000 円</p> <p>介護報酬等減収分 350,000,000 円</p>	

事業名	地域密着型サービス施設の整備 地域密着型サービス施設への施設整備費補助 ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護事業所等の開設・運営支援事業	国補助・都補助
概要	介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を促進するため、整備に要する費用の一部を補助します。	
実績	補助額 241,613,000 円 （内訳） 認知症対応型共同生活介護	

	[施設名] ミモザ多摩川（グループホーム） [所在地] 大田区多摩川一丁目16番5号 [補助金額] 整備費 146,187,000円 開設準備経費 26,703,000円 小規模多機能型居宅介護 [施設名] ミモザ多摩川（小規模多機能型居宅介護） [所在地] 大田区多摩川一丁目16番5号 [補助金額] 整備費 61,754,000円 開設準備経費 6,923,000円 運営費 46,000円
--	--

事業名	既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助	国補助・都補助
概要	高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の感染拡大防止対策を推進する、施設及び設備等の整備事業の実施に係る経費の一部を補助します。	
実績	なし	

事業名	都市型軽費老人ホームの整備	国補助・都補助
概要	都市部において、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある高齢者が低額な料金で入所できるよう、整備に要する費用の一部を補助します。	
実績	なし	

事業名	介護保険事業者の指定等	区
概要	地域密着型サービスの整備計画の策定や事業者の指定に関し、学識経験者・介護サービス事業者・保健医療福祉関係者及び介護保険被保険者で構成する地域密着型サービス運営協議会を開催し、公平で公正な事業の運営を確保します。	
実績	開催回数 4回 委員への報償費 309,000円 会長 @15,000×1人×4回 弁護士 @15,000×1人×4回 医師 @15,000×1人×3回 委員 @12,000×3人×4回	

事業名	区立特別養護老人ホーム等民営化検討	区
概要	民営化未実施の施設について、大田区立特別養護老人ホーム等民営化基本方針に基づき、区立特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターのあり方を見直すとともに、施設の有効活用を検討します。令和2年度より区立施設等における工事について内部検討しています。検討に基づいて、令和5年度に区立特別養護老人ホーム糶谷及び併設施設の大規模改修工事に係る実施設計を行い、令和6年度に区立特別養護老人ホーム糶谷及び併設施設の大規模改修工事を着工しました。また、区立特別養護老人ホーム蒲田及び併設施設の大規模改修工事に係る実施設計に着手しました。いずれも、令和7年度に完了予定です。	
実績	大規模改修工事（建築・機械・電気・昇降機） （区立特別養護老人ホーム糶谷及び併設施設） 大規模改修工事実施設計業務委託 （区立特別養護老人ホーム蒲田及び併設施設）	

事業名	物価高騰等における介護サービス事業所・施設に対する支援 国補助 10/10
概要	食材料費等の物価高騰の影響を受けた介護サービス事業者・施設の負担軽減を図るため、支援金を支給します。
実績	令和6年度は実施なし

事業名	大田区介護助手導入支援事業 都補助（都 3/4・区 1/4）
概要	身体介護等の専門的な業務以外の補助的業務を担う介護助手として、元気高齢者等を雇用することを希望する介護事業所に対し、その募集や導入に向けた助言等を行い、マッチングまでを区が支援します。
実績	<p>1 事業所向け介護助手導入講座 参加者：17人</p> <p>2 個別支援事業所選定 指定通所介護、介護老人福祉施設</p> <p>3 元気高齢者等向けセミナー 参加者：29人</p> <p>4 介護助手希望者と介護事業所とのマッチング支援（説明会・見学会） 参加者：34人</p> <p>5 マッチング結果 各事業所1～3人採用予定（主な業務内容 清掃、洗濯、リネン交換等）</p>

事業名	介護サービス適正実施指導 1～5 都補助（都 3/4・区 1/4） 介護サービス研修・普及 6～8 区
概要	<p>1 介護サービス事業者研修・連絡会 (1) 内容 介護サービス事業の質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できる環境を整備するため、介護サービス事業者相互の連携促進と事業者の相談対応や情報提供を行います。 ア 介護サービス事業者研修 イ 介護保険事業者連絡会 ウ 介護保険サービス団体連絡会 会長会 職域別事業者との懇談会 エ 介護サービス事業者情報の提供 (2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成 (1) 内容 区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員初任者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。 (2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成 (1) 内容 区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員実務者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。 (2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成 (1) 内容 区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の生活援助従事者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。 (2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>5 おおた福祉フェス運営費補助 (1) 内容</p>

	<p>区民への介護保険情報の啓発と介護従事者の資質向上・人材確保を目的に大田区介護保険サービス団体と共催する「おおた福祉フェス」の運営経費の一部を同団体に補助します。</p> <p>(2) 対象者 大田区介護保険サービス団体連絡会</p> <p>6 介護サービス功労者表彰</p> <p>(1) 内容 区内の介護サービス従事者の功労を称えるため表彰事業を実施します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>7 おおた介護のお仕事就職相談・面接会</p> <p>(1) 内容 新たな介護人材を確保するため、ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催により、年6回、ハローワーク大森や本庁舎等で区内事業者（参加事業者原則各回6～8事業者）による就職相談・面接会を実施します。</p> <p>(2) 対象者 求職者</p> <p>8 仕事と介護の両立支援コーディネート事業</p> <p>(1) 内容 介護保険等の制度理解を深め、介護と就労の両立に向けた職場風土の醸成を図るとともに、介護と就労の両立をする区民への支援を行うため、セミナー及び個別相談を実施します。</p> <p>ア 区内企業向け個別セミナー イ 区民・区内事業者向けセミナー ウ 区民・区内事業者向け個別相談</p> <p>(2) 対象者 ア 区内企業 イ 区民・区内事業者 ウ 区民・区内事業者</p>
実績	<p>1 実施回数</p> <p>(1) 介護サービス事業者研修 20回 1,400人 (2) 介護に関する入門的研修 2回 28人 (3) 介護保険事業者連絡会 2回 eラーニングシステムを活用した動画配信及びケア倶楽部へ資料掲示 (4) 介護保険サービス団体連絡会 会長会 2回 職域別事業者との懇談会 7回 (5) 介護サービス事業者情報の提供 毎月1回</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成 7事業者 10人 321,000円</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成 6事業者 13人 543,000円</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成 0事業所 0円</p> <p>5 おおた福祉フェス運営費補助 広告用印刷物、会場の設備に要する費用など 令和6年度執行額 650,000円</p> <p>6 介護サービス功労者表彰 介護サービス功労者表彰2人、勤続25年表彰5人 計7人</p> <p>7 おおた介護のお仕事就職相談・面接会 実施回数 9回 参加法人 49法人 参加求職者数 107人 相談・面談件数 140件 就職者数 20人</p> <p>8 仕事と介護の両立支援コーディネート事業</p> <p>(1) 区内企業向け個別セミナー 2回 47人 (2) 区民・区内事業者向けセミナー 2回 29人、12事業者 (3) 区民・区内事業者向け個別相談 11件</p>

事業名	介護サービス適正実施指導 福祉サービス従事者の育成	都補助（都 3/4・区 1/4）																								
概要	<p>1 内容</p> <p>介護保険制度運営の要となる介護支援専門員に対して研修を行うことにより、その資質向上を図り、介護サービスの質の向上及び適正な実施をめざします。</p> <p>介護支援専門員研修</p> <p>（１）全体研修(介護保険課) 総合的な内容での講義や情報提供</p> <p>（２）地域別研修(各地域福祉課) 地域の実情に応じた事例の検討や情報提供</p> <p>2 対象者 介護支援専門員等</p>																									
実績	<p>介護支援専門員研修</p> <table border="0"> <tr> <td>全体</td> <td>4回</td> <td>延 1,082人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域別</td> <td>計 14回</td> <td>延 351事業所</td> <td>延 638人</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>大森 4回</td> <td>延 84事業所</td> <td>延 140人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布 3回</td> <td>延 101事業所</td> <td>延 159人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田 4回</td> <td>延 97事業所</td> <td>延 183人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田 3回</td> <td>延 69事業所</td> <td>延 156人</td> </tr> </table>		全体	4回	延 1,082人		地域別	計 14回	延 351事業所	延 638人	(内訳)	大森 4回	延 84事業所	延 140人		調布 3回	延 101事業所	延 159人		蒲田 4回	延 97事業所	延 183人		糀谷・羽田 3回	延 69事業所	延 156人
全体	4回	延 1,082人																								
地域別	計 14回	延 351事業所	延 638人																							
(内訳)	大森 4回	延 84事業所	延 140人																							
	調布 3回	延 101事業所	延 159人																							
	蒲田 4回	延 97事業所	延 183人																							
	糀谷・羽田 3回	延 69事業所	延 156人																							

事業名	特別養護老人ホーム入所事務	区
概要	<p>特別養護老人ホームの入所希望者について、要介護度や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い者が優先的に入所できるようにします。優先度評価は年3回行い、評価結果の通知を送付します。</p>	
実績	<p>優先入所評価（7月、11月、3月）年3回実施</p> <p>延評価対象者 1,660人（7月 493人、11月 562人、3月 605人）</p>	

事業名	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業 社会福祉法人等 国補助（国間 1/2、都 1/4、区 1/4） 介護保険サービス提供事業者 都補助（都 1/2、区 1/2）</p>	
	2 大田区介護保険サービス利用者負担額軽減事業	区
	3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業	区
概要	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業</p> <p>介護保険サービスを利用する生計困難者に対して、その利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人、区市町村及び事業者等に、軽減した額の一部を区が助成します。</p> <p>（１）対象となるサービス</p> <p>訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>（２）事業主体</p> <p>対象となるサービスを提供する社会福祉法人、区市町村及び事業者で、軽減する旨の申出を行った方</p>	

(3) 助成する額

事業主体が利用者負担額を軽減した総額の2分の1。

ただし、指定介護老人福祉施設が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額年間収入に対する割合が10%を超える部分については、その全額

(4) 対象となる利用者負担額

介護費、食費、居住費（滞在費）

(5) 対象者

住民税世帯非課税で、次の要件をすべて満たし「特に生計が困難である方」、区長が認めた方（ただし、中国残留邦人等支援給付受給者・旧措置入所者で利用者負担5%以下の者を除きます）

ア 世帯の年間収入と預貯金額が基準額以下

（下表「基準収入額・貯蓄額」参照）

イ 世帯が居住するための家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない

ウ 負担能力のある親族（別世帯を含む）などに扶養されていない。

エ 介護保険料を滞納していない

○基準収入額・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※以下世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。

なお、生活保護受給者においては、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額のみ対象とします。

(6) 軽減の程度

利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）とします。ただし、生活保護受給者については、個室居住費の利用者負担額の全額とします。

2 大田区介護保険サービス利用者負担額軽減事業

(1) 内容

介護保険サービスを利用する低所得者に対して、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

(2) 対象となるサービス

「1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」と同じ

(3) 事業主体

「1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」と同じ

(4) 対象となる利用者負担額及び軽減の程度

介護費のみ利用者負担額4分の1を軽減します。

上記「1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」で軽減された4分の1を加えることにより、介護費の利用者負担額は2分の1となります。

(5) 対象者

「1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」対象者

(6) 事業開始

平成21年7月1日

3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業

(1) 内容

生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業

	<p>に参入の申出をしている事業者に対して、助成金を支給することにより、事業者の参入の促進及び区と事業者の協力関係の向上を図ります。</p> <p>(2) 対象事業者 生計困難者事業への参入の申出をしている事業者で、当該年度に大田区介護保険サービス利用者負担額軽減事業に基づく軽減実績があった社会福祉法人および事業者</p> <p>(3) 助成する額 一年度3万円</p> <p>(4) 事業開始 平成21年7月1日</p>
実績	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業 対象者数（軽減確認証交付者数） 179人 事業主体への補助金交付額 7,765,188円</p> <hr/> <p>2 大田区介護保険サービス利用者負担額軽減事業 対象利用者数 57人 事業主体への補助金交付額 2,436,717円</p> <hr/> <p>3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業 対象事業者数 27事業者 事業主体への助成額 810,000円</p>

事業名	認知症高齢者グループホーム利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業 区
概要	<p>認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業への参入促進及び区と事業者の協力関係の向上を図るために助成金を支給します。</p> <p>(1) 対象事業者 大田区内に所在地があり、軽減する旨の申出をしている事業者で、当該年度に認知症高齢者グループホーム利用者負担額軽減事業に基づく実績があった事業者</p> <p>(2) 助成する額 一年度3万円</p>
実績	対象事業者数 4事業者 120,000円

事業名	高額介護サービス費等資金貸付 区
概要	<p>1 内容 介護保険制度の利用にあたり、被保険者が一時的に高額な費用を負担した場合において、保険給付を受けるまでの間、資金の貸付を行います。</p> <p>2 対象者 サービスを受けた被保険者</p> <p>3 貸付対象サービス費 (1) 高額介護サービス費または高額介護予防サービス費 (2) 居宅介護福祉用具購入費または介護予防福祉用具購入費 (3) 居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費</p> <p>4 利子 無利子</p> <p>5 返還方法 当該貸付金に係る高額介護サービス費等を充てることにより行います。</p>
実績	貸付実績なし

事業名	大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議	区
概要	区立特別養護老人ホーム等の利用者への医療及び医療協力のあり方を検討します。連絡調整会議を年1回実施します。	
実績	令和6年11月18日 「特養優先入所制度改正及び、区内特養における医療行為が必要な方の受け入れ状況一覧の公表について」「令和6年度介護報酬改定概要について」「池上長寿園における持ち上げない介護の取り組みについて」をテーマにWeb会議形式にて実施しました。	

事業名	区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業	区																																													
概要	区内特別養護老人ホームにおいて「口から食べる幸せを」をコンセプトに歯科医師及び歯科衛生士が対象特養の利用者やその家族並びに職員等に対して、食事や水分等を安全に美味しく召し上がっていただくため、口腔ケア等に関する助言や指導を行なっているものです。																																														
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>摂食嚥下指導</th> <th>講演・研修会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホーム蒲田</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホーム糎谷</td> <td>12回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホームたまがわ</td> <td>48回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム羽田</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム池上</td> <td>12回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム大森</td> <td>22回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>ゴールドデン鶴亀ホーム</td> <td>12回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>フローズ東糎谷</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>千里</td> <td>23回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>バタフライヒル大森南</td> <td>23回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム馬込</td> <td>12回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>生寿園</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>誠心園</td> <td>21回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>281回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会	大田区立特別養護老人ホーム蒲田	24回	1回	大田区立特別養護老人ホーム糎谷	12回	0回	大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回	特別養護老人ホーム羽田	24回	1回	特別養護老人ホーム池上	12回	0回	特別養護老人ホーム大森	22回	1回	ゴールドデン鶴亀ホーム	12回	1回	フローズ東糎谷	24回	1回	千里	23回	1回	バタフライヒル大森南	23回	1回	特別養護老人ホーム馬込	12回	1回	生寿園	24回	1回	誠心園	21回	1回	計	281回	12回
施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会																																													
大田区立特別養護老人ホーム蒲田	24回	1回																																													
大田区立特別養護老人ホーム糎谷	12回	0回																																													
大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回																																													
特別養護老人ホーム羽田	24回	1回																																													
特別養護老人ホーム池上	12回	0回																																													
特別養護老人ホーム大森	22回	1回																																													
ゴールドデン鶴亀ホーム	12回	1回																																													
フローズ東糎谷	24回	1回																																													
千里	23回	1回																																													
バタフライヒル大森南	23回	1回																																													
特別養護老人ホーム馬込	12回	1回																																													
生寿園	24回	1回																																													
誠心園	21回	1回																																													
計	281回	12回																																													

事業名	おおもり園指定管理者管理代行	区
概要	<p>1 内容 軽費老人ホームB型。健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。入所希望者の住宅の状況や経済状況などを考慮し必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は年2回、1月と7月に実施します。</p> <p>2 入所対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上の方</li> <li>・大田区に住所がある方（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません）</li> <li>・家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難である方</li> <li>・独立して日常生活を営むことができ、自炊可能である方</li> <li>・月収が利用料を超え、かつ、区長が定める額の範囲内（1人用居室 月収</li> </ul>	

	<p>18万円)、(2人用居室 合算して月収が27万円)である方  2人用居室には夫婦または三親等内の親族同士又は東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方で、両者とも上記と同様の要件を備えた者  ・確実な保証能力を有する保証人を立てられる方(ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない)  ※社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。</p>
実績	入居人数 46人/定員 50人

事業名	介護福祉施設サービス事業	区															
概要	<p>1 内容  介護保険で要介護と認定された者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等への介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにします。</p> <p>2 実施施設  区立特別養護老人ホーム 3か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>開設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム蒲田</td> <td>104人</td> <td>平成7年5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム糀谷</td> <td>104人</td> <td>平成8年5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームたまがわ</td> <td>237人</td> <td>平成12年5月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>445人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。  ※特別養護老人ホーム糀谷は、大規模改修工事に伴い令和6年12月より供用停止しています。</p>		名称	定員	開設	特別養護老人ホーム蒲田	104人	平成7年5月	特別養護老人ホーム糀谷	104人	平成8年5月	特別養護老人ホームたまがわ	237人	平成12年5月	計	445人	
名称	定員	開設															
特別養護老人ホーム蒲田	104人	平成7年5月															
特別養護老人ホーム糀谷	104人	平成8年5月															
特別養護老人ホームたまがわ	237人	平成12年5月															
計	445人																
実績	3か所延利用者数 134,424人																

事業名	短期入所生活介護事業	区								
概要	<p>1 内容  介護保険で要介護又は要支援と認定された者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護や機能訓練を受けることにより、利用者の心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため実施します。</p> <p>2 実施施設  区立特別養護老人ホーム 3か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>短期入所生活介護</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷</th> <th>たまがわ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員(計32人)</td> <td>11人</td> <td>11人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。  ※特別養護老人ホーム糀谷の短期入所生活介護は、大規模改修工事に伴い令和6年12月より供用停止しています。</p>		短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ	利用定員(計32人)	11人	11人	10人
短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ							
利用定員(計32人)	11人	11人	10人							
実績	3か所延利用者数 1,735人 延利用日数 11,802日									

事業名	通所介護事業	区						
概要	<p>1 内容 介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定された者に対して、要介護状態の心身の特徴を踏まえて可能な限り居宅において、その有する能力に応じた生活を営むことができるよう、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を行うために実施します。</p> <p>2 実施施設 区立高齢者在宅サービスセンター5か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>運営方法</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人池上長寿園</td> </tr> </tbody> </table>		名称	運営方法	指定管理者	蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人池上長寿園
名称	運営方法	指定管理者						
蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人池上長寿園						
実績	<p>5か所延利用者数 49,963人 通所介護・介護予防通所介護 36,306人 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 13,657人 (若年性認知含む)</p>							

事業名	通所介護事業（若年性認知症デイサービス）	区						
概要	<p>1 内容 65歳未満で発症した若年性認知症で介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定された者に対して、その人がその人らしい生活を営むことができるよう、若年性認知症に特化したプログラムで個別に対応をします。利用者や家族の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減、利用者の心身機能の維持を図るために実施します。</p> <p>2 実施施設 区立下丸子高齢者在宅サービスセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>運営方法</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下丸子高齢者在宅サービスセンター（HOPE（ホープ））</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人池上長寿園</td> </tr> </tbody> </table>		名称	運営方法	指定管理者	下丸子高齢者在宅サービスセンター（HOPE（ホープ））	管理代行	社会福祉法人池上長寿園
名称	運営方法	指定管理者						
下丸子高齢者在宅サービスセンター（HOPE（ホープ））	管理代行	社会福祉法人池上長寿園						
実績	延利用者数 786人							

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概要	<p>1 内容 区立高齢福祉施設に関する定期的な日常点検を実施することにより、補修箇所の早期発見に努めます。また、大規模な補修に関しては、施設保全課等と連携を図り、計画的な修繕を実施します。</p> <p>2 対象施設 区立特別養護老人ホーム及び区立高齢者在宅サービスセンター等</p>	
実績	区立高齢福祉施設等の改修工事 8件 (特別養護老人ホーム蒲田 給湯器交換工事、特別養護老人ホームたまがわ 蓄電池盤有圧換気扇交換工事等)	

## 障害福祉課・地域福祉課 事業一覧

事業名	社会福祉協議会の運営（障害福祉関係費の補助事業）			区
概要	心身障がい者団体運営事務費等助成 心身障がい者福祉の増進を目的に活動する区内障がい者団体の運営事務費の一部を助成します。			
実績	心身障がい者団体運営事務費等助成（助成団体 5 団体）			
	大田区重症心身障害児（者）を守る会	大田区視覚障害者福祉協会		
	大田区肢体不自由児（者）父母の会	大田区聴覚障害者協会		
	大田区手をつなぐ育成会			

事業名	災害時における要支援者対策の推進			区
概要	<p>1 避難行動要支援者名簿 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿等を作成し、避難支援等関係者に提供し円滑かつ迅速な避難及び安全の確保を図ります。</p> <p>（対象）</p> <p>(1) 身体障害者手帳の視覚障害 1 級又は 2 級の方</p> <p>(2) 身体障害者手帳の肢体不自由（下肢障害又は体幹機能障害）1 級から 3 級までの方</p> <p>(3) 身体障害者手帳の肢体不自由（移動機能障害）1 級から 4 級までの方</p> <p>(4) 身体障害者手帳の聴覚障害 2 級又は 3 級の方</p> <p>(5) 愛の手帳 1 度から 4 度までの方</p> <p>(6) その他避難行動に支援が必要な方</p> <p>※ 施設入所者等を除く。</p> <p>◎詳細は、P23「災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 福祉避難所 福祉避難所として位置付けている区立及び民間の障がい者施設に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備し、避難所の開設・運営に向けた体制を整えます。</p>			
実績	福祉避難所 16 施設（令和 7 年 3 月 31 日現在）			

事業名	原子爆弾被爆者見舞金支給			区
概要	<p>（目的） 原子爆弾被爆者に対して見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ります。</p> <p>（内容） 見舞金を毎年 8 月に 12,000 円支給します。</p> <p>（対象） 7 月 1 日現在、区内に居住し、被爆者健康手帳の交付を受けている方 (各地域福祉課で実施)</p>			
実績	支給人員 134 人			
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
	36	43	42	13

事業名	福祉サービス第三者評価（障がい者福祉サービス評価） 在宅系：都補助（都1/2、区1/2）		
概要	<p>（目的） 福祉サービス第三者評価受審費用の補助により、福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促し、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。</p> <p>（対象） 居宅介護、短期入所（医療型）</p> <p>（内容） 在宅系サービス150,000円を上限として補助します。</p>		

実績	在宅系サービス 0件 参考：区立民営施設は、令和6年度実施なし
----	------------------------------------

事業名	障害児通所支援福祉サービス評価 都補助(都1/2、区1/2)
概要	(目的) 福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。 (内容) 1 サービス種別あたり150,000円を上限として補助します。
実績	放課後等デイサービス 2件 児童発達支援 0件

事業名	障害支援区分認定等に係る経費 区																
概要	(目的) 介護給付費等にかかる申請を行った当該障がい者に対し、審査会が行う障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。 (対象) 介護給付費等のサービスの利用を希望する障がい者																
実績	障害支援区分認定等に係る経費 (内 訳) (1) 審査会合議体運営 認定件数 1,225件 <table border="1"> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>非該当</td> <td>区分1</td> <td>区分2</td> <td>区分3</td> <td>区分4</td> <td>区分5</td> <td>区分6</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>232</td> <td>224</td> <td>245</td> <td>188</td> <td>316</td> </tr> </table> 審査会開催回数 49回 合議体数 4合議体 (2) 認定調査等事務費 主治医意見書作成 1,198件	障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	件数	1	19	232	224	245	188	316
障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6										
件数	1	19	232	224	245	188	316										

事業名	障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費 区
概要	現行の「おおた障がい施策推進プラン」(大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画)について、モニタリング指標を活用した計画の進行管理を行い、「大田区障がい施策推進会議」にて、評価・検証します。
実績	○ モニタリング指標を活用した計画の進行管理 ○ 大田区障がい施策推進会議の開催 開催2回

事業名	障がい者支援に関する合議体運営 1 区 2 国・都補助(国1/2・都1/4・区1/4)
概要	1 大田区障がい者差別解消支援地域協議会 学識、福祉、障がい当事者等で構成されており、障がいを理由とする差別の解消を推進するため開催し、事例共有や普及啓発等に取り組んでいます。 2 医療的ケア児・者支援関係機関会議 人工呼吸器を装着している障がい児及び障がい者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児及び障がい者(医療的ケア児・者)が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう開催し、関係機関が互いに連携しながら、必要な情報共有を図っています。
実績	1 障がい者差別解消支援地域協議会 開催2回 2 医療的ケア児・者支援関係機関会議 開催2回

事業名	理解促進啓発事業 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）																																
概要	<p>1 障害者関係区長表彰 他の障がい者の模範となる者及び障がい者の自立支援に尽くした功績が顕著である者に対して区長表彰を行うことにより、障がい者福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>2 障がい者文化展 区内の障がい者が創作した作品の展示会を開催し、障がい者の創作意欲の向上と一般区民の障がい者に対する理解と啓発を図ります。</p> <p>3 障がい者巡回パネル展 区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解の促進を図るため、区内複数会場を巡回して展示します。</p> <p>4 おおた みんなのつどいプロジェクト 障害者基本法の理念に則り、「地域社会における共生等」の実現のため、障がい等に対する区民等の関心と理解を深めることをめざし、区民や事業者等の様々な取り組みを募集し、障害者週間の期間に総括イベントとして表彰式等を実施します。</p>																																
実績	<p>1 障害者関係区長表彰</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>表彰者</td> <td>自立生活者 2人 自立支援功労者 5人</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>表彰日</td> <td>令和6年12月7日</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>会場</td> <td>新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）</td> </tr> </table> <p>2 障がい者文化展</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>会場</td> <td>大田区立池上会館</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>開催期間</td> <td>令和6年12月18日～12月23日</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>作品出品者数</td> <td>386人</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>作品数</td> <td>336点（共同作品含む）</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>作品の種類</td> <td>絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等</td> </tr> </table> <p>3 障がい者巡回パネル展 30施設</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年10月4日～10月10日</td> <td>グランデュオ蒲田3階連絡通路</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月16日～10月22日</td> <td>アトレ大森5階レストラン街</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月30日～11月6日</td> <td>障がい者総合サポートセンター</td> </tr> </table> <p>4 おおた みんなのつどいプロジェクト</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰式（総括イベント）</td> <td>令和6年12月7日 新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）</td> </tr> </table>	(1)	表彰者	自立生活者 2人 自立支援功労者 5人	(2)	表彰日	令和6年12月7日	(3)	会場	新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）	(1)	会場	大田区立池上会館	(2)	開催期間	令和6年12月18日～12月23日	(3)	作品出品者数	386人	(4)	作品数	336点（共同作品含む）	(5)	作品の種類	絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等	令和6年10月4日～10月10日	グランデュオ蒲田3階連絡通路	令和6年10月16日～10月22日	アトレ大森5階レストラン街	令和6年10月30日～11月6日	障がい者総合サポートセンター	表彰式（総括イベント）	令和6年12月7日 新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）
(1)	表彰者	自立生活者 2人 自立支援功労者 5人																															
(2)	表彰日	令和6年12月7日																															
(3)	会場	新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）																															
(1)	会場	大田区立池上会館																															
(2)	開催期間	令和6年12月18日～12月23日																															
(3)	作品出品者数	386人																															
(4)	作品数	336点（共同作品含む）																															
(5)	作品の種類	絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等																															
令和6年10月4日～10月10日	グランデュオ蒲田3階連絡通路																																
令和6年10月16日～10月22日	アトレ大森5階レストラン街																																
令和6年10月30日～11月6日	障がい者総合サポートセンター																																
表彰式（総括イベント）	令和6年12月7日 新蒲田区民活動施設（カムカム新蒲田）																																

事業名	グループホームの整備促進 区
概要	<p>障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、民立民営のグループホームの整備に係る経費について、都が施設設置者に対して交付する補助金で不足する分の一部を区が補助します。</p> <p>また、区有地を活用した重度障害者向けグループホームの整備支援を行います。</p>
実績	<p>1 グループホーム整備費補助 1件</p> <p>2 精神障害者グループホーム開設助成 1件</p>

事業名	障害福祉課事務費	区
概要	(目的) 障がい者(児)に関する諸制度、施策などをわかりやすく説明した冊子を作成し、障がい者福祉施策の周知を図ります。 (内容) 福祉・保健・医療・教育など、福祉サービスで障がい者(児)とその家族が利用できるものを取り上げ、内容を紹介します。 (対象) 新規障害者手帳取得者、障がい者(児)及び関係機関	
実績	冊子「障がい者福祉のあらし」 9,000部	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(1)居宅介護	国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)																																								
概要	障がい者等に対し、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。																																									
実績	<table border="0"> <tr> <td>利用人数</td> <td>身体介護</td> <td>延</td> <td>4,368人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家事援助</td> <td>延</td> <td>4,548人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等介助(身体介護あり)</td> <td>延</td> <td>1,554人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等介助(身体介護なし)</td> <td>延</td> <td>328人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等乗降介助</td> <td>延</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>利用時間等</td> <td>身体介護</td> <td>延</td> <td>128,294時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家事援助</td> <td>延</td> <td>47,511時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等介助(身体介護あり)</td> <td>延</td> <td>8,563時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等介助(身体介護なし)</td> <td>延</td> <td>2,032時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院等乗降介助</td> <td>延</td> <td>0回</td> </tr> </table>		利用人数	身体介護	延	4,368人		家事援助	延	4,548人		通院等介助(身体介護あり)	延	1,554人		通院等介助(身体介護なし)	延	328人		通院等乗降介助	延	0人	利用時間等	身体介護	延	128,294時間		家事援助	延	47,511時間		通院等介助(身体介護あり)	延	8,563時間		通院等介助(身体介護なし)	延	2,032時間		通院等乗降介助	延	0回
利用人数	身体介護	延	4,368人																																							
	家事援助	延	4,548人																																							
	通院等介助(身体介護あり)	延	1,554人																																							
	通院等介助(身体介護なし)	延	328人																																							
	通院等乗降介助	延	0人																																							
利用時間等	身体介護	延	128,294時間																																							
	家事援助	延	47,511時間																																							
	通院等介助(身体介護あり)	延	8,563時間																																							
	通院等介助(身体介護なし)	延	2,032時間																																							
	通院等乗降介助	延	0回																																							

事業名	介護給付費・訓練等給付費(2)重度訪問介護	国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排泄、食事その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 573人      利用時間 延 231,711時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(3)同行援護	国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 2,273人      利用時間 延 69,632時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(4)行動援護	国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものに対し、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 82人      利用時間 延 1,984時間	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（５）療養介護	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の相談支援を行うことにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 920 人      利用日数 延 27,890 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（６）生活介護	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	常時介護を要する障がい者等として厚生労働省令で定めるものに対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 12,874 人      利用日数 延 245,775 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（７）短期入所	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄または食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 3,319 人      利用日数 延 25,922 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（８）施設入所支援	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 5,589 人      利用日数 延 165,792 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費（９）自立訓練	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定めた期間にわたり、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	機能訓練      利用人数 延 407 人      利用日数 延 2,906 日 生活訓練      利用人数 延 1,168 人      利用日数 延 17,469 日 宿泊型自立訓練      利用人数 延 242 人      利用日数 延 6,941 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(10)就労移行支援	国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	就労を希望する障がい者に対し、厚生労働省令で定めた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数 延 3,661 人      利用日数 延 59,183 日	

事業名	介護給付費・訓練等給付費(11)就労継続支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。雇用契約を結び給料をもらいながら利用するA型と雇用契約を伴わずに利用するB型の2種類あります。
実績	A型 利用人数 延 1,193人 利用日数 延 21,186日 B型 利用人数 延 13,487人 利用日数 延 209,582日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(12)就労定着支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
実績	利用人数 延 2,306人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(13)自立生活援助 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	障害者施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、支援を行います。
実績	利用人数 延 284人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(14)共同生活援助 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	共同生活の場において、入浴、排泄、食事などの介護、相談その他の日常生活上の援助などのサービスを供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 10,446人 利用日数 延 298,019日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(15)計画相談支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	障害福祉サービス等を利用する障がい者に対し、サービス等利用計画(案)の作成やモニタリングを行い、適切なサービス利用を促進します。
実績	利用人数 延 10,410人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(16)地域移行支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	施設等に入所・入院している障がい者に対し、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
実績	利用人数 延 71人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(17)地域定着支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	居宅において単身等で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急の事態等に相談などの支援を行います。
実績	利用人数 延 97人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（18）特定障害者特別給付費 国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	施設入所支援その他の障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者のうち、入所しサービスを受けたときに、食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、所得の状況等によって特定障害者特別給付費を支給することにより、福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 14,753 人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（19）高額障害福祉サービス等給付費 国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	障害福祉サービスや介護保険法のサービス等の利用者負担額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給することにより福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 161 人

事業名	介護給付費・訓練等給付費（20）やむを得ない事由による措置 国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号に規定するやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である障害者に障害福祉サービスの提供をします。 (各地域福祉課で実施)
実績	利用人数 0 人

事業名	自立支援医療費等（1）自立支援医療費（更生医療） 国補助（国 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	職業能力を増進、日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり取り除いたりする医療費の給付を行います。 (各地域福祉課で実施)
実績	給付人数 延 6,585 人

事業名	自立支援医療費等（2）療養介護医療費 国補助（国 1/2、都 1/4、区 1/4）
概要	療養介護施設に入所する最重度の障がい者に対し、医療費の給付を行います。 (各地域福祉課で実施)
実績	給付人数 延 922 人

事業名	補装具費 国補助（国直 1/2、都 1/4、区 1/4）								
概要	障がい者（児）等の日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理及び借受けに要する費用を支給します。 (各地域福祉課で実施)								
実績	補装具交付・修理・借受け 延 1,148 件 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>332</td> <td>273</td> <td>368</td> <td>175</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	332	273	368	175
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
332	273	368	175						

事業名	障害福祉サービス等に係る支援事業 4・7 都補助（都1/2、区1/2） 1・2・3・5・6・8・9・10 区 11 都補助（都10/10）																																												
概要	自立支援給付における利用者負担軽減及び事業所に対する支援等を行うことで、福祉の向上を図ります。																																												
実績	<table border="0"> <tr><td>1</td><td>施設通所サービス利用者負担軽減</td><td>延</td><td>337人</td></tr> <tr><td>2</td><td>通所サービス利用促進事業</td><td></td><td>3事業所</td></tr> <tr><td>3</td><td>短期入所事業所に対する補助</td><td></td><td>2事業所</td></tr> <tr><td>4</td><td>医療連携型グループホーム運営費補助</td><td></td><td>1事業所</td></tr> <tr><td>5</td><td>知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算</td><td></td><td>86事業所</td></tr> <tr><td>6</td><td>精神障害者グループホーム等都加算</td><td></td><td>80事業所</td></tr> <tr><td>7</td><td>短期入所都加算</td><td></td><td>53事業所</td></tr> <tr><td>8</td><td>グループホーム家賃助成</td><td>延</td><td>4,226人</td></tr> <tr><td>9</td><td>心身障がい者紙おむつ支給(年4回配送)</td><td>延配送件数</td><td>415件</td></tr> <tr><td>10</td><td>就労支援等事業特別加算補助</td><td></td><td>25事業所</td></tr> <tr><td>11</td><td>生活介護都加算</td><td></td><td>1事業所</td></tr> </table>	1	施設通所サービス利用者負担軽減	延	337人	2	通所サービス利用促進事業		3事業所	3	短期入所事業所に対する補助		2事業所	4	医療連携型グループホーム運営費補助		1事業所	5	知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算		86事業所	6	精神障害者グループホーム等都加算		80事業所	7	短期入所都加算		53事業所	8	グループホーム家賃助成	延	4,226人	9	心身障がい者紙おむつ支給(年4回配送)	延配送件数	415件	10	就労支援等事業特別加算補助		25事業所	11	生活介護都加算		1事業所
1	施設通所サービス利用者負担軽減	延	337人																																										
2	通所サービス利用促進事業		3事業所																																										
3	短期入所事業所に対する補助		2事業所																																										
4	医療連携型グループホーム運営費補助		1事業所																																										
5	知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算		86事業所																																										
6	精神障害者グループホーム等都加算		80事業所																																										
7	短期入所都加算		53事業所																																										
8	グループホーム家賃助成	延	4,226人																																										
9	心身障がい者紙おむつ支給(年4回配送)	延配送件数	415件																																										
10	就労支援等事業特別加算補助		25事業所																																										
11	生活介護都加算		1事業所																																										

事業名	物価高騰等における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援 国補助（国10/10）
概要	障害福祉サービス又は障害児通所支援の事業所・施設が物価の急激な高騰の影響を受けて要した経費の一部に対し支援金を交付することにより、継続して安定した障害福祉サービスの提供を維持することを目的とします。
実績	令和6年度は実施なし。

事業名	地域生活支援事業（1）日常生活用具の給付 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）								
概要	<p>（目的） 主として在宅の心身障がい者（児）に対し、浴槽等の日常生活用具を給付し、日常生活を容易にします。</p> <p>（内容） 浴槽、便器、特殊寝台等51種目</p> <p>（対象） 日常生活用具の種類により対象条件が異なります。</p> <p>※ 介護保険により同等の給付が受けられる方は、介護保険の利用が優先します。 （各地域福祉課で実施）</p>								
実績	<p>給付件数 13,701件</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>5,100</td> <td>1,847</td> <td>4,721</td> <td>2,033</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	5,100	1,847	4,721	2,033
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
5,100	1,847	4,721	2,033						

事業名	地域生活支援事業（2）心身障害者(児)訪問入浴サービス 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	<p>（目的） 家庭において入浴することが困難な、在宅の重度心身障がい者等に対して、入浴車を派遣して入浴サービスを行うことにより、心身障がい者の福祉の向上及び家族の負担の軽減を図ります。</p> <p>（内容） ・洗体、洗髪及び洗顔(訪問時の状態により入浴困難な場合は清拭に代える) ・その他必要な処置、助言及び指導</p> <p>（対象） 区内に住所を有する重度の心身障がい者等で単独での入浴が困難な、身体障害者手帳1～3級を有する者で、入浴に際し常時介護を必要とする者 （各地域福祉課で実施）</p>

実績	登録障がい者 53人 派遣回数 延 1,793回 (ほか助言・指導 9回)			
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
	681	360	504	248

事業名	地域生活支援事業(3) 身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成	区																
概要	<p>1 運転免許取得費補助 身体障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、身体障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ります。 (内容) 自動車運転免許を取得する際に最高144,200円(所得税非課税者は164,800円、排気量の限定解除の費用については20,600円)まで補助します。 (対象) 身障手帳3級以上(内部4級、下肢又は体幹機能障害5級以上)の障がい者</p> <p>2 改造費助成 身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。 (内容) 自ら運転する自動車の改造費用を最高133,900円まで助成します。 (対象) 上肢・下肢又は体幹機能障害3級以上の人で、前年の所得税額が(1～6月の申請においては前々年)40万円以下の者 (各地域福祉課で実施)</p>																	
実績	<p>1 運転免許取得費補助 補助人数 0人</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>2 改造費助成 助成人数 8人</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	0	0	0	0	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	3	1	3	1
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田															
0	0	0	0															
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田															
3	1	3	1															

事業名	地域生活支援事業(4) 移動支援	国補助(国直1/2)、(都1/4、区1/4)
概要	屋外での移動が困難な視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)及び難病の方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	
実績	派遣件数 112,661件 派遣時間数 165,559時間 延利用者数 8,878人	

事業名	地域生活支援事業(5) 日中一時支援	国補助(国直1/2)、(都1/4、区1/4)
概要	障がい者等の日中における活動の場を提供することで、障がい者の家族の一時的な休息を図ります。	
実績	登録者数 168人 利用者数 39人 利用回数 延 786回	

事業名	地域生活支援事業(6) 地域活動支援センター	一部国補助(国直1/2、都1/4、区1/4) 一部都補助(都1/2、区1/2)
概要	障がい者等に対し、地域の実情に応じた、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。	
実績	<p>1 地域活動支援センター(心身障害) (Ⅲ型) 2所 利用人数 延 2,604人</p> <p>2 地域活動支援センター(精神障害)</p>	

	(Ⅰ型)	2所	利用人数	延	24,282人
	(Ⅱ型)	4所	利用人数	延	16,920人
	(Ⅲ型)	1所	利用人数	延	4,972人
3	相談支援	6所	利用人数	延	21,013人
4	生活サポート	6所	利用人数	延	705人

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業（1）家庭委託	区
概要	<p>（目的） 一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。</p> <p>（内容） 登録介護人宅又は、登録介護人を障がい者宅及び上池台障害者福祉会館宿泊訓練室に派遣して宿泊を伴わない介護を行います。 介護の時間は1回につき2時間以内、介護の回数は1か月に8回が上限です。</p> <p>（対象） 身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方</p>	
実績	登録介護人 74人	利用回数 3,417回

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業 （2）重症心身障害児（者）在宅レスパイト・就労等支援事業	一部都補助																								
概要	<p>（目的） 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）の健康の保持及びその家族の休養や就労等を支援することにより、福祉の向上を図ります。</p> <p>（内容） 重症心身障がい児（者）等の居宅等に看護師等を派遣し、医療的ケア及び食事、排泄等の介助等を行います。年度の利用時間は288時間が上限（4月申請の場合）で、1回あたり2～4時間（30分単位）です。ただし、申請の時期により年度内の上限時間は異なります。 ※令和7年度から、上限時間を144時間から288時間に拡充しました。</p> <p>（対象） 区内在住で医療的ケアが必要であり、家族等の在宅介護を受けている方で、次の（1）か（2）のいずれかに該当する方。 （1）肢体不自由の身体障害者手帳（1・2級）と愛の手帳（1・2度）を所持（または大島分類の区分1～4に該当） （2）医療的ケア（「別表」参照）が必要な18歳未満の障がい児</p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>人工呼吸器管理※1</td></tr> <tr><td>②</td><td>気管内挿管、気管切開</td></tr> <tr><td>③</td><td>鼻咽頭エアウェイ</td></tr> <tr><td>④</td><td>酸素吸入</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>6回/日以上以上の頻回の吸引</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>ネブライザー 6回/日以上又は継続使用</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>中心静脈栄養（IVH）</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>経管（経鼻・胃ろう含む）</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>腸ろう・腸管栄養</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>継続する透析（腹膜灌流を含む）</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>定期導尿（3回/日以上）※2</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>人工肛門</td></tr> </table> <p>※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。 ※2 人工膀胱を含む。</p>		①	人工呼吸器管理※1	②	気管内挿管、気管切開	③	鼻咽頭エアウェイ	④	酸素吸入	⑤	6回/日以上以上の頻回の吸引	⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	⑦	中心静脈栄養（IVH）	⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）	⑨	腸ろう・腸管栄養	⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）	⑪	定期導尿（3回/日以上）※2	⑫	人工肛門
①	人工呼吸器管理※1																									
②	気管内挿管、気管切開																									
③	鼻咽頭エアウェイ																									
④	酸素吸入																									
⑤	6回/日以上以上の頻回の吸引																									
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用																									
⑦	中心静脈栄養（IVH）																									
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）																									
⑨	腸ろう・腸管栄養																									
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）																									
⑪	定期導尿（3回/日以上）※2																									
⑫	人工肛門																									
実績	利用登録 75人	利用回数 666回 指示書の作成に係る費用の補助 58件																								

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業（3）特別介護人派遣	区
概要	<p>（目的） 一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。</p> <p>（内容） 登録介護人宅または、障がい者宅及び上池台障害者福祉会館宿泊訓練室に登録介護人を派遣して宿泊を伴う介護を行います。 派遣回数は、1回は1泊2日、1年度に18回が上限です。</p> <p>（対象） 身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方</p>	
実績	<p>登録介護人 61人 派遣件数 517件 派遣泊数 755泊</p>	

事業名	心身障害者（児）福祉電話設置	区								
概要	<p>（目的） 在宅の心身障がい者（児）がいる家庭に電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図ります。</p> <p>（内容） 区が加入権を有する電話を対象世帯に設置し、電話使用料のうち基本料及びダイヤル通話料月600円等を区が負担します。</p> <p>（対象） 生活保護を受けている世帯又は所得税若しくは特別区民税が非課税である世帯 （各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>電話設置台数 40台</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>7</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	14	6	13	7
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
14	6	13	7							

事業名	重度心身障害者（児）電話等使用料補助	区								
概要	<p>（目的） 在宅の重度心身障がい者又は、同居の家族が所有する電話の使用料の一部を区が補助することにより、当該心身障がい者（児）の家庭の経済的負担を軽減するとともに福祉の増進を図ります。</p> <p>（内容） 基本料及び月600円に相当する額並びに福祉用電話機器を設置している場合の付加使用料とし、各四半期の初月に前3月分を給付します。</p> <p>（対象） 電話のある在宅の重度心身障がい者（児）のいる生活保護受給世帯 （各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>補助世帯数 24世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	6	4	11	3
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
6	4	11	3							

事業名	重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業	都補助（都 1/2、区 1/2）								
概要	<p>（目的） 在宅の重度身体障がい者（児）等の自立の向上と介護者の介護の軽減のために、居宅の浴室等の改造相談及び改造費の助成をします。</p> <p>（内容） 世帯の所得に応じて、一部自己負担があります。</p> <p>中規模住宅改修 641,000 円  小規模住宅改修 200,000 円  屋内移動設備 機器本体及び付属機器 979,000 円  （階段昇降機含） 設置費 353,000 円</p> <p>（対象） 区内に居住する重度身体障がい者（児）または内部に係る障がいを有する者で補装具として車椅子を受給している者又は、難病等患者で下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める者</p> <p style="text-align: right;">（各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>設備改善 15 件（中規模住宅改修 3 件、小規模住宅改修 10 件、  屋内移動設備（設置費含む） 2 件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	6	2	6	1
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
6	2	6	1							

事業名	重度心身障害者（児）寝具乾燥	区															
概要	<p>（目的） ねたきり重度心身障がい者（児）の寝具を乾燥・消毒及び水洗いを行うことにより、身体の清潔と快い就寝を確保し、併せて心身障がい者（児）の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>（内容） 実施回数 乾燥・消毒 年 10 回、水洗い 年 2 回  対象者 1 人につき 布団（マットレスを含む） 3 枚・毛布 1 枚</p> <p>（対象） 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、難病を有する者</p> <p style="text-align: right;">（各地域福祉課で実施）</p>																
実績	<p>登録者数 30 人（乾燥・消毒 531 枚 水洗い 114 枚）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>乾燥・消毒</td> <td>217</td> <td>3</td> <td>237</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>水洗い</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>14</td> </tr> </table>			大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	乾燥・消毒	217	3	237	74	水洗い	50	0	50	14
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田													
乾燥・消毒	217	3	237	74													
水洗い	50	0	50	14													

事業名	重度心身障害者出張理髪サービス	区
概要	<p>（目的） 家族等が理髪することが困難な在宅の重度心身障がい者に対して、区が理容師に出張を依頼し、その居室において理髪を行うことにより障がい者の保健衛生の向上と家族の負担を軽減します。</p> <p>（内容） 理容師の出張による普通調髪（調髪及び顔そり）とし、年 4 枚を限度として心身障害者出張理髪券を交付します。</p> <p>（対象） 東京都重度心身障害者手当受給者のうち、寝たきり状態にあり、店舗での理髪が困難な者で、東京都心身障害者の医療費の助成制度の所得額以下であること。</p>	
実績	<p>登録者数 33 人 利用人数 延 75 人</p>	

事業名	心身障害者（児）移送サービス事業 福祉タクシー及び自動車燃料費助成 区
概要	<p>(目的) 歩行困難な心身障がい者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大を図り、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 福祉タクシー及び自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を交付します。 1か月あたり 200円券 12～20枚（年齢等の区分により枚数は異なります）</p> <p>(対象) 下肢又は体幹機能障害3級以上、移動機能障害3級以上、視覚障害2級以上、内部障害2級以上及び愛の手帳2度以上の方</p>
実績	<p>1 交付者 9,841人 発行枚数 200円券 1,917,816枚</p> <p>2 使用実績</p> <p>(1) 福祉タクシー 200円券 938,061枚</p> <p>(2) 自動車燃料費 200円券 493,721枚</p>

事業名	重度身体障害者等救急代理通報システム事業 都補助(都1/2、区1/2)								
概要	<p>(目的) ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者及び難病患者の生活の安全を確保するため、重度身体障害者等救急代理通報システム事業を実施し、もって在宅重度身体障がい者等の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 在宅重度身体障がい者等が家庭内で病気や事故、もしくは火災発生などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて民間認定事業者に通報することにより、当該在宅重度身体障がい者等の救援等を行います。</p> <p>(対象) 18歳以上のひとり暮らし等の在宅重度身体障がい者・難病患者で非課税世帯の方 (各地域福祉課で実施)</p>								
実績	<p>利用者数 17人</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷・羽田</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	9	1	4	3
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
9	1	4	3						

事業名	重度身体障害者ガイドヘルパー事業 区
概要	<p>(目的) 重度の肢体不自由者が外出をする際、家族等の付き添いが得られない場合、ガイドヘルパーを派遣し、重度肢体不自由者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的としています。</p> <p>(対象) 18歳以上の上肢・下肢・体幹のいずれかの障がい程度が、1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者</p>
実績	<p>利用登録者 60人（令和7年3月31日現在）</p> <p>派遣時間数 延 417時間</p>

事業名	重度脳性麻痺者介護支援 都補助(都10/10)
概要	<p>(目的) 重度の脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度の脳性まひ者の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 介護人は障がい者の推薦による家族とします。 実施回数 1か月 最大12回</p> <p>(対象) 区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級を有する重度の脳性まひ者で、独立して屋外活動をすることが困難な者。 ※介護保険・障害福祉サービス受給者で同種のサービスを受けている場合は除く。 (各地域福祉課で実施)</p>

実績	登録者数 16人 実施回数 延 2,340回			
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
	756	288	864	432

事業名	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	聴覚障がいに係る身体障害者手帳を所持していない18歳未満で、補聴器装用の効果が医師の診断により認められる方に給付します。	
実績	助成件数 21件	

事業名	障害者日中活動系サービス推進事業補助	一部都補助
概要	(目的) 指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を助成し、事業の円滑な執行、施設利用サービスの促進を図ります。 (対象) 生活介護、就労移行支援、就労継続支援等を実施する事業所	
実績	27事業所 (うち第三者評価受審補助 11事業所)	

事業名	心身障害者福祉手当	区																				
概要	<p>(目的) 在宅の心身障がい者に手当を支給し、福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、規則で定める特殊疾病を有する方、精神障害者保健福祉手帳1級の方に手当を支給します。</p> <p>(対象)</p> <table border="1" data-bbox="422 1086 1316 1467"> <thead> <tr> <th></th> <th>障がいの程度等</th> <th>年齢</th> <th>手当額 (月額/円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td rowspan="2">身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症</td> <td>20歳以上</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>20歳未満</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td></td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)</td> <td rowspan="2">特殊疾病</td> <td>20歳以上</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得基準超過者、施設入所者は対象外です。また、65歳以上の方の新規申請はできません。(例外あり)</p>			障がいの程度等	年齢	手当額 (月額/円)	(1)	身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症	20歳以上	17,500	20歳未満	4,500	(2)	身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級		4,500	(3)	特殊疾病	20歳以上	12,000	20歳未満	4,500
	障がいの程度等	年齢	手当額 (月額/円)																			
(1)	身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症	20歳以上	17,500																			
		20歳未満	4,500																			
(2)	身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級		4,500																			
(3)	特殊疾病	20歳以上	12,000																			
		20歳未満	4,500																			

実績	手当受給者 11,931人 (令和7年3月31日現在)			
		障がいの程度等	手当額 (月額/円)	人数 (人)
	(1)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症(20歳以上)	17,500	5,540
	(2)	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、身体障害者手帳1・2級(20歳未満)、愛の手帳1～3度(20歳未満) 脳性まひ、進行性筋萎縮症(20歳未満)	4,500	2,977
	(3)	特殊疾病(20歳以上)	12,000	3,214
	(4)	特殊疾病(20歳未満)	4,500	48
	(5)	精神障害者保健福祉手帳1級 (平成28年4月1日追加)	4,500	152

事業名	特別障害者手当等支給	国補助(国直3/4)、(区1/4)								
概要	<p>1 特別障害者手当 精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者に手当を支給します。 令和6年4月～令和7年3月 月額 28,840円 令和7年4月～ 月額 29,590円 (支給制限) 施設入所者、病院又は診療所に3か月を超えて入院している者 本人又は扶養義務者等の所得が一定額を超える者 (対象) 20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者で、手当の判定基準に該当する者</p> <p>2 障害児福祉手当 精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者に手当を支給します。 令和6年4月～令和7年3月 月額 15,690円 令和7年4月～ 月額 16,100円 (対象) 20歳未満で日常生活において常時介護を必要とする者 ① 身体障害者手帳1・2級程度の者 ② 愛の手帳1・2度程度の者 ③ ①②と同程度の疾病、精神障がいのある者</p> <p>3 経過措置の福祉手当 20歳以上で、昭和61年3月末日現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当又は障害基礎年金のいずれも支給されない者に手当を支給します。 令和6年4月～令和7年3月 月額 15,690円 令和7年4月～ 月額 16,100円</p>									
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別障害者手当</td> <td>602人</td> </tr> <tr> <td>2 障害児福祉手当</td> <td>227人</td> </tr> <tr> <td>3 経過措置の福祉手当</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和7年3月31日現在)</p>		手当名	受給者数	1 特別障害者手当	602人	2 障害児福祉手当	227人	3 経過措置の福祉手当	7人
手当名	受給者数									
1 特別障害者手当	602人									
2 障害児福祉手当	227人									
3 経過措置の福祉手当	7人									

事業名	東京都心身障害者医療費助成事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)						
概要	<p>(目的) 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の保健の向上に寄与します。</p> <p>(内容) 助成内容</p> <p>○所得制限内で課税者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1 割負担</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>入院 57,600 円/月 ただし、12 か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月</td> </tr> </table> <p>○所得制限内で非課税者 自己負担は、入院時の食事負担のみ</p> <p>(対象) 東京都内に住所を有する身体障害者手帳1・2級 (内部障がいについては3級)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する所得制限基準額以下の者。 ただし、年齢制限等あり。</p>	1 割負担			通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円	上限	入院 57,600 円/月 ただし、12 か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月
1 割負担							
	通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円						
上限	入院 57,600 円/月 ただし、12 か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月						
実績	対象者 5,082人 (令和7年3月31日現在)						

事業名	東京都重度心身障害者手当事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)
概要	<p>(目的) 心身に特に重度の障がいをもつるために、家庭において常時複雑な介護を必要とする者に対し、手当を支給します。</p> <p>(内容) (1) 月額 60,000 円 (2) 認定 都 (福祉保健局) (3) 支給方法 都から直接支給します (4) 支給月 毎月</p> <p>(対象) (1) 重度の知的障がい、特に著しい問題行動のため、介護人が常に目を離せず、特別な配慮をする必要がある者 (2) 重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複している者 (3) 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障がいのある者 ※所得基準超過者、施設入所者、病院等に継続して3か月以上入院している方は対象外です。また、65歳以上の方の新規申請はできません。</p>
実績	月額 60,000 円 手当受給者 384 人 (令和7年3月31日現在)

事業名	東京都心身障害者扶養共済事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)								
概要	<p>(目的) 障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいと認められたときは、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。 ※東京都心身障害者扶養年金は、平成19年3月制度廃止</p> <p>(内容) (1) 給付金額 ①支給月額 20,000円 (加入1口当り) 2口まで加入可 ②弔慰金&lt;障がい者が加入者より先に死亡したとき&gt; 加入期間により 50,000円 (1年以上5年未満) ~250,000円 (20年以上)</p> <p>(2) 掛金の払込期間 (以下の2つの要件を満たしたとき) ①年度初日 (4月1日) に加入者の年齢が65歳となったとき (年齢要件) ②加入期間が20年以上になったとき (期間要件)</p> <p>(3) 掛金月額 加入者の加入時年齢により 9,300円~23,300円 (令和7年4月1日現在)</p> <p>(対象) (1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者1級~3級 (3) 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が(1)又は(2)と同程度&lt;脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など&gt;</p>								
実績	<table> <tr> <td>扶養共済制度加入者数</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>扶養共済制度受給者数</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>扶養年金清算金受給者</td> <td>76人</td> </tr> <tr> <td>扶養年金受給者</td> <td>197人</td> </tr> </table> <p>(令和7年3月1日現在)</p>	扶養共済制度加入者数	70人	扶養共済制度受給者数	5人	扶養年金清算金受給者	76人	扶養年金受給者	197人
扶養共済制度加入者数	70人								
扶養共済制度受給者数	5人								
扶養年金清算金受給者	76人								
扶養年金受給者	197人								

事業名	障害児支援体制整備促進事業 都補助(都1/2、区1/2)
概要	<p>(目的) 主に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業又は放課後等デイサービスを新規に開設する事業所等が、開設時から安定した質の高いサービスを提供できるようにするために、事業所の開設準備における経費の一部を補助します。</p> <p>(内容) 1事業所あたり3,000,000円を上限として補助します。</p>
実績	放課後等デイサービス 1件 児童発達支援 1件

事業名	障害児通所給付費 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)								
概要	<table border="1"> <tr> <td>○児童発達支援</td> <td>日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。</td> </tr> <tr> <td>○放課後等デイサービス</td> <td>授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>○保育所等訪問支援</td> <td>保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>○居宅訪問型児童発達支援</td> <td>重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。</td> </tr> </table>	○児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。	○放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	○保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	○居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。
○児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。								
○放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。								
○保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。								
○居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。								

実 績	<p>利用人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援 延 10,708 人</li> <li>○医療型児童発達支援 延 39 人</li> <li>○放課後等デイサービス 延 23,330 人</li> <li>○保育所等訪問支援 延 776 人</li> <li>○居宅訪問型児童発達支援 延 32 人</li> <li>○障害児相談支援給付費 延 1,721 人</li> <li>○高額障害児通所給付費 延 27 人</li> <li>○肢体不自由児医療費 延 232 人</li> <li>○その他 延 64 人</li> </ul>
-----	---

事業名	重症心身障害児通所事業	都補助 (10/10)
概 要	<p>(目的) 児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援を行うもののうち、在宅の重症心身障害児の日中活動の場を確保することを目的とする。</p> <p>(内容) 東京都重症心身障害児(者)通所支援事業 専門の医師及び看護師による診断、治療及び指導を行うほか、日常生活動作訓練、保持している運動機能等の低下防止などの療育や地域社会の中で生活していくための支援を実施する。</p>	
実 績	支給件数 延 1,640 件	

## 地域福祉課で実施する事業

事業名	老人保護措置費（蒲田地域福祉課のみ）	区
概要	老人福祉法に定める施設入所に関する事務 環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な 65歳以上の高齢者を、養護老人ホームに入所させることにより養護する。 特別養護老人ホームでは虐待等やむをえない理由による入所措置に対応する。	
実績	老人福祉法による措置の状況 養護老人ホーム措置者総数 164人（令和7年3月末現在） 当該年度措置者数 29人 当該年度措置者延人数 1,918人 特別養護老人ホーム措置者総数 6人（令和7年3月末現在） 当該年度措置者数 4人 当該年度措置者延人数 67人	

事業名	緊急ショートステイ事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	（目的）居宅の要介護高齢者等が緊急の事情により、ショートステイが必要になった場合に備え、大田区は緊急利用に対応できるショートステイ床を確保し、当該要介護高齢者等及びその介護をする家族等の生活を支援し、もって居宅生活の継続を可能にすることを目的としています。 （対象）区内に住所を有する者か、区内で保護された身元不明者で、かつ65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満で初老期認知症に該当する者を含む）若しくは要支援・要介護高齢者	
実績	緊急ショートステイ（介護保険外ショートステイを含む） 実施施設 特別養護老人ホームたまがわ（3床）、 介護老人保健施設大森平和の里（1床）、 特別養護老人ホーム（空床利用） 延べ利用人数 70人 延べ利用床 379床 委託料 13,353,589円	

事業名	社会福祉法人助成 社会福祉法人池上長寿園に対する補助（蒲田地域福祉課のみ）	区
概要	池上長寿園に対する養護老人ホームの運営費補助	
実績	養護老人ホーム運営費補助 11,001,000円	

## 1 各地域福祉課における相談件数

令和7年3月31日現在

相談内容		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
高齢者福祉	虐待	618	887	1,252	862	3,619
	権利擁護	797	719	655	687	2,858
	認知症	530	685	545	563	2,323
	施設入所等	695	260	408	118	1,481
	在宅福祉サービス	2,095	1,727	1,183	1,675	6,680
	医療機関等情報提供	129	83	224	256	692
	介護予防関係	147	109	399	75	730
	その他	952	587	352	174	2,065
	延件数	5,963	5,057	5,018	4,410	20,448
身体障害者手帳 保持者	身体障害者手帳	961	1,458	3,652	1,093	7,164
	更生医療	271	31	436	62	800
	補装具	289	437	635	168	1,529
	職業	1	26	15	2	44
	在宅	672	1,060	621	516	2,869
	施設	18	91	30	23	162
	医療保健	72	134	1	61	268
	生活	1,059	549	979	137	2,724
	無料乗車券	416	519	329	238	1,502
	その他	1	771	17	183	972
	延件数	3,760	5,076	6,715	2,483	18,034
身体障害者手帳 非保持者及び 18歳未満の者	身体障害者手帳	26	42	1,516	20	1,604
	更生医療	0	0	13	0	13
	補装具	44	14	72	15	145
	職業	0	0	1	0	1
	在宅	31	32	135	18	216
	施設	0	0	3	0	3
	医療保健	0	0	1	0	1
	生活	49	17	71	5	142
	無料乗車券	87	113	68	55	323
	その他	0	80	0	51	131
延件数	237	298	1,880	164	2,579	
知的障がい者	施設	1,637	491	883	1,457	4,468
	職親委託	0	0	0	1	1
	職業	35	42	24	24	125
	医療保健	108	159	39	115	421
	生活	136	63	125	33	357
	教育	157	40	8	2	207
	在宅	351	648	138	1	1,138
	愛の手帳	315	103	121	105	644
	その他	2,665	1,865	1,211	1,180	6,921
	延件数	5,404	3,411	2,549	2,918	14,282

相談内容		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
こころの健康相談	老人精神	55	1	86	35	177
	社会復帰	2,360	2,113	663	918	6,054
	依存症	504	217	199	179	1,099
	児童・思春期	163	93	57	117	430
	心の健康づくり	526	901	75	247	1,749
	うつ病・うつ症状	555	402	437	463	1,857
	摂食障害	0	74	8	63	145
	てんかん	38	14	68	0	120
	一般精神	6,439	2,999	7,650	2,062	19,150
	その他	123	43	224	162	552
	延件数	10,763	6,857	9,467	4,246	31,333

※ こころの健康相談の項目は、地域保健・健康増進事業報告及び保健師業務年報に準じ、個別支援に関わる関係機関連絡及び連携を含む。

## 2 各地域福祉課における精神・難病医療費助成等の申請件数 令和7年3月31日現在

	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
自立支援医療（精神通院）	6,288	4,868	6,678	3,300	21,134
精神障害者保健福祉手帳	1,503	1,101	1,541	691	4,836
難病等医療費助成	3,290	2,629	3,315	1,514	10,748

※ 難病等には、B型・C型ウイルス肝炎の数も含む。

## 生活福祉課で実施する事業

事業名	中国残留邦人等支援給付	法定1(国3/4、区1/4)
概要	<p>(目的) 中国残留邦人等の老後の生活の安定を図り、生活を保障することを目的とします。</p> <p>(内容) 老齢基礎年金を除く世帯の収入が一定基準未満の場合、生活保護と同様の扶助を金銭又は現物により毎月支給します。</p> <p>(対象) 中国残留邦人等本人及び特定配偶者</p>	
実績	<p>令和7年3月31日現在</p> <p style="text-align: right;">合計 44世帯 73人</p> <p>大森 0世帯 0人、調布 0世帯 0人、蒲田 23世帯 34人、糀谷・羽田 21世帯 39人</p>	

事業名	就労準備支援事業プログラム	法定1(国3/4、区1/4)
概要	<p>(目的) 被保護者のうち、主に日常生活や社会生活の自立に課題があり、就労準備のための支援を必要とする者を対象に4つのプログラムを活用し、各段階に応じた支援を行います。</p> <p>(内容) 1 日常生活支援プログラム…生活リズムの改善や健康回復・維持等の支援 2 社会生活支援プログラム…社会的な繋がりの回復・維持、コミュニケーション能力の育成等の支援 3 就労意欲喚起プログラム…就労のための意欲を喚起する支援 4 就職支援プログラム…早期就労のための支援</p> <p>(対象) 生活保護世帯</p>	
実績	<p>1 日常生活支援プログラム 76人    2 社会生活支援プログラム 33人 3 就労意欲喚起プログラム 63人    4 就職支援プログラム 45人</p>	

事業名	被保護者金銭管理支援事業	国補助(国1/2、区1/2)
概要	<p>(目的) 被保護者のうち、金銭等の管理等を行うことが困難な者を対象に金銭等を管理する支援を行うことにより、被保護者の安定した生活の維持、金銭管理能力の醸成及び自立の助長を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) (1) 日常金銭管理支援 (2) 書類等管理支援 (3) その他区長が必要と認める支援</p> <p>(対象) 生活保護世帯</p>	
実績	<p>令和7年3月31日現在</p> <p style="text-align: right;">合計 108人</p> <p>大森 36人、調布 20人、蒲田 33人、糀谷・羽田 19人</p>	

事業名	健康管理支援事業	法定1(国3/4、区1/4)
概要	<p>(目的) 生活保護受給者の受診行動の適正化や生活の質の向上、医療扶助の適正化を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 生活保護受給者の医療扶助レセプト及び健康診査データを分析し、保健指導(面談・電話・手紙)や健康診査の受診勧奨(チラシ配付)、医療機関受診勧奨を行います。</p> <p>(対象) 1 保健指導 医療扶助レセプト及び健康診査データを分析後選出した28人 2 健診受診勧奨 健康診査未受診者5,000人 3 医療機関受診勧奨 治療中断者や未治療者100人</p>	
実績	<p>1 保健指導 25人 2 健診受診勧奨 4,992人 3 医療機関受診勧奨 91人</p>	

事業名	生活保護世帯に対する給付金援護 1 加算援護事業 2 被保護者自立促進事業	区 都補助（都10/10）																																				
概要	<p>(目的) 生活保護世帯の学齢期の児童・生徒の心身の健全な育成を図るための各種加算援護事業や被保護者自立促進事業による自立のための経費の支給により、世帯の自立助長を図ります。</p> <p>(内容) 1 加算援護事業  (1) 運動衣購入費支給  小・中学生全員に運動衣の購入費として小学生一人あたり4,000円、中学生一人あたり14,000円を5月分の定例払金に上乗せして支給します。  (2) 修学旅行支度金支給  修学旅行に必要な参加支度金として、小学校6年生は一人あたり3,500円、中学校3年生は一人あたり5,000円を、5月分の定例払金に上乗せして支給します。  2 被保護者自立促進事業  自立支援に要する次の経費の一部を支給します。  (1) 就労支援 (3) 地域生活移行支援 (5) 次世代育成支援  (2) 社会参加活動支援 (4) 健康増進支援</p> <p>(対象) 1 加算援護事業 生活保護世帯の小・中学生  2 被保護者自立促進事業 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯</p>																																					
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 加算援護事業</td> <td></td> <td>3,576,000円</td> </tr> <tr> <td>(1) 運動衣購入費支給</td> <td></td> <td>3,188,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生 230人 中学生 162人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 修学旅行支度金支給</td> <td></td> <td>388,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校6年生 38人 中学校3年生 51人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 被保護者自立促進事業</td> <td></td> <td>34,133,790円</td> </tr> <tr> <td>(1) 就労支援</td> <td>72件</td> <td>838,007円</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会参加活動支援</td> <td>13件</td> <td>227,899円</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域生活移行支援</td> <td>551件</td> <td>20,154,844円</td> </tr> <tr> <td>(4) 健康増進支援</td> <td>31件</td> <td>325,392円</td> </tr> <tr> <td>(5) 次世代育成支援</td> <td>155件</td> <td>12,587,648円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※件数は実件数</td> </tr> </table>		1 加算援護事業		3,576,000円	(1) 運動衣購入費支給		3,188,000円		小学生 230人 中学生 162人		(2) 修学旅行支度金支給		388,000円		小学校6年生 38人 中学校3年生 51人		2 被保護者自立促進事業		34,133,790円	(1) 就労支援	72件	838,007円	(2) 社会参加活動支援	13件	227,899円	(3) 地域生活移行支援	551件	20,154,844円	(4) 健康増進支援	31件	325,392円	(5) 次世代育成支援	155件	12,587,648円	※件数は実件数		
1 加算援護事業		3,576,000円																																				
(1) 運動衣購入費支給		3,188,000円																																				
	小学生 230人 中学生 162人																																					
(2) 修学旅行支度金支給		388,000円																																				
	小学校6年生 38人 中学校3年生 51人																																					
2 被保護者自立促進事業		34,133,790円																																				
(1) 就労支援	72件	838,007円																																				
(2) 社会参加活動支援	13件	227,899円																																				
(3) 地域生活移行支援	551件	20,154,844円																																				
(4) 健康増進支援	31件	325,392円																																				
(5) 次世代育成支援	155件	12,587,648円																																				
※件数は実件数																																						

事業名	入浴券支給事業	区								
概要	<p>(目的) 生活保護世帯等の家計負担を軽減し、世帯の自立助長を図ります。</p> <p>(内容) 自家風呂等のない居宅の生活保護世帯等に対して、都内共通入浴券を一人あたり年間30枚支給します。</p> <p>(対象) 7月1日現在居宅で、かつ自家風呂等のない生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯</p>									
実績	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>1,427人</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>大人 1,427人</td> <td>中人 0人</td> <td>小人 0人</td> </tr> </table>				合計	1,427人	(内訳)	大人 1,427人	中人 0人	小人 0人
		合計	1,427人							
(内訳)	大人 1,427人	中人 0人	小人 0人							

事業名	緊急援護対策費支給	区				
概要	<p>(目的) 路上生活者等の緊急時に対応します。</p> <p>(内容) 路上生活者等が緊急に援護を求めてきたとき、各生活福祉課及び本庁舎の夜間窓口で緊急援護対策費を支給します。原則として現物給付(食料《乾パン等》等)としますが、必要に応じて現金(1回1,000円以下)を支給します。</p> <p>(対象) 路上生活者等</p>					
実績	<table> <tr> <td>路上生活者等への現金の支給件数及び支給金額</td> <td>39件・33,620円</td> </tr> <tr> <td>食料等支給件数及び購入金額</td> <td>1,899件・581,814円</td> </tr> </table>		路上生活者等への現金の支給件数及び支給金額	39件・33,620円	食料等支給件数及び購入金額	1,899件・581,814円
路上生活者等への現金の支給件数及び支給金額	39件・33,620円					
食料等支給件数及び購入金額	1,899件・581,814円					

事業名	生活援助金支給	区									
概要	<p>(目的) 収入が少なく、一時的に金銭の都合がつかない世帯が、急を要する際に援助し、自立を助長することを目的とします。</p> <p>(内容) 生活や医療などの急を要する要保護階層世帯に対し、年度内において1世帯7,000円以内を限度として援助金を支給します。</p> <p>(対象) 原則として区内に住居を有する要保護階層世帯</p>										
実績	<table> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>914件・6,649,106円</td> </tr> <tr> <td>(各課別内訳) 大森</td> <td>298件・2,228,650円</td> <td>蒲田 388件・2,667,156円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>107件・750,500円</td> <td>糎谷・羽田 121件・1,002,800円</td> </tr> </table>			合計	914件・6,649,106円	(各課別内訳) 大森	298件・2,228,650円	蒲田 388件・2,667,156円	調布	107件・750,500円	糎谷・羽田 121件・1,002,800円
	合計	914件・6,649,106円									
(各課別内訳) 大森	298件・2,228,650円	蒲田 388件・2,667,156円									
調布	107件・750,500円	糎谷・羽田 121件・1,002,800円									

事業名	被保護者メンタルケア支援事業	法定1(国3/4、区1/4)						
概要	<p>(目的) 精神障がい者及び精神的疾患のある生活保護受給者に対して、適切な治療を受け、自立に向けた個別支援を行っていくことを目的とします。</p> <p>(内容) (1) 支援方針及び支援計画策定のための助言及び協力 (2) 被保護者の自立に向けた個別支援業務 ア 居宅生活安定化支援 イ 就労支援 (3) 被保護者の地域生活でのトラブル解決への側面的支援 (4) その他生活福祉課長が必要と認める業務</p> <p>(対象) 精神病、神経症、嗜癖、人格障害のある者。その他確定診断がない者であって、疾患の疑いのある者。</p>							
実績	<table> <tr> <td>1 居宅生活安定化支援</td> <td>9,161件</td> </tr> <tr> <td>2 就労自立支援</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>3 目標の達成</td> <td>179件</td> </tr> </table>		1 居宅生活安定化支援	9,161件	2 就労自立支援	37件	3 目標の達成	179件
1 居宅生活安定化支援	9,161件							
2 就労自立支援	37件							
3 目標の達成	179件							

生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援護、育成、支援事業

○相談件数（令和6年度）

（延件数）

各課別内訳	生活相談 面接件数	母子相談件数	女性相談件数	家庭相談件数	合計
大森	3,480	355	575	101	4,511
調布	1,545	268	496	53	2,362
蒲田	3,545	1,836	1,181	59	6,621
糀谷・羽田	1,190	576	435	45	2,246
合計	9,760	3,035	2,687	258	15,740

事業名	生活保護 法定1(国3/4、区1/4) 生活保護法第73条該当者については法定2(国3/4、都1/4)
概要	(目的) 生活保護法に基づき保護の決定をした者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護・給付を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。 (内容) 被保護者に対して、その困窮の程度に応じ下記のとおり の扶助を金銭又は現物により毎月、もしくは随時支給します。 (対象) 生活保護法に基づく被保護者
実績	令和7年3月31日現在 12,935 世帯（停止世帯85世帯を含む）  (1)保護費 (内訳) <延件数> 生活扶助費 176,698 件 8,513,366,675 円 住宅扶助費 147,513 件 7,243,583,464 円 教育扶助費 5,092 件 25,360,272 円 介護扶助費 115,909 件 994,362,108 円 医療扶助費 403,793 件 15,959,573,188 円 出産扶助費 6 件 929,280 円 生業扶助費 2,366 件 36,797,118 円 葬祭扶助費 688 件 135,925,952 円  (2)保護施設事務費 1,535 件 187,845,377 円 (3)委託事務費 925 件 21,598,782 円 (4)就労自立給付金 135 件 6,031,650 円 (5)進学・就職準備給付金 30 件 4,000,000 円

事業名	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 国補助(国3/4、区1/4)
概要	(目的) 母子家庭の母又は父子家庭の父が自立就労するための資格取得等に必要な支援を行います。 (内容) 1 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に役立てるため、大田区が指定した対象講座を受講し、修了した場合費用の一部を支給します。 2 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労のための国家資格の取得を目的として養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行います。 (対象) 雇用保険の教育訓練給付金に該当しない者で、児童扶養手当受給者またはそれに準ずる者
実績	1 自立支援教育訓練給付金 1,044,868 円 (7人) 2 高等職業訓練促進給付金 24,393,000 円 (39人) 3 修了一時金 84,942 円 (2人)

事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 国補助 (国 3/4、区 1/4)
概要	(目的) ひとり親家庭の親及び児童の高等学校卒業程度認定試験合格に向けた受講料の一部を助成することにより、学び直しを支援します。 (内容) 1 受講開始時給付金 対象者が対象講座の受講を開始する際に払った費用の 40%相当額を支給します。 2 受講修了時給付金 対象者が対象講座の受講を修了した際に支払った費用の 50%相当額を支給します。(開始時給付金の支給を受けている場合は、その金額を除いた額) 3 合格時給付金 受講開始時修了時給付金を受けた者が受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、対象講座の受講のために支払った費用の10%相当額を支給します。(開始時・終了時給付金の支給を受けている場合は、その金額を除いた額) (対象) 高等学校を卒業していない(中退含む)ひとり親家庭の親又は20歳未満の児童
実績	(対象者) 2人 (実績額) 84,942円

事業名	母子・父子自立支援員による相談事業 区																																										
概要	(目的) ひとり親世帯(母子又は父子世帯)及び寡婦世帯が抱える経済的問題、就職の問題その他の身の上相談を行い、また必要な援助を行うことによってひとり親世帯及び寡婦世帯の福祉の向上を図ることを目的とします。 (内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、必要な支援を行っています。 (対象) 配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している人及び寡婦																																										
実績	母子・父子自立支援員の相談受付状況(令和6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>251</td> <td>174</td> <td>712</td> <td>146</td> <td>1,283</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>355</td> <td>268</td> <td>1,836</td> <td>576</td> <td>3,035</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 生活一般</td> <td>86</td> <td>81</td> <td>284</td> <td>218</td> <td>669</td> </tr> <tr> <td>児童関係</td> <td>37</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>78</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>生活援護</td> <td>224</td> <td>82</td> <td>1,492</td> <td>205</td> <td>2,003</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>95</td> <td>30</td> <td>75</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table>	各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	251	174	712	146	1,283	相談延件数	355	268	1,836	576	3,035	(内訳) 生活一般	86	81	284	218	669	児童関係	37	10	30	78	155	生活援護	224	82	1,492	205	2,003	その他	8	95	30	75	208
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計																																						
相談実人数	251	174	712	146	1,283																																						
相談延件数	355	268	1,836	576	3,035																																						
(内訳) 生活一般	86	81	284	218	669																																						
児童関係	37	10	30	78	155																																						
生活援護	224	82	1,492	205	2,003																																						
その他	8	95	30	75	208																																						

事業名	助産施設への入院措置 都立施設(国 1/2、都 1/2) それ以外(国 1/2、都 1/4、区 1/4)												
概要	(目的・対象) 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に対し、入院させ助産を行います。 (内容) 4生活福祉課において、助産施設への入院措置を行います。												
実績	入院助産適用数(令和6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	件数	6	2	2	3	13
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計								
件数	6	2	2	3	13								

事業名	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	都条例																																																
概要	(目的) 母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図ります。 (内容) 母子家庭及び父子家庭に対し、償還能力があることを条件に資金を貸し付けます。 (対象) 都内に6か月以上居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。																																																	
実績	<p>令和6年度東京都母子福祉資金貸付 38件 (資金種類別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>生活資金</td> <td>3件</td> <td>756,000円</td> <td>転宅資金</td> <td>1件</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>住宅資金</td> <td>1件</td> <td>1,500,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>2件</td> <td>720,000円</td> </tr> <tr> <td>修学資金</td> <td>31件</td> <td>26,879,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>5件</td> <td>3,543,000円</td> <td>蒲田</td> <td>11件</td> <td>8,542,800円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>13件</td> <td>10,497,000円</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>9件</td> <td>7,533,000円</td> </tr> </table> <p>令和6年度東京都父子福祉資金貸付 4件 (資金種類別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>修学資金</td> <td>3件</td> <td>1,704,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>1件</td> <td>580,000円</td> </tr> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>1件</td> <td>580,000円</td> <td>蒲田</td> <td>2件</td> <td>1,080,000円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>1件</td> <td>624,000円</td> </tr> </table>		生活資金	3件	756,000円	転宅資金	1件	260,000円	住宅資金	1件	1,500,000円	就学支度資金	2件	720,000円	修学資金	31件	26,879,800円				大森	5件	3,543,000円	蒲田	11件	8,542,800円	調布	13件	10,497,000円	糀谷・羽田	9件	7,533,000円	修学資金	3件	1,704,000円	就学支度資金	1件	580,000円	大森	1件	580,000円	蒲田	2件	1,080,000円	調布	0件	0円	糀谷・羽田	1件	624,000円
生活資金	3件	756,000円	転宅資金	1件	260,000円																																													
住宅資金	1件	1,500,000円	就学支度資金	2件	720,000円																																													
修学資金	31件	26,879,800円																																																
大森	5件	3,543,000円	蒲田	11件	8,542,800円																																													
調布	13件	10,497,000円	糀谷・羽田	9件	7,533,000円																																													
修学資金	3件	1,704,000円	就学支度資金	1件	580,000円																																													
大森	1件	580,000円	蒲田	2件	1,080,000円																																													
調布	0件	0円	糀谷・羽田	1件	624,000円																																													

事業名	婦人保護事業	区 広域利用のみ (国1/2、都1/4、区1/4)																		
概要	(目的・対象) DV防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月1日施行)に基づき、援助及び保護を必要とする女性に対して相談・支援を行います。 (内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、保護を必要とする女性に必要な支援及び収容保護を行います(広域利用を含む)。																			
実績	<p>女性相談の状況(令和6年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>229</td> <td>221</td> <td>1,122</td> <td>185</td> <td>1,757</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>575</td> <td>496</td> <td>1,181</td> <td>435</td> <td>2,687</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	229	221	1,122	185	1,757	相談延件数	575	496	1,181	435	2,687
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計															
相談実人数	229	221	1,122	185	1,757															
相談延件数	575	496	1,181	435	2,687															

事業名	家庭相談員による相談事業	区																		
概要	(目的・対象) 夫婦及び、親子関係など家庭内の問題で困っている人に対し、助言・指導を行い、人間関係の調整に努め、福祉の増進を図ります。 (内容) 4生活福祉課において、家庭相談員が相談に応じます。																			
実績	<p>家庭相談の状況(令和6年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>61</td> <td>24</td> <td>57</td> <td>29</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>101</td> <td>53</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>258</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	61	24	57	29	171	相談延件数	101	53	59	45	258
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計															
相談実人数	61	24	57	29	171															
相談延件数	101	53	59	45	258															

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） 国補助(1)、(3)（国3/4、区1/4） （1）生活再建・就労サポートセンターJOBOTA （2）、(4)（国2/3、区1/3）
概要	<p>(目的) 生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、大田区における生活困窮者の経済的自立及び就労に向けたサポートを行います。</p> <p>(内容) 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)において以下の業務を行います。</p> <p>(1) 自立相談支援 相談者の抱える問題を明らかにし、経済的自立及び就労に向けて個々に応じたサポートを行います。相談方法については、本人による来所や電話、メール、FAXに加え、必要に応じて支援員による訪問を行うこともあります。</p> <p>(2) 就労準備支援 就労や生活習慣に課題を抱える者に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指したサポートを行います。</p> <p>(3) 住居確保給付金 離職や廃業、または休業等による収入の減少により住居を失うおそれのある者、または住居を喪失した者に対して家賃相当額の給付金を支給します。 また、世帯の収入が著しく減少し、家計改善のために転居する必要があるかつその費用の捻出が困難と認められた者に対し、転居費用相当分の給付金を支給します。</p> <p>(4) 家計改善支援 支出が収入を上回っている方、公共料金などの支払いが滞っている方などに家計の見直しをサポートします。</p> <p>(対象) 大田区にお住まいで次の条件に該当する方</p> <p>(1) 自立相談支援・様々な理由から経済的に困窮し支援を必要とする者</p> <p>(2) 就労準備支援・就労にあたり、日常生活・社会生活訓練の必要な者</p> <p>(3) 住居確保給付金・就労能力及び就労意欲がある者のうち、住居喪失のおそれのある者又は喪失した者</p> <p>(4) 家計改善支援・家計収支の均衡が取れていない等家計の見直しの必要な者</p>
実績	<p>新規相談者数 1,612人</p> <p>支援プラン作成件数 436件 (主な業務) 就労準備支援事業 16件 住居確保給付金 97件 家計改善支援事業 89件</p> <p>就労者数 167人</p>

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） 国・都補助（国1/2、都1/4、区1/4） （2）ひきこもり支援室 SAPOTA
概要	<p>(目的) 生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、地域社会からの孤立が長期にわたる者（ひきこもり等）の自立に向け、アウトリーチも含めた継続的な支援を行います。</p> <p>(内容) ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）を設置し、ひきこもり当事者や家族に対して、相談支援を行います。また、相談内容に応じて、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>(対象) 義務教育終了後から全年齢のひきこもり等の状態にある大田区在住者・親族 ひきこもり等の状態にある親族のいる大田区在住者</p>
実績	<p>新規相談者数 131人      アウトリーチ件数 154件</p>

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） （3）こどもの学習支援事業 国補助（国1/2、区1/2）
概要	<p>（目的）週に一回、中学生に対して安心して過ごし学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着と高校進学への支援を行います。また高校進学後に中途退学することを防止するためのフォロー事業（相談・学習支援）や高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。これにより中高生の将来の進路選択の幅を拡げ、貧困の世代間連鎖を防ぐことを目的とします。</p> <p>（内容）【中学生の学習支援】  （1）区内4会場で、おおむね午後6時30分から9時まで実施します。  （2）オンライン授業クラスを、おおむね午後7時から9時まで実施します。  【高校生の中退防止支援】区内1会場で、午後7時から9時まで実施します。  【若者の学びなおし支援】区内1会場で、午後6時30分から9時まで実施します。</p> <p>（対象）【中学生の学習支援】大田区にお住まいの中学生で、次の条件のいずれかに該当する方  （1）児童扶養手当を受給している世帯  （2）就学援助を受給している世帯  （3）生活保護を受給している世帯  【高校生の中退防止支援】中学在学中に本事業を利用していた高校生  【若者の学びなおし支援】大田区にお住まいでおおむね20歳までの者で未進学、中途退学等の理由により現在高校へ通っていない者のうち次の条件のいずれかに該当する方  （1）児童扶養手当を受給している世帯  （2）生活保護を受給している世帯  （3）中学在学中に本事業を利用していた方</p>
実績	<p>利用者数  中学生 学習支援 132人（うち3年生 117人） 進路決定者数 117人  高校生 学習支援 12人 相談支援 46件（延べ）  学びなおし支援 2人</p>

## 志茂田福祉センター 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助(都1/2、区1/2)
概要	福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、定期的かつ継続的に第三者評価を受審します（3年に1回）。	
実績	多機能事業所（自立訓練（機能訓練）及び就労継続支援B型事業所）として令和4年度に受審 ※令和7年度に受審予定	

事業名	自立訓練（機能訓練）事業								国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間において身体機能、生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。 支援プログラム (1) 理学療法 (2) 作業療法 (3) 言語訓練 (4) 応用訓練 (5) 高次脳機能障害改善訓練 (6) 自主訓練(職業自立訓練) (7) その他、健康指導など								
実績	利用者の内訳（令和7年3月31日現在）								
	年齢	40歳未満		40歳～64歳		65歳以上		合計	
	男性	1人		6人		0人		7人	
	女性	0人		2人		0人		2人	
	合計	1人		8人		0人		9人	
	障害者手帳・障害の程度								
	障害の程度	身体1級	身体2級	身体3級	身体4級	身体5級	身体6級	精神	合計
	男	1人	3人	1人	0人	1人	0人	1人	7人
	女	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	合計	1人	5人	1人	0人	1人	0人	1人	9人
障害の原因									合計
脳血管疾患後遺症	6人	脊髄性小児麻痺	1人	多発骨折	1人	難病	1人	9人	
訓練実績（開所日数 244日 延利用人数 1,499人）									
区分	理学療法	作業療法	言語訓練	応用訓練	高次脳訓練	自主訓練	外出訓練	合計	
延回数	150回	100回	95回	94回	24回	0回	2回	465回	
延人数	527人	460人	224人	205人	78人	0人	5人	1,499人	

事業名	就労継続支援B型事業 国補助(国直1/2)、(都1/4、区1/4)						
概要	就労継続支援B型事業所において、18歳以上の主に知的障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。						
実績	利用者内訳 利用定員 60名 (令和7年3月31日現在)						
	年齢	19歳以下	20歳 ~29歳	30歳 ~39歳	40歳 ~49歳	50歳以上	合計
	男性	2人	12人	6人	7人	7人	34人
	女性	2人	4人	7人	5人	6人	24人
	合計	4人	16人	13人	12人	13人	58人
	愛の手帳所持状況						
	2度		3度		4度		合計
	男	女	男	女	男	女	58人
	9人	4人	18人	17人	7人	3人	
	工賃						
令和6年度(実績)							
1日あたり平均利用者数		実働延人員	工賃実支払総額		1人あたり月平均工賃		
49.8人		698人	9,202,526円		15,400円		

事業名	特定相談支援事業 国補助(国直1/2)、(都1/4、区1/4)
概要	利用者が、希望する生活を送ることができるように、心身の状況や環境に応じて、適切な福祉サービス等の利用に関する相談から利用計画作成までの支援を行います。
実績	利用者数 94人、365件

事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業 都補助(都1/2、区1/2)
概要	(目的) 就労継続支援B型通所施設等の利用者の工賃向上・社会参加促進のため、区市町村が地域の複数の障がい者福祉施設等を取りまとめ、共同受注・共同販売の促進に向けたネットワークを構築し、連携を図ります。 (内容) ①区内障がい者福祉施設等による情報交換等の場として大田区生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)の運営 ②大田区生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)のPR強化 ③区内企業等からの共同受注体制の効率化 ④商品(自主生産品等)の共同販売(常設販売・定期販売等)の効率化
実績	企業等からの新規共同受注:12件 他に既存(以前から継続)の共同受注、多数あり。令和6年度の特徴として、インターネット回線事業案内のポスティング及び手紙をテキスト入力する作業の発注の継続。また、ECサイトの商品発送作業及び選挙ポスターの証紙貼り作業等あり。 大田区生産活動支援施設連絡会ホームページの更新:55件(商品情報・イベント案内等) (参考)・イベント販売:71回開催 ・区役所縁市場(縁市場):68回開催

## 上池台障害者福祉会館 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助（都1/2、区1/2）
概要	福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、定期的かつ継続的に第三者評価を受審します（3年に1回）。	
実績	令和4年度受審（※令和7年度に受審予定）	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を身体障がい者とする）事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	18歳以上の身体障がい者（肢体不自由者、視覚障がい者）で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 30人	
実績	在籍数（令和7年4月1日）：27人 延人数4,487人 主な作業 ① 自主生産品・・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホン封入作業、タグ、箱折り、教材リサイクル 公園清掃、バーコードシール貼り 利用者月額平均工賃 10,141円	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を知的障がい者とする）事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	18歳以上の知的障がい者で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 本場30人・馬込分場19人	
実績	（本場）在籍数（令和7年4月1日）：28人 延人数5,074人 主な作業 ① 自主生産品・・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホン封入作業、タグ、箱折り、教材リサイクル、 公園清掃、バーコードシール貼り 利用者月額平均工賃 11,127円 （馬込分場）在籍数（令和7年4月1日）：9人 延人数1,571人 主な作業 ① 受注作業・・・箱折り、容器のバリ取り、荷札紐付け、バーコードシール貼り、公園清掃 利用者月額平均工賃 15,309円	

事業名	福祉の店「レインボー」の運営	区
概要	作業室で自主生産した焼き菓子、革製品などを展示・販売及びイベントでの出張販売	
実績	年間売上げ 4,135,125円 焼き菓子 2,820,275円 革製品 1,314,850円	

事業名	特定相談支援事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	利用者が希望する生活を送ることができるように、心身の状況や環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が提供されるよう相談支援を行います。	
実績	令和6年度 利用者数 152人、3,669件	

事業名	施設の貸出事業	区
概要	多目的室・宿泊訓練室の貸出し	
実績	多目的室 27件 延べ利用者数 163人 宿泊訓練室 83件 延べ利用者数 370人	

事業名	車いすの貸出事業	区
概要	一時的に車いすを必要とする障がいのある方への貸出し 10台	
実績	年間 貸出数 23台	

事業名	講座講習会の開催事業	区
概要	絵画教室、健康体操教室など、障がい者とその家族の生活を豊かにするため当会館又はその他の会場で実施	
実績	年間 実施回数 19回	

事業名	生活介護事業（重症心身障害者通所事業）	国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)
概要	<p>【主たる対象者を身体障がい者とする生活介護】 18歳以上の身体障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。 利用定員 10人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【主たる対象者を知的障がい者とする生活介護】 18歳以上の知的障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。 利用定員 25人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【身体・知的障がいを重複する重症心身障害者を対象とする生活介護】 18歳以上の重度の身体・知的障がいを重複し、軽度の医療的ケアが必要な方を対象に食事等（経管栄養含む）の介助や各種活動の機会を提供します。 利用定員 5人（同時に利用できる上限人数）</p>	
実績	延べ人数：6,854人	

## 障がい者総合サポートセンター 事業一覧

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：施設管理費	区																					
概要	障がい者総合サポートセンターの施設の環境整備及び庁舎管理を行います。																						
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 60%;">庁舎清掃（清掃料）</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">65,947,134円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>送迎バス運行等（運搬料）</td> <td style="text-align: right;">22,121,924円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設備の保守（建物等管理委託）</td> <td style="text-align: right;">11,185,125円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>光熱水費</td> <td style="text-align: right;">13,475,027円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>維持補修工事費</td> <td style="text-align: right;">7,974,208円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一般需用費・使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,191,440円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電信料・手数料</td> <td style="text-align: right;">2,277,121円</td> </tr> </table>		1	庁舎清掃（清掃料）	65,947,134円	2	送迎バス運行等（運搬料）	22,121,924円	3	設備の保守（建物等管理委託）	11,185,125円	4	光熱水費	13,475,027円	5	維持補修工事費	7,974,208円	6	一般需用費・使用料及び賃借料	1,191,440円	7	電信料・手数料	2,277,121円
1	庁舎清掃（清掃料）	65,947,134円																					
2	送迎バス運行等（運搬料）	22,121,924円																					
3	設備の保守（建物等管理委託）	11,185,125円																					
4	光熱水費	13,475,027円																					
5	維持補修工事費	7,974,208円																					
6	一般需用費・使用料及び賃借料	1,191,440円																					
7	電信料・手数料	2,277,121円																					

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 A棟事業の総括（各事業については次の1～12の事業項目に掲載）	区																								
概要	<p>1 相談支援部門 障がいのある方のさまざまな相談を受け付けます。 障害者相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業、基幹相談支援センター、障がい者虐待防止のための啓発活動と虐待通報受付、障がい者の差別解消にかかわる相談、意思疎通支援事業・手話通訳派遣窓口、施設の貸し出し等を実施しています。</p> <p>2 地域交流支援部門 障がいのある方もない方も豊かな地域生活を送れるよう支援します。 余暇活動支援事業、障がいや障がい者に対する理解啓発活動、声の図書室の運営、ボランティア活動室の運営、障がい関連情報コーナーの運営等を実施しています。</p> <p>3 就労支援部門 障がいのある方の就労に関する支援を行います。 就労相談事業、就労促進支援事業、就労定着支援事業、ネットワーク構築事業等を実施しています。</p> <p>4 居住支援部門 障がいのある方が地域で暮らしていくための訓練を行います。 自立訓練（機能訓練）は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、グループ活動など、自立訓練（生活訓練）は、家事訓練、健康管理プログラム、社会生活技能訓練などを実施しています。</p>																									
実績	<p>1 相談支援部門</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">相談延件数</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">17,449件</td> </tr> <tr> <td>特定相談支援事業 契約者数</td> <td style="text-align: right;">51人（令和7年3月末）</td> </tr> <tr> <td>専門相談件数</td> <td style="text-align: right;">154件</td> </tr> <tr> <td>人材育成研修</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>延参加者数</td> <td style="text-align: right;">170人</td> </tr> </table> <p>2 地域交流支援部門</p> <p>図書・資料等の作成（音訳版 115件、点字版 79件、テキスト版 31件） 余暇活動支援事業 参加者 延2,157人（51回実施）</p> <p>3 就労支援部門</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">相談延件数</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">884件</td> </tr> <tr> <td>新規就労者数</td> <td style="text-align: right;">38人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所 契約者数</td> <td style="text-align: right;">11人（令和7年3月末）</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業所 契約者数</td> <td style="text-align: right;">7人（令和7年3月末）</td> </tr> <tr> <td>定着支援業務</td> <td style="text-align: right;">2,807件（登録者数846人）</td> </tr> </table> <p>4 居住支援部門</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">自立訓練（機能訓練） 契約者数</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">13人（令和7年3月末）</td> </tr> <tr> <td>自立訓練（生活訓練） 契約者数</td> <td style="text-align: right;">9人（令和7年3月末）</td> </tr> </table>		相談延件数	17,449件	特定相談支援事業 契約者数	51人（令和7年3月末）	専門相談件数	154件	人材育成研修	5件	延参加者数	170人	相談延件数	884件	新規就労者数	38人	就労移行支援事業所 契約者数	11人（令和7年3月末）	就労定着支援事業所 契約者数	7人（令和7年3月末）	定着支援業務	2,807件（登録者数846人）	自立訓練（機能訓練） 契約者数	13人（令和7年3月末）	自立訓練（生活訓練） 契約者数	9人（令和7年3月末）
相談延件数	17,449件																									
特定相談支援事業 契約者数	51人（令和7年3月末）																									
専門相談件数	154件																									
人材育成研修	5件																									
延参加者数	170人																									
相談延件数	884件																									
新規就労者数	38人																									
就労移行支援事業所 契約者数	11人（令和7年3月末）																									
就労定着支援事業所 契約者数	7人（令和7年3月末）																									
定着支援業務	2,807件（登録者数846人）																									
自立訓練（機能訓練） 契約者数	13人（令和7年3月末）																									
自立訓練（生活訓練） 契約者数	9人（令和7年3月末）																									

事業名	1 自立支援協議会の運営	区
概要	障がい者等への支援の体制の整備を図るため、相談事業をはじめ地域の障がい者福祉の課題について、具体的な検討を行います。協議会委員及び専門部会委員により構成されます。専門部会において専門的な調査検討を行い、その取り組みをもとに本会で障がい者福祉の課題について検討します。	
実績	1 本会委員 20人 (1) 地域 4人 (教育機関関係 2人、社会福祉協議会 1人、その他 1人) (2) 福祉 14人 (障がい者団体 7人、相談支援事業者 2人、福祉施設関係者・福祉サービス事業者等 5人) (3) 保健医療 1人 (4) 学識経験者 1人 2 専門部会のみ委員 29人 3 会議等 (1) 全体会 1回 (2) 運営会議 6回 (3) 大田区福祉人材育成・交流センターとの共催企画 1回 (4) 専門部会 ア 相談支援部会 6回 イ 地域生活部会 8回 ウ 防災・あんしん部会 6回 4 作成物 (1) 令和5・6年度大田区自立支援協議会報告書 (2) 大田区自立支援協議会だより (第25・26号) の発行	

事業名	2 高次脳機能障がい者支援事業	都補助 (都3/4、区1/4)
概要	相談支援を行い、区内機能訓練事業所連絡会、高次脳機能障がい者支援者連絡会、出前講座、講演会を開催します。また、講演会用ポスター・チラシや啓発用リーフレット・冊子を活用し、高次脳機能障がいの理解啓発に努めます。	
実績	1 広報・啓発活動 (1) 出前講座 6件 (2) 連絡会や相談窓口等でリーフレット等作成・配布 「高次脳機能障がいリーフレット」 「高次脳機能障がい者家族のための冊子」 (3) 講演会の開催 令和7年1月29日「高次脳機能障がいセミナー (支援者向け)」 (大田区福祉人材育成・交流センターとの共催) 参加人数 69人 令和6年8月1日~12月27日 YouTubeにて昨年度実施したセミナーを区民向けに期間限定公開 2 ネットワークの構築 (1) 区内機能訓練事業所連絡会の開催 (年11回) (2) 高次脳機能障がい者連絡会の開催 (年2回) 令和6年8月8日 WEB 会議実施 参加人数 47人 令和6年12月6日実施 参加人数 40人 3 相談支援事業 直接相談 (実人数) 131人 電話相談 (延件数) 621件	

事業名	3 ケアマネジメント能力向上のための研修の実施	一部都補助
概要	障がい者の生活をトータルに支援する手法の取得のための研修を行い、障害福祉サービス従業者等のケアマネジメント能力の向上を図ります。	
実績	1 相談支援専門員育成セミナー 令和6年5月29日実施 参加者47人 令和6年7月24日実施 参加者34人 令和6年10月23日実施 参加者20人 令和6年11月27日実施 参加者23人 令和7年1月22日実施 参加者24人 2 移動支援従業者養成研修 令和6年10月12日、13日、19日の三日間コースで実施。参加者6人、修了者6人 3 地域移行・地域定着支援研修 「病院から地域へ。地域で暮らす方から話を聞き、生活を支えるための課題を考えます。」 令和7年3月10日実施 参加者 29人	

事業名	4 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員活動推進事業	一部都補助
概要	相談員の資質の向上と相談業務の円滑な運営に資するため、研修会等を開催します。身体障害者相談員（24人）、知的障害者相談員（17人）精神障害者相談員（3人）が研修の対象です。	
実績	1 身体障害者相談員・知的障害者・精神障害者相談員研修 令和6年8月2日実施「事例から学ぶ・重層的支援について～多機関連携の立場から～」 参加者 38人 令和7年2月21日実施「地域福祉コーディネーターの活動～福祉サービスにつながりにくい方たちの相談事例～」 参加者 33人 2 相談件数 身体障害者 204件、知的障害者 255件、精神障害者 42件	

事業名	5 障害者虐待防止の体制整備の推進	国補助（国10/10）
概要	「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進します。 ・障がい者総合サポートセンターに「区市町村障害者虐待防止センター」を設置し、通報窓口・相談窓口としての機能を推進します。 ・周知用パンフレットを関係機関、区民等に広く配布し、障がい者虐待防止についての周知活動を推進します。 ・障がい福祉従事者に対し、従事者及び管理者向けの階層別研修を行い、障がい者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。	
実績	1 障害者虐待防止法研修 （1）「気付きの視点を学び、共有できる職場を目指して」（従業者向け） 令和6年12月13日 参加者 37人 （2）「気付きの視点を学び、共有できる職場を目指して」（管理者向け） 令和7年1月17日 参加者 33人	

事業名	6 意思疎通支援事業	（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助することによって、その福祉の増進を図ります。	

実績	1 区登録手話通訳者分 登録手話通訳者 34人、登録手話通訳奉仕員 0人、登録障がい者 300人 手話通訳者派遣 2,355件 2 東京手話通訳等派遣センター分 手話通訳者派遣 202件、要約筆記派遣 85件
----	--

事業名	7 手話講習会 <span style="float: right;">一部都補助</span>
概要	広く区民に手話を学ぶための場を提供し、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、聴覚障がい者への理解を深め、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図ります。 講座は、初級・中級・上級・通訳養成の4課程(各1年間)、それぞれ昼、夜の計8クラスで実施します。通訳養成課程においては、手話通訳技術、聴覚障がい者問題の理解をより深め、手話通訳者を目指します。
実績	1 初級・中級・上級 年間40回、修了者 (初級昼)46人 (初級夜)39人 (中級昼)31人 (中級夜)30人 (上級昼)27人 (上級夜)18人 2 通訳養成 年間30回、修了者 (昼)5人(夜)6人

事業名	8 中途失聴・難聴者向け手話講習会 <span style="float: right;">区</span>
概要	中途失聴・難聴者が手話を学ぶための場を提供することで、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、実生活の中で聴覚障がい者の意思疎通増進を図ります。手話で簡単な会話ができるようになることを目標とし、区内在住・在勤及び在学の聴覚障がい者とその家族が対象です。
実績	年間 初級20回、中級20回実施、参加者 初級7人、中級12人

事業名	9 聴覚障がい者理解啓発講座 <span style="float: right;">区</span>
概要	聴覚障がいについて知ることにより、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等の理解啓発を目的とした講座を開催します。
実績	1 聴覚障がいについて知ろう ①令和6年6月26日 参加者7人 ②令和6年10月16日 参加者17人 2 手話入門 ①令和6年7月10日 参加者4人 ②令和6年11月7日 参加者15人 3 こども(おやこ)手話教室 ①令和6年8月21日 参加者15人 ②令和7年3月26日 参加者10組

事業名	10 視覚障害者支援事業〔声の図書室〕 <span style="float: right;">国補助(国1/2)、(都1/4、区1/4)</span>
概要	視覚に障がいのある方等を対象に、点字図書や録音図書等の製作・貸出しを行うほか、おた区報や区議会だよりなどの情報を提供します。点訳者養成講座や音訳者養成講座を開催しボランティア養成を行います。また、視覚障がいのある方向けの点字講習会を開催します。
実績	1 蔵書数 録音図書 4,656巻、CD図書 6,335枚、点字図書 4,780冊 2 利用者数 登録者数 200人(令和7年3月末)、来室者数 延620人

	電話・メール 延 1,972 件、郵送貸出 延 11,669 件
3	図書館間相互貸借数 借受 2,892 件、貸出 1,810 件
4	蔵書等製作 音訳版 115 件、点字版 79 件、テキスト版 31 件
5	講習会 音訳者養成講座 13 回実施、受講者延 97 人 点訳者養成講座 11 回実施、受講者延 21 人 点字講習会 31 回実施、受講者延 167 人

事業名	11 障害者就労支援事業	都補助（都定額）
概要	<p>就職を希望し、かつ就職する能力を持った障がい者に対して、就労相談や生活等の就労準備支援を行うとともに就労を促進します。また、就労後の職場定着を図るための支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労相談事業 障がい者の就労に関することの総合相談（本人・家族・企業）、職業評価など</li> <li>2 就労促進支援事業 就労準備支援（職業訓練・就労適性検査）、職場開拓、職場実習（通勤支援・職務分析）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練）など</li> <li>3 就労定着支援事業 職場定着支援（会社訪問等）、離職時支援、就労生活支援（福祉サービス利用支援、将来設計相談等）、就労者自助活動支援（「たまりば」事業）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練）など</li> <li>4 ネットワーク構築事業 ネットワーク会議（3 会議）の開催、ネットワーク事業の実施（就労者激励会、就労促進懇談会、就労支援担当者セミナー）、就労情報の提供、障がい者就労に関することの調査・周知など。</li> </ol>	
実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規職業相談者数 161 人 (精神障がい 73 人、知的障がい 15 人、身体障がい 23 人、手帳無し 53 人一重複あり)</li> <li>(2) 職業評価 53 人</li> </ul> </li> <li>2 就労促進支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労支援センター職場実習・企業実習延べ 54 人、公共機関での体験実習延べ 104 人</li> <li>(2) 就労支援センター利用者定員 20 人 利用者数 11 人</li> <li>(3) 新規就労者数 150 人（通所施設等 122 人、特別支援学校等 28 人）</li> </ul> </li> <li>3 就労定着支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定着支援者数 921 人（就労支援センター846 人、区内通所施設等 75 人）</li> <li>(2) 就労支援センター就労定着支援事業所 利用者 7 人</li> </ul> </li> <li>4 ネットワーク構築事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労促進担当者会議 年 6 回</li> <li>(2) 就労者激励会（表彰式のみ）令和 6 年 8 月 22 日 実施 164 人参加</li> <li>(3) 就活講座（年 4 回） 参加総数 59 人</li> <li>(4) 就労移行支援事業所連絡会 年 6 回</li> <li>(5) 職場体験実習実行委員会及び関係事業 参加総数 63 人</li> <li>(6) 就労支援情報説明会 令和 6 年 7 月 4 日 実施 32 人参加</li> <li>(7) 就労者促進懇談会 令和 6 年 12 月 5 日 実施 130 人参加</li> </ul> </li> </ol>	

事業名	12 青少年健全育成事業（若草青年学級）	区
概要	18～35歳までの知的障がいのある青年の余暇活動を支援します。趣味講座（軽スポーツ、料理、音楽、フラワーアレンジメント等）の開催、運動会などを実施します。	
実績	学級生 57人、通常活動 10回	

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（短期入所事業）	区
概要	障がい者総合サポートセンターB棟2・3階部分において、10床の有床診療所機能を活かし、医療的ケアもある重症心身障がい児・者等が利用できる短期入所を実施します。	
実績	日帰り 延 30人 宿泊 延 729人（1泊2日 延 100人、2泊3日 延 198人、3泊4日 延 231人、4泊5日 延 196人、5泊以上 延 4人：緊急利用4人含）	

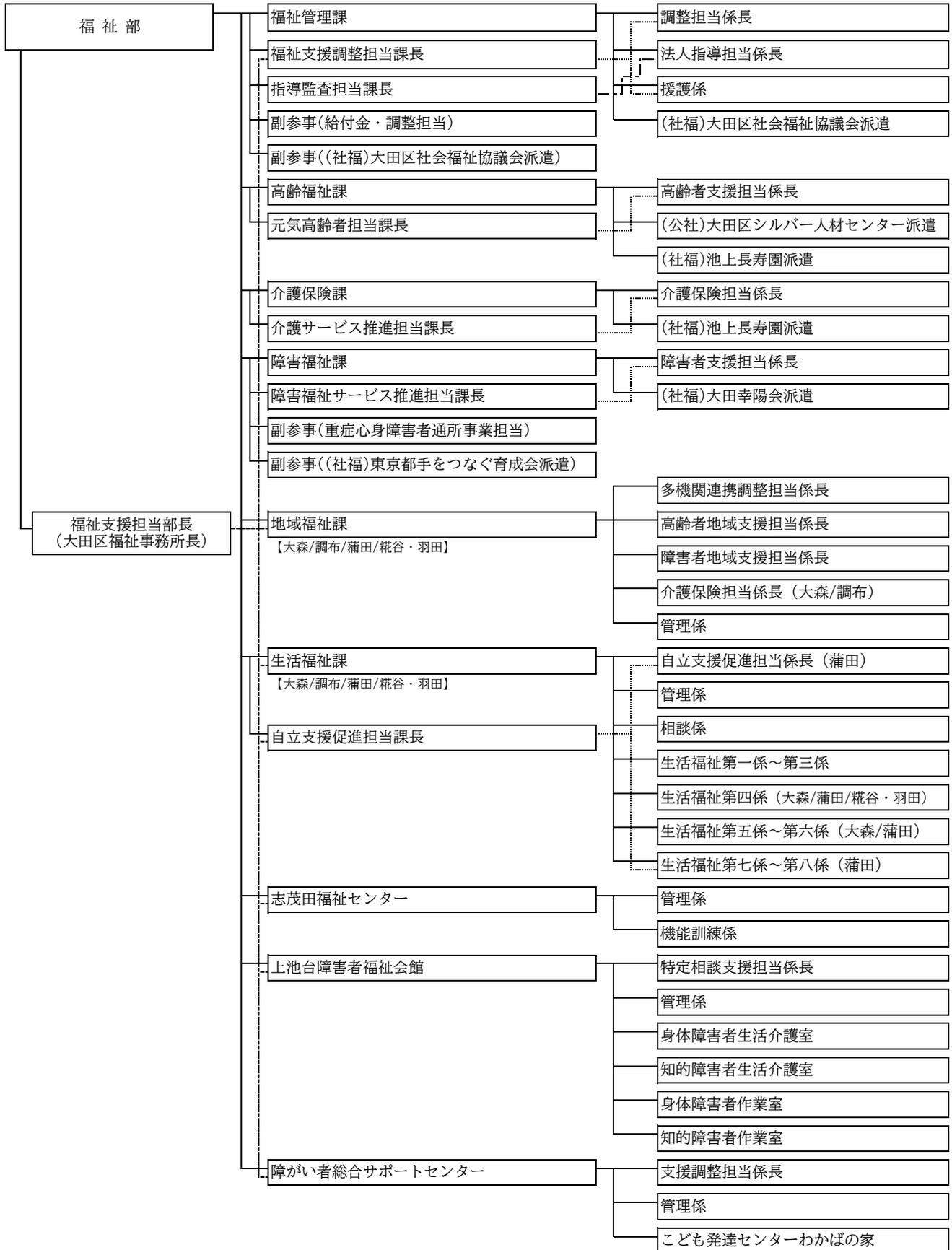
事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（発達障がい児支援事業）	区
概要	障がい者総合サポートセンターB棟4・5階部分において、発達障がいまたはその疑いのある児童・生徒に関する相談・診断・療育までの支援を実施します。 学齢期を中心とした発達障がい児支援事業を行い、障害児相談支援事業・放課後等デイサービス等を実施します。	
実績	1 障害児相談支援事業 障害児相談件数 10,286件 2 学齢期の発達障がい支援事業 放課後等デイサービス 延 1,582人 学校連携 延 1人 個別支援 延 810人	

事業名	発達障がい支援事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	発達障がいについての理解・啓発の促進及び発達障がい児（者）を適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。 発達障がいについての理解・啓発の促進のための催し（シンポジウム、講習会、学習会、フェア等）を開催します。また、発達障がいに関するパンフレットや施策ガイドを作成して配布します。	
実績	1 サポートブックかけはし 作成・配布 本体300部、記入例300部 2 地域支援事業 『不登校児支援』、『ペアレント・トレーニング』の年2回実施 3 発達障がい啓発用パンフレットの作成・配布 幼児期版、学齢期版（小学生）、学齢期版（中学・高校）、青年期版の4種類 計18,172部（各地域健康課、保育園、幼稚園、小・中学校等へ配布） 4 発達障がい施策ガイドの作成・配布 1,200部（小・中学校、障害児通所支援事業所、児童館、保育園等に配布） 5 発達支援応援フェア ホームページにて開催 ホームページ掲載期間 令和6年11月11日～12月27日 6 事業所ガイドブックの作成・配布 年1回発行（令和7年3月配布） 1,500部（幼稚園、保育園、小・中学校、児童館等に配布）	

事業名	こども発達センターわかばの家の管理運営：通所施設事業運営費 一部都補助
概 要	<p>心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児に対し、早期に発達に必要な支援を行い、基本的な自立の育成と集団生活への適応能力を高めていきます。</p> <p>相談支援事業、地域支援事業、早期支援事業（単独通所、親子通所、外来訓練事業、親子サークル事業、子育てサロン事業）、障害児相談支援事業・特定相談支援事業を実施します。</p> <p>こども発達センターわかばの家のほか、分館、ふれあいはずめま分室、西六郷分室にて事業を実施しています。</p>
実 績	<p>1 相談支援事業 延 1,816 件（初回面接含む）</p> <p>2 地域支援事業 幼稚園等訪問 延 664 園 651 件、こども発達支援講演会 支援者向け 2 回、保護者向け 1 回（各回 Web で実施）</p> <p>3 早期支援事業 単独通所 延 432 人 親子通所 延 323 人 外来訓練事業 延 4,678 人 親子サークル事業 延 1,155 人 子育てサロン事業 延 336 人 アフターケア事業 延 155 人</p> <p>4 障害児相談支援事業・特定相談支援事業 障害児相談支援・計画相談支援 延 984 件</p>

# 資料

# 福祉部組織（令和7年4月1日現在）



## 福祉部の分掌事務

大田区組織規則、大田区福祉事務所処務規程  
大田区保健所処務規程  
大田区立志茂田福祉センター処務規程  
大田区立上池台障害者福祉会館処務規程  
大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程  
大田区立心身障害児通所施設処務規程

を参考

### 【福祉管理課】

#### 調整担当係長

- (1) 部の庶務に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関する事。
- (3) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関する事。
- (4) 部の事務事業の改善に関する事。
- (5) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関する事。
- (6) 部の事業に係る調査研究に関する事。
- (7) 危機管理に関する事。
- (8) 災害時要援護者対策に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 議会に関する部の総括に関する事。
- (10) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関する事。
- (11) 広報に関する事。
- (12) 地域福祉計画に関する事。
- (13) 重層的支援体制整備事業の推進及び全体調整に関する事。
- (14) ひきこもり支援の施策の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 福祉のまちづくりの総合調整に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (16) 福祉人材の確保・育成・定着に関する事。
- (17) 社会福祉協議会に関する事。
- (18) 社会福祉センターに関する事。
- (19) 成年後見制度に関する事。
- (20) 福祉事務所に関する事。
- (21) 福祉情報システムの維持及び管理に関する事。
- (22) 他部及び部内他課との連絡調整に関する事（他係に属するものを除く。）。
- (23) 他の主管に属しないその他福祉に関する事。
- (24) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

#### <大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 所の事務の調整に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

#### 法人指導担当係長

- (1) 社会福祉法人の認可等に関する事。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等に関する事。
- (3) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導、監査及び運営指導に関する事。
- (4) 障害福祉サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

#### 援護係

- (1) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (2) 応急小口資金及び奨学金に関する事。
- (3) 生業資金、特別奨学金及び身体障害者奨学金の返還等に関する事。
- (4) 行旅死亡人に関する事。
- (5) 旧軍人恩給及び戦没者遺族年金並びに引揚者特別交付金に関する事。
- (6) 中国帰国者等の支援に関する事。
- (7) 特別永住者等特別給付金に関する事。

## 【高齢福祉課】

### 高齢者支援担当係長

- (1) 高齢者に係る施策の企画及び調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 老人福祉計画に関すること。
- (4) 高齢者の就労促進に関すること。
- (5) シルバー人材センターに関すること。
- (6) 高齢者の地域活動及び交流促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 老人いこいの家等の管理運営に関すること。
- (8) シニアステーションの管理運営に関すること。
- (9) 地域包括支援センター事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 区レベル地域ケア会議に関すること。
- (11) 見守り・支え合いネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (12) 高齢福祉窓口業務に関すること。
- (13) ひとり暮らし高齢者等への支援に関すること。
- (14) ねたきり高齢者等への支援に関すること。
- (15) 認知症高齢者等への支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (16) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 高齢者虐待に関すること。
- (18) 生涯現役社会に向けた高齢者の社会参加推進事業に関すること。
- (19) 介護予防・日常生活支援総合事業等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (20) 生活支援サービスの体制整備に係る調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (21) おおたフレイル予防事業等の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (22) 課の庶務に関すること。
- (23) その他高齢者福祉の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 【介護保険課】

### 介護保険担当係長

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 介護保険に係る統計に関すること。
- (4) 介護保険の低所得者軽減措置に関すること。
- (5) 介護保険システムの維持及び管理等に関すること。
- (6) 介護保険に係る他課との調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護保険の被保険者の資格に関すること。
- (8) 介護保険の被保険者証に関すること。
- (9) 介護保険料の賦課及び減免に関すること。
- (10) 介護給付費の審査及び支払に関すること。
- (11) 介護保険の負担割合に関すること。
- (12) 介護給付費の償還払に関すること。
- (13) 介護予防・生活支援サービス事業費の審査及び支払いに関すること。
- (14) 介護保険高額介護サービス費等資金貸付に関すること。
- (15) 介護保険料の収納に関すること。
- (16) 介護保険料の督促及び催告に関すること。
- (17) その他徴収金に関すること。
- (18) 介護認定審査会合議体の運営に関すること。
- (19) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関すること。
- (20) 要支援・要介護認定の訪問調査に関すること。
- (21) 主治医の意見書作成依頼に関すること。
- (22) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の被保険者証等の発行に関すること。
- (23) 介護保険事業所の指定等に関すること。
- (24) 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関すること。
- (25) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の利用及び相談に関すること。

- (26) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の運営及び調整に関すること。
- (27) 介護保険施設の入所者要介護認定調査の調整に関すること。
- (28) 民間事業者の支援及び研修に関すること。
- (29) 介護保険居宅サービスに係る基盤整備に関すること。
- (30) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の調整に関すること。
- (31) 介護保険の居宅サービス計画等の調整に関すること。
- (32) 介護保険施設等に係る基盤整備に関すること。
- (33) 軽費老人ホームに関すること。
- (34) 養護老人ホームに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (35) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (36) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者が提供する第1号事業において上記（1）から（31）までに関すること。
- (37) 課の庶務に関すること。

## 【障害福祉課】

### 障害者支援担当係長

- (1) 障害者（児）に係る施策の企画及び調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者施設の整備計画に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画及び発達障がい児・者支援計画に関すること。
- (4) 障害者施設の建設及び維持管理に関すること。
- (5) 障害者施設の利用調整に関すること。
- (6) 障害者施設の管理運営に関すること。
- (7) 心身障害者（児）に係る各種手当並びに心身障害者扶養年金及び心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (8) 障害者（児）施設の補助に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 社会福祉協議会及び障害者団体への補助及び委託に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 心身障害者の医療費の助成に関すること。
- (11) 自立支援医療費（更生医療に限る。）及び補装具費の調整に関すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の調整に関すること。
- (13) 障害者（児）の在宅サービス事業に関すること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 障害者理解促進啓発事業に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者見舞金の調整に関すること。
- (16) 障害者（児）福祉に係る窓口業務に関すること。
- (17) 障害者の虐待防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 障害福祉サービス事業者等の支援に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る総合調整に関すること。
- (20) 障害福祉サービス等の情報提供に関すること。
- (21) 障害福祉サービス等に係る審査及び支払に関すること。
- (22) 障害福祉サービス等の実績の管理に関すること。
- (23) 障害福祉サービスの支払後の利用者負担額の調整及び管理に関すること。
- (24) 指定特定相談支援事業者に関すること。
- (25) 基準該当事業者に関すること。
- (26) 自立支援給付システムの運用及び管理に関すること。
- (27) 障害福祉サービス利用料等管理システムの運用及び管理に関すること。
- (28) 障害者福祉施設に係る使用料の徴収に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (29) 障害認定審査会の運営に関すること。
- (30) 障害認定に係る調整に関すること。
- (31) 地域福祉課の障害者（児）支援に係る調整に関すること。
- (32) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (33) 障害者差別解消の推進に関すること。

- (34) 児童福祉法に基づく障害児通所支援に係る受給の決定、審査及び支払に関すること。
- (35) 課の庶務に関すること。

#### 【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課】

##### 多機関連携調整担当係長

- (1) 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業に関すること。
- (2) 地域共生社会の推進（地域包括ケアシステムの構築を含む。）に向けた事業等を通じた地域課題の把握及び共有に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

##### 高齢者地域支援担当係長

- (1) 高齢者に対する個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括支援センターの業務支援及び連絡調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関すること。
- (4) ねたきり予防及び閉じこもり予防事業に関すること。
- (5) 要支援・要介護認定の申請に関すること（蒲田地域福祉課及び糀谷・羽田地域福祉課に限る。）。
- (6) 介護予防事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

##### <大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 老人福祉指導主事の職務に関すること。
- (2) 老人福祉法に基づく個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

##### 障害者地域支援担当係長

- (1) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対する個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関すること。
- (3) 戦傷病者特別援護法に基づく更生医療の給付等及び補装具の給付等に関すること。
- (4) 自立支援給付（障害福祉サービス及び更生医療に限る。以下同じ。）に関する各種申請等受付及び相談業務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 自立支援給付の申請者に対する調査及び支給量等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 精神保健福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 精神障害者（自立支援）の精神通院医療費の支給申請に関すること。
- (8) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関すること。
- (9) 特殊疾病（難病）医療費公費負担申請に関すること。

##### <大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 身体障害者福祉司の職務に関すること。
- (2) 知的障害者福祉司の職務に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に基づく身体障害者手帳の交付及び返還の経由事務に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

##### <大田区保健所処務規程>

- (1) 精神保健福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

##### 介護保険担当係長（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）

- (1) 介護認定審査会合議体の運営に関すること。
- (2) 要介護認定に係る相談に関すること。
- (3) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関すること。
- (4) 要支援・要介護認定の訪問調査に関すること。
- (5) 介護保険に関する各種申請等受付及び相談業務に関すること。

##### 管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地区民生委員・児童委員協議会に関すること。
- (3) 米寿お祝いメッセージカード贈呈事業に関すること。

- (4) 介護保険料の収納に関する事（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）。
  - (5) 高齢福祉及び障害福祉サービスに係る経理及び調整に関する事。
  - (6) 介護保険に係る経理及び調整に関する事（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。）。
  - (7) 地域庁舎の維持管理に関する事。
  - (8) 地域庁舎職員の保健・安全衛生に関する事。
  - (9) 高齢者緊急ショートステイ事業の経理及び調整に関する事（蒲田地域福祉課に限る。）。
  - (10) 養護老人ホーム池上長寿園に対する運営費補助に関する事（蒲田地域福祉課に限る。）。
  - (11) 課内他係及び当該地域庁舎内の他課に属しない事。
- <大田区福祉事務所処務規程>（蒲田地域福祉課に限る。）
- (1) 老人福祉法に基づく個別援護事務のうち措置の決定に関する事。
  - (2) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務の統計に関する事。
  - (3) 所の事務の調整に関する事（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課が行う事務に限る。）。

### 【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課】

自立支援促進担当係長（蒲田生活福祉課に限る。）

- (1) 就労支援及び資産活用の調整に関する事。
- (2) 課税調査の調整に関する事。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく支援事務（面接相談を除く。）に関する事。
- (4) ひきこもり支援に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 被保護世帯に対する援護の調整に関する事。
- (6) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の調整に関する事。
- (7) 母子福祉応急小口資金、母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の返還等に関する事。

<大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 生活保護法に基づく就労支援及び資産活用の調整に関する事。
- (2) 課税調査の調整に関する事。
- (3) 所の事務の調整及び改善に関する事（大森、調布、蒲田及び糀谷・羽田生活福祉課が行う事務に限る。）。

管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 区長が必要と認めた個別援護事務の経理に関する事。
- (3) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の経理事務に関する事。
- (4) 母子及び父子福祉資金の経理事務に関する事。
- (5) 医療扶助及び介護扶助に関する事。
- (6) 課内他係に属しない事。

<大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 生活福祉課が行う生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に係る経理事務に関する事。
- (2) 生活保護法に基づく医療扶助及び介護扶助並びに医療券及び介護券の発行に関する事。
- (3) 現業事務の連絡調整に関する事。

相談係

- (1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関する事。
- (2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関する事。
- (3) 母子及び父子福祉資金に関する事。

<大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、生活困窮者自立支援法等に係る面接相談に関する事。ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育所入所に関する事を除く。
- (2) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく個別援護事務に関する事。

(3) 面接相談事務の連絡調整に関すること。

生活福祉第一係

生活福祉第二係

生活福祉第三係

生活福祉第四係（大森生活福祉課、蒲田生活福祉課及び糎谷・羽田生活福祉課に限る。）

生活福祉第五係（大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第六係（大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第七係（蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第八係（蒲田生活福祉課に限る。）

(1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関すること。

(2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関すること。

<大田区福祉事務所処務規程>

(1) 生活保護法に基づく個別援護事務に関すること。

(2) 児童福祉法に基づく個別援護事務に関すること。ただし、児童福祉法第24条及び大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）の規定に基づく保育の実施に関するものを除く。

## 【志茂田福祉センター】

<大田区立志茂田福祉センター処務規程>

管理係

(1) 福祉センターの庶務及び経理に関すること。

(2) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 福祉センターの事業の調査及び統計に関すること。

(4) 就労継続支援B型の事業に関すること。

(5) 特定相談支援事業に関すること。

(6) 生産活動支援施設連絡会に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない福祉センターに関すること。

機能訓練係

(1) 自立訓練（機能訓練）事業の運営に関すること。

(2) 特定相談支援事業に関すること。

## 【上池台障害者福祉会館】

<大田区立上池台障害者福祉会館処務規程>

特定相談支援担当係長

(1) 特定相談支援事業に関すること。

管理係

(1) 館の庶務及び経理に関すること。

(2) 施設の利用に関すること。

(3) 心身障害者の福祉に関する資料の収集、整理及び利用に関すること。

(4) 心身障害者に対する教養等に関すること。

(5) 館の事業の調査及び統計に関すること。

(6) 館の施設、設備の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない館に関すること。

身体障害者生活介護室

(1) 身体障害者生活介護室の運営に関すること。

知的障害者生活介護室

(1) 知的障害者生活介護室の運営に関すること。

身体障害者作業室

(1) 身体障害者作業室の運営に関すること。

知的障害者作業室

(1) 知的障害者作業室（馬込分場を含む）の運営に関すること。

## 【障がい者総合サポートセンター】

<大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程>

支援調整担当係長

- (1) 特定相談支援事業、一般相談支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。
- (2) 自発的活動支援事業に関すること。
- (3) 基幹相談支援センターに関すること。
- (4) 自立支援協議会に関すること。
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の運営に関すること。
- (6) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動推進に関すること。
- (7) 障害者の虐待防止センターに関すること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- (9) 意思疎通支援事業に関すること。
- (10) 手話奉仕員養成研修事業に関すること。
- (11) 障害者の就労に係る総合相談及び情報提供に関すること。
- (12) 就労移行支援事業の運営に関すること。
- (13) 障害者の就労定着支援に関すること。
- (14) 障害者就労支援ネットワーク事業の実施に関すること。
- (15) 障害者就労支援の調査及び統計に関すること。
- (16) 短期入所事業の運営に関すること。
- (17) 学齢期の発達障害児の支援に関すること。
- (18) 放課後等デイサービス事業の運営に関すること。
- (19) 診療所事業の運営に関すること。
- (20) 障害者（児）の健全育成事業に関すること。
- (21) 大田区立心身障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の運営に関すること。
- (22) 理解促進研修及び啓発事業に関すること。
- (23) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (24) その他区長が必要と認める事業に関すること。

管理係

- (1) サポートセンターの庶務及び経理に関すること。
- (2) サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) サポートセンターの事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 障害者（児）に対する施策の連絡調整及び実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 理解促進研修及び啓発事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 身体障害者福祉センターB型の事業に関すること。
- (7) 声の図書室の運営に関すること。
- (8) 施設の利用に関すること。
- (9) 障害福祉サービス等の情報提供に関すること。
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないサポートセンターに関すること。

こども発達センターわかばの家

<大田区立心身障害児通所施設処務規程>

- (1) 通所施設の運営に関する指導監督及び連絡調整に関すること。
- (2) 通所施設の庶務及び経理に関すること。
- (3) 通所施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 通所施設の事業の調査及び統計に関すること。
- (5) 前各号のほか、大田区立障がい者総合サポートセンター所長(以下「サポートセンター所長」という。)が必要と認める通所施設に関すること。

## 担当部長の分掌事務

部	担当部長	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援担当部長	福祉支援調整担当課長 自立支援促進担当課長 大森地域福祉課長 調布地域福祉課長 蒲田地域福祉課長 糀谷・羽田地域福祉課長 大森生活福祉課長 調布生活福祉課長 蒲田生活福祉課長 糀谷・羽田生活福祉課長 志茂田福祉センター所長 上池台障害者福祉会館館長 障がい者総合サポートセンター所長	福祉支援調整担当課長及び自立支援促進担当課長の担当事務並びに大森地域福祉課、調布地域福祉課、蒲田地域福祉課、糀谷・羽田地域福祉課、大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課、糀谷・羽田生活福祉課、志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館及び障がい者総合サポートセンターの分掌事務に関すること。

## 担当課長の分掌事務

部	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援調整担当課長	福祉事務所の調整、民生委員事務及び援護支援事務に関すること。
	指導監査担当課長	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等、指導監査及び運営指導並びに障害福祉サービス事業者等及び介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関すること。
	元気高齢者担当課長	高齢者の就労促進、介護予防・日常生活支援総合事業及びおおたフレイル予防事業の調整等に関すること。
	介護サービス推進担当課長	介護基盤の整備、運営支援及び事業所指定に関すること。
	障害福祉サービス推進担当課長	地域生活支援拠点の整備、障害者施設の管理運営、障害福祉サービス等に係る審査・支払、障害福祉サービス事業者等の支援及び児童発達支援事務等に関すること。
	自立支援促進担当課長	生活福祉課が行う自立支援促進事務及び区長が必要と認めた個別援護事務並びにその調整に関すること。

## <大田区福祉事務所処務規程>

所長	福祉部福祉支援担当部長の職にある者
福祉支援調整担当課長	福祉部福祉支援調整担当課長の職にある者
自立支援促進担当課長	福祉部自立支援促進担当課長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課の長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課の長の職にある者

高齢福祉関係資料

1 高齢者人口

令和7年4月1日現在

地域福祉課	総人口	65歳以上人口			高齢化率%
		計	男	女	
大森地域福祉課	229,260	49,228	21,459	27,769	21.5%
調布地域福祉課	191,446	42,367	18,076	24,291	22.1%
蒲田地域福祉課	223,334	50,153	22,740	27,413	22.5%
糀谷・羽田地域福祉課	98,802	22,084	10,025	12,059	22.4%
計	742,842	163,832	72,300	91,532	22.1%

2 高齢者関係施設

(1) 区立特別養護老人ホーム

令和7年4月1日現在

No	施設名	定員数	運営形態	電話
1	特別養護老人ホーム蒲田	104	指定管理	5710-0780
2	特別養護老人ホーム糀谷	104		3745-3001
3	特別養護老人ホームたまがわ	237		5732-1021

(注1) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(注2) 特別養護老人ホーム糀谷は大規模改修工事に伴い休止中

(2) 区立軽費老人ホーム

令和7年4月1日現在

No	施設名	定員数	運営形態	電話
1	おおもり園	50	指定管理	3764-0703

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(3) 区立高齢者在宅サービスセンター

令和7年4月1日現在

No	施設名	定員数	運営形態	電話
1	蒲田高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)	指定管理	5710-0782
2	矢口高齢者在宅サービスセンター	37 (一般25・認知12)		5711-0851
3	糀谷高齢者在宅サービスセンター	47 (一般35・認知12)		3745-3006
4	下丸子高齢者在宅サービスセンター	57 (一般45・認知12)		3750-8701
5	たまがわ高齢者在宅サービスセンター	32 (一般20・認知12)		5732-1023

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

## (4) 地域包括支援センター・シニアステーション

令和7年4月1日現在

No	施設名	事業者	電話
1	地域包括支援センター 大森	社会福祉法人 池上長寿園	5753-6331
2	地域包括支援センター 平和島	社会医療法人財団 城南福祉医療協会	5767-1875
3	地域包括支援センター 入新井	社会福祉法人 有隣協会	3762-4689
4	地域包括支援センター 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
5	地域包括支援センター 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651
6	地域包括支援センター 徳持	医療法人社団 仁和会	5748-7202
7	地域包括支援センター 新井宿（大森医師会）	一般社団法人 大森医師会	3772-2415
8	地域包括支援センター 嶺町	社会福祉法人 響会	5483-7477
9	地域包括支援センター 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	3721-1572
10	地域包括支援センター たまがわ	社会福祉法人 池上長寿園	5732-1026
11	地域包括支援センター 久が原	社会福祉法人 池上長寿園	5700-5861
12	地域包括支援センター 上池台	社会福祉法人 響会	3748-6138
13	地域包括支援センター 千束（田園調布医師会）	一般社団法人 田園調布医師会	3728-6673
14	地域包括支援センター 六郷	社会福祉法人 響会	5744-7770
15	地域包括支援センター 西六郷	社会福祉法人 響会	6424-9711
16	地域包括支援センター やぐち	社会福祉法人 白陽会	5741-3388
17	地域包括支援センター 西蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5480-2502
18	地域包括支援センター 新蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	6715-9731
19	地域包括支援センター 蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5710-0951
20	地域包括支援センター 蒲田東	社会福祉法人 白陽会	5714-0888
21	地域包括支援センター 大森東	社会福祉法人 池上長寿園	6423-8300
22	地域包括支援センター 糞谷	社会福祉法人 池上長寿園	3741-8861
23	地域包括支援センター 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855

1	シニアステーション 東嶺町	社会福祉法人 響会	3753-3008
2	シニアステーション 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	6715-6900
3	シニアステーション 田園調布西	社会福祉法人 池上長寿園	3721-8066
4	シニアステーション 糞谷	社会福祉法人 有隣協会	6423-7033
5	シニアステーション 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855
6	シニアステーション 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
7	シニアステーション 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651
8	シニアステーション 新蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	6715-9731
9	シニアステーション 千束	一般社団法人 田園調布医師会	6451-7660
10	シニアステーション 入新井	社会福祉法人 有隣協会	5763-5564

(注) 事業者欄は、委託契約事業者名

## (5) 老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)

令和7年4月1日現在

No	施設名	委託事業者	電話
1	山王高齢者センター	社会福祉法人 有隣協会	3776-9419
2	大森中老人いこいの家		3763-0881
3	大森東老人いこいの家		3765-1259
4	新井宿老人いこいの家		3776-0410
5	東糀谷老人いこいの家		3741-7970
6	東六郷老人いこいの家		3736-2367
7	鶉の木老人いこいの家	公益社団法人 大田区シルバー人材センター	3758-7978
8	仲池上老人いこいの家		3755-6445
9	千 東老人いこいの家		3729-4655
10	仲六郷老人いこいの家		3732-4480
11	池 上老人いこいの家	社会福祉法人 櫻灯会	3751-6636
12	久が原老人いこいの家		3754-1608
13	東蒲田老人いこいの家		3731-5373
14	本蒲田老人いこいの家	NPO法人 ワーカーズコープ	3736-3105

障がい福祉関係資料

1 手帳保持者数

令和7年3月31日現在

		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
身体障害者手帳	1級	1,961	1,525	2,103	1,036	6,625
	2級	832	612	957	468	2,869
	3級	908	648	932	480	2,968
	4級	1,447	1,161	1,463	688	4,759
	5級	269	201	301	155	926
	6級	334	232	324	162	1,052
	計	5,751	4,379	6,080	2,989	19,199
愛の手帳	1度	39	39	49	18	145
	2度	370	315	400	192	1,277
	3度	362	266	405	195	1,228
	4度	774	558	891	464	2,687
	計	1,545	1,178	1,745	869	5,337
精神障害者 保健福祉手帳	1級	112	77	103	50	342
	2級	966	757	1,102	462	3,287
	3級	1,434	994	1,369	548	4,345
	計	2,512	1,828	2,574	1,060	7,974

2 区立障害者（児）施設等一覧

令和7年4月1日現在

施設名（所在地、電話番号）	運営形態	提供サービス（定員）
志茂田福祉センター （西六郷1-4-27） （3734-0763）	【区立】 【一部業務委託】 就労継続支援B型 特定相談支援 ※社会福祉法人 大田幸陽会	就労継続支援B型（60人） 自立訓練（機能訓練）（15人）
上池台障害者福祉会館 （上池台5-5-1） （3728-3111）	【区立】	就労継続支援B型 身体障害者作業室（30人） 知的障害者作業室（30人） 身体障害者生活介護室（10人） 知的障害者生活介護室（30人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
馬込分場 （南馬込4-6-5） （3775-2729）		就労継続支援B型（19人）
障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ （中央4-30-11） （5728-9433）	【区立】 【業務委託】 （A棟）社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 （B棟）社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を 守る会	就労移行支援（20人） 自立訓練（機能訓練）（15人） 自立訓練（生活訓練）（10人） 短期入所（10人） 放課後等デイサービス（10人）
久が原福祉園 （久が原1-2-5） （5748-0251）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護（70人）
南六郷福祉園 （南六郷3-23-8） （3732-2940）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護（53人）

施設名（所在地、電話番号）	運営形態	提供サービス（定員）
新井宿福祉園 （中央2-13-2） （3774-1371）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（40人）
池上福祉園 （池上6-40-3） （5748-0055）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（75人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
大森東福祉園 （大森東1-36-7） （3766-5760）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（45人）
大森東福祉園分場 （大森本町2-2-3） （6423-0544）		生活介護（15人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
大田生活実習所 （萩中2-10-11） （3745-0878）	【指定管理】 社会福祉法人 睦月会	生活介護（60人） （重症心身障害者通所事業8人含む）
くすのき園 （蒲田2-10-1） （3732-0141）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	就労継続支援B型（70人）
うめのき園 （東糀谷5-17-14-101） （3743-3811）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	就労継続支援B型（40人）
うめのき園分場 （大森南1-20-8） （5705-3461）		就労継続支援B型（19人）
しいのき園 （西糀谷2-9-12） （5705-0033）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	就労継続支援B型（60人）
大田福祉作業所 （大森西3-3-9） （3763-8739）	【指定管理】 社会福祉法人 同愛会	就労継続支援B型（75人）
大森西分場 （大森西2-20-17） （3765-3396）		就労継続支援B型（15人）
はぎなかな園 （萩中2-12-23） （5705-6531）	【指定管理】 社会福祉法人 知恵の光会	就労継続支援B型（62人） 生活介護（23人）
つばきホーム前の浦 （大森南2-15-1） （5737-0771）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	共同生活援助（11人） 短期入所（11人）
こども発達センターわかばの家 （千鳥3-7-5） （3757-7761）	【業務委託】 社会福祉法人 嬉泉	単独通所（36人） 親子通所（30人）
分館 （大森西2-20-17 大森西区民センター内） （3768-6076）		児童発達支援センター 相談支援事業 地域支援事業 早期支援事業
ふれあいはすぬま分室 （西蒲田3-19-1）		
西六郷分室 （西六郷1-18-5） （6428-6721）		

# 生活保護の状況等

## 1 生活保護の状況

(令和7年3月31日現在)

	大森		調布		蒲田		糎谷・羽田		合計	
	令和 7.3	令和 6.3								
被保護世帯	3,937	3,934	1,877	1,871	4,993	5,070	2,128	2,162	12,935	13,037
被保護人員	4,617	4,647	2,149	2,150	5,705	5,796	2,565	2,632	15,036	15,225
保護率 (0/00)	20.1	20.5	11.2	11.3	25.5	26.2	26.0	26.8	20.2	20.7
生活扶助 世帯	3,353	3,368	1,581	1,586	4,272	4,389	1,781	1,824	10,987	11,167
人員	3,922	3,987	1,816	1,824	4,876	5,015	2,165	2,227	12,779	13,053
住宅扶助 世帯	3,645	3,650	1,724	1,723	4,598	4,675	1,932	1,978	11,899	12,026
人員	4,236	4,290	1,957	1,965	5,239	5,321	2,330	2,386	13,762	13,962
教育扶助 世帯	100	115	45	43	101	102	59	61	305	321
人員	139	172	64	59	140	144	86	90	429	465
医療扶助 世帯	3,786	3,762	1,740	1,701	4,601	4,805	1,999	2,036	12,126	12,304
人員	4,398	4,398	1,964	1,910	5,190	5,443	2,384	2,438	13,936	14,189
介護扶助 世帯	1,069	1,056	456	439	1,158	1,161	660	665	3,343	3,321
人員	1,092	1,077	467	448	1,176	1,179	676	682	3,411	3,386
出産扶助 世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助 世帯	70	77	31	31	74	81	43	49	218	238
人員	81	86	33	34	82	88	46	55	242	263
葬祭扶助 世帯	21	33	3	3	40	13	13	3	77	52
人員	21	33	3	3	40	13	13	3	77	52

(保護停止中含む)

## 2 被保護世帯の労働類型別世帯数

(令和7年3月31日現在)

課別	世帯 総数	労働力類型					世帯類型				
		世帯主が働いている世帯			世帯主 以外の 者が働 いている 世帯	無就労 世帯	高齢	母子	障害	傷病	その他
		常勤	日雇	内職 その他							
大森	3,918	429	13	16	60	3,400	2,314	94	343	563	604
調布	1,860	201	9	13	35	1,602	1,031	54	194	265	316
蒲田	4,962	483	20	51	66	4,342	2,871	87	456	688	860
糎谷・羽田	2,110	190	10	39	45	1,826	1,262	61	149	308	330
計	12,850	1,303	52	119	206	11,170	7,478	296	1,142	1,824	2,110

(保護停止中含まず)

【福祉部】

令和7年度 一般会計 歳出予算

(注) 福祉部所管の事業予算

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)
総務費			1,457,293	1.7	1,016,413	440,880	43.4
	総務管理費		1,457,293	1.7	1,016,413	440,880	43.4
		庁舎管理費	387,375	0.4	337,166	50,209	14.9
		財産管理費	140,455	0.2	0	140,455	皆増
		防災対策費	0	0.0	389	△ 389	皆減
		複合施設建設費	929,463	1.1	678,858	250,605	36.9
福祉費			85,246,843	98.3	80,357,502	4,889,341	6.1
	社会福祉費		2,595,708	3.0	2,149,610	446,098	20.8
		社会福祉総務費	2,595,708	3.0	2,149,610	446,098	20.8
	障害福祉費		27,722,083	32.0	24,916,765	2,805,318	11.3
		障害福祉総務費	217,523	0.3	193,147	24,376	12.6
		障害福祉費	19,674,670	22.7	18,982,753	691,917	3.6
		障害福祉施設費	7,829,890	9.0	5,740,865	2,089,025	36.4
	高齢福祉費		16,983,516	19.6	15,358,816	1,624,700	10.6
		高齢福祉総務費	10,478,154	12.1	11,078,997	△ 600,843	△ 5.4
		高齢福祉費	2,960,643	3.4	2,820,346	140,297	5.0
		高齢福祉施設費	3,544,719	4.1	1,459,473	2,085,246	142.9
	児童福祉費		4,030,436	4.6	3,711,663	318,773	8.6
		児童福祉総務費	11,799	0.0	11,062	737	6.7
		児童福祉施設費	716,183	0.8	709,721	6,462	0.9
		児童措置費	3,256,482	3.8	2,960,330	296,152	10.0
		家庭福祉費	45,972	0.1	30,550	15,422	50.5
	生活保護費		33,915,100	39.1	34,220,648	△ 305,548	△ 0.9
		生活保護総務費	368,532	0.4	359,139	9,393	2.6
		扶助費	33,546,568	38.7	33,861,509	△ 314,941	△ 0.9
衛生費			6,994	0.0	0	6,994	皆増
	保健衛生費		6,994	0.0	0	6,994	皆増
		保健衛生総務費	5,169	0.0	0	5,169	皆増
		生活習慣病予防費	1,825	0.0	0	1,825	皆増
合計			86,711,130	100.0	81,373,915	5,337,215	6.6

※表示単位未満を四捨五入

令和7年度 介護保険特別会計 歳出予算

(注) 福祉部所管の事業予算

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)	
総務費		857,900	1.4	1,101,492	△ 243,592	△ 22.1	
	総務管理費	432,163	0.7	622,276	△ 190,113	△ 30.6	
		介護認定審査会費	425,737	0.7	479,216	△ 53,479	△ 11.2
保険給付費		60,089,410	96.2	58,216,845	1,872,565	3.2	
	保険給付費	60,089,410	96.2	58,216,845	1,872,565	3.2	
地域支援事業費		1,107,042	1.8	947,400	159,642	16.9	
	地域支援事業費	1,107,042	1.8	947,400	159,642	16.9	
保健福祉事業費		0	0.0	382	△ 382	皆減	
	保健福祉事業費	0	0.0	382	△ 382	皆減	
財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0	0.0	
	財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0	0.0	
基金積立金		15,995	0.0	6,031	9,964	165.2	
	基金積立金	15,995	0.0	6,031	9,964	165.2	
諸支出金		380,220	0.6	378,645	1,575	0.4	
	償還金及び還付金	16,000	0.0	16,000	0	0.0	
	繰出金	364,220	0.6	362,645	1,575	0.4	
合計		62,450,568	100.0	60,650,796	1,799,772	3.0	

※表示単位未満を四捨五入

## \*大田区では福祉に関する以下の案内書を作成しています\*

●は大田区ホームページでもご覧いただけます。

### 本庁舎・各地域庁舎の相談窓口等で配布しているもの

- 暮らしのガイド（冊子）
- 福祉のガイド（リーフレット）
- 心のバリアフリーハンドブック（冊子）
- おおたUDライフ（冊子）
- 高齢者のためのサービスガイド（パンフレット）
- みんなの介護保険（冊子）
- あなたに身近な障害者差別解消法（パンフレット）
- 大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（パンフレット）

### 対象者に配布しているもの（区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 障がい者福祉のあらし（冊子）

### 事務用（窓口等での配布はしていませんが、区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画（冊子）
- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver. 3（冊子）
- おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画～（冊子）
- 高齢者保健福祉のハンドブック（冊子）
- おおた障がい施策推進プラン（冊子）

（大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）

【大田区ホームページ】

<URL> <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

【大田区社会福祉協議会】

電話：03（3736）2021 FAX：03（3736）2030

<URL> <https://www.ota-shakyo.jp/>

令和7年7月発行  
令和7年度 福祉部 事業概要  
（編集・発行）大田区福祉部 福祉管理課  
電話：03（5744）1242  
FAX：03（5744）1520

健康福祉委員会
令和7年7月15日
福祉部 資料28番
所管 福祉管理課

令和7年度 民生委員児童委員の一斉改選に係る候補者の推薦について

大田区民生委員児童委員推薦会を下記のとおり開催し、東京都知事へ推薦する民生委員児童委員の候補者（主任児童委員を含む。）を決定した。

記

- 1 開催日 令和7年7月1日（火）
- 2 定数 508人
- 3 推薦人数 470人

（内訳）

	定数	推薦人数	推薦人数		欠員
			再任	新任	
民生委員児童委員	469人	433人	361人	72人	36人
主任児童委員	39人	37人	25人	12人	2人
合計	508人	470人	386人	84人	38人

（地区別）

地区	定数	推薦人数	地区	定数	推薦人数
大森東	16人（2人）	14人（2人）	久が原	17人（2人）	17人（2人）
大森西	44人（3人）	33人（2人）	雪谷	33人（2人）	33人（2人）
入新井	28人（2人）	28人（2人）	千束	17人（2人）	17人（2人）
馬込	34人（2人）	30人（2人）	糀谷	30人（2人）	28人（2人）
池上	31人（2人）	28人（2人）	羽田	34人（2人）	29人（2人）
新井宿	16人（2人）	16人（2人）	六郷	45人（3人）	42人（3人）
嶺町	18人（2人）	18人（2人）	矢口	31人（2人）	30人（2人）
田園調布	16人（2人）	16人（2人）	蒲田西	45人（3人）	43人（2人）
鵜の木	19人（2人）	18人（2人）	蒲田東	34人（2人）	30人（2人）

注：（ ）は主任児童委員の内数

4 今後の予定

- （1）東京都知事へ候補者を推薦 令和7年7月末
- （2）東京都民生委員審査専門分科会の審査 令和7年10月
- （3）東京都知事から厚生労働大臣へ候補者を推薦 令和7年10～11月
- （4）厚生労働大臣から大田区へ委嘱決定通知 令和7年11月下旬

※民生委員児童委員委嘱日：令和7年12月1日

健康福祉委員会
令和7年7月15日
福祉部 資料29番
所管 介護保険課

(仮称) 特別養護老人ホーム大森東整備計画の変更について

1 経緯

貴船堀埋立地における(仮称)特別養護老人ホーム大森東整備計画について、運営予定法人である社会福祉法人旭会が、法人の負担により整備することとしていたところ、計画の進捗等に関し、社会情勢の影響等を踏まえ法人と協議を重ねてきた。その結果、本年6月、法人との合意により、整備及び運営に関する協定を解除した。これを受け、新たな運営予定法人を選定のうえ、本整備計画を確実に進めることとする。

2 今後の計画(予定)

令和7年8月	公募開始
令和8年1月	運営予定法人決定
令和8年2月	東京都との施設整備費補助審査開始
令和8年11月	東京都の施設整備費補助内示
令和9年3月	建築工事着工
令和11年10月	特別養護老人ホーム等開設

【参考：施設概要】

所在地 大田区大森東三丁目6493番地他1筆(貴船堀埋立地)

敷地 約1,789.06㎡

- 施設
- ・特別養護老人ホーム
  - ・看護小規模多機能型居宅介護
  - ・地域交流スペース(福祉避難所機能あり)併設

健康福祉委員会

令和7年7月15日

健康政策部 資料30番

所管 健康医療政策課

令和7年度

(2025年度)

大田区健康政策部・保健所

# 事業概要

令和7年7月

**【本事業概要の構成について】**

**【Ⅰ おおた健康プラン（第三次）の概要】**

**【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】**

令和7年度に実施する健康政策部・保健所の主な取組について、おおた健康プラン（第三次）を中心に、その他、特徴的なものを掲載しました。

**【Ⅲ 組織と分掌事務等】**

健康政策部の目標、組織、分掌事務、職員配置状況、令和7年度予算概要について掲載しました。

**【Ⅳ 令和6年度事業実績】**

令和6年度の事業実績について、決算概要説明資料(決算書)の事務事業を基に、事業の概要、実績について掲載しました。

※ 事業名の後には、事業の種類・財源について記載しました。

**① 事業の種類**

「法定1」・・・地方自治法別表1(国)  
「法定2」・・・地方自治法別表2(都)  
「都条例」・・・都条例に基づく事務  
「国補助」・・・補助事業(国)  
「都補助」・・・補助事業(都)  
「区」・・・区単独事務(自治事務)

**② 財源**

1 国庫支出金  
(国直、定額)・・・直接、定額  
(国直○/○)・・・国○/○  
(国間、定額)・・・間接、定額  
(国間○/○)・・・国○/○  
2 都支出金  
(都、定額)・・・都支出金、定額  
(都○/○)・・・都○/○  
3 区  
(区)・・・区単独財源

# 目次

## 【Ⅰ おおた健康プラン(第三次)の概要】

おおた健康プラン(第三次)の概要	1
------------------	---

## 【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】

### 1 おおた健康プラン(第三次)の取組

#### 基本目標1 生涯を通じた健康づくりを推進します

1 身体活動・運動(健康医療政策課・健康づくり課)	7
2 喫煙・飲酒(健康づくり課)	8
3 がん対策(健康づくり課)	9
4 糖尿病・循環器疾患など生活習慣病の予防(健康づくり課・地域健康課)	10
5 歯と口腔の健康(健康づくり課・地域健康課)	11
6 親と子の健康づくり「大田区母子保健計画」(健康づくり課・地域健康課)	12
7 食育の推進「大田区食育推進計画」(健康づくり課・地域健康課・生活衛生課)	14
8 こころの健康づくりと自殺対策の推進「大田区自殺対策計画」 (健康づくり課・地域健康課・地域福祉課)	14

#### 基本目標2 健康に関する安全と安心を確保します

1 感染症対策の強化(感染症対策課)	17
2 災害時医療体制の整備(健康医療政策課)	22
3 安全な生活環境の確保(生活衛生課)	28

#### 基本目標3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくれます

1 地域医療体制の充実(健康医療政策課)	32
2 精神障がい者、難病患者、ひきこもりの方への支援 (健康づくり課・地域健康課・地域福祉課)	34

### 2 おおた健康プラン(第三次)以外の主な取組

1 骨髄移植ドナー支援事業(健康医療政策課)	36
2 民泊関連事業(生活衛生課)	36
3 熱中症に関する情報発信(健康医療政策課)	37

## 【Ⅲ 組織と分掌事務等】

1 健康政策部の目標	38
------------	----

2 健康政策部・保健所組織図	39
3 健康政策部・保健所の分掌事務	40
4 職員配置	43
5 令和7年度健康政策部(保健所)予算概要	44

## 【IV 令和6年度 事業実績】

### 1 地域医療

1 地域医療連携の推進	45
2 大森赤十字病院改築支援	46
3 柔道整復師による区民健康増進無料相談	46
4 歯と口の健康普及啓発	46
5 休日診療・休日準夜診療	46
6 休日施術(接骨)事業	46
7 歯科休日応急診療	46
8 休日調剤事業	47
9 かかりつけ薬局定着促進等補助事業	47
10 骨髄移植ドナー支援事業	47
11 平日準夜小児初期救急診療	47
12 大田区24時間自動体外式除細動器(AED)設置補助事業	47
13-① 各種衛生調査(各種衛生統計調査)	48
13-② 各種衛生調査(国民健康・栄養調査)	48
13-③ 各種衛生調査(都民健康・栄養調査)	48

### 2 感染症対策

1-① 予防接種(予防接種法に基づく予防接種(A類、B類))	49
1-② 予防接種(任意予防接種費用助成制度)	50
2 エイズ及び性感染症予防	51
3 結核・感染症発生動向調査事業	51
4 感染症診査協議会	51
5 結核医療費公費負担	51
6 結核健康診断	52
7 結核対策特別促進事業	52
8 感染症予防事務費	53
9 新型インフルエンザ等感染症対策	53
10 予防接種健康被害救済制度	54

### 3 成人保健

1-① 健康づくり(健康づくり) .....	55
1-② 健康づくり(受動喫煙防止対策) .....	55
1-③ 健康づくり(はねびょん健康ポイント) .....	55
1-④ 健康づくり(がん患者ウィッグ等購入費助成) .....	55
2-① 栄養指導(栄養指導) .....	55
2-② 栄養指導(特定給食施設指導) .....	55
3-① おおた健康プラン(おおた健康プランの推進) .....	56
3-② おおた健康プラン(おおた健康経営事業所の認定) .....	56
3-③ おおた健康プラン(東邦大学との共同研究「人生 100 年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」) .....	56
4-① 健康増進事業(健康教育・相談) .....	56
4-② 健康増進事業(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施) .....	56
5-① 健康診査(基本健康診査) .....	57
5-② 健康診査(特定健康診査・特定保健指導事業等) .....	57
5-③ 健康診査(健康診査費(長寿健康診査)) .....	57
5-④ 健康診査(39 歳以下基本健康診査) .....	57
5-⑤ 健康診査(胃がん検診) .....	57
5-⑥ 健康診査(肺がん検診) .....	57
5-⑦ 健康診査(大腸がん検診) .....	57
5-⑧ 健康診査(子宮頸がん検診) .....	58
5-⑨ 健康診査(乳がん検診) .....	58
5-⑩ 健康診査(喉頭がん検診) .....	58
5-⑪ 健康診査(前立腺がん検診) .....	58
5-⑫ 健康診査(肝炎ウイルス検診(B 型・C 型)) .....	58
5-⑬ 健康診査(眼科(緑内障等)検診) .....	58
5-⑭ 健康診査(骨粗しょう症検診) .....	58
5-⑮ 健康診査(大田区もの忘れ検診) .....	58
6-① 歯科保健(成人歯科健康診査) .....	59
6-② 歯科保健(障がい者(児)歯科相談) .....	59
6-③ 歯科保健(みんなでよい歯のまちづくり) .....	59
7 保健事業(大田区国民健康保険データヘルス計画) .....	59

### 4 母子保健

1-① 母子保健指導(出産準備教室) .....	60
--------------------------	----

1-②	母子保健指導(子育て応援メール)	60
1-③	母子保健指導(育児学級)	60
1-④	母子保健指導(妊娠高血圧症候群等療養援護)	60
1-⑤	母子保健指導(妊婦面接・新生児等訪問)	60
1-⑥	母子保健指導(バースデーサポート事業)	60
1-⑦	母子保健指導(産後ケア事業)	60
1-⑧	母子保健指導(養育医療給付)	61
1-⑨	母子保健指導(療育給付)	61
1-⑩	母子保健指導(自立支援医療(育成医療))	61
1-⑪	母子保健指導(小児慢性疾患児日常生活用具給付)	61
2-①	母子健康診査(妊婦健康診査)	61
2-②	母子健康診査(1か月児健康診査受診費用助成)	61
2-③	母子健康診査(4か月児健康診査)	61
2-④	母子健康診査(6・9か月児健康診査)	61
2-⑤	母子健康診査(1歳6か月児健康診査)	62
2-⑥	母子健康診査(3歳児健康診査)	62
2-⑦	母子健康診査(乳幼児発達診断)	62
2-⑧	母子健康診査(乳幼児経過観察健診)	62
3-①	歯科保健(妊婦歯科健康診査)	63
3-②	歯科保健(幼児歯科健康診査)	63
3-③	歯科保健(乳幼児歯科相談)	63
4	母子保健推進協議会	63
5	特定不妊治療費助成	63

## 5 精神保健・難病

1	こころの健康づくり推進事業(うつ病・自殺総合対策)	64
2	精神保健福祉相談	64
3	精神障害者社会復帰支援	64
4	難病対策の推進	64

## 6 公害健康被害補償

1	大気汚染障害者認定審査会	65
2	公害健康被害認定事務及び給付事務	65
3	公害健康被害者各種補償給付	65
4	公害保健福祉事業	66
5	健康被害予防事業	66

6	アスベスト対策事業	66
<b>7</b>	<b>医薬・検査</b>	
1	医務・薬務許認可指導	67
2	試験検査	67
<b>8</b>	<b>環境衛生</b>	
1	環境衛生関係施設の監視指導	68
2	特区民泊の認定事業	68
3	住宅宿泊事業の届出受理等	69
4	ひとにやさしい生活環境づくり	69
<b>9</b>	<b>食品衛生</b>	
1	食品衛生関係施設の監視指導	70
2	食中毒の検査	70
3	食品衛生教育	70
<b>10</b>	<b>動物愛護</b>	
1	狂犬病予防事業	71
2	動物愛護事業	71
3	災害時における動物保護活動	71
<b>11</b>	<b>介護予防</b>	
1	介護予防事業費	71

## 【 I おおた健康プラン(第三次)の概要】

区は、平成26年3月に、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として「おおた健康プラン（第二次）」を策定し、「区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、安心して充実した生活を送ります」を理念に、健康づくり施策を総合的に推進してきました。

「おおた健康プラン（第二次）」の取組を評価し、次期計画策定の基礎資料とするため、平成29年度に区民の健康に関する意識や習慣などについてアンケートを実施し、平成30年2月に報告書としてまとめました。

この間、区民の健康寿命は延伸し、各評価指標については概ね改善していますが、運動習慣のある人の割合など改善がみられない項目や、がん検診受診率など改善が不十分な項目もみられます。また、区民の主要死因をみると、がん、心疾患、脳血管疾病といった生活習慣病が多くなっています。

こうした課題を克服するには、健康無関心層への働きかけを含めた区民一人ひとりの主体的な健康づくりを促す環境を整備するとともに、民間団体や企業等と連携した地域全体の健康づくりを促進することが必要です。

医療の進歩などにより人生100年時代を迎えようとする中、生涯を通して健康で生きがいを持ち、安心して充実した生活を送ることができるよう、健康づくりの重要性は一層増しています。

区は、これまでの取組の評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、人生100年時代の到来も見据え、健康寿命の更なる延伸を図るため、今後5年間の健康政策の指針となる「おおた健康プラン（第三次）」を平成31年3月に策定しました。

このプランは、「区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちをつくります」を理念とし、次の3つを基本目標に、さまざまな観点から健康づくり施策を展開し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

- 基本目標 1：生涯を通じた健康づくりを推進します
- 基本目標 2：健康に関する安全と安心を確保します
- 基本目標 3：医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくります

「おおた健康プラン(第三次)」は、「大田区基本構想」の実現を目指した個別計画で、健康寿命の延伸に向け、あらゆる世代の健康づくりと健康増進のための行動計画として位置づけるものです。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する「市町村健康増進計画」として位置づけるとともに、「市町村母子保健計画」「市町村食育推進計画」「市町村自殺対策計画」の3つの計画を内包しています。

さらに、計画の特徴として、「区民一人ひとりの健康づくりを推進」「地域や企業と連携した取組の推進」「地域の特性に応じた取組の推進」の3つを掲げ、「キラリ☆健康おおた」として、4つのアクション（①適度な運動、②適切な食事、③休養、④喫煙・飲酒のリスクの理解と行動）と健康診断・がん検診の受診を推奨するほか、働き盛り世代の区民の健康増進を図るため、健康経営に取り組む区内企業の認定や、健康における地域毎の課題への重点的な取組などを行います。

※区は、「おおた健康プラン（第三次）」の計画期間を令和7（2025）年度まで延長し、新型コロナウイルス感染症対策とプランが掲げる健康づくり施策の両立を図り、目標である健康寿命の増進と健康格差の縮小を目指すこととしました。

## 計画の特徴

### （1）区民一人ひとりの健康づくりを推進

こどもから高齢者まであらゆる世代の区民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりを行うため、「キラリ☆健康おおた」の考えのもと、様々な取組を実施します。

インセンティブを活用した健康ポイント制度など、健康への関心が低い人も健康づくりを始めたいとなる仕組みづくり、楽しく続けられる仲間づくりの支援、日常生活の中で意識しなくても身体を動かしたくなるまちづくりを推進します。

### （2）地域や企業と連携した取組の推進

ソーシャルキャピタルを活用するとともに、区民、自治会・町会、商店街、区内事業者など地域の様々な主体と連携し、効果的な取組を進めます。

また、大田区には中小企業が集積しており、区内の企業に勤めている区民も多くいます。働き盛り世代の区民の健康増進を図るため、健康経営に取り組む区内企業を認定するなど、企業による従業員の健康づ

くりの取組を支援します。

### (3) 地域の特性に応じた取組の推進

大田区は、大きく4つの地域に分かれており、それぞれに特徴を有しています。また、健康面においても特徴があるため、健康における地域毎の課題や重点的に取り組むべき内容を定めました。これにより、地域の特性を踏まえた取組を行います。

**キラリ☆  
健康おおた**



国が掲げる健康寿命延伸のための国民運動「スマート・ライフ・プロジェクト」に連動し、区は「キラリ☆健康おおた」として、4つのアクション(①適度な運動、②適切な食事、③休養、④喫煙・飲酒のリスクの理解と行動)と健康診断・がん健診の受診を推奨します。

① 適度な運動	② 適切な食事	③ 休養	④ 喫煙・飲酒のリスクの理解と行動
例 毎日プラス 10分の運動	毎日プラス 一皿の野菜	十分な睡眠	受動喫煙に配慮する 飲酒は節度をもって

+

健康診断・がん検診の受診
定期的を受診し、自分のからだの状態を知る

※「キラリ☆健康おおた」は、(仮称) おおた健康プロジェクトに替わる名称として令和元年8月に決定しました。

# 計画の体系

## 基本理念

区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、

### 基本目標 1 生涯を通じた健康づくりを推進します

施策名	施策の目標
1 身体活動・運動	○運動習慣のある人の増加
2 喫煙・飲酒	○喫煙率の減少 ○受動喫煙の機会を有する人の減少 ○生活習慣病リスクを高める量を飲酒する人の減少
3 がん対策	○がんで亡くなる人の減少 ○がん患者の生活の質の向上
4 糖尿病・循環器疾患 など生活習慣病の予防	○生活習慣病の発症予防と重症化予防
5 歯と口腔の健康	○むし歯のない子どもの増加 ○生涯にわたり自分の歯で食べられる区民の増加
6 親と子の健康づくり 大田区母子保健計画	○すべての子どもが健やかに育つ地域の実現
7 食育の推進 大田区食育推進計画	○食を通してこころも身体も健康に保ち、 豊かな生活を送れる地域の実現
8 こころの健康づくりと 自殺対策の推進 大田区自殺対策計画	○誰も自殺に追い込まれることのない社会（大田区） の実現

### 基本目標 2 健康に関する安全と安心を確保します

1 感染症対策の強化	○感染症の予防と感染拡大防止
2 災害時医療体制の整備	○災害時における医療体制の整備
3 安全な生活環境の確保	○医療の安全、食の安全、生活環境の衛生の確保

### 基本目標 3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちを

1 地域医療体制の充実	○地域における医療体制の充実
2 精神障がい者、難病患者、 引きこもりの方への支援	○精神障がい者や難病患者が安心して暮らせる地域の実現 ○ひきこもりの方や家族が孤立しない地域の実現

# 安心して暮らせるまちをつくります

## 今後の取組の方向性

①運動や身体活動の有効性等に関する啓発 ②区民の自主的な健康づくりの動機づけや継続につながる取組の実施  
③身近な場所で身体を動かしたくなる環境の整備  
④短時間で実践できる運動や日常の身体活動量を高める取組の推進  
⑤高齢者に対するフレイル予防や介護予防の推進 ⑥障がい者スポーツの推進

①喫煙による健康被害の周知啓発 ②禁煙を希望する喫煙者に対する禁煙支援  
③受動喫煙防止対策の推進 ④飲酒が健康に及ぼす影響に関する啓発

①正しいがん知識の効果的な啓発  
②がんの早期発見に向けたがん検診の受診率向上  
③がん患者の生活の質向上のための環境整備

①望ましい生活習慣の普及啓発 ②健診受診率の向上 ③重症化予防

①子どもの健全な口腔機能の発育やむし歯予防の推進  
②若年層からの歯周病予防の推進  
③高齢期における口腔機能の保持・増進

①妊娠・出産・育児へとつながる切れ目ない支援の推進 ②子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進  
③継続支援が必要な子どもへの支援体制の強化 ④情報発信と健康教育の充実

①地域と連携した健康的な食習慣の普及啓発 ②子どもや若い世代への食育の強化  
③働き盛り世代への食育の推進 ④高齢者に対するフレイル予防  
⑤食文化の継承と食を通じた国際交流 ⑥食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑦人材育成

①こころの健康づくり ②こころの病気や依存症の啓発と相談体制の充実 ③からだの健康づくり  
④自殺対策の啓発と周知 ⑤自殺対策を支える人材育成 ⑥地域におけるネットワークの強化 ⑦高齢者への支援  
⑧生活困窮者への支援 ⑨勤務・経営問題に悩む人への支援 ⑩子どもへの支援  
⑪若年者やひきこもりの方への支援 ⑫妊産婦への支援 ⑬自殺未遂者への再企図防止 ⑭自死遺族等への支援

①感染症情報の収集や分析、普及啓発 ②結核対策の充実  
③性感染症対策の拡充 ④新型インフルエンザ・新興感染症等への対策強化

①緊急医療救護所等の体制強化 ②災害時の医療体制に関する普及啓発活動  
③災害時の状況に応じた活動体制の整備

①医薬品、食品、生活環境等に関する情報の発信 ②医療施設・医薬品等の安全性の確保  
③食の安全・安心を推進するための支援 ④室内環境・衛生害虫に関する調査と対応

## つくります

①医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築  
②在宅医療に関する区民の理解促進 ③地域医療体制等の充実

①精神障がい者に対する支援の充実 ②難病患者への支援の充実 ③ひきこもりの方への支援の充実

このように、「おおた健康プラン（第三次）」は、健康政策部・保健所の施策の基本となるものです。以下、「おおた健康プラン（第三次）」で掲げている内容と取組を掲載します。

## 【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】

### 1 おおた健康プラン（第三次）の取組

#### 基本目標 1 生涯を通じた健康づくりを推進します

##### 1-1 身体活動・運動

健康づくりには自主的に取り組むことが極めて重要ですが、令和6年度国民健康保険加入者の特定健診結果によると、30分以上の運動習慣（週2回、1年間以上実施している）があると回答した割合は男性41.6%、女性は38.8%でした。区民自らが健康づくりに関する活動を行えるよう、支援する必要があります。

そのため、運動や身体活動に関する啓発をするとともに区民の自主的な健康づくりの動機づけや継続につながる取組を実施していきます。

#### 【令和7年度の取組】

- おおた健康経営事業所の認定事業 〈健康医療政策課〉  
従業員の健康づくりを戦略的に行う区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定します。おおた健康経営事業所に認定された区内事業所へ、出張健康講座や健康機器の貸出しを行い、健康づくりの取組を促進します。
- はねびょん健康ポイント 〈健康づくり課〉  
スマートフォンを使って、毎日の健康活動、スポーツ・健康関連イベントへの参加、健（検）診受診などをポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みをつくり、区の魅力を感じながら、気軽に楽しく健康づくりに取り組んでもらうことで、区民の健康寿命の延伸を図ります。
- 「キラリ☆健康おおた」の推進 〈健康医療政策課〉〈健康づくり課〉  
「プラス・テン（+10） 毎日プラス10分身体を動かそう！」を推進することで、日常生活の中で階段の利用や職場などでのすき間時間を利用した体操を行い、無理なく身体を動かします。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 <健康づくり課>

生活習慣病の重症化のおそれのある方や健康状態が不明な高齢者などにアプローチし、健康講座や健康相談等の事業を行うことで保健事業と介護予防を一体的に実施し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防を図ります。

## 1-2 喫煙・飲酒 <健康づくり課>

令和6年度国民健康保険加入者の特定健診結果では男性の喫煙率は22.4%、女性の喫煙率は8.5%です。令和6年度の妊娠届出時の喫煙アンケートでは妊婦の喫煙率は1.6%でした。

受動喫煙防止対策を強化し、望まない受動喫煙を防止するため、平成30年に健康増進法が改正され、東京都では受動喫煙防止条例が成立しました。特に都条例は飲食店従業員と未成年者に対しての受動喫煙防止を強化した内容になっています。

これらの動きを踏まえ、喫煙による健康被害の周知啓発、受動喫煙防止対策の推進、禁煙を希望する喫煙者に対する禁煙支援を推進していきます。

また、飲酒による健康への影響（がん、高血圧症などの生活習慣病、アルコール依存症などの発症要因）や適正飲酒量（1日一合程度）について、情報提供します。

### 【令和7年度の取組】

#### 《たばこ》

○キラリ☆健康おおた出張講座として健康教育を実施します。

区民の依頼に応じて、おおた健康経営事業所等に保健師が出向いてたばこや受動喫煙による健康影響、禁煙への取り組み方などの講座を実施します。

○受動喫煙防止対策に関する啓発

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、窓口や電話等の問合せ対応をはじめ、区設掲示板や区ホームページ等による広報及び受動喫煙防止対策等指導員による標識掲示確認や指導を含む啓発活動を継続して行います。

○妊婦面接時や乳幼児健康診査で、妊婦、保護者等にパンフレットを用いて喫煙と受動喫煙の健康被害や禁煙の指導及び情報提供を行います。

## 《飲酒》

### ○妊婦面接等における啓発

妊婦面接時や乳幼児健康診査で、妊婦、保護者等にパンフレットを用いて適正飲酒の情報提供を行います。

○区報、区ホームページのほか、イベントでの啓発や健康講座の実施など、飲酒量の多い世代を中心に普及啓発を強化し、適正な飲酒量の認知度を向上します。

## 1-3 がん対策

〈健康づくり課〉

国の「がん対策推進基本計画」や東京都の「東京都がん対策推進計画」において、各自治体はがん検診事業の強化・推進を求められています。

東京都の人口動態統計による確定値では、令和5年の区内のがんによる死亡者数は1,885人で、全死亡者数7,403人の約26%を占めており、おおよそ4人に1人ががんで亡くなっています。早期発見・早期治療を促すため、検診受診意識及び受診率の向上に向けた一層の取組強化が必要となっています。

おおた健康プラン(第三次)は、がん検診受診率の向上を図り、がんによる死亡者を減らすこと、また、がんになっても地域で安心して暮らすための支援体制の整備を目標としています。

目標達成のために、効果的な媒体の活用によって様々な機会を通じてがんに関する正確な情報を発信するとともに、がん予防につながる生活習慣づくりの普及啓発を行うほか、がん検診受診率向上のための受診しやすい検診体制の構築に取り組みます。また、がん療養中の方に対する取組として、乳がん患者会の活動支援を行います。

### 【令和7年度の取組】

#### ○「がん検診等のご案内」にCOPDチラシを同封

40歳以上の区民に送付している「がん検診等のご案内」にCOPD(慢性閉塞性肺疾患)に関するチラシを同封し、注意喚起します。

#### ○集団検診の実施

休日を中心に区内施設等で実施している子宮頸がん、乳がん及び大腸がんの集団検診について、40日間実施します。

○アピアランスケア助成

がん等の傷病、その治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者等に対し、アピアランスケア用品の購入又はレンタルに要する費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

## 1-4 糖尿病・循環器疾患など生活習慣病の予防

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

大田区国民健康保険被保険者の生活習慣病有病率をみると、大田区は23区で一番高く、中でも、高血圧症、脂質異常症、糖尿病が高くなっています。高齢化の割合が高い区ほど有病率が高くなる傾向があり、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を強化する必要があります。

また、18～39歳の区民を対象として実施している39歳以下基本健康診査の結果をみると、受診者全体の約4割が要指導又は要医療となっています。

生活習慣病を予防するためには、運動や食事など、若い世代から健康的な生活習慣を心掛ける必要があります。

そこで生活習慣病に関する正しい知識や望ましい生活習慣について、様々な機会に普及啓発を行うほか、検診受診率の向上や重症化予防を推進します。

### 【令和7年度の取組】

○キラリ☆健康おおた出張講座

健康をテーマに様々な生活習慣病予防の講座を設け、区民の依頼に応じて、おおた健康経営事業所等に専門職が出向き、健康教育を実施します。

○区立小学校での健康教育

生活習慣病予防をテーマに区立小学校へ専門職が出向き、児童に向けて健康教育を実施します。

○骨粗しょう症対策

医師会委託による検診により骨粗しょう症を早期発見します。

○39歳以下の健康診査

18～39歳の区民を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査を実施します。

○認知機能検診

50・55・60・65～85歳の区民を対象に、若年性の症例を含む認知症に関する正しい知識の普及啓発や、早期発見・早期支援につなげることを目的に、検診を実施します。

○健康診査の実施（39歳以下健康診査・大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査）

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、18～39歳の区民、40歳以上の生活保護受給者等、40歳以上の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度加入者を対象に、健康診査を実施します。

○特定保健指導

特定健康診査の健診結果によって保健指導を行い、生活習慣病の予防を図ります。

○大田区国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業

被保険者の健康・医療情報から抽出した健康課題の解決に向けて、効果的な保健事業を行なうための事業計画である「データヘルス計画（計画期間6年）」を策定し、PDCAサイクルに沿って運営します。

## 1-5 歯と口腔の健康

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

3歳児のむし歯のない児の割合は増加していますが、今後も乳幼児期からのむし歯予防、健全な口腔機能の発育のための取組が必要です。治療が必要な歯周病にかかっている区民の割合は、年齢が上がると増加しています。令和6年の区民アンケートでは、糖尿病に罹患している人は歯周病にかかりやすいと回答した区民は41.9%、歯周病は糖尿病自体に悪影響を及ぼすと回答した区民は38.8%でした。引き続き歯周病と糖尿病との関係など歯科口腔保健に関する正しい知識の啓発や歯周病の予防に取り組む必要があります。

いつまでも自分の歯で食事を楽しみながら健康でいきいきと暮らせるよう、歯と口腔の健康づくりを推進します。

### 【令和7年度の取組】

○乳幼児歯科相談

乳幼児の健康な口腔の育成のため、教室や相談の機会を通じた啓発を強化します。1歳6か月児健診、3歳児健診で把握した未治療のむし歯

のある児の保護者に対して健診後の医療機関への受診状況の確認と歯科保健情報の提供を行います。また、必要に応じて相談等を実施します。

○医科・歯科での歯周病予防の啓発

医師会、歯科医師会の監修で作成したリーフレット「糖尿病と歯周病の関係」についてホームページ等を活用して区民に周知し、歯周疾患、生活習慣病の重症化を予防します。

○成人歯科健康診査の充実

歯科疾患の早期発見、若年層からの歯周病予防のため、成人歯科健康診査を20歳～70歳までを対象とし5歳ごとに行います。平均寿命の延伸にあわせ口腔機能の評価を加えた歯科健康診査を76歳と80歳に実施します。幅広い年代に歯科健康診査の受診機会を設け、区民の健康の保持・増進の実現を目指します。

○キラリ☆健康おた講座

ライフステージに合わせた歯と口腔の健康を啓発するために、区民や施設等からの依頼による出張健康教育を実施します。

## 1-6 親と子の健康づくり「大田区母子保健計画」

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

少子化の進展や共働き世帯の増加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。相談相手がなく子育てに悩む親の支援など、親子が安心して生活するための支援が一層重要になっています。

妊娠期から切れ目のない伴走型相談支援を充実させ、妊婦や子育て家庭が安心して子どもを産み育てる環境を整えます。妊娠、出産、子育て期まで必要なサービスを適切に提供するとともに父親の育児参加を促し地域とつながる機会を提供していきます。

### 【令和7年度の取組】

○妊娠届・妊婦面接

妊娠届出をした妊婦全員と専門職が管轄地域健康課で面接し、妊娠早期から支援します。妊娠期からその後の支援まで同じ窓口で対応することで、出産・育児期の支援を切れ目なく行います。

#### ○すこやか赤ちゃん訪問

乳児と母親の心身の状況や養育環境を確認して相談支援や育児情報を提供するため、保健師又は助産師が原則生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問します。また、乳児の経過観察が必要な場合は、地区担当保健師が個別のケースに対応した継続支援を行います。

#### ○妊婦支援給付金

令和7年4月1日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」を実施します。妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

#### ○産後ケア

出産直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であり、母親の身体的、心理的な安定を図るため、訪問型・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型を実施します。

#### ○ファーストバースデーサポート・セカンドバースデーサポート

区との接触機会が少ない1歳児（ファーストバースデーサポート）と2歳児（セカンドバースデーサポート）を養育する家庭にアンケートを行い、育児での悩みやニーズを把握するとともに、子育て応援ギフトを支給します。

#### ○転入子育て世帯面接

大田区に転入した2歳未満のこどもを養育する家庭の子育ての悩みや負担を軽減するため、転入子育て世帯面接を行い、家庭の状況を把握して必要な支援を行うとともに、子育て情報を提供します。面接を受けた家庭へクオカードPayを支給します。

#### ○子育て応援メール

妊婦や18歳未満のこどもがいる家族が安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんやこどもの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育て支援情報や相談窓口等についてタイムリーに情報を届けます。

○特定不妊治療費（先進医療）助成

東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けた方に対して、特定不妊治療にかかった健康保険適用外の治療費の一部を上乗せして助成し、不妊治療に取り組む方の負担軽減を図ります。

## 1-7 食育の推進「大田区食育推進計画」

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉〈生活衛生課〉

食育は、乳幼児から児童・生徒、若者、壮年期、高齢者に至る全てのライフステージを対象にして実践されるものです。

あらゆる世代に応じた食育をさらに推進するため、本計画では、国の第3次食育推進基本計画や、食を取り巻く区の現状を考慮しながら、引き続き健全で豊かな食習慣、食環境づくりに取り組みます。

### 【令和7年度の取組】

○若者向け食育啓発事業

地域の商店街、コンビニエンスストア、高等学校等と連携してポップ掲示やパンフレット配布を行い、食育を推進します。成人期の区民を対象とした出張健康教育で食育を啓発します。

○介護予防

介護予防、フレイル予防の普及啓発を目的として、高齢者を対象に栄養状態の維持・改善のための講座や個別相談を行います。

○健康メニュー協力店の拡充

食を通じた健康づくりを推進するため、区内飲食店等に健康メニューを提供する協力を呼びかけます。

## 1-8 こころの健康づくりと自殺対策の推進

### 「大田区自殺対策計画」

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉〈地域福祉課〉

#### (1) 自殺総合対策

国内の自殺者数は令和2年に11年ぶりに増加に転じた後、21,000人

台で推移し、令和6年は20,320人と2年連続減少しました。大田区の自殺者数も同様に令和2年から増加傾向でしたが、令和6年は88人と5年ぶりに減少に転じました。

自殺には多様かつ複合的な要因があることを踏まえ、大田区自殺総合対策協議会で現状と課題を共有し、関係機関と連携の上、「誰も自殺に追い込まれることのない社会（大田区）の実現」を目指していきます。

#### 【令和7年度の取組】

##### ○インターネットを活用した自殺防止相談事業

大田区内で自殺に関連するキーワードをインターネットで検索した際に、検索連動広告を表示し、希望者にメール等で相談を実施します。

##### ○自殺未遂者への支援

必要な支援につなぐことで再企図を防止するため、「自殺未遂者支援用リーフレット」を作成し、区内の救急搬送先病院にて自殺未遂者へ配布します。また、区内大学病院と連携し、自殺未遂等により入院治療中の方で本人の同意が取れた場合、保健師が直接支援を実施します。

##### ○個別支援（電話、面接、訪問相談など）

「生きる支援」の総合窓口として、地域を担当する保健師等が個別支援を行います。

##### ○ゲートキーパー養成講座の実施

身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。

##### ○若者向けSOSの出し方に関する教育の実施・相談窓口の周知啓発

区内大学生を対象に、SOSの出し方やゲートキーパーの役割について健康教育を行います。また、若者向け相談案内リーフレットを作成し、区内高等学校や美容室に配布します。

##### ○ホームページや大田区報等を活用した普及啓発

自殺予防週間（9月10～16日）、自殺対策強化月間（3月）に合わせてホームページや区報、公式SNS、街頭キャンペーンによる相談窓口案内を強化します。また、区内図書館でメンタルヘルスに関連する図書展示を行います。

○大田区自殺総合対策協議会の開催

関係機関及び民間団体等と相互に連携を図りながら協力し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するために年1回開催します。

(2) うつ病対策・こころの健康づくり

複雑化する社会情勢の中、こころの健康を損ない医療機関を受診する人は年々増加しています。ストレスやこころの不調に早めに気づいて対処できるよう、セルフケアの知識や相談窓口について周知啓発し、精神保健福祉相談、個別相談などで本人及び家族の支援を行っています。

【令和7年度の取組】

○ホームページやリーフレットを活用した普及啓発の実施

区民がこころの変化に気づく機会を増やすため、「簡易ストレス度チェックリスト」をホームページに掲載しています。また、リーフレット「こころ元気ですか？」の配布により各種相談窓口の周知を行い、相談・支援につなげます。

○すこやか赤ちゃん訪問（産後うつスクリーニング）

生後4か月までの乳児がいる全ての世帯を対象にしたすこやか赤ちゃん訪問時に、産後うつスクリーニングテスト等(自己記入式)を実施し、育児支援に活用します。

○出張健康教育・健康経営の推進

区民団体やおおた健康経営事業所等の依頼に応じて、専門職が出向き、メンタルヘルスについて健康教育を行います。

○精神保健福祉相談

精神科専門医による、こころの健康に関する個別相談を実施します。

## 基本目標 2 健康に関する安全と安心を確保します

### 2-1 感染症対策の強化

〈感染症対策課〉

感染症対策として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、平常時の感染症発生状況を分析し、的確な対策の実施及び区内医療機関への還元とともに、区民向けホームページに毎週最新情報を提供しています。

また、感染症の予防及び感染拡大防止の強化を図るため、予防接種法に基づき、各種定期予防接種を実施しています。

定期予防接種は、期日及び期間を指定し実施するもので、A類疾病とB類疾病に区分されます。

A類疾病は、主に集団予防及び重篤な疾患の予防に重点をおき、対象者は予防接種を受けるよう努力しなければならない（努力義務）とされています。B類疾病は、主に個人予防に重点をおくもので、対象者に努力義務が課せられていません。

対象の感染症は、A類疾病がジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、水痘、B型肝炎です。なお、令和6年度からD P T - I P V - H i b（ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風及びH i b感染症 五種混合）が定期接種化されました。

B類疾病は、高齢者を対象としたインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症に加え、令和6年度から新型コロナウイルス感染症、令和7年度から帯状疱疹が追加されました。

なお、きわめて稀ですが、予防接種には重篤な健康被害が発生することもあり、予防接種の効果・意義とともに副反応に関する正しい情報を被接種者に提供することが重要です。

予防接種に関する主な動向、区の取組は以下のとおりです。

#### 【こどもの予防接種】

##### (1) 骨髄移植後等の再接種費用助成事業

平成31年4月から、骨髄移植等により既に接種済みの定期予防接種の効果期待できないと医師に判断された方に対し、再度、予防接種をした際に接種費用を助成しています。

(2) MRワクチン接種漏れ者への接種費用助成事業（任意接種）

平成28年4月から、2歳から18歳以下（定期予防接種対象年齢の方は除く）でMR又は麻しん及び風しんワクチンの接種をやむを得ない事情により受けることができなかった場合、予防接種を希望した際には、MR予防接種費用を助成しています。

(3) 小児インフルエンザワクチンの接種費用助成事業（任意接種）

令和2年度から、学校等での感染拡大リスクの低減及び医療現場の安定した診療体制確保を目的に、10月1日から翌年1月末までの期間でインフルエンザ流行期に備え、小児インフルエンザ予防接種費用を助成しています。

助成対象：生後6か月以上中学3年生以下

助成回数：生後6か月以上13歳未満は2回

13歳以上中学3年生以下は1回

助成費用：2,000円/回

(4) ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の定期予防接種に関する積極的勧奨再開

平成25年4月から、本ワクチンは定期予防接種となりましたが、ワクチン接種後に持続的な痛み等の多様な症状が現れる場合があり、平成26年6月から厚生労働省の通知に基づき、区は積極的な接種の勧奨を控えていました。

その後、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、厚生労働省は令和3年11月に積極的勧奨を再開することとしました。これに基づき、区は以下の対象者に予診票等を送付しています。

①定期接種

対象：小学校6年生相当から高校1年生相当の女性

②キャッチアップ接種

積極的勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した方に対して、公平な機会を確保する観点から、令和6年度まで時限的に従来の定期接種年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）を実施していましたが、令和6年度の夏以降、需要の大幅な増加に伴う限定集荷の状況等を踏まえ、令和7年度についても経過措置として公費で接種を実施しています。

対象：令和4年4月1日から令和7年3月31日（キャッチアップ接種期間）までに少なくとも1回以上接種した、平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性

(5) 男性に対するHPVワクチン接種費用助成事業（任意接種）

令和6年度から男性自身の疾病を予防すると共に、未感染のパートナー等への感染予防を目的に接種費用を助成しています。

助成対象：小学校6年生相当から高校1年生相当の男性

助成回数：4価HPVワクチン（ガーダシル）：3回まで

助成費用：全額助成

(6) おたふくかぜ予防接種費用助成事業（任意接種）

令和7年度から接種による本人の感染予防のほか、飛沫・接触感染による集団感染予防を目的に接種費用を助成しています。

助成対象：1歳以上6歳（小学校就学前）以下

助成回数：2回まで

助成費用：3,000円/回

【成人の予防接種】

(7) 成人風しん予防接種の定期予防接種化（第5期定期接種）

風しんの定期予防接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、定期予防接種（A類疾病）を行っています。

厚生労働省は、令和元年度から3年度までの時限措置で本事業を開始しましたが、令和4年度以降もさらに対策を進めることで、令和7年3月末まで追加対策として継続実施していました。

なお、令和7年3月31日までに抗体検査を受検し陰性だった方のうち、「ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった」と考えられる方は特例措置の対象として令和8年度まで接種機会を提供しています。

(8) 風しん抗体検査の費用助成事業

風しん罹患歴がなく、予防接種をしていない方に、抗体検査の費用を助成しています。対象は、19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性（妊婦は対象外）及び19歳以上のその同居者（妊婦の同居者も含む）で、以下の要件に全て該当する方です。

1. 過去にこの制度を利用して抗体検査を受けたことがない又は不明
2. 過去に風しん、MR（麻しん、風しん混合）及びMMR（麻しん、おたふく、風しん混合）の予防接種を受けたことがない又は不明
3. 過去に風しん罹患歴がない又は不明

(9) 風しんワクチンの予防接種費用助成事業（任意接種）

先天性風しん症候群の発生を防止するため、抗体検査の結果、抗体価が低い19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性（妊婦は対象外）及び19歳以上のその同居者（妊婦の同居者も含む）に対し、接種費用を助成しています。

(10) 帯状疱疹ワクチンの予防接種費用助成事業（任意接種）

令和5年7月から、発症リスクの高い世代の接種費用負担を軽減し、健やかな生活を支援することを目的に、帯状疱疹ワクチン予防接種費用を助成しています。

1. 助成対象：50歳以上の大田区民（定期接種対象者を除く）
2. 助成回数： ①生ワクチン（ビケン）：1回  
②不活化ワクチン（シングリックス）：2回まで
3. 助成費用： ①生ワクチン（ビケン）：4,000円  
②不活化ワクチン（シングリックス）：11,000円/回

**【高齢者の予防接種】**

(11) 高齢者肺炎球菌予防接種の定期予防接種化

平成26年10月から、肺炎球菌が原因で引き起こされる気管支炎、肺炎及び敗血症等の重い合併症の予防のため、65歳の高齢者等を対象に、定期予防接種化（B類疾病）されました。

対象者：接種日時点で65歳の方、その他法令で定める方  
自己負担額：4,000円

(12) 高齢者インフルエンザワクチンの定期予防接種化

平成13年度から65歳以上の高齢者等を対象に、定期予防接種化（B類疾病）されました。

対象者：65歳以上の方、その他法令で定める方  
接種期間：令和7年10月1日～令和8年1月31日（予定）  
自己負担額：未定

(13) 新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種化

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や重症化予防のために、令和3年4月から令和6年3月末まで特例臨時接種として接種開始しました。

令和5年5月8日には感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」へ移行し、令和6年度から65歳以上の高齢者等を対象に、定期予防接種化（B類疾病）されました。

対象者：65歳以上の方、その他法令で定める方

接種期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日（予定）

自己負担額：未定

(14) 帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化

予防接種により帯状疱疹やその合併症の予防を目的に令和7年4月から65歳を対象に定期予防接種化（B類疾病）されました。

令和7年から令和11年度までは、経過措置として、65歳に加えて70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳の方も対象としています。

なお100歳以上の方については、令和7年度に限り対象としていません。

対象者：65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳の方、  
その他法令で定める方

接種期間：令和7年4月23日～令和8年3月31日

自己負担額：生ワクチン 4,000円×1回

不活化ワクチン 11,000円/回×2回

【令和7年度の取組】

○感染症発生動向調査週報

感染症の発生及びまん延防止を目的に、毎週、国や東京都及び各医療機関等から収集した情報を分析した上で、的確な対策を実施し、区内医療機関に還元するとともに、区民には区ホームページで最新情報を提供します。

○結核ハイリスク対象者への健康診断の実施

65歳以上の区民に対して、長寿健診等（胸部エックス線検査）を実施します。また、生活困窮者に対して、胸部エックス線検査を実施します。

### ○性感染症の検査及び相談体制の充実

匿名・無料で通常検査を毎月2回（結果は2週間後）、結果が当日判明する即日検査を年2回実施します。

※検査項目：H I V、梅毒、クラミジア、B型肝炎

### ○大田区新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なり、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると懸念されています。新型コロナウイルスは、令和5年5月7日まで「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられていました。

具体的な取組として、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国や都の行動計画の策定を受けて、平成26年10月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

新型コロナウイルス対応後には、得られた知見等を踏まえ、新たな感染症発生等の有事に備えた体制を構築するため、令和6年4月に「大田区感染症予防計画」を、迅速な対応に向けた具体的方策を示すため、令和7年3月に「大田区健康危機対処計画」を策定しました。

また、発生時に備え、防護服等の着脱訓練等を行うとともに、必要な物品の購入や入替えを行っています。

## 2-2 災害時医療体制の整備

〈健康医療政策課〉

東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成26年）の他、平成30年度に発生した西日本を中心とした豪雨災害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の教訓と首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえ、区では、緊急医療救護所の設置をはじめとする、災害時医療体制の整備に取り組んでいます。

【緊急医療救護所設置病院】14 箇所

令和7年4月1日現在

グループ	災害拠点病院(4箇所)	災害拠点連携病院(5箇所)	災害医療支援病院(5箇所)
A	荏原病院		東急病院 田園調布中央病院
B		東京蒲田病院 池上総合病院	本多病院 大田池上病院
C	大森赤十字病院		
D	東邦大学医療センター 大森病院	JCHO東京蒲田医療 センター 牧田総合病院	
E	東京労災病院	大田病院	渡辺病院

- ※ 緊急医療救護所……区が、災害拠点病院等の敷地内又は近接地に設置する医療救護所
- ※ 災害拠点病院……主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
- ※ 災害拠点連携病院……主に中等症者及び容態の安定した傷病者の収容・治療を行う都が指定する病院
- ※ 災害医療支援病院……主に軽症者の治療、専門医療、慢性疾患への対応等の医療救護活動を行う、区地域防災計画で定める病院

【軽症者救護所\*】 4 箇所

東調布第一小学校、六郷中学校、入新井第一小学校（学校改築工事期間中は、近隣のグリーンベルトに開設）、馬込小学校

- \* 軽症者救護所…救急対応ができる病院が近隣にない地域の学校に、軽症者の治療を行うために設置する救護所

【妊産婦避難所\*】 2 箇所

大田文化の森、東邦大学（看護学部）

- \* 妊産婦避難所…被災した妊婦、褥婦、新生児が、産前・産後の時期を安心して過ごせ、助産師や保健師などの支援が受けられるよう妊婦と褥婦、新生児に特化した避難所

※倒壊等により自宅に居住することができず、かつ医師の判断で支援が必要な母子及び介添者を対象とし、まずは、退院後 10 日以内の褥婦、新生児を優先的に受け入れます。

【災害時医療体制の整備】

- (1) 大田区災害医療コーディネーターの委嘱(平成 25 年 5 月)
- (2) 大田区災害薬事コーディネーターの委嘱(平成 27 年 10 月)

- (3) 大田区災害歯科医療コーディネーターの委嘱（平成 30 年 3 月）
- (4) 大田区災害医療連携会議の設置（平成 25 年 5 月）
- (5) 大田区災害医療連携会議作業部会の改編（平成 28 年度）
- (6) 緊急医療救護所開設医療機関の設定（平成 27 年 4 月）
- (7) 緊急医療救護所等従事区職員の拡充（平成 28 年度）
- (8) 医薬品備蓄体制の見直し（平成 30 年度）  
※医薬品備蓄体制の整備（平成 27 年度）
- (9) 災害時医療職ボランティア制度の導入（平成 30 年度）  
※災害時看護職ボランティア制度（平成 28 年度）から拡充
- (10) 保健所 B C P の見直し（平成 29・30 年度）
- (11) 東京都助産師会及び新東京歯科技工士・歯科衛生士学校との災害時協力協定の締結（平成 30 年 3 月）
- (12) 学校法人東邦大学との学校施設の使用に関する協定の締結（令和 2 年 1 月）
- (13) 株式会社大塚製薬工場との物資の優先供給に関する協定の締結（令和 2 年 12 月）
- (14) 入新井第一小学校前軽症者救護所の新設（令和 3 年 10 月）
- (15) 学校法人衛生学園 東京衛生学園専門学校と災害時における学校施設及び資器材の使用等に関する協定の締結（令和 4 年 9 月）
- (16) 東調布中学校前軽症者救護所の廃止、東調布第一小学校前軽症者救護所の新設（令和 5 年 7 月）

**【災害時医療対策物品の配備】**

- (1) 情報連絡体制拡充のための P H S 及び災害時グループウェアの導入（平成 28 年度）
- (2) 軽症者救護所へ大型テントの配備（平成 29 年度）  
※緊急医療救護所・軽症者救護所用備蓄品の初年度配備（平成 26 年度）
- (3) 傷病者搬送用車輪付き担架の開発・配備（平成 29・30 年度）
- (4) 歯科医療救護所物品の配備（平成 30 年度）
- (5) 災害時優先携帯電話の配備（令和 2 年度）  
※ P H S から災害時優先携帯電話へ移行
- (6) 緊急医療救護所等へ感染症対策物品（個人防護具等）の配備（令和 3 年度）
- (7) 妊産婦避難所へ感染症対策物品（パーテーション）の配備（令和 3 年度）  
※妊産婦避難所用備蓄品の初年度配備（平成 29 年度）
- (8) 軽症者救護所へ備蓄品（テント、投光器等）の追加配備（令和 4 年度）
- (9) 緊急医療救護所へ備蓄品（テント、蓄電池、投光器等）の追加配備（令和 5 年度）

### 【災害時医療体制に関する普及啓発活動】

- (1) 大田区災害時医療フォーラムの開催（平成29年度から）
  - ・平成29年度 東京工科大学・日本工学院専門学校3号館 大講義室
  - ・平成30年度 大田区立障がい者総合サポートセンター5階 多目的室
  - ・令和元年度 大田文化の森 ホール
  - ・令和2年度 収録動画を区ホームページにて公開
  - ・令和3年度 収録動画を区ホームページにて公開
  - ・令和4年度 大田文化の森 ホール(収録動画を区ホームページにて公開)
  - ・令和5年度 大田文化の森 ホール(収録動画を区ホームページにて公開)
  - ・令和6年度 大田区立障がい者総合サポートセンター5階 多目的室  
(収録動画を区ホームページにて公開)
- (2) 緊急医療救護所周知用ポスターの作成・掲出（平成29年度から）
  - ※ポスターの内容改訂（令和4年度）
- (3) 大田区災害時歯科医療特別講演会の開催（平成30・令和元年度）
  - ・平成30年度開催場所 新東京歯科技工士・歯科衛生士学校
  - ・令和元年度開催場所 新東京歯科技工士・歯科衛生士学校
- (4) 緊急医療救護所周知・啓発用物品（クリアファイル）の作成・配布（平成30年度から令和3年度まで）
- (5) 緊急医療救護所周知・啓発用物品（トリアージ付箋）の作成・配布（令和4年度から）
- (6) 大田区災害時医療救護活動ガイドラインの作成・配布（令和2年度から）
- (7) 避難所生活に係る健康支援カードの作成、学校防災活動拠点へ配備（令和3年度）
- (8) 大田区健康支援ハンドブックの作成・配布（令和4年度から）
- (9) 緊急医療救護所従事職員向け訓練動画、区民周知動画の作成（令和6年度）

### 【各種訓練等の実施】

- (1) 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施（平成27年度から）
  - ※緊急医療救護所等グループ連携訓練の実施（平成29年度から）
- (2) 災害時医療活動に係る図上訓練の実施（平成28年度から）
- (3) 医薬品調達図上訓練の実施（平成29年度から）
- (4) 歯科医療拠点初動活動訓練の実施（平成29年度）
- (5) 歯科医療救護所実地確認（平成30年度）
- (6) 妊産婦避難所開設・運営訓練の実施（平成30年度から）
  - ※妊産婦避難所体験会の実施（平成29年度）

- (7) 災害時グループウェアを使用した情報連絡訓練の実施（平成29年度から）

**【情報連絡体制の構築】**

- (1) 災害時医療対策用パソコンの配備（令和元年度）

※緊急医療救護所15台、軽症者救護所4台、地域健康課4台、生活衛生課1台、災害薬事センター1台、健康医療政策課5台 計30台

- (2) 地域BWA専用Wi-Fiの配備（令和元年度）

※緊急医療救護所設置病院15台、緊急医療救護所15台、軽症者救護所4台、地域健康課4台、生活衛生課1台、災害薬事センター1台、健康医療政策課2台 計42台

※地域BWAとは、総務省が進めている広帯域移動無線アクセスシステム。無線通信技術として国際的な標準規格であるWiMAXやAXGPを利用。固定光回線並みの高速通信が実現可能

- (3) 衛星通信機器（スターリンク）の導入（令和6年度）

※緊急医療救護所15台、軽症者救護所4台、地域健康課4台、医療救護活動拠点1台、災害薬事センター1台 計25台

※衛星通信は、宇宙空間にある人工衛星と通信することで、インターネット接続等を可能とする通信手段の一つ。地上中継設備などが被災した場合でも、人工衛星を介して通信を行うため、比較的「災害に強い通信手段」と位置付けられている。

- (4) 災害医療対策用パソコンを防水・防塵タブレットへリプレイス（令和6年度）

**【令和7年度の取組】**

- 大田区災害医療連携会議の各作業部会について、通常会議又はリモート会議等を開催

※作業部会構成

- ①救護所作業部会 ②周産期医療作業部会 ③医薬品・資器材作業部会  
④透析医療作業部会 ⑤歯科医療作業部会 ⑥情報連絡作業部会  
⑦訓練・研修作業部会 ⑧小児医療作業部会

- Wi-Fiルーター（地域BWA）のリプレイス

災害時の情報通信手段確保のため、令和元年に地域BWA専用のWi-Fiルーターを配備したが、一部のバッテリーにおいて経年劣化による

不具合が発生しました。災害時の情報通信を確実なものにするため、Wi-Fi ルーター本体のリプレイスを行います。

○災害時情報通信体制の拡充

能登半島地震（令和6年1月1日）の教訓を活かし、地上インフラに依存しない衛星通信と、防水・防塵、耐衝撃性を備えた機動性あるタブレット端末の導入を、令和6年度第一次補正予算に計上し対応しました。長期継続契約（リース）となるため、令和7年度からも計上します。

●衛星通信機器（令和6年11月1日～令和9年10月31日）

●タブレット端末（令和6年10月1日～令和11年9月30日）

○各種訓練・研修

(1) 緊急医療救護所等開設・運営訓練

※各医療関係者と災害時における連携方法を確認

(2) 区南部保健医療圏(大田区、品川区)における連携訓練

(3) 妊産婦避難所開設・運営訓練

(4) 災害薬事センター開設・運営訓練

(5) 緊急医療救護所等従事職員研修

(6) 緊急医療救護所等研修会（トリアージ研修）

(7) 学校防災活動拠点との合同訓練

※フェーズ2以降の保健衛生活動及び医療救護活動について流れを確認

(8) 災害時グループウェアを使用した情報連絡訓練

(9) 大田区災害時医療職ボランティア研修

(10) 大塚災害薬事サポーター養成プログラム

○大田区災害時医療職ボランティアの募集

災害時に不足すると見込まれる医療職の人材を確保します。

(令和7年4月1日現在の登録者数 37名)

○大田区災害時医療フォーラムの開催

区災害時医療体制の普及啓発を目的とし、区民とともに考える講演会を開催します。災害時医療に関する各分野の専門家を講師に招き、地震や風水害、感染症等、あらゆる災害の教訓から区災害時医療体制を考えます。

○大田区災害時医療体制に関する普及啓発

(1) 緊急医療救護所周知用ポスターの増刷・配布

(2) 緊急医療救護所周知・啓発用物品（トリアージ付箋）の増刷・配布

(3) 大田区健康支援ハンドブックの増刷・配布

#### (4) 緊急医療救護所周知用リーフレットの作成・配布

※広報媒体（区報、X等）の活用と併せ、区災害時医療体制の普及啓発を行います。

## 2-3 安全な生活環境の確保

〈生活衛生課〉

医療施設・医薬品等の安全性の確保、食の安全・安心対策、環境衛生営業施設や区民の生活環境の衛生確保等、各分野における区民の安全を確保するために、様々な取組を行います。

### (1) 医療施設・医薬品の安全確保

区民の安全・安心な生活環境を確保するために、診療所、薬局等の各種施設に対して立入調査、監視指導等を行います。また区民のセルフメディケーション（自分の健康は自分で守る事を意識し、軽度な身体の不調は自分で手当てすること）支援のため、ホームページ等を通して情報発信を行います。

治療内容や区内診療所に対する相談・苦情について医療相談窓口を開設し、区民が抱える悩みを解決するように努めます。

### 【令和7年度の取組】

#### ○有床診療所等立入調査指導の実施

透析診療所6施設の現況調査を実施します。また、新規開設施設の実地調査に際して、院内感染防止及び医療安全対策の手順書の整備等、施設管理状況の確認を行います。

#### ○薬事重点監視の実施

区民が安心して医薬品を使用できるように、薬局での処方せん薬等の適正な保管管理や適切な薬学的指導・情報提供の実施について監視指導を行います。店舗販売業者の要指導医薬品等の適正な管理と資格者による適切な情報提供の実施についても監視指導を行います。また、インターネットによる一般用医薬品の広告や販売方法が適切に行われるよう、監視指導を行います。

コンタクトレンズや病院、診療所向け医療機器などの高度管理医療機器等を販売する施設について、医療機器の適切な販売、管理の監視指導を行います。

○区民へのセルフメディケーション支援の実施

区ホームページ医薬担当の項「お薬に関する健康情報」や保健所メールにて、医薬品等の適切な使用方法等についての情報を発信していきます。

○医療相談窓口の開設

区民からの治療内容や区内診療所に対する相談・苦情について、病院での従事経験がある看護師が相談員となり、適切な助言を行い、区民が抱える悩みを解決できるように努めます。

(2) 食の安全・安心対策

飲食による健康被害を防止し、区民の健康を守るため、生食肉又は生に近い状態の食肉類を提供する施設等食中毒発生リスクの高い営業施設を重点的に監視指導します。さらに、食品衛生法一部改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入支援と定着への取組支援を継続的に実施し、食品等事業者の衛生レベルの向上を図ります。

また、区民に対しては、リーフレット配布や出張講習会、ホームページ・保健所メール等の電子媒体を通して、食の安全に係る危害情報を提供するとともに、食品衛生知識の周知を行います。

【令和7年度の取組】

○重点監視指導及びHACCPに沿った衛生管理導入支援の実施

大田区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒発生リスクの高い業態を中心に監視指導を行うとともに、食品衛生法一部改正により、食品等事業者全施設を対象に制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入支援と定着への取組を継続して実施し、食品等事業者の自主的衛生管理向上を図ります。

・令和7年度	年度監視予定件数	8,993件
	重点監視施設数	3,443施設

○区と区民の間での食の安全に係る危害情報の共有と、危害発生時の迅速な情報提供

区民の誰もが利用できる「保健所メール」にて、区民に向けて公衆衛生情報及び健康危害情報等を定期的に配信し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、区ホームページ食品衛生の項「みんなの食品衛生」については、不良食品の回収や、食中毒の予防対策等、適宜最新の情報に更新し情報発信を強化します。

こうした取組により、日ごろから区と区民の間で食の安全に係わる危害情報を共有する体制を整えます。

- ・令和7年度 保健所メール配信予定回数 12回／年  
※緊急時は適宜号外を配信

### (3) 環境衛生の衛生確保

区民が利用する理容所、美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係営業施設、社会福祉施設(高齢者福祉施設)の浴槽設備の衛生を確保し、健康被害を未然に防ぎます。また、特区民泊や住宅宿泊事業法についても事業者、利用者のみならず区民にとっても安全・安心な運営がなされるよう指導していきます。

区民の暮らしに身近な生活環境(居住環境、ネズミ衛生害虫、飲料水等)における衛生上の課題に対し、区民へのアドバイス等を行います。さらに、感染症媒介蚊対策を区内関係部局と連携して実施します。

また、狂犬病予防対策、飼い主のいない猫対策及び災害時のペット対策をしっかりと支えていくよう取り組みます。

### 【令和7年度の取組】

#### ○環境衛生営業施設の衛生確保

営業施設の事業者等による自主管理を支援するとともに、衛生管理の状況について科学的検査手法を用いて示すことで、監視指導の効果を高めます。

浴槽を持つ公衆浴場、加温装置を設けているプール等、レジオネラ症の発生原因となりうる施設に対し、重点的に監視指導を行います。また、レジオネラ症の予防のため、指導指針の確実な履行とともに、効果的な消毒方法(モノクロラミン消毒)について指導していきます。社会福祉施設(高齢者福祉施設)については、新たな施設の設備状況を把握するとともに、循環設備のある浴槽を設けている施設に対して効果的な対策を啓発していきます。

- ・令和7年度レジオネラ属菌検査実施予定施設数  
公衆浴場 73施設      プール 23施設      旅館 9施設

#### ○健康で快適な生活環境の確保に係る普及・啓発

区民からの生活環境に関する相談に対し、的確なアドバイスや必要に応じて現場調査を行うなど、衛生的な生活環境づくりについての情報提供を行います。

感染症媒介蚊対策を区内関係部局と連携して遂行し、区内における蚊

媒介感染症の発生を未然に防ぎます。感染症が区内又は近隣自治体で発生した際に、媒介蚊対策を迅速に実施するため、薬剤や資材を備蓄します。また、区内の公園での蚊の生息調査や、蚊の発生場所となる区道や公共施設の雨水マスへ薬剤を適切に散布・投入することにより蚊の防除を行います。

激甚化する豪雨や風水害に備えて職員対応マニュアルを充実させるとともに、備蓄資機材の整備を行い、被災者の速やかな生活復旧支援に努めます。

#### ○動物愛護事業の普及啓発

狂犬病の発生と蔓延を防止するために、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図ります。また、犬の適正な飼養方法を啓発するために、公益社団法人東京都獣医師会大田支部と共催して「犬のしつけ方教室」を開催します。

飼い猫については、室内飼いを推奨していきます。公益社団法人東京都獣医師会大田支部と共催して「猫の適正飼養教室」を開催します。飼い主のいない猫対策については、区の特徴である地域力を活かして地域猫活動に取り組む自治会・町会等を支援します。さらに、地域猫活動を広く区民に周知するために講演会を開催します。

災害時のペット対策としては、発災時においても飼い主自らの責任のもとペットを適正に飼養し続けられるよう啓発します。学校防災活動拠点でのペット同行避難の受入れについて、ペットを飼っていない区民にも理解が得られるよう、周知を行います。

## 基本目標 3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくります

### 3-1 地域医療体制の充実

〈健康医療政策課〉

区内には、多くの病院と診療所、歯科診療所、薬局があり、地域医療の核となって区民の健康を守っています。

本格的な少子高齢社会の到来の中で、いつまでも地域で住み続けられる環境づくりを進めるためには、行政も含めた地域の医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等）相互の連携が不可欠です。

大田区内では以前から、医療関係者の主体的な取組により、病院・診療所等の連携関係（以下「病診連携」という。）が構築されてきました。今後も、区はこれらの取組を支援し、一次救急から三次救急まで、妊娠・出産から在宅医療まで、一人ひとりの区民に適切な医療が、切れ目なく提供できる体制を、共に作っていきます。

#### 【地域医療連携推進の3本柱】

- (1) 入院医療分野…病院連携の構築、救急医療体制の整備、病診連携の充実
  - 分野別課題の検討
    - ・入退院調整担当（関係者相互の連携を目的とした講演会、事例検討による連携と課題検討等）
    - ・看護師（就職相談会開催等による看護師確保支援、区民向け健康相談会開催等）
    - ・院内感染対策（合同カンファレンスによる感染予防対策の検討等）
    - ・小児医療（在宅医療体制、新興感染症発生時緊急態勢等の検討等）
- (2) 周産期医療分野…産科医連携の構築、分娩の確保（区内分娩率の向上）、病診連携の充実、区民向け講演会の開催
- (3) 在宅医療分野…在宅医療の推進、病診連携の充実、多職種連携と研修の開催、区民普及啓発講演会の開催、「大田区在宅医療相談窓口」の設置

## 【令和7年度の取組】

### ○医療・福祉の連携

多職種間の連携強化、地域医療・在宅医療についてのスキルアップを目指し、医療や福祉関係者を対象とした研修を支援します。

また、令和5年度に区内で在宅医療に携わる医療機関及び介護事業所を対象として実施したアンケート調査結果に基づき、医療・介護連携を図る上での課題把握、今後の取組方針を在宅医療連携推進協議会にて検討します。

### ○在宅医療普及啓発

かかりつけ医や在宅医療などを知ってもらうために作成した「在宅医療ガイドブック」を、区民に配布します。

また、在宅医療に関する区民向け公開講座を関係機関と一緒に開催します。

さらに、区民を対象にしたアンケート調査結果に基づき、在宅医療サービスの認知度等及びサービス利用にあたっての障壁や課題等の把握に取り組みます。

### ○周産期医療講演会（区民公開講座）

区民が家庭での環境づくりや、こどもが健やかに育つために大切なこと等を学んでいけるよう、周産期医療講演会（区民公開講座）を実施します。

### ○看護職復職支援

離職中の看護師の就業を促すため、就職相談会の実施や、病院内で実習等を行う復職支援事業について、区内病院と共同で行います。

## ■ A E D の設置

〈健康医療政策課〉

A E D（自動体外式除細動器）は、心室細動と呼ばれる不整脈（心臓のけいれん）によって血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。心室細動により心停止に陥った場合、救命の可能性は時間とともに低下しますが、心肺停止から5分以内にA E Dを使用することにより救命率や社会復帰率が向上します。

区ではA E Dの普及により地域の安全安心を確保するため、区施設等にA E Dを設置しているほか、設置費用を助成しています。

区のホームページでは、区施設等に設置されたAEDについて設置場所や利用可能時間等を紹介しており、AED設置一覧の地図情報も掲載しています。

なお、平成30年度に、特別出張所等一部の区施設のAEDを屋外移設し、公園等には屋外にAEDを追加設置することで、24時間利用可能なAEDの設置を推進しました。

また、区と包括連携協定を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンの協力を得て、区内店舗のほとんどへAEDを設置しています。

今後は、様々な手法を使って、AED設置場所の周知を図っていきます。

#### 【令和7年度の取組】

○区施設、コンビニエンスストア等へAEDの継続設置（435台）

○区管理AED設置場所の周知

○大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助

（平成28年4月～）

民間団体等がAEDを購入し、24時間だれでも使える状態で設置する際の初期費用及び消耗品の交換費用を補助します。

## 3-2 精神障がい者、難病患者、ひきこもりの方への支援

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉〈地域福祉課〉

精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。精神疾患に関する正しい知識を啓発し、精神障がい者に対する差別や偏見の解消に取り組むとともに、未治療、治療中断者に対するアウトリーチ支援や措置入院患者の退院後支援を実施します。また、複雑かつ長期化している案件や8050問題についても、関係機関が連携して包括的支援に取り組みます。

大田区難病対策地域協議会を開催し、地域医療、保健、福祉などの関係機関が連携して難病患者を支える体制を構築し、医療、福祉サービスだけでなく、就労・就学と治療の両立など、患者の生活の質を向上させる多角的な支援を推進します。

ひきこもりについては、医療、福祉、就労など様々な課題を有するため、それぞれの関係機関が連携して一体的な支援を行うことが重要です。保健

師が個別相談を受けるとともに、ひきこもり支援室（SAPOTA）などと連携しながら支援を実施します。

【令和7年度の取組】

○精神保健福祉地域支援推進会議の開催

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として精神保健福祉地域支援推進会議を開催し、精神障がいの有無にかかわらず、安心して暮らしていける地域づくりを推進します。

○精神障がい者アウトリーチ支援事業の実施

未治療や治療中断等により地域社会での生活に困難を来している精神障がい者が、必要な医療や支援につながるために、多職種による訪問を中心とした支援を実施します。

○措置入院者等退院後支援事業の実施

退院後支援を行う必要があると認められる措置入院者が、退院後に安心して地域生活を送ることができるよう、多職種・多機関が連携し支援を行います。

○難病対策地域協議会の開催

地域包括ケアの促進のため、医療・保健・福祉の関係者が課題を協議する場をもち、難病患者が安心して地域で生活していくことを目指します。

## 2 おおた健康プラン（第三次）以外の主な取組

### 1 骨髄移植ドナー支援事業

〈健康医療政策課〉

骨髄移植をする際には複数日の通院や入院が必要となるため、提供者は仕事を休んだり、全身麻酔等による肉体的・精神的負担を負ったりすることがあります。

区では、骨髄移植ドナー登録者が骨髄を提供する際に、提供者及び提供者が勤務する事業所に対して助成を行い、骨髄移植ドナーを支援し、骨髄移植の推進を図っています。

#### 【令和7年度の取組】

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞の提供者及び提供者が勤務する事業所等に対し、助成金を交付します。

### 2 民泊関連事業

〈生活衛生課〉

#### (1) 特区民泊

平成28年1月から大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例が施行され、生活衛生課で認定事業を行っています。

- ・認定状況（令和6年度末現在）  
特定認定 292件（704居室）

#### 【令和7年度の取組】

##### ○住民・滞在者の視点からの特区民泊の取組

住民・滞在者双方にとって安全・安心な制度として、正しく理解・運営されるよう資料やホームページを充実させ、適切な情報発信を行っていきます。事業者に対しては、良質な宿泊サービスの提供の確保のため、必要な指導を行います。ステッカー掲示の有無や記載内容に関する調査・指導を実施し、あわせて緊急時及び苦情等発生時における迅速かつ適切な対応の徹底を図ります。

#### (2) 住宅宿泊事業

平成30年6月から住宅宿泊事業法及び大田区住宅宿泊事業法施行条例（以下「条例」という。）が施行され、生活衛生課で届出受理等の事

務を行っています。

- ・届出受理状況（令和6年度末現在）  
届出受理施設（廃止を除く） 218件

#### 【令和7年度の取組】

##### ○安全・安心面に配慮した住宅宿泊事業の実現

事業者に対し適切な運営の確保のため、必要な情報発信を行います。標識掲示の有無や記載内容に不備がないか等の調査を実施し、不備のある施設に対し必要な指導を行います。住民・滞在者双方にとって安全・安心面に配慮した民泊が提供できるよう、条例適合証票の制度の活用等により区独自の規制の遵守を推進していきます。

#### (3) 違法民泊への対応

- ・違法と疑われる民泊の調査件数  
令和6年度実績            調査件数            5件

#### 【令和7年度の取組】

民泊仲介サイト等の違法民泊掲載状況について定期的に調査し、国や都と連携を図りながら必要な措置を講じます。また、違法と疑われる情報提供があった場合は現場調査等を実施し、所在地と事業者が判明した事案について、必要な指導を行っていきます。

## 3 熱中症に関する情報発信

〈健康医療政策課〉

区民を暑さからの健康被害から守るため、熱中症の予防と対策に関する情報発信を行います。また、熱中症警戒アラート発表時は、区民へ注意喚起を行うことで、熱中症の危険性に対する気づきを促します。

#### 【令和7年度の取組】

ホームページや区報、区設掲示板、デジタルサイネージなど各種広報媒体を活用し、気温が高くなる前から熱中症の予防と対策の周知啓発を行います。熱中症警戒アラート発表時は、区公式Xにて区民に周知します。

## 【Ⅲ 組織と分掌事務等】

### 1 令和7年度 健康政策部の目標

#### 目標

令和7年度は、区の基本計画・実施計画の初年度となります。

健康政策部は、健康面から区民の安全・安心を守る役割を担っています。

コロナ禍を乗り越え、新たな健康政策の時代を迎えようとしている中、今年度「おおた健康プラン（第4次）」の策定を進めることとなります。

少子高齢化や子育て世帯の流失など、区として取り組むべき課題を踏まえ、優先度を意識し、行政データ等の科学的な根拠に基づき、DX推進の視点を持ち、効果的で効率的な区民サービスを提供するために知恵を絞り、行動に移す必要があります。

そのため、区の新たな将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、区民の健康維持・増進を基本とし、以下の3つの柱を中心に、部一丸となって取り組んでいきます。

#### 目標実現に向けた3つの柱

##### 柱1 おおた健康プランを基本とした事務執行

- 健康政策部の柱となるおおた健康プラン（第4次）の計画策定を着実にを行い、区民の多くが健康に向けた希望が持てる計画に仕上げましょう。
- 国や東京都と連携し、調和が取れた計画とするとともに、現場の課題を施策に反映できるよう、区民目線に重点を置いた計画としていきましょう。

##### 柱2 誰もが健康で心豊かに暮らすことができるために

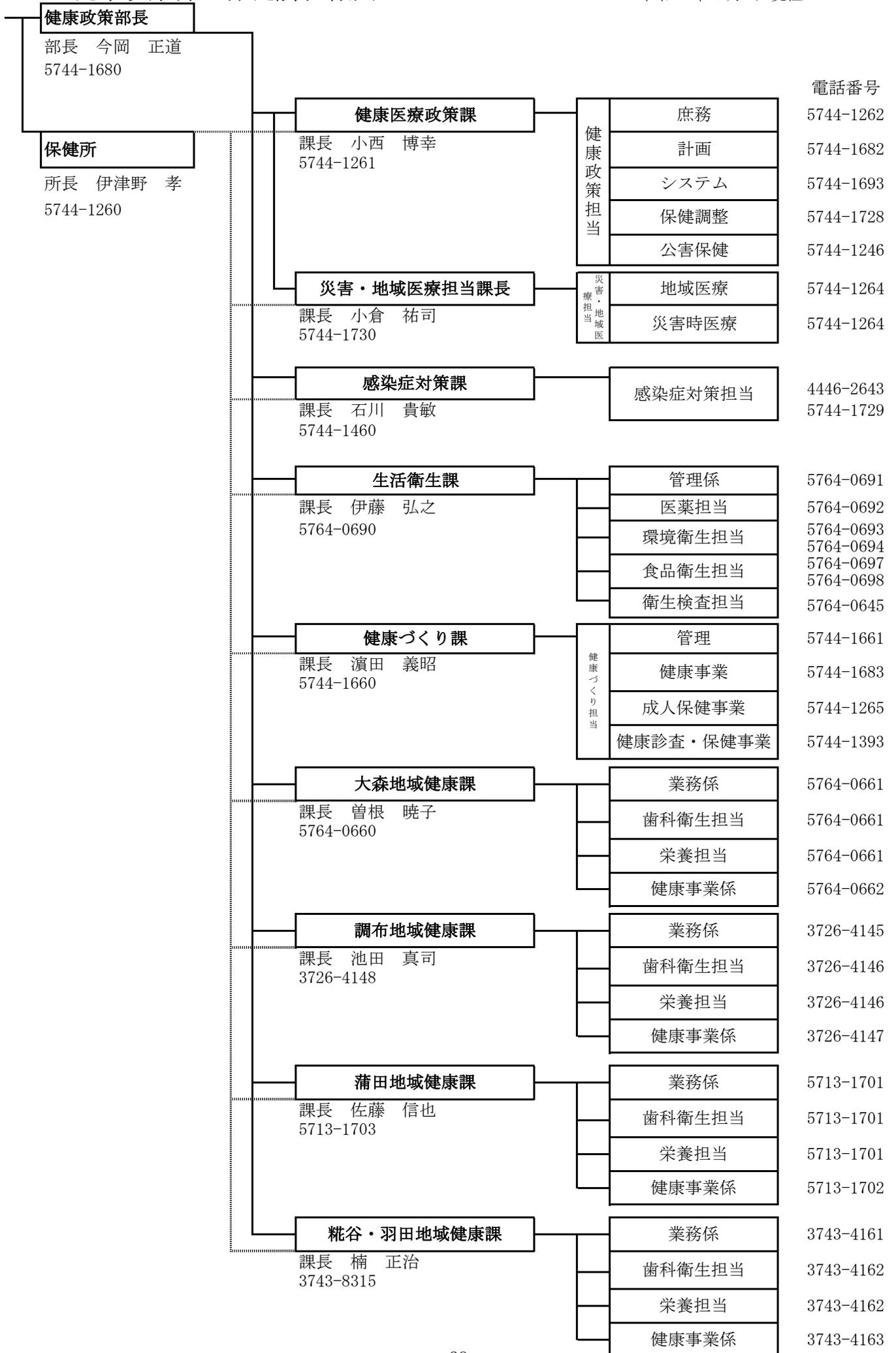
- 科学的根拠や地域特性を捉え、エビデンスに基づく、施策の効果をしっかり分析し、丁寧に事業計画を立て、時流を乗り切れる事業を目指しましょう。
- 所管の事業だけでなく、部内、他部局が実施する事業や取り組みとの連携を意識し、全体調和による区民の健康維持・増進に取り組みましょう。

##### 柱3 不確実な時代に備えるために

- 様々な事態を想定し危機管理を行い、健康政策部のリソースを最大限に生かし、迅速に対処できるよう平時から備えましょう。
- 危機発生時に、迅速な行動がとれるようマニュアルを理解したうえで、突発的な事象も想定し、対応力を高めるように取り組みましょう。

## 2 健康政策部・保健所組織図

令和7年4月1日現在



### 3 健康政策部・保健所の分掌事務

大田区組織規則（抜粋）

#### 【健康医療政策課】

健康政策担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- (6) 部の庶務に関すること。
- (7) 予算及び決算に係る部の総括に関すること。
- (8) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 議会に関する部の総括に関すること。
- (11) おおた健康プランに関すること。
- (12) 保健師活動に関すること。
- (13) 保健師の育成に関すること。
- (14) 保健師業務の総合調整に関すること。
- (15) 保健師・助産師・看護師学生等の実習に関すること。
- (16) 公害健康被害の認定に関すること。
- (17) 公害健康被害に対する補償給付に関すること。
- (18) 公害健康被害の予防事業及び保健福祉事業に関すること。
- (19) 大気汚染健康障害者に対する医療費の助成に関すること。
- (20) 人口動態調査等地域保健に係る統計及び調査に関すること。
- (21) 医療関係従事者の免許申請等の受理経由並びにクリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請に関すること。
- (22) 地域保健事業に係る負担金及び補助金に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (23) 部のシステム及び情報化推進に関すること。
- (24) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

災害・地域医療担当係長

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。
- (2) 休日診療等に関すること。
- (3) 献血推進等に関すること。
- (4) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携に関すること。

#### 【感染症対策課】

感染症対策担当係長

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 感染症等に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 保健システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) エックス線検査並びに衛生上の試験及び検査に関すること。

## 【生活衛生課】

### 医薬担当係長

- (1) 診療所等医務関係施設の許可及び監視指導に関すること。
- (2) 薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業及び取扱業等の許可、監視指導等に関すること。
- (3) 有毒物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

### 環境衛生担当係長

- (1) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、プール、温泉、墓地等の許可、確認及び監視指導に関すること。
- (2) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関すること。
- (3) 住宅宿泊事業の届出及び監督に関すること。
- (4) 住宅、建築物、水道施設等の衛生的環境の確保並びにねずみ及び衛生害虫の駆除相談に関すること。
- (5) 動物の愛護、管理及び狂犬病予防並びに化製場等の規制に関すること。

### 食品衛生担当係長

- (1) 食品衛生関係法令に関する営業の許可及び監視指導に関すること。
- (2) 食中毒、違反食品等の防止及び調査に関すること。
- (3) 食品衛生思想の普及に関すること。

### 衛生検査担当係長

- (1) 試験、検査検体の確認、管理及び成績書の発行に関すること。
- (2) 保健衛生に関する試験及び検査に関すること。
- (3) 大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域健康課の各種健康診査等に係る検査業務に関すること。
- (4) 部内技術職員に対する試験及び検査技術の指導並びに講習に関すること。

### 管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請に関すること。
- (3) 課の事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 課内他係に属しないこと。

## 【健康づくり課】

### 健康づくり担当係長

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 健康づくり事業に関すること。
- (3) 区民の健康づくりに係る専門的企画及び調整に関すること。
- (4) 難病等に関すること。
- (5) 精神保健福祉に関すること。
- (6) 自殺総合対策に関すること。
- (7) 栄養に関すること。
- (8) 歯科保健に関すること。
- (9) 母子保健に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療）事業に係る助成、給付等に関すること。
- (11) 成人保健に関すること。
- (12) がん検診等に関すること。
- (13) 健康診査に関すること。
- (14) データヘルス計画に基づく保健事業に関すること。
- (15) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関すること。

- (16) 保健師の育成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 保健システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 管理栄養士学生及び歯科衛生士学生の実習に関すること。
- (19) 飲食店等における受動喫煙防止対策に関すること。

## 【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域健康課】

### 業務係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地域における健康の保持及び増進に関すること。
- (3) 医師の臨床研修及び保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生等の実習に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 栄養に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 歯科保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 難病等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 精神保健福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 予防接種に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 人口動態調査等地域保健に係る各種統計及び調査に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 医療関係従事者の免許申請書等の受理経由に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (11) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (12) 母子保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 自立支援医療（育成医療）事業に係る助成、給付等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 成人保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 大気汚染等公害健康保健事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (16) 被爆者援護に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 課内他係に属しないこと。

### 健康事業係

- (1) 地域における健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 医師の臨床研修及び保健師・助産師・看護師学生等の実習に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 難病等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 精神保健福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 母子保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 成人保健に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

## 4 職員配置

図表1 組織・職種別職員配置数

令和7年4月1日現在

所属	係	総数	一般事務	医師	保健衛生監視	食品衛生監視	保健師	栄養士	検査技師	診療放射線	歯科衛生士	一般業務	行政サービス支援員	(再掲) 再任用	
5年		308	118	3	20	29	92	8	2	2	8	0	26	17	
6年		263	92	4	21	29	70	7	2	2	8	0	28	12	
7年		263	102	3	21	27	65	7	1	0	7	0	30	6	
部長		1	1												
所長		1		1											
健康医療政策課	課長	1	1												
	担当課長	1	1												
	健康政策担当	庶務	6	6											
		システム	3	3											
		保健調整	2					2							
		公害保健	5	4										1	
		地域医療	2	2											
	災害・地域医療担当	4	4												
計	27	24	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0		
対感染症課	課長	1		1											
	感染症対策担当	24	7	1			12						4		
	計	25	7	2	0	0	12	0	0	0	0	0	4	0	
生活衛生課	課長	1				1									
	管理係	6	6												
	医薬担当	6	1		5									1	
	環境衛生担当	20			16								4	3	
	食品衛生担当	23				23									
	衛生検査担当	4				3			1					1	
計	60	7	0	21	27	0	0	1	0	0	0	4	5		
づく健康課	課長	1	1												
	健康づくり担当	管理	18	12										6	
		健康事業	12					9	2			1			
		成人保健事業	9	9											
		健康診査・保健事業	6	6											
計	46	28	0	0	0	9	2	0	0	1	0	6	0		
大森地域健康課	課長	1	1												
	業務係	12	8										4		
	歯科衛生担当	2									2				
	栄養担当	1						1							
	健康事業係	12					12								
計	28	9	0	0	0	12	1	0	0	2	0	4	0		
調布地域健康課	課長	1	1												
	業務係	13	9										4		
	歯科衛生担当	2									2				
	栄養担当	1						1							
	健康事業係	10					10								
計	27	10	0	0	0	10	1	0	0	2	0	4	0		
蒲田地域健康課	課長	1	1												
	業務係	12	8										4	1	
	歯科衛生担当	1									1				
	栄養担当	2						2							
	健康事業係	12					12								
計	28	9	0	0	0	12	2	0	0	1	0	4	1		
地域健康・羽田	課長	1	1												
	業務係	9	6										3		
	歯科衛生担当	1									1				
	栄養担当	1						1							
	健康事業係	8					8								
計	20	7	0	0	0	8	1	0	0	1	0	3	0		

※ 行政サービス支援員を含み、会計年度任用職員は含まない。  
 ※ 兼務については、本務の方で計上した。

## 5 令和7年度健康政策部（保健所）予算概要

【区全体及び衛生費予算の状況】

(単位：千円)

	令和7年度予算	令和6年度予算	増減額	増減率(%)	構成比
区一般会計	352,709,587	341,209,981	11,499,606	3.4	100.0%
内衛生費	11,819,248	10,325,775	1,493,473	14.5	3.4%

＜健康政策部予算 主な事業＞

- ①予防接種 (3,371,844)
- ②健康診査 (2,319,814)
- ③母子保健指導 (1,622,810)
- ④公害健康被害者各種補償給付 (759,557)

【目別予算の状況】

(単位：千円)

	令和7年度予算	令和6年度予算	増減額	増減率(%)	構成比	主 な 増 減 要 因
保健衛生総務費	2,708,042	2,856,080	△ 148,038	△ 5.2	22.9%	職員人件費 (△169,160)、健康ポイント (△60,231)、おおた健康プランの推進 (△6,641)、歯と口の健康普及啓発 (5,527)、休日診療・休日準夜診療 (3,799)、休日調剤事業 (1,162)、がん患者ウィッグ等購入費助成 (28,812)、AED関連事業 (3,730)、試験検査 (2,453)、災害時医療体制の整備 (35,584)、生活衛生課事務費 (△4,963)、生活衛生システム運用管理 (1,617)、地域健康課事務費 (△1,300)、感染症対策課事務費 (1,450)
感染症予防費	3,425,811	2,965,784	460,027	15.5	29.0%	新型コロナウイルスワクチン接種 (△64,714)、予防接種 (1,167,751)、高齢者予防接種 (△615,516)、エイズ及び性感染症予防 (1,551)、結核医療費公費負担 (△5,167)、感染症対策事業 (△10,191)、新型インフルエンザ等感染症対策 (△13,531)
生活習慣病予防費	2,428,255	1,955,933	472,322	24.1	20.5%	健康教育 (1,142)、基本健康診査 (471,525)、検診等事業 (△4,982)、成人歯科健康診査 (2,493)、精神保健福祉相談 (1,292)
母子保健費	2,370,487	1,640,668	729,819	44.5	20.1%	妊婦面接・新生児等訪問 (△8,327)、出産・子育て応援事業 (△163,286)、産後ケア (69,972)、バースデーサポート事業 (67,315)、妊婦のための支援給付 (764,129)、妊婦健康診査 (△16,654)、1か月児健康診査 (9,517)、3歳児健康診査 (1,096)、5歳児健康診査 (9,004)、幼児歯科健康診査 (△2,420)、特定不妊治療費助成 (△1,198)
公害健康被害補償費	796,314	819,591	△ 23,277	△ 2.8	6.7%	公害健康被害者各種補償給付 (△22,890)
環境衛生費	34,610	33,561	1,049	3.1	0.3%	
食品衛生費	25,561	24,822	739	3.0	0.2%	
動物愛護費	30,168	29,336	832	2.8	0.3%	
計	11,819,248	10,325,775	1,493,473	14.5	100.0%	

# 【IV 令和6年度 事業実績】

## 1 地域医療

### 1 地域医療連携の推進

事業名	地域医療連携の推進 【健康医療政策課】		区	
概要	安全で質のよい医療を提供するために、救急医療、在宅医療、小児科や産科などの一般医療及び災害医療において、地域の病院や診療所などが医療機能を分担し、連携することが求められている。関係機関が一体となり、医療機関が抱える問題を軽減できるよう、連携体制の構築を推進する。			
実績	区民向け講演会	2 回開催	(大田区災害時医療フォーラム 1 回) (周産期医療講演会 1 回)	
	大田区入院医療協議会	1 回開催	同役員会 2 回開催	
	同 入退院調整担当者部会	1 回開催	同幹事会 1 回開催	
	同 看護師専門部会	1 回開催	同幹事会 1 回開催	
	同 看護職就職相談会	1 回開催		
	同 院内感染対策専門部会	3 回開催	同幹事会 2 回開催	
	同 小児医療専門部会	1 回開催		
	大田区周産期医療検討委員会幹事会	1 回開催		
	大田区在宅医療連携推進協議会全体会	1 回開催	同実行委員会 5 回開催	
	同役員会	2 回開催		
	大田区災害医療連携会議	1 回開催	同幹事会 0 回開催	
	同 救護所作業部会	2 回開催		
	同 周産期医療作業部会	1 回開催		
	同 医薬品・資器材作業部会	2 回開催		
	同 透析医療作業部会	2 回開催		
	同 歯科医療作業部会	1 回開催		
	同 情報連絡作業部会	0 回開催	※救護所作業部会で検討	
	同 訓練・研修作業部会	0 回開催	※救護所作業部会で検討	
	同 小児医療作業部会	1 回開催		
	【訓練名称】	【訓練月】		
	情報伝達訓練25病院・4師会	7月・1月		
	緊急医療救護所訓練 (渡辺病院、東京蒲田病院、牧田総合病院、JCHO東京蒲田医療センター、大森赤十字病院、池上総合病院、荏原病院、田園調布中央病院、東京労災病院、本多病院、大田病院、東邦大学医療センター大森病院)	10月・11月・12月・2月・3月		
	軽症者救護所訓練 (六郷中学校、馬込小学校、入新井第一小学校、東調布第一小学校)	11月・12月・2月		

2 大森赤十字病院改築支援

事業名	大森赤十字病院改築支援 【健康医療政策課】	区
概要	大森赤十字病院の建替えに対して改築支援を実施する。	
実績	大田区と大森赤十字病院の意見交換の場として、大田区及び大森赤十字病院における連絡協議会を1回開催	

3 柔道整復師による区民健康増進無料相談

事業名	柔道整復師による区民健康増進無料相談 【健康医療政策課】	区
概要	区民スポーツまつりにおいて、運動指導及びスポーツ事故防止活動を行う。	
実績	令和6年10月14日 区民スポーツまつり 2会場で相談を実施	101 人

4 歯と口の健康普及啓発

事業名	歯と口の健康普及啓発 【健康づくり課】	区
概要	一般区民を対象に、歯科保健に関する意識の啓発を図る。 区内歯科医師会に事業を委託し、パネル展や児童が描いたポスター展を開催し、会場において無料健診・相談を実施する。	
実績	歯科口腔保健普及啓発パネル展・歯と口の健康に関する相談(委託先：蒲田歯科医師会)	
	来場者	388 人
	相談者	92 人
	歯と口の健康パネル展、歯と口の健康相談(委託先：大森歯科医師会)	
実績	来場者	500 人
	相談者	180 人
実績	歯と口の健康週間 パネル展示 (健康づくり課・地域健康課共同事業)	
	回数	1 回
実績	歯と口の健康づくり情報誌	
	部数	10,500 部

5 休日診療・休日準夜診療

事業名	休日診療・休日準夜診療 【健康医療政策課】	区		
概要	日曜、休日及び年末年始の急病者の診療を区内3医師会に、土曜準夜診療を区内2医師会に委託して実施する。診療設備等についても助成を行う。			
実績	休日診療所	3 か所	受診件数	8,514 件
	休日準夜診療所	3 か所	受診件数	4,198 件
	土曜準夜診療所	2 か所	受診件数	1,254 件

6 休日施術(接骨)事業

事業名	休日施術(接骨)事業 【健康医療政策課】	区		
概要	日曜、休日及び年末年始における応急的な施術(接骨)を東京都柔道整復師会大田支部に委託して実施する。			
実績	施術所 休日	2 か所	施術受診者数	延 126 人

7 歯科休日応急診療

事業名	歯科休日応急診療 【健康医療政策課】	区		
概要	日曜、休日及び年末年始の歯科急病者の診療を区内2歯科医師会に委託して実施する。診療設備等についても助成を行う。			
実績	診療所	2 か所	受診件数	511 件

## 8 休日調剤事業

事業名	休日調剤事業 【健康医療政策課】 区		
概要	休日診療等における院外調剤を区内2薬剤師会に委託して実施する。設備運営等についても助成を行う。		
実績	休日・休日準夜調剤	処方箋件数	14,459 件
	土曜準夜調剤	処方箋件数	1,321 件

## 9 かかりつけ薬局定着促進等補助事業

事業名	かかりつけ薬局定着促進等補助事業 【健康医療政策課】 区		
概要	区民の医薬品に対する知識の普及を行う。また、区内2薬剤師会が行う医療廃棄物回収事業の補助を行う。		
実績	1 薬事無料相談 936 件 実施期間 令和6年10月17日～23日 2 啓発事業 ・OTAふれあいフェスタ ・けんこうマルシェ ・子ども調剤体験 ・蒲田薬剤師会事業 秋の健康フェスタ		

## 10 骨髄移植ドナー支援事業

事業名	骨髄移植ドナー支援事業 【健康医療政策課】 区		
概要	1 輸血用の血液需要の増大及び夏季、冬季の時期的な血液の供給不足に対処するため、東京都赤十字血液センターと協力して献血事業を推進し、血液の安定供給を図る。 2 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞提供者（ドナー）となった者及びドナーが勤務する事業所等に対し、大田区骨髄移植ドナー支援事業助成金を交付することにより、骨髄移植ドナーを支援し、骨髄移植の推進を図る。		
実績	1 区報及び懸垂幕掲出等広告媒体活用による区民啓発活動 2 個人申請 6 件 事業所申請 3 件		

## 11 平日準夜小児初期救急診療

事業名	平日準夜小児初期救急診療 【健康医療政策課】 区		
概要	区内3医師会・大田区薬剤師会・東邦大学医療センター大森病院の協力を得て、平日準夜における小児の救急患者の初期救急医療事業を実施する。		
実績	診療場所	東邦大学医療センター大森病院	
	診療時間	午後8時～午後11時	
	診療実績	787 人	

## 12 大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業

事業名	大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業【健康医療政策課】 都補助（都1/2、区1/2）		
概要	区内の自施設にAEDを購入し、24時間誰でも使える状態で設置する民間団体等に初期費用の2分の1の金額を補助する。ただし、消費税の確定申告義務がある団体とない団体で上限額が異なる。（平成28年4月から実施） 大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業で設置したAED（設置から5年を限度）で 令和2年4月以降に購入した消耗品について、交換費用の総額の2分の1の額を補助する。ただし、消費税の確定申告義務がある団体とない団体で上限額が異なる。（令和2年4月から実施）		
実績	本体補助	12 件	
	消耗品補助	1 件	



## 2 感染症対策

### 1 予防接種

小事業名	① 予防接種法に基づく予防接種(A類、B類) 【感染症対策課】 1・2 (1) 法定1 (区) 2 (2) 法定1 (都、定額) 2 (3) 法定1 (国間、定額 都、定額)																																																				
概要	<p>感染症の予防及び感染拡大防止の強化を図るため、予防接種法に基づき、各種定期予防接種を実施している。定期予防接種は、期日及び期間を指定し実施するもので、A類疾病とB類疾病に区分される。</p> <p>A類疾病は、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点をおき、対象者は予防接種を受けるよう努力しなければならない(努力義務)とされており、対象はジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症、水痘、B型肝炎がある。加えて、令和8年度までは風しん予防接種の機会がなかった対象者のうち、抗体が少ない者に対し特例措置として引き続き予防接種を行う。</p> <p>B類疾病は、主に個人予防に重点をおくもので、対象者に努力義務が課せられておらず、高齢者を対象としたインフルエンザと高齢者肺炎球菌感染症に加えて令和6年度より定期接種化された新型コロナウイルス感染症がある。</p>																																																				
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1 乳幼児等予防接種(大田区民接種者数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定期(A類)</td> </tr> <tr> <td>BCG</td> <td style="text-align: right;">4,374 人</td> </tr> <tr> <td>DPT (ジフテリア・百日せき及び破傷風三種混合)</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> </tr> <tr> <td>(ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風四種混合) 計4回</td> <td style="text-align: right;">5,691 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>DPT - I P V - H i b 1期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風及びヒブ五種混合) 計4回</td> <td style="text-align: right;">12,482 人</td> </tr> <tr> <td>DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)</td> <td style="text-align: right;">3,664 人</td> </tr> <tr> <td>MR 1期(麻しん・風しん二種混合)</td> <td style="text-align: right;">4,201 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>MR 2期(麻しん・風しん二種混合)</td> <td style="text-align: right;">4,414 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)</td> <td style="text-align: right;">13,036 人 (内過年度9人)</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎 2期</td> <td style="text-align: right;">4,530 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>単独不活化ポリオ 計4回</td> <td style="text-align: right;">3 人</td> </tr> <tr> <td>ヒブ 計4回(標準)</td> <td style="text-align: right;">4,831 人 (内過年度6人)</td> </tr> <tr> <td>小児肺炎球菌 計4回(標準)</td> <td style="text-align: right;">17,403 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計4回</td> <td style="text-align: right;">22,664 人 (内過年度6人)</td> </tr> <tr> <td>水痘 計2回</td> <td style="text-align: right;">8,632 人 (内過年度5人)</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎 計3回</td> <td style="text-align: right;">12,954 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>ロタウイルス 1価 計2回</td> <td style="text-align: right;">6,413 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td>5価 計3回</td> <td style="text-align: right;">3,272 人 (内過年度1人)</td> </tr> <tr> <td>風しん第5期 計1回</td> <td style="text-align: right;">345 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 高齢者予防接種(大田区民接種者数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定期(B類)</td> </tr> <tr> <td>(1) 高齢者インフルエンザ予防接種</td> <td style="text-align: right;">95,094 人 (内過年度7人)</td> </tr> <tr> <td>(2) 高齢者肺炎球菌予防接種</td> <td style="text-align: right;">2,702 人 (内過年度10人)</td> </tr> <tr> <td>(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種</td> <td style="text-align: right;">48,905 人 (内過年度0人)</td> </tr> </table>	1 乳幼児等予防接種(大田区民接種者数)		定期(A類)		BCG	4,374 人	DPT (ジフテリア・百日せき及び破傷風三種混合)	1 人	(ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風四種混合) 計4回	5,691 人 (内過年度2人)	DPT - I P V - H i b 1期		(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風及びヒブ五種混合) 計4回	12,482 人	DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)	3,664 人	MR 1期(麻しん・風しん二種混合)	4,201 人 (内過年度2人)	MR 2期(麻しん・風しん二種混合)	4,414 人 (内過年度2人)	日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)	13,036 人 (内過年度9人)	日本脳炎 2期	4,530 人 (内過年度2人)	単独不活化ポリオ 計4回	3 人	ヒブ 計4回(標準)	4,831 人 (内過年度6人)	小児肺炎球菌 計4回(標準)	17,403 人 (内過年度2人)	HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計4回	22,664 人 (内過年度6人)	水痘 計2回	8,632 人 (内過年度5人)	B型肝炎 計3回	12,954 人 (内過年度2人)	ロタウイルス 1価 計2回	6,413 人 (内過年度2人)	5価 計3回	3,272 人 (内過年度1人)	風しん第5期 計1回	345 人	2 高齢者予防接種(大田区民接種者数)		定期(B類)		(1) 高齢者インフルエンザ予防接種	95,094 人 (内過年度7人)	(2) 高齢者肺炎球菌予防接種	2,702 人 (内過年度10人)	(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種	48,905 人 (内過年度0人)
1 乳幼児等予防接種(大田区民接種者数)																																																					
定期(A類)																																																					
BCG	4,374 人																																																				
DPT (ジフテリア・百日せき及び破傷風三種混合)	1 人																																																				
(ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風四種混合) 計4回	5,691 人 (内過年度2人)																																																				
DPT - I P V - H i b 1期																																																					
(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風及びヒブ五種混合) 計4回	12,482 人																																																				
DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)	3,664 人																																																				
MR 1期(麻しん・風しん二種混合)	4,201 人 (内過年度2人)																																																				
MR 2期(麻しん・風しん二種混合)	4,414 人 (内過年度2人)																																																				
日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)	13,036 人 (内過年度9人)																																																				
日本脳炎 2期	4,530 人 (内過年度2人)																																																				
単独不活化ポリオ 計4回	3 人																																																				
ヒブ 計4回(標準)	4,831 人 (内過年度6人)																																																				
小児肺炎球菌 計4回(標準)	17,403 人 (内過年度2人)																																																				
HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計4回	22,664 人 (内過年度6人)																																																				
水痘 計2回	8,632 人 (内過年度5人)																																																				
B型肝炎 計3回	12,954 人 (内過年度2人)																																																				
ロタウイルス 1価 計2回	6,413 人 (内過年度2人)																																																				
5価 計3回	3,272 人 (内過年度1人)																																																				
風しん第5期 計1回	345 人																																																				
2 高齢者予防接種(大田区民接種者数)																																																					
定期(B類)																																																					
(1) 高齢者インフルエンザ予防接種	95,094 人 (内過年度7人)																																																				
(2) 高齢者肺炎球菌予防接種	2,702 人 (内過年度10人)																																																				
(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種	48,905 人 (内過年度0人)																																																				

小事業名	② 任意予防接種費用助成制度 【感染症対策課】 1・2・3・5・6 都補助（都1/2 区1/2） 4・7 都補助（都、定額）	
概 要	<p>予防接種法に基づかない任意予防接種については、接種者本人の希望等により自己負担で接種することができる。疾病の発生状況や予防接種の効果等を考慮し、特に予防効果が高いと認められる任意予防接種に対して、区民を対象に接種費用の一部又は全額助成を実施している。</p> <p>1 成人対象の風しん・MRワクチン接種費用助成 【対象】19歳以上で、風しんの抗体価が十分でない女性及びそのパートナー又はその同居者 【金額】全額助成（助成回数は1回のみ）</p> <p>2 MR接種漏れ者接種費用助成 【対象】2歳以上18歳以下で、定期接種のMR予防接種が未接種であることが母子健康手帳等の記録により確認できる者。ただし、MR定期予防接種の対象者は除く。 【金額】全額助成</p> <p>3 骨髄移植後等の再接種費用助成 【対象】20歳未満で、平成31年4月以降、国内で予防接種実施規則に規定する回数及び間隔によって対象ワクチンを接種している者。ただし、対象者の生年月日を基準に定期化又は区が行政措置として実施した予防接種に限る。 【金額】予防接種単価を上限として実費助成</p> <p>4 小児インフルエンザ予防接種費用助成 【対象】生後6か月以上中学3年生以下の者 【金額】①生後6か月以上13歳未満：2,000円/回、2回まで ②13歳以上中学3年生以下：2,000円、1回 【期間】10月1日から1月31日</p> <p>5 HPVワクチン男性予防接種費用助成 【対象】小学校6年生以上高校1年生以下の者 【金額】4価HPVワクチン（ガーダシル）：全額助成、3回まで</p> <p>6 帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成 【対象】50歳以上の者 【金額】①生ワクチン（ビケン）：5,000円、1回 ②不活化ワクチン（シングリックス）：10,000円/回、2回まで</p> <p>7 高齢者肺炎球菌任意予防接種費用助成 【対象】66歳以上の者 【金額】自己負担額 4,000円</p>	
実 績	<p>1 成人対象の風しん・MRワクチン接種費用助成</p> <p>2 MR接種漏れ者接種費用助成</p> <p>3 骨髄移植後等の再接種費用助成</p> <p>4 小児インフルエンザ予防接種費用助成</p> <p>5 HPVワクチン男性予防接種費用助成</p> <p>6 帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成</p> <p>7 高齢者肺炎球菌任意予防接種費用助成</p>	<p>1,609人（過年度4人）</p> <p>113人</p> <p>5人</p> <p>53,688人</p> <p>442人</p> <p>10,938人（過年度9人）</p> <p>320人</p>

## 2 エイズ及び性感染症予防

事業名	エイズ及び性感染症予防 【感染症対策課】	国補助(国直1/2、区1/2)
概要	エイズ及び性感染症に関する正しい知識の啓発・相談・保健指導・検査を行う。 (相談：各地域健康課及び感染症対策課、検査：蒲田地域庁舎で実施)	
実績	肝炎ウイルス検査 14 件 エイズ検査・相談体制 抗体検査 462 件 (定例検査 462件 即検査 未実施) 相談 1,020 件 (来所 804件 電話 216件) 性感染症予防講演会 5 回 (区立中学校 5 か所で開催) 東京工科大学新入生オリエンテーション 令和 6 年 4 月、660部啓発グッズ配布 エイズ予防月間啓発キャンペーン 令和 6 年11月上旬、500部啓発グッズ配布 人権週間 パネル展示 令和 6 年11月29日～12月 6 日、大田区役所 1 階 二十歳のつどい 令和 7 年 1 月13日、300部啓発グッズ配布	

## 3 結核・感染症発生動向調査事業

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 【感染症対策課】	国補助(国直1/2、区1/2)
概要	区内定点医療機関から保健所に提出される感染症のデータを東京都を介して国に集約し、解析することで感染症に対する的確な予防対策を確立する。解析されたデータは、区内医療機関に定期的に還元し、区ホームページに掲載する。	
実績	感染症発生動向調査(※) 定点医療機関からの提出データを都へ報告 週 1 回及び月 1 回 解析結果の還元 週 1 回	

※ 結核発生動向調査は、平成21年度末で終了

## 4 感染症診査協議会

事業名	感染症の診査に関する協議会 【感染症対策課】	区
概要	保健所長の諮問に応じて、就業制限や入院勧告、入院期間の延長、申請医療内容の適否について診査等を行う。	
実績	定例診査会(結核) 24 回 (結核以外の感染症は応急入院勧告、就業制限報告のみ 結核の定例診査会と併せて実施 19回) 緊急時の診査(結核) 18 回 定例診査会(結核以外) 0 回	

## 5 結核医療費公費負担

事業名	結核医療費公費負担 【感染症対策課】	1 国補助(国直1/2、区1/2)	2 国補助(国直3/4、区1/4)
概要	結核診査協議会の診査を経て承認決定した者に対し、医療費の公費負担を行う。		
実績	令和 6 年度新規登録者数 120 人(結核 77人、潜在性結核 43人) 令和 6 年度結核診査協議会諮問数 1 入院勧告患者(法第37条) 実 24 人 延 47 人 2 一般患者(法第37条の 2) 実 141 人 延 162 人 令和 6 年度医療費公費負担支払延件数 1 入院勧告患者(法第37条) 延 89 件 2 一般患者(法第37条の 2) 延 1,063 件		

## 6 結核健康診断

事業名	結核健康診断 【感染症対策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	1 患者家族健診、接触者健診、管理検診 特定の対象者に対し、胸部エックス線検査やI G R A検査等による健康診断を行う。(なお、定期健康診断として、学校、病院、施設等に対し、健康診断の勧奨及び状況の把握を行っている。) 2 I G R A検査 結核診断に用いる血液検査	
実績	1 ①患者家族健診 ②接触者健診 ③管理検診(治療終了した患者の管理) ※延：胸部エックス線検査、かくたん検査、その他検査(Q F Tなど)の合計数 2 I G R A検査	延 85人 延 540人 延 33人 560人(再掲)

## 7 結核対策特別促進事業

事業名	結核対策特別促進事業 【感染症対策課】	国補助(国直、定額)
概要	1 大田区結核D O T S(直接服薬確認)推進事業 結核患者の服薬を支援することにより、結核患者を確実に治療させ、再発及び多剤耐性結核菌の発生を予防し、結核の拡大を防止する。 2 定期病状調査 病状把握の困難な結核登録者について、医療機関等から病状や治療状況を定期的に調査する。 3 生活保護受給者等健診 生活保護受給者、ホームレス等、健康診断を受ける機会の少ない者を対象に胸部エックス線検査を行う。	
実績	大田区結核D O T S推進事業 D O T S実施対象者 定期病状調査 生活保護受給者等健診 所内型	162人 293件 4回 50人

8 感染症予防事務費

事業名	感染症予防事務費 【感染症対策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査及び研究の推進を行う。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の人権に配慮しながら、健康危機管理の観点から、迅速かつ的確な対応に努めている。	
実績	1 類型別患者届出数(令和6年度)	計 196 件
	一類感染症患者	0 件
	二類感染症患者(結核を除く)	0 件
	三類感染症患者	46 件 (腸管出血性大腸菌感染症44件、細菌性赤痢2件)
	四類感染症患者	31 件 (E型肝炎14件、レジオネラ症7件、デング熱5件等)
	五類感染症患者(全数報告分)	119 件 (梅毒45件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症19件等)
	新型インフルエンザ等感染症	計 0 件
	2 法第15条に基づく患者・接触者等の疫学調査数(令和6年度、他自治体からの依頼含む)	計 97 件
	二類感染症(結核を除く)	0 件
	三類感染症	52 件 (腸管出血性大腸菌感染症50件、細菌性赤痢2件)
	四類感染症	33 件 (E型肝炎14件、レジオネラ症10件、デング熱4件等)
	五類感染症	12 件 (カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症10件、麻しん1件、侵襲性髄膜炎菌感染症1件)
	3 患者・接触者等の検便数(令和6年度)	計 145 件
	4 法第19条(勧告入院)に伴う医療費公費負担(令和6年度 結核を除く)	計 47 件
	5 その他施設等からの報告数(令和6年度)	計 379 件
	感染性胃腸炎疑い調査数 51 件(福祉施設47件、学校4件) インフルエンザ調査数 120 件(福祉施設43件、学校77件) 新型コロナウイルス感染症調査数 71 件(福祉施設60件、学校5件、病院6件) その他感染症による調査数 137 件(福祉施設132件、学校5件) (ア) 福祉施設・・・保育園・高齢者・障害者施設等 (イ) 学校・・・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学等	

9 新型インフルエンザ等感染症対策

事業名	新型インフルエンザ等感染症対策 【感染症対策課】	都補助(都1/2、区1/2)
概要	病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備え、医療及び社会機能等の対策を強化する。	
実績	1 新型インフルエンザ等対策備蓄物資の入替え それぞれの備蓄品について使用期限を設定しており、令和6年度は防護服、マスク、手袋等について補充及び経年劣化による入替えを行った。	
	2 新型インフルエンザ等対応訓練 令和6年度は、課内で防護服着脱訓練、マスクフィッティングテストを実施した。区内医療機関との訓練や、他自治体における医療機関との合同訓練等にも参加し、訓練内容を課内で共有した。	
	3 感染症予防計画 新型コロナの対応を踏まえて改正された感染症法の規定により、保健所設置区市においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。区では新たな感染症発生等の有事に備えた体制を構築するため、大田区感染症予防計画を策定し、この計画に基づき、訓練を実施している。	

10 予防接種健康被害救済制度

事業名	予防接種健康被害救済制度 【感染症対策課】 国補助（国1）											
概 要	<p>予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市区町村により給付が行われる。</p> <p>本人（又は遺族）からの請求後、区において調査委員会を開催し、国への進達に必要な書類等を確認する。区から都を経由して国に進達し、国の委員会で予防接種と健康被害の因果関係を判断するため、請求から因果関係の結論まで1年以上かかることが多い。因果関係が認定された場合、健康被害に対して市区町村から給付が行われる。</p>											
実 績	<p>(新型コロナウイルスワクチン関係)</p> <table border="0" data-bbox="240 539 1460 678"> <tr> <td data-bbox="240 539 863 584">1 大田区予防接種健康被害調査委員会</td> <td data-bbox="863 539 1054 584">開催回数</td> <td data-bbox="1054 539 1460 584">2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 584 863 629">2 申請状況</td> <td data-bbox="863 584 1054 629">進達件数</td> <td data-bbox="1054 584 1460 629">62件</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="863 629 1054 678">審査結果</td> <td data-bbox="1054 629 1460 678">55件</td> </tr> </table> <p>※令和7年3月31日時点</p>			1 大田区予防接種健康被害調査委員会	開催回数	2回	2 申請状況	進達件数	62件		審査結果	55件
1 大田区予防接種健康被害調査委員会	開催回数	2回										
2 申請状況	進達件数	62件										
	審査結果	55件										

### 3 成人保健

#### 1 健康づくり

事業名	① 健康づくり【健康づくり課】				区
概要	区民の健康増進と食育に関する知識の普及啓発を図る。 おおた健康プランの普及 区民の健康づくり活動の環境整備 大田健康づくりグループネットワークの整備推進 食育の推進				
実績	栄養に関する出張健康教育（児童館等）	18回	参加者	319人	
	食育フェア	実施期間 13日間	イベント参加者	565人	
	地域で活動する栄養士向け講演会		1回	参加者	32人
	朝食メニュー集の配布				6,800部

事業名	② 受動喫煙防止対策【健康づくり課】				都・区
概要	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、多方面からの禁煙勧奨・受動喫煙防止対策の強化を行う。				
実績	受動喫煙防止対策相談受付件数	121件			
	メール等による苦情相談件数	45件（うち指導件数0件）			
	指導員による標識掲示済確認	5,505件			

事業名	③ はねびょん健康ポイント【健康づくり課】				都・区
概要	アプリをダウンロードして、区民が気軽に楽しく健康づくりに取り組んでもらうことで、区民の健康寿命の延伸を図る。				
実績	はねびょん健康ポイント登録者数	46,313人			

事業名	④ がん患者ウィッグ等購入費助成				都・区
概要	ウィッグ及び胸部補正具等購入費用を助成することにより、がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減し、療養生活の質の向上及び社会参加等を支援する。				
実績	申請件数	301件			

#### 2 栄養指導

小事業名	① 栄養指導【健康づくり課】				区
概要	健康増進、疾病予防、食生活の改善等について、希望する区民に対し、講習会等により指導を実施する。（各地域健康課で実施）				
実績	個別栄養相談			1,804人	
	パネルシアター	28回	1,178人		

小事業名	② 特定給食施設指導【健康づくり課】				区
概要	特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設）の栄養改善等について必要な個別・集団指導を実施する。（各地域健康課で実施）				
実績	講習会	5回	468施設	個別指導	497施設

### 3 おおた健康プラン

事業名	① おおた健康プランの推進 【健康医療政策課】 区		
概要	おおた健康プラン（第三次）（計画期間：令和元年度から7年度）の効果的な推進のため、学識経験者や公募の区民等で構成するおおた健康プラン推進会議を開催する。また、おおた健康プラン（第三次）の評価及び次期計画策定の基礎資料とするため、区民アンケートを行う。		
実績	おおた健康プラン推進会議	2	回開催
	おおた健康プラン庁内検討会	2	回開催
	各事業の実績報告に関し、進捗をより分かりやすくすることを目的に数値化した。		
	健康に関するアンケート調査	1	回実施

事業名	② おおた健康経営事業所の認定 【健康医療政策課】 都補助(都1/2、区1/2)		
概要	働き盛り世代の区民の健康増進に向け、従業員の健康づくりに戦略的に取り組む区内事業所をおおた健康経営事業所として認定する。		
実績	産業支援施設等へ個別訪問を行い、事業の周知を実施した。（令和6年7月から9月）		
	おおた健康経営事業所認定審査委員会	1	回開催
	おおた健康経営事業所	計50社	（ゴールド3社、シルバー25社、ブロンズ22社）
	健康経営セミナー	2	回開催
	健康づくり出張講座の実施	22	回実施

事業名	③ 東邦大学との共同研究「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」 【健康医療政策課】 都補助(都1/2、区1/2)		
概要	東邦大学と共同で行政情報等を18特別出張所ごとに分析し、科学的根拠に基づいた健康づくり施策の立案に活用する。		
実績	1 行政情報分析として、18地区の健康課題や地域特性の分析を行った。		
	2 これまでの事業で分析した各種データやモデル事業の取組などを広く周知するため、2種類の啓発資料を作成した。		
	3 令和3年度及び令和5年度に実施した質問票調査結果について、その変化など地区を考慮しない区全体の分析を行い、区民の健康課題や特徴について、多角的に検証した。		

### 4 健康増進事業

小事業名	① 健康教育・相談 【健康づくり課、地域健康課】 区		
概要	生活習慣病の予防と、健康に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持、増進を目的とする教室を開催する。		
実績	出張健康教育（事業所等）	22回	350人
	出張健康教育（小学校）	20校	1,485人
	食生活講座(出張型)	11回	81人
	栄養講座	4回	38人
	大人の食事相談等		57人

<参考>令和6年度までは国保年金課、高齢福祉課、健康づくり課の3課で実施。事務移管により令和7年度からは健康づくり課が実施

小事業名	② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【国保年金課、高齢福祉課、健康づくり課】 国補助(国1/3、広域2/3)		
概要	後期高齢者のうち、フレイル傾向にある方や生活習慣病等の重症化のおそれがある方を国保データベース（KDB）システムから抽出し、健康状態の把握や健康講座・相談等を行うことで、早期のフレイル予防や重症化予防に取り組む。		
実績	実施地区：4地区（鶴の木・大森東・入新井・蒲田東）		
	(1)個別支援(ハイリスクアプローチ)		
	勧奨通知	1,177人	保健指導 77人
	(2)通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)		
	勧奨通知	802人	健康教室 28回 保健指導 342人

## 5 健康診査

小事業名	① 基本健康診査 【健康づくり課】 区	
概要	大田区健康診査として、40歳以上の生活保護受給者等を対象に区内医療機関で特定健康診査の基本項目と同じ内容の健康診査を実施する。 大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査の受診者及び大田区国民健康保険以外の健康保険に加入する特定健康診査の受診者で追加健診を希望する方には、エックス線、心電図、眼底検査等を同時に実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)生活保護受給者等	2,498人(追加健診 2,482人)
	国保・後期高齢追加健診	65,328人
	社保追加健診	2,564人

### 【国民健康保険事業特別会計 保健事業費】

小事業名	② 特定健康診査・特定保健指導事業等 【健康づくり課】 国・都補助 (国1/3、都1/3)	
概要	40歳以上の国保被保険者に区内医療機関で健康診査を実施し、健診結果により保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。	
実績	特定健康診査受診者数(医師会委託)	29,653人
	人間ドック受診助成対象者	1,055人
	特定保健指導実施者数 ※事業者委託分は3月発送分まで	初回面接実施者 172人

※令和7年度の組織改正により、区民部国保年金課から移管

### 【後期高齢者医療特別会計 保健事業費】

小事業名	③ 健康診査費 (長寿健康診査) 【健康づくり課】 都・区	
概要	後期高齢者医療制度加入者を対象に区内医療機関で健康診査を実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	35,521人

※令和7年度の組織改正により、区民部国保年金課から移管

小事業名	④ 39歳以下基本健康診査 【健康づくり課】 区	
概要	18歳以上39歳以下の区民を対象に、健康診査を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	1,396人(現年度 1,395人、過年度 1人)

小事業名	⑤ 胃がん検診 【健康づくり課】 区	
概要	1 40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診(エックス線検査)を区内医療機関で実施する。 2 50歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診(内視鏡検査)を区内医療機関で実施する。 3 20歳の区民を対象に、ピロリ菌感染の有無を調べる検査を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	
	1 エックス線検査	4,736人
	2 内視鏡検査	10,149人
	3 20歳のピロリ菌検査	387人

小事業名	⑥ 肺がん検診 【健康づくり課】 区	
概要	40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	27,533人

小事業名	⑦ 大腸がん検診 【健康づくり課】 区	
概要	40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診	33,113人(現年度 33,107人、過年度 6人)

小事業名	⑧ 子宮頸がん検診 【健康づくり課】	区
概要	20歳以上の女性の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診 子宮頸がん 子宮体がん	29,409 人 2,001 人

小事業名	⑨ 乳がん検診 【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の女性の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診	11,978 人

小事業名	⑩ 喉頭がん検診 【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の区民（喫煙等の要件あり）を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	6,301 人

小事業名	⑪ 前立腺がん検診【健康づくり課】	区
概要	60, 65, 70歳の男性の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	1,277人（現年度 1,274人、過年度 3人）

小事業名	⑫ 肝炎ウイルス検診(B型・C型) 【健康づくり課】	国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)
概要	以下のいずれかに該当する区民を対象として、特定(長寿)等健康診査と同時に実施し、同健康診査受診者以外の者は単独で実施する。(過去に肝炎ウイルス検診を受診済の者及び職場等で同様の肝炎ウイルス検診を受診する予定のある者を除く。) (1)40歳以上の者 (2)特定(長寿)等健診において肝機能検査の数値に異常が見られ要指導とされた者	
実績	医療機関(医師会委託)	5,298人（現年度 5,265人、過年度 33人）

小事業名	⑬ 眼科(緑内障等)検診 【健康づくり課】	区
概要	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	2,873人

小事業名	⑭ 骨粗しょう症検診 【健康づくり課】	国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)
概要	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	2,806人（現年度 2,805人、過年度 1人）

<参考>令和6年度まで高齢福祉課で実施。令和7年度からは健康づくり課で認知機能検診として実施

小事業名	⑮ 大田区もの忘れ検診 【高齢福祉課】	都補助(10/10)
概要	70, 75歳及び65歳以上80歳以下で受診を希望する区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	418人

6 歯科保健

小事業名	① 成人歯科健康診査 【健康づくり課】 区、一部対象者のみ 国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)		
概要	20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 76, 80歳の区民に対し、歯科健診、歯周病等の健診を区内医療機関で実施する。76, 80歳については口腔機能評価項目を併せて実施する。対象者に受診票を個別送付する。		
実績	医療機関実施(歯科医師会委託)	8,524人	(現年度 8,507人、過年度 17人)

小事業名	② 障がい者(児)歯科相談 【健康づくり課】 区		
概要	民間障がい者施設の通所者等に対し、歯科健康診査、相談、指導などを歯科医師会に委託して実施する。		
実績	施設歯科相談	26施設	269人
	診療所歯科相談		3人

小事業名	③ みんなでよい歯のまちづくり 【健康づくり課、地域健康課】 一部補助 (国1/3、都1/3、区1/3)		
概要	歯科疾患の予防や口腔機能の維持のため、健康教育、パネル展示、情報誌の作成を通じて、歯科口腔保健の知識の普及啓発を行う。		
実績	歯周病予防教室	13回	76人
	歯周病健康相談	16回	43人
	出張健康教育	248回	4,737人
	パネル展示	7会場 10回	延164日開催
	情報誌作成	1種類	5,500部
	子どもの歯と口の健康づくりセミナー	再生回数	907回

7 保健事業

【国民健康保険事業特別会計 保健事業費】

小事業名	大田区国民健康保険データヘルス計画 【健康づくり課】 一部補助 (国・都補助)		
概要	被保険者の健康・医療情報から抽出した健康課題の解決に向けて、PDCAサイクルに沿って効果的な保健事業を実施していくための事業計画「データヘルス計画」を策定し、運用する。		
実績	【計画の進捗状況】 (例) 第3期データヘルス計画 (令和6年度～令和11年度) に基づき、各保健事業を推進		
	(1) 特定健康診査 (受診勧奨)	2回 1回目 52,000件	2回目 40,147件
	(2) 人間ドック受診助成		1,055人
	(3) 早期介入保健事業 (スマホドック)	申込者 219人	実施者 170人
	(4) 特定保健指導 ※事業者委託分は3月発送分まで	初回面接実施者	172人
	(5) 糖尿病性腎症重症化予防保健指導	実施者	8人
		フォローアップ	7人
	(6) 医療機関受診勧奨		206人
	(7) 歯科受診勧奨		522人
	(8) 循環器病予防受診勧奨		297人
	(9) 後発医薬品利用促進事業 (差額通知)		8,390件
		(15歳未満 437件、15歳以上	7,953件)
	(10) 適正服薬推進事業		
	・ 重複服薬・多剤服薬者等に対する服薬相談勧奨 (服薬情報通知)		1,000人
	・ 薬局での服薬相談		51人

## 4 母子保健

### 1 母子保健指導

小事業名	① 出産準備教室【健康づくり課】 区		
概 要	妊娠、出産、産後の健全な生活と育児に必要な知識の習得の機会を提供する。(各地域健康課で実施)		
実 績	出産準備教室(平日2日制)	実施実回数	48回
	出産準備教室(土曜1日制)	実施回数	72回
	出産準備教室参加者		延 4,149人
小事業名	② 子育て応援メール【健康づくり課】 都・区		
概 要	妊婦や18歳未満のこどもを養育する保護者を対象にこどもの成長や子育てに関する様々な情報をメールマガジン形式で定期配信する。		
実 績	大田区子育て応援メール	メール登録者数	1,634人(令和7年3月31日現在)
		L I N E登録者数	12,829人(令和7年3月31日現在)
小事業名	③ 育児学級【健康づくり課】 区		
概 要	育児に関する必要な知識等の習得を支援する。(各地域健康課で実施)		
実 績	育児学級	実施回数	144回
	多胎児育児学級	実施回数	15回
	子育てグループワーク	実施回数	227回
	乳幼児の救急蘇生教室	実施回数	8回
小事業名	④ 妊娠高血圧症候群等療養援護【健康づくり課】 区		
概 要	母体保護のため妊娠高血圧症等に罹患している妊産婦に対し医療費の給付を行う。		
実 績	医療費助成		5人
小事業名	⑤ 妊婦面接・新生児等訪問【健康づくり課】 都・区		
概 要	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭へ訪問し指導を行う。 また、妊娠期から子育て期へつながる支援のファーストコンタクトとして妊婦全員面接を実施する。		
実 績	新生児訪問指導数		4,384人
		(うち助産師による訪問指導数	3,485人)
	妊産婦訪問指導数	妊婦	656人
		産婦	4,337人
		(うち助産師による産婦訪問指導数	3,475人)
	里帰り先等での訪問指導数		265人
		(他の自治体に訪問を依頼)	
	妊婦面接 面接数		5,121人
	子育て応援券 配布数		5,225件
	出産応援ギフト 配布数		5,361件
	子育て応援ギフト 配布数		5,359件
小事業名	⑥ バースデーサポート事業【健康づくり課】 都		
概 要	1歳児及び2歳児を養育する世帯にアンケートを行い、家庭状況を把握するとともに、大田区子育て応援ギフトを支給する。		
実 績		回答者数	回答者のうちフォロー数
	ファーストバースデーサポート(1歳児)	4,359人	887人
	セカンドバースデーサポート(2歳児)	4,459人	1,110人
小事業名	⑦ 産後ケア事業【健康づくり課】 都・区		
概 要	訪問を受けた産婦で区が必要と認める方に対し、訪問型・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型の産後ケア事業を実施する。		
実 績	産後ケア実施数	訪問型・外来型	1,592件
		日帰り型	289件
		宿泊型	1,372件
		グループケア型	72件

小事業名	⑧ 養育医療給付【健康づくり課】	国・都・区
概要	未熟児の養育のため必要な医療給付を行う。	
実績	医療給付	94人 延 261件

小事業名	⑨ 療育給付【健康づくり課】	国(都経由)
概要	骨関節結核及びその他の結核に罹患している18歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに、学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付する。	
実績	給付	1人

小事業名	⑩ 自立支援医療(育成医療)【健康づくり課】	国・都・区
概要	18歳未満で身体の障害で手術を必要とし、治療効果が期待される児童に対し必要な医療給付を行う。	
実績	医療給付	12人 延 21件

小事業名	⑪ 小児慢性疾患児日常生活用具給付【健康づくり課】	都・区
概要	小児慢性特定疾患医療費助成制度の受給者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	
実績	給付	1人 延 1件

## 2 母子健康診査

小事業名	① 妊婦健康診査【健康づくり課】	都・区																					
概要	妊婦が安心して健全な出産ができるよう妊娠期間中に医療機関に委託して健診を行う。受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払で助成を行う「里帰り等妊婦健康診査費用助成事業」を実施している。																						
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都内受診</th> <th>里帰り等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>4,863人</td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>2回目以降</td> <td>49,607件</td> <td>5,556件</td> </tr> <tr> <td>超音波検査</td> <td>17,140人</td> <td>596人</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>4,624人</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>新生児聴覚検査</td> <td>3,465人</td> <td>777人</td> </tr> <tr> <td>里帰り等費用助成</td> <td></td> <td>1,051件</td> </tr> </tbody> </table>		都内受診	里帰り等	1回目	4,863人	175人	2回目以降	49,607件	5,556件	超音波検査	17,140人	596人	子宮頸がん検診	4,624人	47人	新生児聴覚検査	3,465人	777人	里帰り等費用助成		1,051件	
	都内受診	里帰り等																					
1回目	4,863人	175人																					
2回目以降	49,607件	5,556件																					
超音波検査	17,140人	596人																					
子宮頸がん検診	4,624人	47人																					
新生児聴覚検査	3,465人	777人																					
里帰り等費用助成		1,051件																					

※上記は東京都国保連合会のデータに基づく数値

小事業名	② 1か月児健康診査受診費用助成【健康づくり課】	国・区
概要	生後概ね1か月頃に受診する健康診査にかかった費用の全額又は一部を助成する。	
実績	助成件数	2,398人

小事業名	③ 4か月児健康診査【健康づくり課、地域健康課】	区						
概要	生後4か月の乳児に対し、健康診査を実施する。(各地域健康課で実施)							
実績	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>110回</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査</td> <td>4,398人</td> </tr> <tr> <td>精密健康検査(受診票支払実績)</td> <td>165人</td> </tr> </tbody> </table>	実施回数	110回	一般健康診査	4,398人	精密健康検査(受診票支払実績)	165人	
実施回数	110回							
一般健康診査	4,398人							
精密健康検査(受診票支払実績)	165人							

小事業名	④ 6・9か月児健康診査【健康づくり課】	区
概要	生後6か月児及び9か月児に対して医療機関で健康診査を受診するよう、受診票を交付する。	
実績	受診者(支払実績)	8,317人 (6か月 4,214人 9か月 4,103人)

小事業名	⑤ 1歳6か月児健康診査 【健康づくり課、地域健康課】 区								
概要	1歳6か月児を対象に健康診査(歯科健康診査を含む)を実施する。 (各地域健康課で実施)								
実績	<table> <tr> <td>実施回数</td> <td>107回</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査</td> <td>4,550人</td> </tr> <tr> <td>歯科健康診査</td> <td>4,546人</td> </tr> <tr> <td>精密健康診査(受診票支払実績)</td> <td>208人</td> </tr> </table>	実施回数	107回	一般健康診査	4,550人	歯科健康診査	4,546人	精密健康診査(受診票支払実績)	208人
実施回数	107回								
一般健康診査	4,550人								
歯科健康診査	4,546人								
精密健康診査(受診票支払実績)	208人								

小事業名	⑥ 3歳児健康診査 【健康づくり課、地域健康課】 区								
概要	3歳児を対象に健康診査(歯科健康診査、視力・聴覚検診を含む)を実施する。 (各地域健康課で実施)								
実績	<table> <tr> <td>実施回数</td> <td>98回</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査</td> <td>4,600人</td> </tr> <tr> <td>歯科健康診査</td> <td>4,596人</td> </tr> <tr> <td>精密健康診査(受診票支払実績)</td> <td>511人</td> </tr> </table>	実施回数	98回	一般健康診査	4,600人	歯科健康診査	4,596人	精密健康診査(受診票支払実績)	511人
実施回数	98回								
一般健康診査	4,600人								
歯科健康診査	4,596人								
精密健康診査(受診票支払実績)	511人								

小事業名	⑦ 乳幼児発達診断 【健康づくり課】 区				
概要	運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障がい等の早期発見のために、専門医及び心理判定員による健康診査、相談指導を実施する。				
実績	<table> <tr> <td>実施回数</td> <td>54回</td> </tr> <tr> <td>受診者</td> <td>122人</td> </tr> </table>	実施回数	54回	受診者	122人
実施回数	54回				
受診者	122人				

小事業名	⑧ 乳幼児経過観察健診 【健康づくり課】 区						
概要	乳幼児健康診査等の結果、要経過観察と判断された乳幼児及び家庭訪問等の保健師活動から必要と判断された乳幼児に対して、専門医・心理判定員等による定期的な健診、保健指導、栄養指導、心理相談を実施する。						
実績	<table> <tr> <td>経過観察</td> <td>47回</td> <td>434人</td> </tr> <tr> <td>心理相談</td> <td>171回</td> <td>1,676人</td> </tr> </table>	経過観察	47回	434人	心理相談	171回	1,676人
経過観察	47回	434人					
心理相談	171回	1,676人					

### 3 歯科保健

小事業名	① 妊婦歯科健康診査【健康づくり課】	区
概要	妊婦に対して妊娠時の歯科疾患を予防し、胎児の健全育成を図るための健診を区内医療機関で実施している。	
実績	医療機関(歯科医師会委託)	1,852 人(うち、過年度 25人)

小事業名	② 幼児歯科健康診査【健康づくり課】	国・区
概要	受診日現在2歳～3歳未満に1回、3歳～就学前に3回、区内医療機関で歯科健康診査及びフッ化物塗布(希望者制)を実施している。 受診券は、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の案内通知時に同封する。	
実績	医療機関(歯科医師会委託)	4,022 人(うち、過年度 68人)
	内訳 健診のみ	34 人(うち、過年度 1人)
	健診+フッ化物塗布	3,988 人(うち、過年度 67人)

小事業名	③ 乳幼児歯科相談【健康づくり課・地域健康課】	区			
概要	乳幼児歯科保健対策として、歯の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施する。1歳6か月児健診、3歳児健診にて未処置歯のある児の保護者に受診に関するアンケートを送付し、必要に応じて相談を実施する。				
実績	健康教育	66 回	延	395 人	
	歯科相談	64 回	延	147 人	
	歯科経過観察	48 回	延	335 人	
	予防処置	106 回	延	441 人	
	保健指導		延	482 人	
	う蝕多発傾向児フォロー	対象者	140 人	返信数	80 人
		歯科相談	1 人		

### 4 母子保健推進協議会

事業名	母子保健推進協議会【健康づくり課】	区
概要	地域の母子保健における課題や施策について、医師会、歯科医師会、助産師会、地域庁舎利用者代表、その他の関係者による協議を行う。	
実績	開催回数	1 回

### 5 特定不妊治療費助成

小事業名	特定不妊治療費(先進医療)助成【健康づくり課】	区
概要	東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業の承認決定を受けた方に対して、保険適用された特定不妊治療と併用して自費で実施した「先進医療」に係る費用の一部を上乗せして助成する。	
実績	特定不妊治療費(先進医療)助成件数	14 件

## 5 精神保健・難病

### 1 こころの健康づくり推進事業(うつ病・自殺総合対策)

小事業名	自殺総合対策事業 【健康づくり課】	都
概要	<p>生きるための総合的な支援を行うことで自殺を防止する。</p> <p>1 インターネットを活用した自殺防止相談事業 「死にたい」などのキーワードを検索した方が、相談を希望した場合、メール等で相談を受ける。</p> <p>2 ゲートキーパー養成講座（自殺対策を支える人材育成）</p> <p>3 自殺総合対策協議会 地域の自殺対策の課題などについて、庁内関係部署、医師会、学識経験者、地域の代表者等による協議を行う。</p>	
実績	<p>1 インターネットを活用した自殺防止相談事業 新規相談者 108 人</p> <p>2 ゲートキーパー養成講座 一般区民向け 2 回 62 人 支援者向け 1 回 40 人 教職員向け 2 回 200 人</p> <p>3 自殺総合対策協議会 1 回</p>	

### 2 精神保健福祉相談

小事業名	精神保健福祉相談 【健康づくり課】	国
概要	<p>精神障がいがあっても、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 精神科専門医による相談や家族教室等を行い精神障がい者とその家族を支援する。(各地域健康課で実施)</p>	
実績	<p>1 精神保健福祉相談(一般・思春期等) 90 回</p> <p>2 依存症相談 24 回</p> <p>3 家族教室 3 回</p> <p>4 困難事例検討会 11 回</p> <p>5 精神保健福祉地域支援推進会議 1 回</p>	

### 3 精神障害者社会復帰支援

小事業名	デイケア 【健康づくり課】	区
概要	<p>回復途上にある精神障がい者のグループ活動や自主的活動の場を提供することにより、生活体験の幅を広げ、意欲の向上、対人対応の改善を図り、社会生活への適応を促進する。(調布地域健康課で実施)</p>	
実績	<p>1 デイケア 47 回 延 339 人</p> <p>2 評価会議 12 回</p>	

### 4 難病対策の推進

事業名	難病対策の推進 【健康づくり課】	国
概要	<p>地域全体としての難病支援・セーフティネットワークの構築を目指し、関係機関との情報共有化を図り、地域の難病支援体制を整える。 難病患者及びその家族の療養生活を支援することを目的とし、専門医による講演会を実施する。</p>	
実績	大田区難病対策地域協議会	1 回開催

## 6 公害健康被害補償

### 1 大気汚染障害者認定審査会

事業名	大気汚染障害者認定審査会 【健康医療政策課】	都条例
概要	「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）に基づき、大田区大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いた上で、資格の認定を行い、医療券を発行している。新規認定の対象者は18歳未満の者に限られ、18歳の誕生日の末日で認定の効果は終了する。認定期間は原則として2年間であり、平成9年4月1日以前に出生した者ですでに認定を受けている者については、認定期間の更新のみ認められているが、平成30年4月1日以降の診療分から一部自己負担が生じることとなった。	
実績	大気汚染障害者認定審査会 審査件数 被認定者数	12 回開催 1,160 件 (新規申請0件、更新申請1,160件) 2,345 人 (令和7年3月31日現在)

### 2 公害健康被害認定事務及び給付事務

事業名	公害健康被害認定事務及び給付事務 【健康医療政策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	昭和49年11月30日「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく第1種地域(大気汚染)に指定されたことにより、同法に基づく健康被害者の認定・補償給付を行っている。法律改正により、全ての第1種地域指定が解除され、昭和63年3月1日から新規の健康被害者の認定申請ができなくなった。	
実績	被認定者数 公害健康被害認定審査会 審査件数 公害診療報酬等審査会 審査件数 公害医療機関 訪問看護 公害調剤薬局 非公害医療機関 個人分(公健法第24条:後払い請求分)	1,126 人 (令和7年3月31日現在) [ 1,171 人 (令和6年3月31日現在) ] 12 回開催 631 件 (更新293件、見直し等338件) 12 回開催 15,529 件 8,169 件 7 件 7,010 件 339 件 4 件

### 3 公害健康被害者各種補償給付

事業名	公害健康被害者各種補償給付 【健康医療政策課】	法定1(環境再生保全機構定額、診断書料等助成については区)
概要	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者及び医療機関に対して、医療費・障害補償費・遺族補償費・遺族補償一時金・療養手当・葬祭料等の給付を行っている。	
実績	診断書料等助成 医療費 療養手当 障害補償費 遺族補償費 遺族補償一時金 葬祭料	239 件 15,677 件 2,868 件 3,927 件 (返還金2件含む) 159 件 2 件 3 件

#### 4 公害保健福祉事業

事業名	公害保健福祉事業 【健康医療政策課】 法定1(環境再生保全機構3/4、区1/4)			
概要	公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき、被認定者の健康回復・保持及び増進を図ることを目的として実施している。			
実績	インフルエンザ予防接種費用助成	1,146人	(基準日	令和6年10月1日)
	対象：大田区被認定者全員	対象者数	345人	助成 35人
	(1) 65歳以上の被認定者	対象者数	801人	助成 234人
	(2) 65歳未満の被認定者			

#### 5 健康被害予防事業

事業名	健康被害予防事業 【健康医療政策課】 法定1(環境再生保全機構定額)			
概要	昭和63年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正により開始した事業で、同法第68条に基づき、地域住民を対象として、気管支ぜん息等の呼吸器系疾患に関する相談・指導・機能訓練を行うことにより、当該疾患の予防、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として実施している。			
実績	<p>1 ぜん息キャンプ            会場：平和島公園キャンプ場及びゆいっつ            対象：気管支ぜん息等にり患している児童とその保護者            参加者数：25組50名            参加者の保護者を対象に専門医による講習会を実施</p> <p>2 ぜん息講習会            テーマ：「食物アレルギーとぜん息」            対象：区内在住・在勤・在学の方            参加者数：29人</p> <p>3 水泳健康教室            東急スイミングスクールたまがわで実施            対象：小1から小6で気管支ぜん息等にり患している者            第1期 参加者数：29人            実施回数：7回            第2期 参加者数：29人            実施回数：7回</p> <p>○専門医との学習会            水泳健康教室の開催日に併せて参加者の保護者を対象に実施            参加者数：3人</p>			

#### 6 アスベスト対策事業

事業名	アスベスト対策事業 【健康医療政策課】 区			
概要	平成19年度アスベスト健康調査時の専門委員会の提言を踏まえ、区民に対してアスベスト検診の受診機会を提供する。			
実績	検診者	9人		

## 7 医 薬 ・ 検 査

### 1 医務・薬務許認可指導

事業名	医務・薬務許認可指導【生活衛生課】		区、都条例(都、定額)、法定1	
概 要	1 一般診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の開設の届出受理及び指導を行う。病院については届出の経由事務を行う。 2 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売・貸与業、管理医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者(届出、非届)の許可、届出受理及び指導を行う。 3 有害物質を含有する家庭用品の検査・指導を行う。			
実 績	1 業態別医療関係施設数 <span style="float: right;">令和7年3月31日現在</span> 総数 <span style="float: right;">2,915 施設</span> (病院 24 施設 診療所 632 施設 歯科診療所 536 施設 助産所 41 施設 施術所 1,042 施設 出張施術業 539 施設 衛生検査所 1 施設 歯科技工所 100 施設) 実地調査数 <span style="float: right;">145 件</span> 2 薬事・毒劇物関係施設 (1) 薬局 <span style="float: right;">401 施設</span> <span style="float: right;">麻薬小売業 <span style="float: right;">340 施設</span></span> 薬局製剤製造販売業 <span style="float: right;">26 施設</span> <span style="float: right;">薬局製剤製造業 <span style="float: right;">26 施設</span></span> 監視指導数 <span style="float: right;">479 件</span> (2) 医薬品販売業(店舗販売業) <span style="float: right;">135 施設</span> 医薬品等収去数 <span style="float: right;">4 件</span> <span style="float: right;">監視指導数 <span style="float: right;">42 件</span></span> (3) 高度管理医療機器等販売・貸与業 <span style="float: right;">512 施設</span> 監視指導数 <span style="float: right;">145 件</span> (4) 管理医療機器販売・貸与業 <span style="float: right;">2,561 施設</span> 監視指導数 <span style="float: right;">154 件</span> (5) 毒物劇物販売業 <span style="float: right;">280 施設</span> <span style="float: right;">監視指導数 <span style="float: right;">72 件</span></span> (6) 毒物劇物業務上取扱者(届出・非届) <span style="float: right;">261 施設</span> 監視指導数 <span style="float: right;">16 件</span> 3 有害物質を含有する家庭用品の検査数 <span style="float: right;">23 件</span>			

### 2 試験検査

事業名	試験検査【生活衛生課】	区
実 績	食品検査(食品衛生法に基づく食品収去品等検査) 1 細菌検査 <span style="float: right;">745 件 ( 3,823項目)</span> 2 腸管出血性大腸菌検査 <span style="float: right;">302 件 ( 906項目)</span> 水質検査(公衆浴場法等に基づく衛生管理にかかわる検査) 1 浴場細菌検査 <span style="float: right;">267 件 ( 533項目)</span> 2 プール細菌検査 <span style="float: right;">88 件 ( 174項目)</span> 3 おしぼり関連検査 <span style="float: right;">2 件 ( 10項目)</span> 4 レジオネラ属菌検査 <span style="float: right;">293 件</span> 臨床検査 1 尿検査 <span style="float: right;">4,169 件</span> 腸内細菌検査(感染症法等に基づく検査) <span style="float: right;">117 件 ( 123項目)</span>	

## 8 環 境 衛 生

### 1 環境衛生関係施設の監視指導

事業名	環境衛生関係施設の監視指導 【生活衛生課】	
概要	環境衛生関係施設のうち特定建築物は都条例(都定額)、他は区	
概要	1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館等、各種環境衛生関係施設の許可等に関する事務及び監視指導 2 建築物衛生法該当施設、飲料水関係施設への監視指導 3 環境衛生関係施設の営業者に対し、指導講習会を実施 4 環境衛生関係業者の衛生思想の向上を図り、自主活動を促進するため、大田区環境衛生協会に対し、衛生教育事業の一部を委託	
実績	1 環境衛生関係施設 監視指導対象数 監視指導数 科学検査実施施設数 2 建築物衛生法該当施設、飲料水関係施設 (1) 建築物衛生法該当施設 調査立入対象数 調査立入り 科学検査 (2) 飲料水関係施設 調査立入対象数 調査立入り 科学検査 3 受講者数 公衆浴場 理容所・美容所 プール 4 対象業者数	2,230 施設 825 施設 258 施設 254 施設 39 施設 35 施設 8,710 施設 37 施設 36 施設 1 回 26 名 2 回 101 名 0 回 0 名 約 2,300 施設

### 2 特区民泊の認定事業

事業名	特区民泊の認定事業 【生活衛生課】	区
概要	国家戦略特別区域法第13条の規定による旅館業法特例の「特区民泊」について、認定事業を行っている。	
実績	年度末時点の認定数 (居室数) 特定認定数 (新規) 変更認定数 廃止数 実査調査数	292 認定 (704室) 135 件 47 件 11 件 229 件

### 3 住宅宿泊事業の届出受理等

事業名	住宅宿泊事業の届出受理等 【生活衛生課】	区
概要	住宅宿泊事業法の規定に基づき、届出受理等の事務を行っている。	
実績	届出住宅数	218 件
	届出受理数（新規）	90 件
	廃止数	35 件
	条例適合証票交付数	1 件
	実査調査数	67 件

### 4 ひとにやさしい生活環境づくり

事業名	ひとにやさしい生活環境づくり 【生活衛生課】	区
概要	<b>感染症媒介蚊対策</b> 1 区道雨水ますへの薬剤投入（業者委託） 2 区立公園及び区施設管理者に対し薬剤の配布と投入指導 3 区立公園（4施設）で、蚊の生息状況調査及び捕集蚊の同定調査 <b>ネズミ衛生害虫の防除</b> 1 家屋のネズミ侵入口調査 2 スズメバチの巣の撤去作業 3 災害対策その他の臨時防除作業による薬剤散布を必要に応じ実施 住民の自主的な活動を支援するために、個別の事情に応じた助言をする とともに講習会を実施 <b>住まいの環境</b> 住まいの衛生に関する苦情相談に対して助言を行う。 母子事業等での集団指導を実施	
	実績	感染症媒介蚊対策委託 区道雨水ますへの薬剤投入（埋立地以外） 延 255,000 か所 蚊の生息状況調査及び捕集蚊の同定調査 10 回
ネズミ衛生害虫対策委託 ネズミ衛生害虫調査指導委託 40 日 ハチ類相談受付電話対応委託 85 日 ハチ類調査・駆除委託 171 件		
災害対策薬剤散布作業 ※作業実績なし 災害対策薬剤配布 ※実績なし		
<b>住まいの環境</b> 助言 893 件 パネル展 4 回 母子事業等での集団指導 2 回		

## 9 食 品 衛 生

### 1 食品衛生関係施設の監視指導

事業名	食品衛生関係施設の監視指導 【生活衛生課】		法定1(国間、定額)、区
概 要	食品関係営業施設に対する科学的・計画的かつ効果的な監視指導 1 通常監視指導 2 一斉監視指導 3 不良施設の一掃 4 不良食品の排除		
実 績	食品関係営業施設数	13,704	施設
	監視件数	8,530	件
	食品検査収去品目	855	品目
	現場簡易検査	1,018	件
	許可数(新規)	2,070	件
	許可数(更新)	0	件
	違反食品、苦情処理	98	件
	輸出証明	14	件

### 2 食中毒の検査

事業名	食中毒の検査 【生活衛生課】		法定1(国間、定額)
概 要	食中毒等の原因調査及び再発防止のための糞便・飲食物等の検査の実施		
実 績	検査件数	181	件
	食中毒発生件数	4	件
	関連調査	94	件
			86 人

### 3 食品衛生教育

事業名	食品衛生教育 【生活衛生課】		区
概 要	営業者による自主管理の推進 食品衛生思想の普及・啓発		
実 績	相談、懇談会、講習会		
	食品衛生街頭相談(食品衛生パネル展含む)	2	回
	リスクコミュニケーション	1	回
	衛生講習会(実務講習会含む)	58	回
			1,809 人

## 10 動物愛護

### 1 狂犬病予防事業

事業名	狂犬病予防事業 【生活衛生課・地域健康課】	法定1(区)
概要	狂犬病を予防するため畜犬登録、狂犬病予防定期集合注射を行う。	
実績	犬の登録 登録頭数 25,873 頭 新規登録頭数(マイクロチップ情報登録によるみなし登録を含む) 2,767 頭 注射済票交付枚数 19,313 枚 獣医師会連絡会議 2 回 定期集合注射事業 1 回(18日間)	

### 2 動物愛護事業

事業名	動物愛護事業 【生活衛生課】	都条例(都、定額)、区
概要	動物愛護の精神の高揚を図るとともに、適正飼養の普及・啓発に努める。飼い主のいない猫による地域の諸問題を改善するため、地域猫対策を行い、区民の快適な生活環境を保持し、猫と共生できる社会を実現する。	
実績	猫の去勢・不妊手術事業 去勢手術 飼い猫 394 頭 飼い主のいない猫 44 頭 飼い主のいない猫(地域猫活動を行う自治会・町会等) 11 頭 不妊手術 飼い猫 400 頭 飼い主のいない猫 76 頭 飼い主のいない猫(地域猫活動を行う自治会・町会等) 14 頭 自治会・町会等が行う地域猫活動への支援 16団体 犬猫の正しい飼い方の啓発活動 犬のしつけ方教室 2 回 猫の適正飼養教室 1 回 適正飼養啓発プレート作成(増刷) 種類 0 枚(犬猫) パネル展 6 回 動物にかかる苦情・相談受付 280 件	

### 3 災害時における動物保護活動

小事業名	災害時における動物保護活動 【生活衛生課】	区
概要	ペット同行避難に備えた対策の普及・啓発を図る。 飼い主が行方不明になったペットの一時保護施設の設置と運営体制の整備を行う。	
実績	ペット防災啓発事業 パネル展 6 回	

## 11 介護予防

### 1 介護予防事業費

事業名	介護予防事業費【健康づくり課】	法定1(国1/4、都1/8、区1/8、保険料1/2)
概要	一般高齢者を対象に、栄養状態を維持・改善し、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防を行い、要介護・要支援状態にならないように介護予防の知識の普及・啓発を行う。	
実績	一次予防事業(一般高齢者施策) 食から実践!フレイル予防講座 8 回 73 人 口腔機能向上講座 34 回 494 人 介護予防出張健康講座(栄養・歯科) 45 回 653 人	

令和7年7月発行

令和7年度  
大田区健康政策部・保健所事業概要

発行 大田区健康政策部健康医療政策課  
〒144-8621  
東京都大田区蒲田5-13-14  
電話 03-5744-1262  
FAX 03-5744-1523